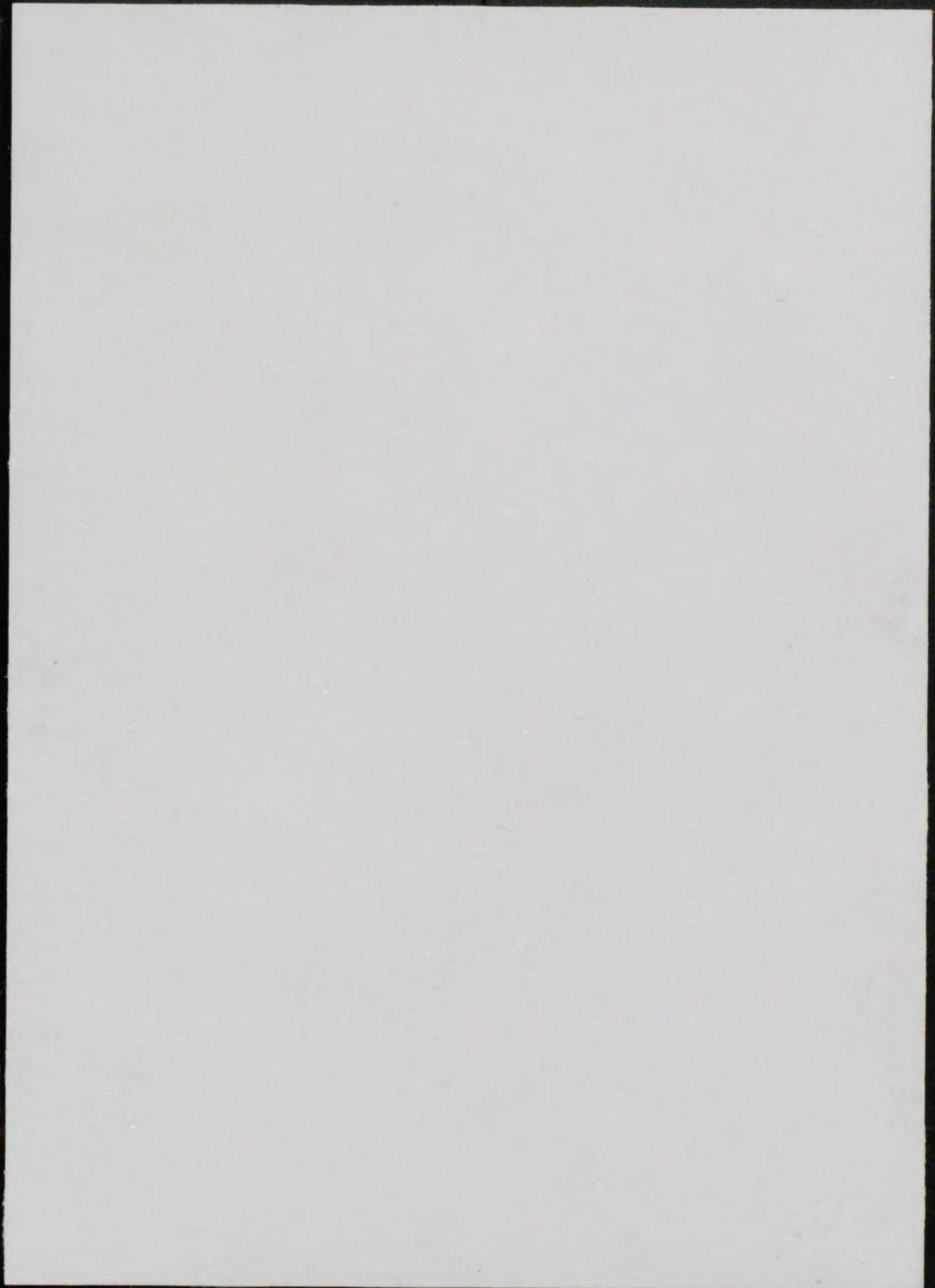


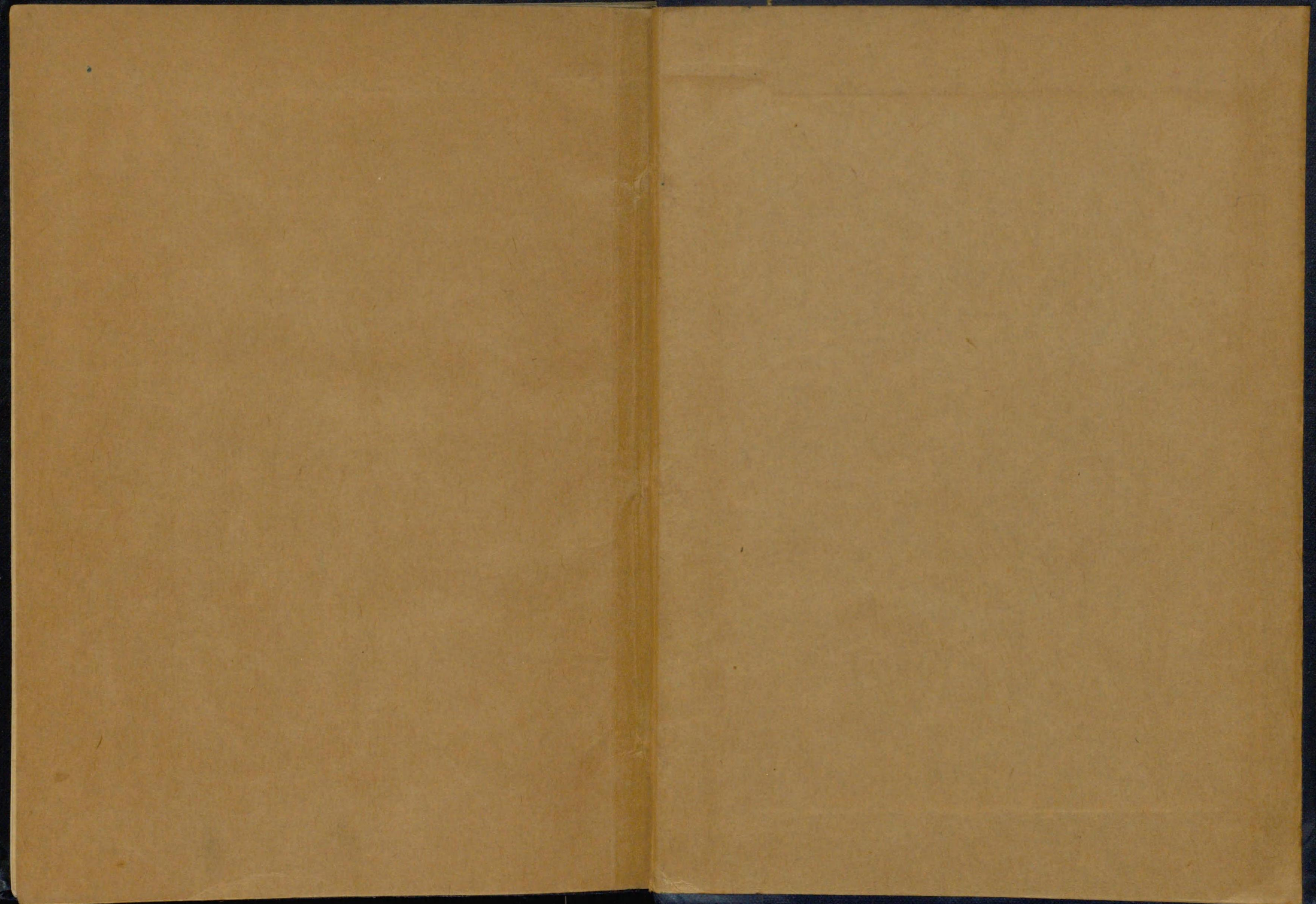
569-94



1200501517189

569
94





461





願 井上通泰先生
同 山田孝雄先生
新村 出先生

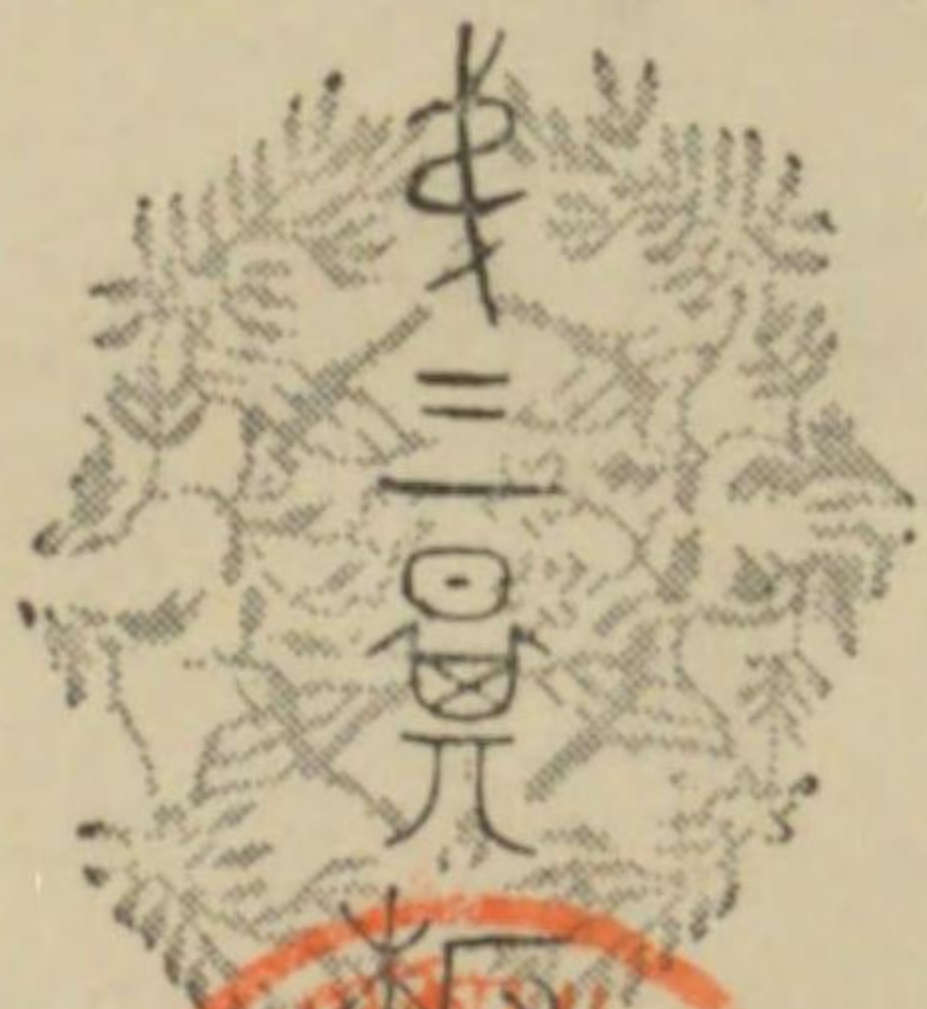
日本古典全集

日本書紀

(訓讀) 下卷

正宗敦夫

編纂 校訂



日本書紀

訓讀

下

日本書紀 訓讀目次 (下卷)

卷第十九 (欽明天皇)……………二八一

卷第二十 (敏達天皇)……………三二七

卷第二十一 (用明天皇 崇峻天皇)……………三二八

卷第二十二 (推古天皇)……………三三八

卷第二十三 (舒明天皇)……………三六〇

卷第二十四 (皇極天皇)……………三七〇

卷第二十五 (孝德天皇)……………三八六

卷第二十六 (齊明天皇)……………四一七

卷第二十七 (天智天皇)……………四三一

卷第二十八 (天武天皇 上)……………四四六

卷第二十九 (天武天皇 下)……………四六〇

卷第三十 (持統天皇)……………四九八

日本書紀卷第十九

天國排開廣庭天皇

欽明天皇

天國排開廣庭天皇は、男大迹天皇の嫡子なり。母を手白香皇后と曰す。天皇愛みたまひて常に左右に置きたまふ。天皇幼き時夢みたまはく、人有りて云さく、天皇秦大津父といふ者を寵愛みたまはば、壯大に及びて必ず天下を有らさむと。寤驚たまひて使を遣りて普く求めたまふに、山背國紀伊郡深草里より得つ。姓名果して所夢ししが如し。是に於て忻喜びたまふこと身に遍て、未曾しき夢と歎めまして、乃ち告て曰はく、汝は何事か有りしとのたまふ。答へて云さく、無し。但臣伊勢に向りて商價ひて來還るとき、山に二の狼の相闘ひて血に汚れたるに逢へりき。乃ち馬より下りて口手を洗嗽ぎて祈請て曰く、汝は是貴き神にして、穢き行を樂む。儼獵土に逢はば禽られむこと尤速けむと云ひて。乃ち相闘ふことを抑止めて、血毛を拭洗ひて、遂に遺放して、俱に命いけてきとまをす。天皇曰はく、必ず此の報ならむと。乃ち近侍ら令め優寵みたまふこと日に新なり。大に饒富を致し、踐祚に至るに及んで、大藏省に拜けたまふ。四年の冬十月に、武小廣國押盾天皇崩りましぬ。皇子天國排開廣庭天皇群臣に令ちて曰はく、余幼年くして識淺く未だ政事を閑はず。山田皇后明に百ノ揆に閑ひたまへり。請ふ就でて決めよ。山田皇后怖謝りて曰したまはく、妾恩寵を蒙ること、山も海も詎ぞ同じからむ。一萬の機之難き、婦女安ぞ預らむ。今

皇子は老を敬ひ少を慈みて、賢者に禮下たまふ。日中までに食す、以て士を待ちたまふ。加以て幼くして頼れ脱けて、早く嘉聲を擲し、性は寛和まして、務めて矜宥在す。請ふ諸の臣等、早く位に臨登りて天の下に光臨令めたまへ。多十二月庚辰朔甲申(〇五日)、天國排開廣庭皇子、天皇位即しめす。皇后を尊びて皇太后と曰す。大伴金村、大連、物部尾輿、大連を大連と爲し、及び蘇我稻目、宿禰、大臣を大臣と爲すこと、並に故の如し。

元年春正月庚戌朔甲子(〇十五日)、有司皇后を立むと請す。詔て曰はく、し、正妃武小廣國押盾天皇の女、石姬を立てて皇后と爲むとのたまふ。是二男一女を生れます。長を箭田珠勝、大兄皇子と曰ひ、仲を譯語田淳中倉太珠敷尊と曰ひ、少を笠縫、皇女と曰ふ。(更の名は狹田毛皇女)二月、百濟人已知部、化けり。倭國の添上郡の山村に置む。今の山村の已知部の先なり。三月、蝦夷隼人並に衆を率て歸附。秋七月丙子朔己丑(〇十四日)、都を倭國の磯城郡の磯城嶋に遷す。仍て號けて磯城嶋、金刺宮と爲。八月、高麗、百濟、新羅、任那、並に使を遣して貢職、獻並脩る。秦人、漢人、等諸蕃投化者を召し集へて、國郡に安置しめ戸籍に編貫く。秦人の戸數、惣て七千五十三戸。大藏掾を以て秦伴、造と爲す。九月乙亥朔己卯(〇五日)、難波、祝津宮に幸す。大伴大連金村、許勢、臣稻持、物部大連尾輿等、從る。天皇諸臣に問ひて曰はく、幾許の軍卒をもちて新羅を伐ち得む。物部大連尾輿等奏して曰く、少許の軍卒をもちて易く征つ可からず。曩者、男大迹天皇の六年に、百濟使を遣して任那の上哆唎、下哆唎、沙陀、

牟婁四縣を表請す。大伴大連金村、表請の依に求むる所を許し賜ひき。是に由りて新羅、怨曠、積年して、輕爾くして伐つ可からず。是に大伴金村住吉の宅に居り、疾と稱して朝らず。天皇青海夫人、勾子を遣して、慰問、慇懃なり。大連怖謝りて曰く、臣疾む所は餘事に非ず。今諸臣等臣が任那を滅ぼせりと謂す。故恐怖りて朝へざる耳。乃ち鞍馬を以て使に贈りて、厚く相資敬にす。青海夫人、依實に顯し奏す。詔りて曰はく、久しく忠誠を竭せり。衆口を恤る莫れと。遂に罪と爲さず。優寵彌深し。是年也太歲庚申。二年の春三月、五の妃を納る。元妃は皇后の弟、稚綾姫、皇女と曰ふ。是れ石上皇子を生む。次に皇后の弟有す。日影皇女と曰ふ。是れ倉皇子を生む。次に蘇我大臣稻目、宿禰の女を堅鹽媛と曰ふ。(堅鹽此を岐拖志と云ふ)。七男六女を生む。其の一を大兄皇子と曰ふ。是を橋、豐日、尊と爲す。其の二を磐隈皇女と曰ふ。(更名は夢皇女)。初伊勢大神に侍祀り、後皇子茨城に對するに坐りて解けぬ。其の三を臘鳥皇子と曰ふ。其の四を豐御食炊屋姫、尊と曰ふ。其の五を梶子皇子と曰ふ。其の六を大宅皇女と曰ふ。其の七を石上部皇子と曰ふ。其の八を山背皇子と曰ふ。其の九を大伴皇女と曰ふ。其の十を櫻井皇女と曰ふ。其の十一を肩野皇女と曰ふ。其の十二を橋本、稚皇子と曰ふ。其の十三を舍人皇女と曰ふ。次に堅鹽媛の同母弟を小姉、君と曰ふ。四男一女を生む。其の一を茨城皇子と曰ふ。其の二を葛城皇子と曰ふ。其の三を渥部穴穗部皇女と曰ふ。其の四を渥部穴穗部皇子と曰ふ。(更の名は天香子皇子。一書に云ふ、更の名は住迹皇子)。其の五を泊瀬部皇子と曰ふ。(一書に云はく、其の一を茨城皇子と曰ふ。其の二を渥部穴穗部皇

女と曰ふ。其の三を泥部穴穗部皇子と曰ふ。更の名は住迹皇子。其の四を葛城皇子と曰ふ。其の五を泊瀬部皇子と曰ふ。一書に云はく、其の一を茨城皇子と曰ふ。其の二を住迹皇子と曰ふ。其の三を泥部穴穗部皇女と曰ふ。其の四を泥部穴穗部皇子と曰ふ。更の名は天香子。其の五を泊瀬部皇子と曰ふ。帝王本⁴紀に多に古字ども有り。撰び集むる人屢遷易を経たり。後の人習ひ讀むとき、意を以て刊り改む。傳へ寫すこと既に多なり。遂に舛ひ雜ふことを致せり。前後次を失ひて、兄弟參差ひなり。今則ち古今を考駁りて其の眞正に歸す。一往識り難きは且一に依りて撰ひて、其の異なることを注詳す。他皆此に効へ。次に春日^{カスガ}日^ヒ杵^{ツメ}臣の女を糠子と曰ふ。春日^{カスガ}山^{ヤマ}田^タ皇女と、橘麻呂皇子とを生む。夏四月、安羅の次早岐、夷吞^{イトシ}奚^キ、大不孫^{オホフス}、久取柔利^{クニニヨリ}、加羅の上首位古殿奚^{カヲノウヘノコトノコノミ}、卒麻^{ソマ}の早岐^{ハヤキ}、散半奚^{サンハンキ}の早岐^{ハヤキ}の兒、多羅^{タラ}の下早岐夷他^{シノハヤキヒ}、斯^ス二岐早岐^{ニキハヤキ}の兒、子他^{コノヒ}の早岐等^{ハヤキノトコ}、任那^{ニナ}の日本^{ニッポン}府^フ吉備^{キツ}臣^{ノミ}名字^{ナナジ}を闕せり。と百濟^{ハクセ}に往赴きて俱に詔書を聽^{ウケ}る。百濟^{ハクセ}の聖明王^{セイメイノミコ}、任那^{ニナ}の早岐等^{ハヤキノトコ}に謂りて言はく、日本の天^{アメ}も皇^{ミコ}の詔^{ミコトノミコト}所^ノは至^マ任那^{ニナ}を復^{カヘ}建^{ツク}てよと云ふを以てす。今何の策^{ハカリゴト}を用て、任那^{ニナ}を起し建^{ツク}てむ。蓋^{ナシ}ぞ各忠^{オノオノノチカ}を盡して聖^{ヒコリ}の懷^{イハレ}を展^{ヒキ}べ奉^{マツ}らざる。任那^{ニナ}の早岐等^{ハヤキノトコ}對^{ムカ}へて曰く、前に再び三廻新羅^{ニハ}と議れども、而も圖^カる所の旨^{サシ}を答^{コタ}へ報^{マツ}すこと無し。更に新羅^{ニハ}に告ぐれども尙^{コトク}報^{マツ}すこと無し。今宜しく俱に使^{ツケ}を遣^{マツ}して往きて天皇^{ミカド}に奏^{マツ}せ。夫れ任那^{ニナ}を建^{ツク}ることは、爰^{ココ}に大王^{オホノミコ}の意^{ココロ}に在^アり。祇^タみて教^{ツケ}旨^{サシ}を承^{ウケ}けむ。誰か敢て問^ト言^{ハシ}さむ。然に、任那^{ニナ}の境^{サカイ}新羅^{ニハ}に接^{ツク}はる。恐くは卓淳^{タクジュン}等^{ノトコ}が禍^{ワガ}を致^{ツク}さむ。(等と云ふは喙^{クハ}曰^{ハシ}吞加羅^{ツクガ}を謂^{イハ}ふ。言は卓淳^{タクジュン}等^{ノトコ}が國^{クニ}敗^{マシ}亡^シの禍^{ワガ}有^アらむとなり。)聖明王^{セイメイノミコ}曰く、昔我^{トホツ}が先祖^{ソコノミ}

速古王^{ソクコノミコ}貴首王^{キウシュノミコ}の世に、安羅^{アノ}加羅^{カヲ}卓淳^{タクジュン}の早岐等^{ハヤキノトコ}、初て使^{ツケ}を遣^{マツ}して相通^{カヨハ}して、厚^{コソク}親^{シラシキムツヒ}好^ヲを結^{ムス}べり。以て子弟^{コイロト}と爲^ス。恒^{トコ}に隆^{サカ}ゆ可^シきことを冀^ヲふ。而るを今新羅^{ニハ}に誑^{アサ}かれて、天皇^{ミカド}をして忿怒^{イカ}りまさしめて、任那^{ニナ}をして憤恨^{ウレミ}あらしむるは、寡人^{オノレ}が過^{アヤ}なり。我^{オノ}深く懲^コり悔^ハみて下部^{シタ}中^{ナカ}佐^サ麻^マ爾^ニ、城^{シロ}方^{カタ}甲^カ肖^{セウ}昧^{マイ}奴^ヌ等^{ノトコ}を遣^{マツ}して加羅^{カヲ}に赴^{ツク}きて、任那^{ニナ}の日本^{ニッポン}府^フに會^アへ相盟^{ソウメイ}ひき。以後^{ソノノチ}念^{ネン}を繋^ツぎ、相續^ツぎて任那^{ニナ}を建^{ツク}てむと圖^カること、且夕^{イツソク}に忘^{ワス}れること無し。今天皇^{イマノミカド}詔^{ミコトノミコト}りして稱^{イハ}はく、速^スかに任那^{ニナ}を建^{ツク}てよ。是に由^ユりて爾^ニが曹^{ソウ}と共に謨^{マカ}計^ケりて、任那^{ニナ}の國^{クニ}を樹^ツ立てむと欲^ホふ。宜^{ヨシ}善^シく圖^カれ。又任那^{ニナ}の境^{サカイ}に於^ケて新羅^{ニハ}を徵^メ召^メして聽^キむや不^フやを問^トはむ。乃ち俱に使^{ツケ}を遣^{マツ}して天皇^{ミカド}に奏^{マツ}聞^クさしめて、恭^{ツツシ}みて示^シ教^{ツケ}を承^{ウケ}らむ。儻^{モウ}如^ニ使人^{シヤクニ}未^マだ還^マらざる際^{サカイ}に、新羅^{ニハ}隙^{クセキ}を候^{ウケ}ひて任那^{ニナ}を侵^{オカ}し逼^セめば、我^{オノ}當^マに往^イきて救^{タメ}ふべし。憂^{ウレ}ひと爲^スすに足^タらず。然れども善^{ヨシ}く守^モり備^ヒへて謹^{ツツシ}警^{ケイ}みて忘^{ワス}れることなかれ。別に汝^ニの善^{ヨシ}所^ノは、恐^{オソ}らくは卓淳^{タクジュン}等^{ノトコ}の禍^{ワガ}を致^{ツク}さむ。新羅^{ニハ}の自^ミら強^{ツヨク}きが故^ユに能^スく爲^スす所^ノに非^アじ。其の喙^{クハ}己^{オノ}吞^{ツク}は、加羅^{カヲ}と新羅^{ニハ}との境^{サカイ}に居^スて、連^{トシ}年^{ゴト}に攻^{ツク}め敗^{マシ}られたり。任那^{ニナ}能^スく救^{タメ}ふこと無し。是に由^ユりて亡^シぼされき。其の南^{ミナミ}の加羅^{カヲ}は、叢^{チリ}爾^ニ狹^ス小^コきにして、卒^{ソツ}に備^ヒふること能^スはず、託^{ツク}く所^ノを知らず。是に由^ユりて亡^シぼされき。其の卓淳^{タクジュン}は上下^{ウヘノタテ}携^ヒ貳^ニあり、新羅^{ニハ}に自^ミら附^ツひ内^{ウチ}應^{オウ}せむと欲^ホりするに至^ツる。是に由^ユりて亡^シぼされき。斯^スに因^ユりて三國^{サンクニ}の敗^{マシ}を觀^ミるに、良^{ヨシ}に以^モり。昔^{オノ}は新羅^{ニハ}援^{タメ}を高麗^{コウレイ}に請^{コト}ひて、任那^{ニナ}と百濟^{ハクセ}とを攻^{ツク}め撃^{ツク}てども、尙^{コトク}克^スたず。新羅^{ニハ}安^{ヤス}ぞ獨^{ドク}り任那^{ニナ}を滅^メぼさむや。今寡人^{オノレ}汝^ニと力^{チカラ}を戮^アせしむ。心^{ココロ}を并^ナせて、翳^{カク}頼^ニ天皇^{ミカド}、任那^{ニナ}は必^{カナラ}ず起^{オコ}らむ。因^ユつて物^{モノ}を贈^{オク}ること各^{オノオノ}差^サ有り。忻^{ヨロコ}忻^コびて還^マる。秋七月、百濟^{ハクセ}、安羅^{アノ}の日本^{ニッポン}府^フと新羅^{ニハ}と計^ケを通^トすを

聞きて、前部奈卒鼻利、莫古奈卒官文、中部奈卒木菟味淳、紀臣奈卒彌麻沙等を遣して、(紀臣奈卒は、蓋し是紀臣韓の婦を娶りて生む所、因りて百濟に留りて奈卒と爲る者也。未だ其の父を詳かにせず。他皆此に效へ。)安羅に使用して新羅任那の執事を召し到らせ、任那を建つることを諷る。別に安羅の日本府河内直計を新羅に通はすを以て、深く之を責め罵る。(百濟本紀に云ふ、加不至費直阿賢移那斯、佐魯麻都等と。未だ詳かならず。)乃ち任那に謂ひて曰く、昔我が先祖速古王、貴首王、故の^レ早岐等と始めて和親を約ふ。式て兄弟と爲る。是に於きて我は汝を以て子弟と爲し、汝は我を以て父兄と爲す。共に天皇に事へて、俱に強き敵を距ぎ、國を安くし家を全くして今日に至れり。言、先祖の舊早岐と、和親の詞を念へば皎日の如きもの有り。茲より以降、勤に隣の好を修めて、遂に與國に敦し。恩骨肉に踰え、始に善しく終り有ることを、寡人恒に願ふ所なり。未審、何に縁りてか軽く浮辭を用て、數歳の間に慨然志を失はむ。古き人の云へらく、追ひて悔ゆとも及ぶこと無しといふは、此を謂ふなり。上は雲際に達り、下は泉中に及ぶまで、神を今に誓ひて、咎を昔に改めむ。一隠れ匿ぶこと無くして、爲す所を發露はさむ。精誠靈に通ひて、深く自ら克く責むること、亦宜く取るべき所なり。^レ蓋し聞く、人の後爲る者は、能く先軌を負荷ひ、克く堂構を昌りにして、以つて勳業を成すことを貴ぶ。故今追ひて先の世の和親ぶる好を崇て、敬て天皇の詔勅の詞に順ひて、新羅の折れる國、南の加羅、倭己吞等を拔取りて、本貫に還し屬け、任那に遷し實て、求て父兄と作りて、恒に日本に朝らむ。此寡人が食へども、味を甘せず、寢ぬれども席を安み

せざる所なり。往を悔い今を戒めて、勞想しとする所なり。夫れ新羅の甘く言ひて誑くを希むことは、天下の知る所なり。汝等妄に信けて、既に人の權に墮ちき。方今任那の境新羅に接れり。宜しく常に備へを設くべし。豈能く柝を弛べむや。爰に恐らくは誣ひ欺ける網罟に陷羅りて、國を喪ひ家を亡ぼして、人の繫虜と爲らむことを。寡人茲を念ひて、勞想しくて自ら安すること能はず。竊に聞く、任那と新羅と策を席の際に運ひて、蜂蛇の怪を現す、亦衆の知る所なり。且夫れ妖祥は行を戒むる所以なり。災異は人を悟しむる所以なり。當に是れ明天の先の靈に告げ戒むる徵表なり。禍に至りて追ひ悔い、滅びて後に興らむと思ふとも、孰れか云に及ばむ。今汝余に遵ひて、天皇の勅を聽りて任那を立つ可きなり。何ぞ成らざることを思へむ。若し長く本の土を存ち永く舊の民を御めむと欲りせば、其の謨茲に在り、慎まざる可けむや。聖明王更に任那の日本府に謂ひて曰く、天皇の詔りて稱はく、任那若し滅びば、汝即ち資無からむ。任那若し興らば、汝即ち援有らむ。今宜しく任那を興し建てて、^レ舊日の如くならしめ、以て汝が助けと爲て、黎民を撫で養ふべしと。謹みて詔勅を承りて、悚懼ること骨に墮つ。誓ひて丹誠に効り、翼は任那を隆えしめて、永く天皇に事ふること、猶往日の如けむ。先づ未然を慮りて、然る後康く樂まむ。今日本府復た能く詔の依に任那を救助せば、是天皇の爲めに必ず哀讚げられむ。汝の身賞祿せられむ。又日本卿等、久しく任那の國に住み、近く新羅の境に接れり。新羅の情狀は亦是知れる所なり。任那を毒害ひて日本を防がむと諷ること、其の來ること尙し。唯今年のみに匪ず。而るを敢へて動かざるは、近くは百

濟を差ぢ、遠くは天皇に恐れまつり。誘りて朝廷に事へ、偽りて任那に和ぐ。斯く任那の日本府を感激すことは、未だし⁹。任那を禽らざるの間を以ちて偽りて伏従ふ狀を示す。願くは今其の間隙を候ひ、其の備へざるを詰ひて、一兵を擧げて之を取らむ。天皇詔勅して南の加羅喙已吞を立てよと勸めたまふこと、但に數十年のみに非ず。而るを新羅一命を聽かざること、亦卿の知れる所なり。且つ夫れ天皇を信敬ひて、任那を立てることを爲せば、豈是に若むや。恐らくは卿等輒ち甘言を信じて軽く謾語を被け、任那國を滅して、天皇を辱め奉らむことを。卿其れ戒みて他にな欺かれそ。(〇三年脫カ)秋七月、百濟紀、臣奈卒彌麻沙、中部奈卒已連を遣して、來りて下韓任那の政を奏す。并せて表を上る。し⁹。

四年夏四月、百濟の紀、臣奈卒彌麻沙等罷る。秋九月、百濟の聖明王、前部奈卒眞牟貴文、護德己州己婁と、物部、施德麻哥牟等とを遣して、來りて扶南の財物と奴二口とを獻らしむ。冬十一月丁亥朔甲午(〇八日)、津守連を遣して、百濟に詔りて曰はく、任那の下韓に在る百濟の郡令城主、宜しく日本府に附くべし。并に詔書を持して宣して曰はく、爾屢表を構りて、任那を建つべしと稱ふこと十餘年なり。表奏此れども、尙未だ成らず。且つ夫れ任那は爾の國の棟梁爲り。如し棟梁を折らば、誰か屋宇を成らむ。朕が念ふこと茲に在り。爾須らく早く¹⁰建つべし。汝若し早く任那を建てなば、河内直等は自ら當に止退くべし。豈云ふに足らむや。是の日、聖明王宣勅を聞ること已りて、三の佐平、内頭及び諸臣に歷問めて曰く、詔勅是の如し、當に復何如すべき。三の佐平等答へて曰く、下韓に在る我が郡令城主は出す可からず。國を建

つるの事は宜しく早く聖勅を聽くべしと。十二月、百濟の聖明王、復前詔を以て普く群臣に示せて曰く、天皇の詔勅是の如し。當に復何如にすべき。上佐平沙宅己婁、中佐平木勃麻那、下佐平木尹貴、德卒鼻利、莫古德卒東城、道天、德卒木勃昧¹⁰淳、德卒國雖多、奈卒燕比善那等同議りて曰く、臣等稟性愚かに闇くて、都て智略無し。任那を建てよと詔らす。早く勅を奉るべし。今宜しく任那の執事、國國の早岐等を召して、俱に謀り同じく計りて、表を抗てて志を述べし。又河内直、移那斯麻都等猶安羅に住らば、任那恐らくは建て難からむ。故亦并せて表りて乞ひて本の處に移したまへ。聖明王曰く、群臣の議る所甚に寡人が心に稱へり。是の月、乃ち施德高分を遣して、任那の執事と日本府の執事とを召す。俱に答へて言はく、正且を過して往て聽たまはらむ。

五年春正月、百濟國使を遣して任那の執事と日本府の執事とを召す。し¹¹俱に答へて言さく、神を祭る時到りぬ。祭り了りて往む。是の月、百濟復使を遣して任那の執事と日本府の執事とを召す。日本府任那、俱に執事を遣さずして、微者を遣れり。是に由りて百濟俱に任那國を謀り建つることを得ず。二月、百濟施德馬武、施德高分屋、施德斯那奴次酒等を遣りて、任那に使して日本府と任那の早岐等とに謂ひて曰く、我れ紀、臣奈締彌麻沙、奈卒已連、物部連奈締用歌多を遣して、天皇に朝謁しむ。彌麻沙等日本より還りて、詔書を以て宣りて曰く、汝等宜しく彼に在る日本府と共に早く良き圖を建て、し¹¹朕が所望に副へしめよ。爾其れ戒めよ。他にな誑かれそ。又津守連、日本より來り、(百濟本紀に云く、津守連已麻奴跪と。而も語

訛りて正からずして未だ詳ならず。詔勅を宣ひて任那の政を問ふ。故れ將に日本府任那の執事と共に任那の政を議り定めて、天皇に奏し奉らむと欲す。三廻遣召ども尙ほ來到ず。是に由りて、共に任那の政論圖計りて天皇に奏し奉ることを得ず。今津守連を請し留めて、別に疾使を以て具に情狀を申べて天皇に遣奏むと欲す。當に三月十日を以て使を日本に發遣すべし。此の使便ち到らば、天皇必ず汝に問ひたまふべし。汝日本府の卿、任那の早岐等、各宜く使を發てて我が使人と共に往きて天皇の宣ふ所の詔を聽はるべし。別に河内直に謂ひて曰く、(百濟本紀に云く、河内直、移那斯、麻都。而して語訛りて未だ其の正を詳にせず。)昔より今に迄に唯汝が悪きことを聞く。汝が先祖等(百濟本紀に云く、汝が先は那干陀甲背、加臘直岐甲背。亦云く、那歌陀甲背、鷹歌岐彌。語訛りて未だ詳かならず。)俱に奸偽を懷きて爲歌可君を誘り説く。(百濟本紀に云く、爲歌岐彌、名は有非岐。)専ら其の言を信じて國の難を憂へず。吾が心に乖背きて暴虐を縱肆にす。是に由りて逐らる。汝等來りて任那に往きて、恒に不善を行ふ。任那の日に損はるること、職として汝の由なり。汝是れ微と雖も、譬へば小火の山野を燒き焚きて村邑に連延るがごとし。汝が行惡に由りて、當に任那を取る、遂に海の西の諸國の官家をして、長く天皇の闕に奉ることを得ざらしむ。今天皇に遣奉して、汝等を乞移して其の本處に還へさむと。汝亦往で聞れと云ふ。又日本府の卿任那の早岐等に謂ひて曰く、夫れ任那の國を建つること、天皇の威を假らずば、誰か能く建てむ。故我天皇に就て、將士を請して任那の國を助けむと思欲す。將士の糧は我當に運ばむ。將士の數未だ

若干に限らず。糧を運ぶの處亦自ら決め難し。願くは一處に居て俱に可不可を論ひて其の善きを選び従ひて、天皇に奏さむとす。故頻りに召しに遣せども、汝猶來らざれば、議ることを得じといふ。日本府答へて曰く、任那の執事召に赴かざることは、是れ吾の遣せざるに由りて往ることを得ざるなり。L13 吾天皇に遣奏すに、還使宣ひて曰く、朕當に印歌臣を以して新羅に遣し、津守連を以して百濟に遣すべし。汝勅を聞まはらむ際を待て自勞りて新羅百濟にな往きそ。宣勅是の如し。會、印歌臣の新羅に使用するを聞く。乃ち追ひて天皇の宣詔りしたまふ所を問はしむ。曰く、日本の臣と任那の執事と、應に新羅に就きて天皇の勅を聽るべし。而して百濟に就きて命を聽れと宣はず。後に津守連遂に來り、此に過りて謂ひて曰く、今余百濟に遣さるるは、下韓に在る百濟の郡令城主を出さむとなり。唯此の説を聞く。任那と日本府と、百濟に會ひて天皇の勅を聽れといふことを聞かず。故れL13 往かざるは、任那の意に非ず。是に任那の早岐等曰く、使の來り召すに由りて便ち往參むと欲す。日本府の卿發遣を肯ぜず。故れ往ず。大王任那を建むが爲めに、情曉示す。茲を觀て忻喜ふこと、具に申ふ可きこと難し。三月、百濟奈摩阿亡(ハ〇モカ)得文、許勢、奈摩歌麻、物部、奈摩歌非等を遣して表を上りて曰く、奈摩彌麻沙、奈摩已連等、臣が蕃に至りて、詔書を奉けて曰く、爾等宜く彼に在る日本府と共に、同じく謀り善く計りて、早く任那を建つべし。爾其れ戒め。他にな誑かれそ。又津守連等、臣が蕃に至りて、勅書を奉げて任那を建つることを問ふ。恭みて來りて勅を承り、敢て時を停ずして、L14 爲めに共に謀ることを欲ふ。乃ち使を遣して日本府と(百濟本紀に云く、爲胡跛臣

を遣召しむ。蓋し是の臣なり。任那とを召ぶ。俱に對へて言ふ、新しき年既に至りぬ。願くは過ぎて往むと。久しくありて就ず。復使を遣して召すに、俱に對へて言ふ、祭時既に至りぬ。願くは過ぎて往む。久しくありて就ず。復使を遣して召す、而るに徴者を遣すに由りて、同じく計ることを得ず。夫れ任那の召に赴ぬは其の意に非ざりけり。是れ阿賢移那斯、佐魯麻都が對候へるが作る所なり。夫れ任那は安羅を以て兄と爲て、唯其の意に従ふ。安羅の人は日本府を以て天と爲し、唯其の意に従ふ。(百濟本記に云く、安羅を以て父と爲し、日本府を以て本と爲し。今、吉備の臣、河内直等、咸移那斯、麻都が指擣くに從ふのみ。移那斯、麻都是れ小家の徴者と雖も、專日本府の政を擅にす。又任那を制へ、障へて遣こと勿し、是に由りて同じく計りて天皇に奏答すことを得ず。故れ己麻奴跪(蓋し是は津守連なり)を留めて、別に使の迅きこと飛ぶ鳥の如きものを遣して天皇に奉奏さしむ。假二人をして安羅に在らしめば、多く對候を行ひて、任那建ち難く、海の西の諸國は必ず事へまつることを獲し。伏して請ふ、此の二人を移して其の本處に還し。勅して日本府と任那とに諭して、任那を建つることを圖りたまへ。故臣奈戀彌麻沙、奈戀己連等を遣して、己麻奴跪を副へて表を上りて以聞ゆ。15。是に於て詔して曰く、的臣等の新羅に往來ひしこと朕が心に非ず。曩者印支彌と阿鹵旱岐と在りし時に、新羅の爲めに逼められて耕種することを得ず。百濟路適くして急を救ふ能はず。的臣等の新羅に往來ふに由りて、方に耕種を得たるは、朕が曾より聞きし所なり。若し已に任那を建てば、移那斯、麻都、自然却退きなむ。豈に云ふに足らむや。伏して此の詔を承りて、

喜び懼み懐に兼ね。而して新羅の朝を誑くをば、天勅に匪ざることを知りぬ。新羅春暎淳を取る。仍りて我が久禮山の戎を擯出で、遂に之を有つ。安羅に近き處は安羅耕種す。久禮山に近き處は新羅耕種す。各自耕しし15。相侵し奪はず。而るを移那斯、麻都、過て他の界を耕し、六月にして印支彌に逃げ去きぬ。後に許勢臣が來りし時に(百濟本記に云く、我が印支彌を留むるの後に、既酒臣至る時)新羅復他の境を侵し逼ること無し。安羅新羅の爲めに逼められて耕種することを得ざることを言さず。臣嘗つて聞く、新羅春秋毎に多に兵甲を聚めて、安羅と荷山とを襲はむと欲すと。或ひは聞く、當に加羅を襲ふべしと。頃ろ書信を得て、便に將士を遣して任那を擁き守ること懈息ること無し。頻りに銳兵を發して時に應て往きて救ふ。是を以て任那序に隨ひて耕種し、新羅敢へて侵し逼らず。而るを奏す百濟路適くして急を救ふこと能はずと。的臣等の新羅に往來ふに由りて方に耕種することを得ること、是れ16。上は天朝を欺きて轉對。倭を成せるなり。曉然に是くあることすらも尙天朝を欺きまつる。自餘の虚妄は必ず多に有らむ。的臣等猶安羅に住らば、任那の國恐くは建立つること難けむ。宜く早く退却けたまへ。臣深く懼る。佐魯麻都は是れ韓の腹なりと雖も、位大連に居り、日本の執事の間に廁りて、榮班骨盛之列に入る。而るに今反て新羅の奈麻禮の冠を著く。即ち身心の歸附ふことは、他に照し易し。熟作る所を觀るに、都て怖畏ること無し。故前に惡行を奏し、具に録して聞訖。今も猶他の服を著て、日に新羅の域に赴く。公私往還ふに都て憚る所無し。夫れ倭國の滅びしこと他に由るに匪じ。倭國の函跋早し16。岐加羅國に貳心ありて、新羅に内應

し、加羅外自り合ひ戦ふ。是に由りて滅びたり。若し函波早岐をして内應を爲ざらしめば、倭國小しと雖も、未だ必ずしも亡びざるなり。卓淳に至りても、亦復然り。假卓淳國の主をして新羅に内應し寇を招くことを爲ざらしめば豈滅ぶるに至らむや。諸國の敗亡びし禍を歴觀るに、皆内應貳心の人に由りてなり。今麻都等新羅に腹心しくて、遂に其の服を着て往還ひて、且夕にも陰に奸心を構ふ。乃ち恐くは任那の茲に由りて永に滅びむ。任那若し滅びば、臣が國孤り危し。朝らむと思欲ふとも豈復た得むや。伏して願くは、天皇玄に鑒遠く察して、速かに本の處に移して、以て任那を安めたまへ。多十月、17百濟の使人奈卒得文、奈卒歌麻等罷り歸る。(百濟本記に云く、多十月、奈卒得文、奈卒歌麻等日本より還りて曰く、奏す所の河内直、移那斯、麻都等の事、報勅無し。)十一月、百濟使を遣して日本府の臣、任那の執事を召して曰く、天皇に遣朝す奈繼得文、許勢、奈繼哥麻、物部奈繼哥非等日本より還る。今日日本府の臣及び任那國の執事、宜しく來りて勅を聽けて同じく任那を議るべし。日本の吉備臣、新(安)羅の下、早岐大不孫、久取柔利、加羅の上、首位古殿奚、卒麻君、斯二岐君、散半奚君の兒、多羅の二首位訖乾智、子他、早岐、17久羅、早岐、仍に百濟に赴く。是に、百濟王聖明、略詔の書を以て示せて曰く、吾奈卒彌麻佐、奈卒己連、奈卒用哥多等を遣して、日本に朝しむ。詔して曰く、早く任那を建てよ。又津守連勅を奉けて任那を成しつやと問ふ。故に召はしむ。當に復如何しか能く任那を建つべき。請ふ各謀を陳べよ。吉備臣、任那、早岐等曰く、夫れ任那國を建むこと、唯大王に在り。冀くは王に遵ひて俱に奏して勅を聽けたまはらむと欲りす。聖明王

謂ひて曰く、任那國吾が百濟と、古より以來、子弟爲らむことを約べり。今日日本府の印岐彌(任那に在る日本の臣の名を謂ふ。)既に新羅に計りて更將に我を伐たむとす。又18新羅の虚誕謾語を聽くを樂む。夫れ印支彌を任那に遣すは、本より其の國を侵し害ふには非じ。往古來今新羅道无く、食言りて信に違ひて卓淳の股肱の國を滅す、快く悔を返さむと欲ふ。故召び到らしむ。俱に恩詔を承け、欲冀くは任那國を興し繼ぎて、猶舊日の如くし、永く兄弟と爲らむことを。竊かに聞く、新羅安羅の兩國の境に、大きなる江水有り、要害の地なり。吾此に據りて六の城を脩め繕むと欲ふ。謹みて天皇の三千の兵士を請ひて、城毎に充るに五百を以てし、我が兵士に并せて作田をせしむること勿くして過惱さば、久禮山の五の城、庶くば自に兵を投て降首ひなむ。卓淳國、亦復當に18興るべし。請ふ所の兵士に吾衣と糧を給へ、天皇に奏さむと欲ふ。其の策一なり。猶南の韓に於きて、郡令城主を置かば、豈天皇に違背きまつり貢調の路を遮斷らむと欲むや。唯庶くは克く多の難を濟ひて強敵を殲撲さむとなり。凡そ厥の凶黨誰か附くことを謀らざらむ。北敵強く大きにして、我が國微弱弱し。若し南の韓に郡領城主を置きて修理め防護らずば、以て此の強敵を禦ぐ可からず。亦以て新羅を制ぐ可からず。故猶之を置きて新羅を攻逼めて、任那を撫存たしめむ。若し爾らずば、恐らくは滅亡されて朝聘することを得じ。天皇に奏さむと欲ふ。其の策の二なり。又吉備臣、河内直、移那斯、麻都、猶任那の國に在らば、天皇19詔りたまふと雖も、任那を建てることを得可からず。請ふ、此の四人を移して、各其の本の邑に遣還さむ。天皇に奏さむ。其の策の三なり。宜しく日本の臣、任那

の早岐等と、俱に使を奉遣して、同じく天皇に奏して、恩詔を聽らむと乞す。是に於て、吉備臣、早岐等曰く、大王の述ぶる所の三の策、亦愚情に協へるのみ。今願はくは歸りて以て敬みて日本の大臣（任那に在る日本府の大臣を謂ふ。）安羅王、加羅王に諮り、俱に使を遣して同じく天皇に奏さむ。此れ誠に千載に一會ふの期、深く思ひて熟く計らざる可けむや。十二月、越國言さく、佐渡嶋の北の御名部の碇岸に肅愼の人有り、一の船舶に乗りて淹し留り。春夏捕魚りして食に充つ。彼の嶋の人、人に非ずと言ひ、亦鬼魅なりと言ひて、敢へて近づかず。嶋の東の禹武邑人椎子を採拾ひて熟し喫まむと爲欲に、灰の裏に著きて炮りつ。其の皮甲二人と化りて、火の上に飛び騰ること一尺餘許、時を経て相闘ふ。邑の人深く異しと以爲ひて、庭に取り置く。亦前の如く飛びて相闘ふこと已ます。人有り、占へて云はく、是の邑の人必ず魃鬼の爲めに迷惑はされむ。久しくあらずして言の如くに其に抄掠めらる。是に肅愼の人瀬河の浦に移就く。浦の神嚴忌し、人敢へて近づかず。渴ゑて其の水を飲みて、死ぬる者且に半なり。骨嚴岫に積みたり。俗、肅愼の隈と呼ぶ。L20

六年春三月、膳臣巴提便を遣して百濟に使せしむ。夏五月、百濟、奈卒其悽、奈卒用歌多、施德次酒等を遣して表を上つる。秋九月、百濟、中部護德菩提等を遣して、任那に使せしむ。吳の財を日本府の臣及び諸の早岐に贈ること各差有り。是の月、百濟丈六佛像を造る。願文を製りて曰く、蓋し聞く、丈六佛を造る、功徳甚大なり。今敬ひて造りぬ。此の功徳を以て願はくは天皇勝善之徳を獲たまひ。天皇の所用す彌移居國、俱に福祐を蒙らむ。又願はくは普天の下一切衆生皆解脱を蒙らむ。故造りまると。多十一月、膳臣巴提便より還りて言さく、臣使に遣されしとき、妻子相逐ひて去る。百濟の濱（濱は海濱なり。）に行至りて、日晚れて宿停る。小兒忽て之を知らず。其の夜大雪ふる。天曉けて始めて求むるに、虎の連ける跡有り。臣乃ち刀を帯ぎ甲を撰て、尋めて嚴岫に至る。刀を抜いて曰く、敬みて絲綸を受けて陸海に劬勞み。風に櫛り雨に沐して、草を藉し荊を班とすることは、其の子を愛みて父の業を紹がしめむが爲めなり。惟ふに汝威神、子を愛むこと一なり。今夜兒亡せたり。蹤を追ひて覓ぎ至る。命を亡ぼさむを畏れずて、報いむと欲りするが故に來つといふ。既にして其の虎前に進みて口を開きて噬はむと欲す。巴提便忽ち左の手を申べて、其の虎の舌を執りて、右の手をもて刺し殺して、皮を剥ぎ取りて還る。是の歳、高麗大きにL21 亂れて誅殺さるる者衆し。（百濟本記に云く、十二月甲午、高麗國細羣鹿羣と宮門に戰ふ。鼓を伐ちて戰鬪ふ。細羣敗れて兵を解かざること三日。盡くに細羣の子孫を捕へて誅しつ。戊戌、狛の嶋香岡上王、薨せぬ。）

七年春正月甲辰朔丙午（〇三日）、百濟の使人中部奈卒已連等罷り歸る。仍て賜ふに良馬七十四、船二十雙を以てす。夏六月壬申朔癸未（〇十二日）、百濟中部奈卒掠葉禮等を遣して調獻る。秋七月、倭國の今來郡言す、五年の春に、川原、民直宮、樓に登りて騁望る。乃ち良馬を見つ。紀伊國の漁者の贄を負せる草馬が子なり。影を睨て高く鳴き、輕く母の脊を超ゆ。就きて買ひ取り、養養こと年を兼ぬ。壯に及びて鴻の

ごとくし²¹驚き龍のごとくに煮りて、輩に別に群に越ゆ。服御隨心に、馳驟合度れり。大内丘の壑を超渡ゆること十八丈。川原民直宮は檜隈、邑の人なり。是の歳、高麗大きに亂れ、凡そ鬪ひ死ぬる者二千餘。(百濟本記に云ふ。高麗正月丙午を以て、中夫人の子を立てて王と爲す、年八歳。狛王三の夫人有り。正夫人は子無し。中夫人世子を生む。其の舅氏は鹿羣なり。小夫人子を生む。其の舅氏は細羣なり。狛王疾篤るに及びて、細羣鹿羣各其の夫人の子を立てむと欲す。故に細羣死ぬる者二千餘人なり。)八年夏四月、百濟、前部德卒眞慕宣文、奈卒歌麻等を遣して救ひの軍を乞ふ。仍りて下部東城子言を貢りて、德卒汶²²休麻那に代ふ。

九年春正月癸巳朔乙未(○三日)、百濟の使人、前部德卒眞慕宣文等罷らむと請ふ。因りて詔して曰く、乞ふ所の救ひの軍必ず當に救を遣すべし。宜しく速かに王に報せとのたまふ。夏四月壬戌朔甲子(○三日)、百濟中部杆巒掠葉禮等を遣して、奏して曰く、德驛宣文等勅を奉けて臣が蕃に至りて曰く、乞ふ所の救ひの兵、時に應りて送り遣すとのりたまふ。祇みて恩詔を承けて、喜慶ふこと限り無し。然れども馬津城の役に(正月辛丑、高麗衆を卒るて馬津城を圍む)虜謂ひて曰く、安羅國と日本府と招き來て勸め討たしむるに由ると。事を以て准況ふれば、寔に當に相似たり。然れども三²²廻其の言を審かにせむと欲ひて遣し召せども、而も並に來らず。故に深く勞ひ念ふ。伏して願はくは、可畏き天皇(西蕃皆日本の天皇を稱して可畏天皇と爲す。)先づ勸當へたまへ。覓く乞ふ所の救ひの兵を停めたまひて臣が遣報すを待ちたまへ。詔して曰く。式ちて呈せる奏を聞きて、爰に憂ふる所を觀れば、日本府と安羅と隣の難を救はざること、亦朕が疾む所なり。又復密に高麗に使用する者は信く可からず。朕命せば即ち自らに遣さむ。命せずて何容ぞほしきまにまにせむ。願はくは王襟を開き帶を緩へて、恬然に自ら安くし、深く疑ひ懼るること勿れ。宜しく任那と共に前の勅の依力を戮せて俱に北の敵を防ぎて、各封す所を守れ。朕當に若干の人を送り遣して、安羅の逃げ亡せたる空地に充實てむ。六月辛酉朔壬戌(○二日)、²³使を遣して百濟に詔して曰く、德率宣文取歸りて以後、當に復何如。朕聞く、汝の國狛の賊の爲めに害らるると。宜しく任那と共に策り勵みて、謀を同くし前の如く防距ぐべし。閏の七月庚申朔辛未(○二日)、百濟使人、掠葉禮等罷り歸る。多十月、三百七十人を百濟に遣して、城を得爾辛に助け築かしむ。

十年夏六月乙酉朔辛卯(○七日)、將德文貴、固德馬次文等罷り歸らむと請ふ。因りて詔して曰く。延那斯、麻都、陰私に使を高麗に遣すは、朕當に虚實を問はしむべし。乞ふ所の軍は願ひに依りて停むと。²³十一年春二月辛巳朔庚寅(○十日)、使を遣して百濟に詔りして、(百濟本記に云く、三月の十二日辛酉、日本の使人阿比多三舟を卒る、來りて都下に至る。)曰く、朕將德久貴、固德馬進文等が上れる所の表意に依るに、一一教へ示すこと掌中を視るが如し。情を具さにせむと思欲ふ。冀くは將に抱ひを盡さむことを。大市頭歸りて後、常の如く異なること無し。今但に報辭を審かにせむと欲ひて、故使を遣す。又復朕聞く、奈率馬武は是れ王の股肱の臣なり。上に納れ下に傳ふこと、甚に王の心に協ひて、王の佐爲り。若し國家事無く、

長く官家と作り、永に天皇に奉へまつらむと欲はば、宜しく馬武を以て大使と爲し、朝に遣さむのみ。重ねて詔して曰く、朕聞く、北の敵強暴しと。故に²⁴矢三十具を賜ふ。庶くは一處を防げ。夏四月庚辰朔、百濟に在る日本の王人、方に還らむと欲す。(百濟本記に云く、四月一日庚辰、日本の阿比多還る。)百濟の王聖明、王人に謂ひて曰く、任那の事勅を奉けて堅く守る。延那斯、麻都の事は、問ひたまふと問ひたまはずとも、唯勅のまにまならむ。因りて高麗の奴六口を獻る。別に王人に奴一口を贈る。(皆、爾林を攻め禽れる奴なり。)乙未(○十六日)、百濟中部奈卒皮久斤、下部施德灼干那等を遣して、狛の虜十口を獻る。十二年春三月、麥種一千斛を以て百濟の王に賜ふ。是の歳、²⁴百濟の聖明王、親ら衆及び二の國の兵を率ゐて、(二國は新羅任那を謂ふ。)往きて高麗を伐ちて、漢城の地を獲つ。又軍を進めて平壤を討つ。凡て六の郡の地を故地を復す。

十三年夏四月、箭田、珠勝、大兄、皇子薨せぬ。五月戊辰朔乙亥(○八日)、百濟、加羅、安羅、中部德卒木茲今敦、河内部、阿斯比多等を遣して、奏して曰く、高麗と新羅と、通和ひて勢ひを并せて、臣が國と任那とを滅さむと謀る。故謹みて救ひの兵を求請り、先づ不意を攻めむ。軍の多さ少さは天皇の勅の隨とまをす。詔して曰く、今百濟の王、安羅の王、²⁵加羅の王、日本府の臣等と、俱に使を遣して奏る狀聞し。亦宜しく任那と共に心を并せ力を一つにすべし。猶し尙茲の若くすべし、必ず上天の擁き護るの福を蒙らむ。亦畏き天皇の靈に頼らむ。多十月、百濟の聖明王(更の名は聖王。)西部姬氏達率、怒喇斯改契等を遣して、

迦佛の金銅像一軀、幡蓋若干、經論若干卷を獻る。別に表して流通し禮拜む功德を讚めて云く、是の法は諸の法の中に於きて、最も殊勝れ爲ます。解り難く入り難し。周公孔子も尙ほ知ること能はず。此の法能く量り無く邊り無き福徳果報を生して、乃至無上菩提を成し辨ふ。譬へば人の意に隨ふ²⁵寶を懷きて、用ゐる所に逐ひて、盡く情の依なるが如し。此の妙法の寶も亦復然なり。祈願こと情の依に、乏しき所無し。且つ夫れ遠くは天竺より、爰に三の韓に泊ぶ。教の依に奉持ちて、尊び敬はざるは無し。是に由りて百濟の王、臣明、謹みて陪臣怒喇斯致を遣して、帝國に傳へ奉り、畿内に流通したまはば、佛の記ふ所の我が法は東に流へむといふことを果すなり。是の日、天皇聞しめし已りて歡喜び踊躍りたまひて、使者に詔りて云く、朕昔より來、未だ曾つて是の如き微妙き法を聞くことを得ざりき。然れども朕自らえ決むまじ。乃ち群臣に歷問て曰く、西の蕃の獻れる佛の相貌端嚴し。全ら未だ曾つて看ず。禮ふ可きや不や。蘇我大臣稻目宿禰奏して曰く、西の蕃の諸國一に皆禮ふ。²⁶豊秋、日本豈に獨り背かむや。物部大連尾輿、中臣連鎌子同じく奏して曰く、我が國家の天下に王たるは、恒に天地社稷の百八十神を以て、春夏秋冬、祭ひ拜むことを事とす。方に今改めて蕃の神を拜みたまはば、恐らくは國つ神の怒を致したまはむ。天皇の曰く、宜しく情願ふ人稻目宿禰に付けて、試みに禮ひ拜ましめむ。大臣跪きて受けて忻悅ひ、小墾田の家に安置る。勸に世に出てむ業を脩めて因と爲す。向原の家を淨め捨ひて寺と爲す。後に國に疫氣行りて民天殘ぬることを致す。久しくして愈多く、治療むること能はず。物部大連尾輿、中臣連鎌子、同じ

く奏して曰く、昔日臣が計を須ひたまはずして斯の^レ26^ツ 病み死ぬることを致せり。今遠からずして復らば、必ず當に慶び有るべし。宜しく早く投げ棄てて、勲ろに後の福を求めたまへ。天皇の曰はく、奏す依にせよ。有司乃ち佛像を以て難波の堀江に流し棄つ。復火を伽藍に縱く。燒き盡きて更餘り無し。是に、天に風雲無くして忽ち大殿に^レ災^ハあり。是の歳、百濟漢城と平壤とを棄つ。新羅此に因りて入りて漢城に居る。今新羅の牛頭方、尼彌方なり。

十四年春正月甲子朔乙亥(〇十二日)、百濟上部德卒科野次酒、杆率禮塞敦等を遣して軍兵を乞ふ。戊寅(〇十五日)、百濟の使人、中部杆率木劬今敦、河内部阿期比多等罷り^レ27^ツ 歸る。夏五月戊辰朔、河内の國言す、泉郡茅淳海の中に梵音有り、震響雷の聲の若し。光彩く晃り^レ耀^クこと日の色の如し。天皇心に異みたまひて、溝邊直を遣して、海に入りて求訪めしむ。是の月、溝邊直海に入りて果して樟木の海に浮びて玲瓏くを見つ。遂に取りて獻る。天皇畫工に命せて佛の像二軀を造らしむ。今吉野の寺に光を放つ樟の像なり。六月、内臣(名を闕く)を遣して、百濟に使ひせしむ。仍て良馬二疋、同船二隻、弓五十張、箭五十具賜ふ。勅りして云く、請ふ所の軍は王の隨に須ひむ。別に勅りすらく、醫博士、易博士、曆博士等、宜しく番に^レ27^ツ 上下るに依るべし。今上の件の色の人は、正に相代らむ。年月にて宜しく還る使に付けて相代るべし。又卜書、曆本、種種藥物を付送れ。秋七月辛酉朔甲子(〇四日)、樟、勾宮に幸す。蘇我大臣稻目宿禰、勅を奉けて王辰爾を遣して船の賦を數へ録す。即ち王辰爾を以て船の長と爲す。因りて姓を賜

ひて船史と爲す。今の船連の先なり。八月辛卯朔丁酉(〇七日)、百濟上部奈率科野新羅、下部固德汶沐帶山等を遣して、表を上りて曰く、去年臣等議を同にして、内臣德率次酒、任那の大夫等を遣して、海の表の諸の彌移居の事を奏す。伏して恩詔を待つこと春の^レ28^ツ 草の甘き雨を仰ぐが如し。今年忽ちに聞く、新羅狛國と謀を通はして云く、百濟と任那と頻りに日本に詣る。意謂ふには是は軍兵を乞して我が國を伐つか。事若し實ならば、國の敗れ亡びむこと企踵にして待つ可し。庶はくは先づ日本の兵未だ發たざる間に、安羅を伐ち取りて、日本の路を絶たむと。其の謀若^レ是^ハは、臣等茲を聞きて深く危懼を懷く。即ち疾使輕舟を遣して、表を馳せて以て聞ゆ。伏して願はくは、天慈ひ速かに前の軍、後の軍を遣して、相續きて來り救ひたまへ。秋の節に逮びて以て海の表の彌移居を固めむ。若し遅晩くならば、臍を噬ふとも及ぶこと無からむ。遣さるる軍衆、臣が國に來到らば、衣糧の費は、臣當に充給つべし、任那に來到らむも^レ28^ツ 亦復是の如し。若し給ふに堪へたまはずば、臣必ず助け充てて乏少ぬといふこと無からしめむ。別に^レ的^ハ臣敬みて天勅を受けて、來りて臣が蕃を撫め、夙^レ夜^ニ、乾乾みて庶の務めを勤修む。是に由りて海の表の諸の蕃、皆其の善を稱め、謂く當に萬歲海の表を肅め清しつべしと。不幸くして云に亡せぬ。深く用ゐて追ひて痛む。今任那の事誰か修治む可き。伏して願はくは、天慈をもて連に其の代りを遣して、以て任那を鎮めたまへ。又復海の表の諸の國甚く弓馬に乏し。古より今に迄るまで、天皇に受りて以て強き敵を禦ぐ。伏して願はくは、天慈をもて多く弓馬を賜はしめよ。冬十月庚寅朔己酉(〇二十日)、百濟の王の子餘昌(明王ノ子、

威德王なり。悉に國の中の兵を發して、高麗國に向ひて、百合野の塞を築きて、²⁹軍士を眠食しむ。是の夕に觀覽せば、鉅野墳腴え、平原瀾進び、人の跡罕に見え、犬の聲聞ゆる蔑し。俄にして儼忽之際に、鼓吹の聲を聞く。餘昌乃ち大いに驚きて鼓を打ちて相應ふ。通夜固く守り、凌晨に起きて見れば、曠野の中、覆へること青山の如く旌旗充滿めり。會明に頸の鎧を着ける者一騎、鏡を挿せる者二騎、豹尾を耳せる者二騎、并せて五騎有り、轡を連ね到來りて問ひて曰く、小兒等の言ふ、吾が野中に客人有在す、何ぞ迎へ禮せざるを得む。今早く知らむと欲はば、吾と禮を以て姓名年位を問ひ答ふ可し。餘昌對へて曰く、姓は是同じ姓、位は是杆率、年は二十⁹九。百濟反して問ふ。亦前の法の如くして對答ふ。遂に乃ち禮を立てて合ひ戰ふ。是に於て、百濟鋒を以て、高麗の勇士を馬より刺し墮して首を斬る。仍りて頭を鋒の末に刺し擧げて、還り入りて衆に示す。高麗の軍將、憤り怒ること益甚し。是の時、百濟の歡び叫ばふ聲、天地をも裂きぬ可し。復其の偏將、鼓を打ちて疾く闘ひ、高麗の王を東聖山の上に追ひ却く。

十五年春正月戊子朔甲午(〇七日)、皇子淳中倉太珠敷尊を立てて皇太子爲。丙申(〇九日)、百濟中部木菟施德文次、前部施德曰佐分屋等を筑紫に遣して、内臣佐³⁰伯連等に諮りて曰く、德率次酒、杆率塞敦等去年の閏の月四日を以て到來りて云ふ、臣等(臣等とは内臣を謂ふ。)今年の正月を以て到ると。如此善へども未審、來らむや不や。又軍の數幾何ならむ。願はくは若干と聞きて預め營壁を治らしめむ。別に諮さく、方に聞く可畏天皇の詔を奉りて筑紫に來詣て賜ふ軍を看送る。聞きて歡喜ふこと比ひなし。此の年

の役甚前より危し。願はくは賜ふ軍を遣して正月に逮ばしめたまへ。是に内臣勅を奉けて答報して曰く、即ち助けの軍の數一千、馬二百疋、船四十隻を遣らしめむ。二月、百濟下部杆率將軍三貴、上部奈率物³⁰部鳥等を遣し、救ひの兵を乞す。仍りて德率東城子莫古を貢り、前の番の奈率東城子言に代ふ。五經博士王柳貴を固德馬丁安に代へ、僧曇惠等九人を僧道深等七人に代ふ。別に勅を奉けて易博士施德王道良、曆博士固德王保孫、醫博士奈率王有懷施、探藥師施德潘量豐、固德丁有施、樂人施德三斤、季德己麻次、季德進奴、對德進施を貢る。皆請に依りて之を代らしむ。三月丁亥朔、百濟の使人中部木菟施德文次等罷り歸る。夏五月丙戌朔戊子(〇三日)、内³¹臣舟師を率ゐて百濟に詣る。冬十二月、百濟下部杆率汶斯干奴を遣して表を上りて曰く、百濟の王臣明、及び安羅に在る諸の倭の臣等、任那の諸の國の早岐等奏す、以れば斯羅無道。天皇を畏ずして、狗と心を同くし、海の北の彌移居を殘滅はむと欲りす。臣等共に議りて有至³¹臣等を遣して仰ぎて軍士を乞して、斯羅を征伐つ。而るを天皇有至³¹臣を遣して軍を帥る六月を以て至來り。臣等深く用ちて歡喜ふ。十二月九日を以て遣はして斯羅を攻む。臣先に東方の領物部莫哥武連を遣して、其の方の軍士を領て函山城を攻めしむ。有至³¹臣が將る來る所の民、筑³¹紫の物部莫奇委沙奇、能く火の箭を射る。天皇の威靈を蒙りて、月の九日の酉時を以て城を焚きて之を抜きとりつ。故れ單使を遣し、船を馳せて奏聞す。別に奏さく、若し但斯羅のみは、有至³¹臣の將る所の軍士をもても亦足る可し。今狗と斯羅と心を同くし力を戮せて、功を成す可きこと難し。伏して願はくは、速かに竹斯嶋の上の

諸の軍士を遣して、臣が國を來り助けたまへ。又任那を助けたまはば、則ち事成りぬ可し。又奏す。臣別に軍士萬人を遣して任那を助けむ。并せて以て奏聞す。今事方に急なり。單船をもて奏さ遣む。但好錦二疋、氍毹一領、斧三百口、及び獲たる城の民男二女五を奉る。輕薄ければ追て用て悚懼ると。餘昌し、新羅を伐たむことを謀る。耆老諫めて曰く、天未だ與みせず、懼くは禍の及ばむことを。餘昌の曰く、老何ぞ怯き。我大國に事へまつる、何の懼るることか有らむ。遂に新羅國に入りて久拖牟羅塞を築く。其の父明王憂慮ふ。餘昌の長く行陣に苦みて、久しく眠食を廢め、父の慈み多く闕け、子の孝成ること希なり。乃ち自ら往き迎へて慰勞ふ。新羅明王の親ら來ることを聞きて、悉く國中の兵を發して、道を斷ちて撃ち破りつ。是の時、新羅、佐知村飼馬奴苦都(更の名は谷智。)に謂ひて曰く、苦都は賤しき奴なり。明王は名ある主なり。今賤しき奴をして名ある主を殺さしむ、冀はくは後の世に傳りて口に忘るること莫からむ。己卯(二十七日)但し已而の誤か、苦都乃ち明王を獲て、再拜みて曰く、請ふ王の首を斬らむ。明し、王對へて曰く、玉の頭は奴の手に受く合からじ。苦都が曰く、我が國の法は盟ふ所に違背けば、國の王と曰ふと雖も當に奴の手に受くべし。(一本に云く、明王胡床に乘踞けて、佩ける刀を谷智に解き授けて斬ら令む。)明王天を仰ぎて大く息き涕泣ち、許諾して曰く、寡人念ふ毎に、常に痛骨髓に入る。願て計るに苟に活く可からず。乃ち首を延べて斬らる。苦都首を斬りて殺し、坎を掘りて埋む。(一本に云く、新羅、明王の頭骨を葬り埋め、禮を以て餘骨を百濟に送る。今新羅の王、明王の骨を北應の階の下に埋む。此の應を名けて都堂と曰

ふ。)餘昌遂に圍繞まれて出むと欲へども得ず。士卒遑駭て所圖を知らず。能く射る人筑紫國造有り。進みて弓を彎きて占擬て、新羅の騎卒の最も勇壯き者を射落す。箭を發つ所の利きことし、乘れる鞍前後橋を通して、其の被たる甲領會に及ぶ。復續きて箭を發つこと雨の如し。彌、厲みて懈らず。圍の軍を射却く。是に由りて、餘昌及び諸の將等間道より逃げ歸ることを得たり。餘昌國造の圍の軍を射却けしことを讚め、尊びて名づけて鞍橋君(鞍橋此を矩羅貳と云ふ)と曰ふ。是に於いて、新羅の將等具に百濟の疲れ盡きたるを知りて、遂に謀り滅して餘り無からむことを欲す。一の將有りて云く、可らず、日本の天皇任那の事を以て、屢吾が國を責めたまふ。況むや復百濟の官家を滅さむと謀らば、必ず後の患を招かむ。故れ止む。十六年春二月、百濟の王子餘昌、王子惠(王子惠は、威德王の弟なり。)を遣して奏して曰く、聖明王賊の爲めに殺さる。天皇聞きて傷恨みたまふ。迺ち使者を遣して津に迎へて慰問ふ。是に許勢、臣、王子惠に問ひて曰く、爲當此間に留らむと欲すや、爲當本つ郷に向なむと欲すやと。惠答へて曰く、天皇の德に依憑りて、冀はくは考の王の讎を報いむ。若し哀憐みを垂れて、多に兵革を賜はば、垢を雪ぎ讎を復へさむこと、臣が願ひなり。臣の去ると留るとは唯命是れに従はざらむや。俄くして蘇我臣問訊ひて曰く、聖王妙に天の道地の理を達りて、名四表八方に流けり。意謂ひき、永に安寧きこと保ち、海の西の蕃の國を統べ領めて、千年萬歲天皇に事へ奉らむと。豈圖らむや、一旦に眇然に昇し、遐れ、水と與に歸ること無くして、即ち支室に安みまさはむとは。何ぞ痛むことの酷き、何ぞ悲むことの哀き。凡そ在含情るもの、誰か傷悼まざら

む。當に復何の咎ありてか茲の禍ひを致せる。今復何の術を用ちてか國家を鎮めむ。惠報答へて曰く、臣稟性愚蒙くて、大きな計りを知らず。何ぞ況むや禍福の倚る所、國家の存ち止びむことをや。蘇我卿曰く、昔在天皇大泊瀨の世に、汝の國高麗の爲めに逼められて、危きこと累れる卯よりも甚し。是に於いて天皇神祇伯に命して、敬ひて策を神祇に受けたまふ。祝者猶ち神語に託けて報して曰く、邦を建てし神を屈み請して、往きて亡びなむとする主を救はば、必ず當に國家謐靖りて、人物又安からむ。是に由りて神を請ひて往きて救はしめたまふ。所以社³¹稷安寧なり。原夫ば邦を建てし神と云ふは、天地割判れし代、草木言語し時に、天より降來りまして國家を造り立てし神なり。頃聞く、汝が國輟てて祀らずと。方今前の過を悔め悔いて、神の宮を脩理めて、神の靈を祭り奉らば、國昌盛えぬ可し。汝當に忘るることなかれ。秋七月己卯朔壬午(〇四日)、蘇我大臣稻目宿禰、穗積磐弓、臣等を遣して、吉備の五の郡に白猪の屯倉を置かしむ。八月、百濟の餘昌、臣等に謂ひて曰く、少子今願はくは考の王の奉爲に出家して道を脩ひなむ。諸臣百姓報へて言さく、今君王出家して道を脩ふことを得まく欲りせば、且く教へを奉はらむ。嗟夫れ前の慮り定まらずて、後に大きな患有るは誰の過ちぞや。夫れ百濟國は、高麗新羅の争ひて滅ぼさむとする所、始めて國を開きしより是の歳に迄る。今此の國の宗將に何れの國にか授けむとする。要道理分明に應に教へたまふべし。縱使能く耆老の言を用るなば、豈此に至らむや。請ふ、前の過ちを悔めてな出俗したまひそ。如し願ひを果さむと欲はば、國民を度しめよ。餘昌對へて曰く、諾なり。即ち就きて臣下に圖る。臣

下遂に用ちて相議り、爲に百人を度しめて、多に幡蓋を造る。種種の功德云云。

十七年春正月、百濟の王子惠罷らむと請ふ。仍りて兵仗良馬を賜ふこと甚多なり。亦頻りに賞祿す。衆の歎み歎むる所なり。是に、阿倍臣、佐伯連、播磨直を遣して筑紫國の舟師を率て、衛り送りて國に達る。別に筑紫大(〇火)君(百濟本記に云く、筑紫君の兒、火中君の弟)を遣して勇士一千を率て彌氏(彌氏は津の名)に衛り送らしむ。因りて津路の要害の地を守らしむ。秋七月甲戌朔己卯(〇六日)、蘇我大臣稻目宿禰等を備前³²の兒嶋郡に遣して、屯倉を置かしむ。葛城山田直瑞子を以て田令(田令、此をタヅカヒと云ふ)と爲す。多十月、蘇我大臣稻目宿禰等を倭國高市郡に遣して、韓人³³大身狹屯倉、高麗人³⁴小身狹屯倉を置き、紀國に海部屯倉を置かしむ。(一本に云く、處處の韓人を以て、大身狹屯倉³⁵の田部と爲す。高麗人を小身狹の屯倉の田部と爲す。是即ち韓人高麗人を以て田部と爲すなり。故因りて屯倉の號と爲す。)

十八年春三月庚子朔、百濟の王子餘昌嗣ぎて立つ。是を威德王と爲す。二十一年秋九月、新羅彌至己知奈末を遣して、調賦を獻る。饗賜ふこと常より邁ぎたり。奈末喜歡びて罷りて曰く、調賦の使者は國家の貴び重る所にして、私の議の輕賤する所なり。行李は百姓の命を懸くる所にして選り用ゐるの卑下むる所なり。王の政の弊未だ必ず此に由らずむばあらず。請て良家の子を差して使者と爲し。卑賤を以て使と爲す可からざるなり。³⁵

二十二年、新羅久禮叱及伐干を遣して調賦を貢る。司賓饗遇へたまふ。禮の數常より減れり。及伐干
 怒り恨みて罷る。是の歲、復奴氏大舍を遣して前の調賦を獻る。難波の大郡に於きて諸の蕃を次序つると
 き。掌客額田部連、葛城直等、百濟の下に列めしめて引き導く。大舍怒り還りて、館舎に入らず。船
 に乗りて穴門に歸り至る。是に穴門の館を脩治ふ。大舍問ひて曰く、誰客の爲に造るぞ。工匠河内馬飼
 首押勝欺給りて曰く、西方の禮無きを問は遣むる使者の停宿る處なり。大舍國に還りて其の言ふ所を告ぐ。
 故に新羅、城を阿羅波¹³⁷ 斯山に築きて、以て日本に備ふ。

二十三年春正月、新羅、任那の官家を打ち滅ぼしつ。(一本に云く、二十一年に任那滅ぶ。惣ては任那と言
 ひ、別ちては加羅國、安羅國、斯二岐國、多羅國、卒麻國、古婁國、子他國、散半下國、乞冷國、
 稔禮國と言ふ。合せて十國なり。)夏六月、詔して曰く、新羅は西の羌の小醜なり。天に逆ひて無狀。我
 が恩義に違ひて、我が官家を破る。我が黎民を毒害ひ、我が郡縣を誅殘し。我が氣長足婢尊靈聖に聰
 く明かにして、天の下を周り行す。群庶を劬勞り、萬民を饑育ひたまひ。新羅の所窮り見歸るを哀みて、新
 羅の王の戮たれむ首を全くし、新羅に要害の地を授け、新羅に非次る榮えを崇てたまひき。¹³⁷ 我が氣長足
 婢尊新羅に何を薄しとしてか、我が百姓新羅に於いて何の怨みあらむ。而も新羅長き戟強き弩をもて任那
 を凌威め、距きなる牙鉤れる爪ありて含靈を殘虐ひ。肝を刮き跡を断りて其の快きに厭はず。骨を曝し屍
 を焚きて其の酷きを謂はず。任那の族姓百姓以還刀を窮め俎を極め、既に屠り且つ膾につくる。豈に卒土の

賓、王の臣と爲らむと謂ひ、乍ち人の禾を食ひ、人の水を飲む、孰ぞ此を忍び聞きて心に悼まざるもの有らむ
 や。況むや太子大臣跌、慕の親しきに處て、血に泣き冤を衞むの寄あり。蕃屏の任に當りて、頂を靡で
 踵に至るの恩あり。世前の朝の徳を受けて、身後の代の位に當るをや。而るを膾を瀝め腸を抽きて、共
 に¹³⁸ 奸逆を誅して、天地の痛酷を雪め、君父の仇讎を報ゆること能はず。則ち死すとも臣子の道の
 成らざることを恨むること有らむ。是の月、或馬飼首歌依を誚つこと有り曰く、歌依の妻、逢臣讚岐、鞍
 轡異なること有り。熱而熱視れば皇后の御鞍なり。即ち廷尉に收して、鞠め問ふこと極切し。馬飼首歌
 依乃ち揚言して誓ひて曰く、虚りなり、實に非じ。若し是實ならば必ず天の災を被らむ。遂に苦問に因りて
 地に伏して死ぬ。死にて未だ時を経ざるに、急に殿に災あり。廷尉其の子守石と中瀨氷とを收縛へて將に
 火の中に投げいれむとして、咒りて曰く、吾が手をもちて投げいるるに非ずと。咒り訖りて火に投げいれむと
 す。守石が母祈みし¹³⁸ 請して曰く、兒を火の裏に投げいるれば、大災果して臻らむ。請ふ祝人に付けて神の
 奴と作ら便めよと。乃ち母の請ひに依りて許して神の奴と没。秋七月己巳朔、新羅使を遣して調賦を獻る。
 其の使人新羅任那を滅ぼすと知り、國の恩に背くことを恥ぢ、敢へて罷らむと請ふ。遂に留りて本つ土に
 歸らず。例國家の百姓に同じ。今河内國の更荒郡の鷓鴣野、邑新羅人の先なり。是の月、大將軍紀男麻呂宿
 禰を遣して兵を將りて哆唎より出で、副將の河邊臣瓊岳、居會山より出でて、新羅の任那を攻むる狀を問は
 むと欲す。遂に任那に到りて麤集部首登弭を以て百濟に遣して軍の計を約束しむ。登弭¹³⁹ 仍りて妻の家

に宿る。印の書与箭を路に落しつ。新羅具さに軍の計を知り、卒かに大兵を起して、尋ぎて敗亡に歸きぬ。降歸附はむと乞ふ。紀男麻呂宿嗣勝を取り師を旋らして百濟の營に入り、軍中に令りて曰く、夫れ勝ちても敗らるることを忘れず、安けれども必ず危きことを慮るとは、古の善き教なり。今疆畔に處る、豺狼交接れり。而るを輕しく忽れて變難を思はざる可けむや。況むや復平安き世にも、刀劍身を離たず。蓋し君子の武備は以て已む可からず。宜しく深く警み戒め務めて斯の令を崇めよ。士卒皆心を委ねて服事ふ。河邊、臣瓊岳獨り進みて、轉闘ひ、向ふ所皆抜きとりつ。新羅更に白旗を擧げて兵を投げすてて降首ふ。河邊、臣瓊岳、元より兵を曉らずして、對へて白旗を擧げて空に獨り進む。新羅の闘將の曰く、將軍河邊、臣今降ひなむと。乃ち軍を進めて逆へ戦ひ、銳を盡して過攻めて、前鋒を破り傷く所甚だ衆し。倭國、造手彦自ら救ひ難きことを知りて、軍を棄てて遁逃る。新羅の闘將手に鈎戟を持ちて、追ひて城の池に至りて、戟を運らして撃つ。手彦駿馬に騎るに因りて、城の流を超え渡りて、僅かに身を以て免る。闘將城の池に臨みて歎きて曰く、久須尼自利。是に於きて、河邊、臣遂に兵を引ききて、退きて急かに野に營りす。是に於きて、士卒盡に相欺蔑して、違ひ承ることなし。闘將自ら營の中に就きて悉に河邊、臣瓊岳等及び40、其の隨へる婦を生虜にす。時に父子夫婦相恤ふこと能はず。闘將河邊、臣に問ひて曰く、汝の命と婦と孰與か尤だ愛しき。答へて曰く、何ぞ一の女を愛みて以て禍ひを取らむや。如何へども命に過ぎじ。遂に許して妾と爲す。闘將遂に露なる地に於きて、其の婦女を許す。婦女後ら還る。河邊、臣就きて談らむと欲。婦人甚だ以

て慚ぢ恨みて隨はずして曰く、昔に君、輕しく妾の身を賣りき。今何の面目ありてか相遇はむ。遂に肯へて言らず。是の婦人は坂本、臣の女、甘美媛と曰ふ。同じ時に虜にせられたる調吉士伊企、人と爲り勇烈くして、遂に降服はず。新羅の闘將刀を抜き斬らむと欲りし、逼めて禪を脱がしめて、追ひて尻鬘を以て40、日本に向ひ、大きに號叫ばしめて曰く、日本の將、我が臆腫を嚙へと、即ち號叫びて曰く、新羅の王我が臆腫を嚙へと。苦め逼まると雖も、尙ほ前の如く叫ぶ。是に由りて殺されぬ。其の子皇子亦其の父を抱きて死ぬ。伊企、離の旨奪ひ難きこと皆此くの如し。此に由りて侍り諸の將帥の爲めに痛み惜まる。其の妻大葉子亦並びに食にせらる。愴然て歌ひて曰く、韓國の、城のへに立ちて、大葉子は、領布振らすも、やまとへ向きて。或、和して曰く、韓國の、城のへに立たし、大葉子は、領布振らす見ゆ、難波へ41、向きて。八月、天皇大將軍大伴、連狹手彦を遣して、兵數萬を領て高麗を伐たしむ。狹手彦乃ち百濟の計を用ゐて、高麗を打ち破りつ。其の王墻を躓えて逃ぐ。狹手彦遂に勝に乗りて宮に入りて、盡く珍寶賂路七、織帳、鐵屋を得て還來り。(旧本に云ふ。鐵屋は高麗の西の高樓の上に在り。織帳は高麗の王の内寢に張り。七織の帳を以て、天皇に奉獻る。甲二領、金、鎊の刀二口、銅の鑊鍾三口、五色の幡二竿、美女媛并せて其の從女吾田子を以て、蘇我、稻目、宿禰、大臣に送る。是に於きて大臣遂に二女を納れて以て妻と爲て輕の曲殿に居る。(鐵屋は長安寺に在り。41) 是の寺何の國に在るを知らず。一本に云く、十一年、大伴、狹手彦、連、百濟、國と共に高麗の王陽香を比津留都に駐却く。) 多十一月、新羅使を遣して、獻り并せて調賦を貢る。

使人悉に國家の、新羅の任那を滅ぼすを憤りたまふを知り、敢へて罷らむと請さず。恐は刑戮に致されむとて本つ土に歸らず。例百姓に同じ。今の播津國の三嶋郡埴盧は新羅の人の先祖なり。

二十六年夏五月、高麗人頭霧喇耶陸等筑紫に投化て、山背國に置り。今の畝原、奈羅、山村の高麗人の先祖なり。

二十八年、郡國大きに水いでて、飢う。或は人相食む。傍の郡の穀を轉ひて以て相救へり。

三十年春正月辛卯朔、詔して曰く、田部を量り置くこと、其の來ること尙し。年甫めて十餘にして籍に脱りて課を免るる者衆し。宜しく膽津(膽津は王辰爾の甥なり)を遣して白猪の田部の丁の籍を檢定む。夏四月、膽津白猪の田部の丁者を檢り閱て、詔の依に籍を定む。果して田の戸を成す。天皇膽津が籍を定めし功を嘉みし、姓を賜ひて白猪史と爲し、尋ぎて田令に拜けたまひ、瑞子が副と爲したまふ。42

三十一年春三月甲申朔、蘇我大臣稻目宿禰薨せぬ。夏四月甲申朔乙酉(〇二日)、泊瀬柴籬宮に幸したまふ。越人江淳臣裙代京に詣て奏して曰く、高麗の使、人風浪に辛苦み、迷ひて浦津を失へり。水の任に漂流ひ、忽ちに到り岸に着けり。郡司隱匿す。故臣顯奏す。詔して曰く、朕帝業を承けて若干年、高麗路に迷ひ始めて越の岸に到れり。漂ひ溺るるに苦しむと雖も、尙ほ性命を全くす。豈に微猷の廣く被り、至徳の魏魏く、仁化傍く通ひて、洪恩の蕩蕩き者に非ずや。有司宜しく山城國の相樂郡に於きて、館を起てて淨め治ひて、厚く相資け養へ。是の月、乘輿泊瀬柴籬宮より至ります。東漢氏直隸

兒、葛城直隸波を遣して、高麗の使人を迎へ召さしむ。五月、膳臣傾子を越に遣して、高麗の使に饗へたまふ(傾子此をカタブコと云ふ)。大使密に膳臣は是皇華の使なることを知りぬ。乃ち道君に謂ひて曰く、汝天皇に非ず。果して我が疑ひつるが如し。汝既に膳臣を伏して拜む。倍復百姓といふことを知るに足れり。而を前に余を詐りて調を取りて己に入れたり。宜しく速かに還せ。な煩しく飭り語ひそ。膳臣聞きて人をして其の調を探り索めて、具さにかへし與ふ。京に還て復命す。秋七月壬子朔、高麗の使近江に到る。是の月許勢臣猿と吉士赤鳩とを遣して、難波津より發て、船を狹狹波山に控引して、船を裝飾りて、乃ち近江の北の山に往きて迎ふ。遂に山背の高城館に引入る。即ち東漢坂上直子麻呂、錦部首大石を遣して、以て守護と爲し、更に高麗の使者に相樂館に饗へたまふ。

三十二年春三月戊申朔壬子(〇五日)、坂田耳子郎君を遣して、新羅に使して任那の滅びし由を問はしむ。是の月、高麗、物并に表を獻り未だ呈げ奏すことを得ず。數旬を経歴て、良き日を占待つ。夏四月戊寅朔壬辰(〇十五日)、天皇寢疾して不豫。皇太子外に向きて在さず。驛馬はせて召し到り、臥内に引き入れ、其の手を執りて詔して曰く、朕疾甚し。後の事を以て汝に屬く。汝須らく新羅を打ち、任那を封建し、更夫婦造ること惟舊日の如くならしめば、死るとも恨むこと無し。是の日、天皇遂に内寢に崩ます。時に年若干。五月、河内の古市に殯す。秋八月丙子朔、新羅使未叱号失消等を遣して殯に奉哀る。是の月、未叱号失消等罷る。九月、檜隈坂合陵に葬りまつる。

日本書紀卷第二十

淳中倉太珠敷天皇

敏達天皇

淳中倉太珠敷天皇は、天國排開廣庭天皇の第二子なり。母を石姬皇后と曰す。天皇佛法を信けたまはずて文史を愛たまふ。二十九年立ちて皇太子と爲りたまふ。三十二年四月、天國排開廣庭天皇崩りたまふ。元年夏四月壬申朔甲戌、○三日、皇太子天皇位しろしめす。皇后を尊みて皇太后と曰す。是の月、百濟の大井に宮つくる。物部弓削守屋大連を以て、大連と爲すこと故の如し。蘇我馬子宿禰を以て大臣と爲す。五月壬寅朔、天皇、皇子と大臣とに問ひて曰はく、高麗の使人今何にか在る。大臣奉對して曰く、相樂館に在り。天皇聞しめて、傷測みたまふこと極めて甚なり。愀然きて歎きて曰はく、悲しき哉、此使人等、名既に先考の天皇に奏聞えたり。乃ち群臣を相樂館に遣して、獻れる所の調物を檢へ録して、京師に送ら令む。丙辰、○十五日、天皇、高麗の表疏を執りたまひて大臣に授け、諸の史を召し聚へて讀み解か令めたまふ。是の時に諸の史三日の内に皆讀むこと能はず。爰に船史の祖王辰余有りて、能く讀み釋き奉れり。是に由りて、天皇、大臣と俱に爲讚美めて曰はく、勤きかも辰爾、懿きかも辰爾。汝若し學ぶることを愛まざらましかば、誰か能く讀み解かまし。宜しく今より始めて殿の中に近侍れ。既にして東西の諸の史に詔して曰はく、汝等習ふ所の業何の故にか就らざる。汝等衆しと雖も、辰爾に及かず。又高麗の上れる

表疏、鳥の羽に書けり。字羽の隨に黒し。既に識る者無し。辰爾乃ち羽を飯の氣に蒸して、帛を以て羽に印して、悉に其の字を寫す。朝庭悉に異みたまふ。六月、高麗の大使、副使等に謂ひて曰く、磯城嶋天皇の時、汝等吾が議る所に違ひて、他に欺かれて、妄りに國の調を分けて、軟く徵者に與ふ。豈汝等が過ちに非ずや。其れ若し²。我が國の王聞かば、必ず汝等を誅はむと。副使等自ら相謂ひて曰く、若し吾等國に至る時、大使吾が過を顯し善はば、是不祥き事なり。偷かに殺して其の口を斷たむと思欲ふ。是の夕に謀泄りぬ。大使之を知りて衣帶を裝束ひして獨り自ら潜れ行く。館の中庭に立ちて所計を知らず。時に賊一人有りて、杖を以て出で來りて、大使の頭を打ちて退く。次に賊一人有りて、直に大使に向ひて、頭と手を打ちて退く。大使尙嘿然て地に立ちて面の血を拭ふ。更賊一人有りて、刀を執りて急に來て、大使が腹を刺して退く。是の時大使恐れて地に伏して拜む。後に賊一人有りて、既に殺して去ぬ。明旦に領官東漢、³坂上、直子麻呂等其の由を推へ問ふ。副使等乃ち矯詐を作りて曰く、天皇、妻を大使に賜ふ。大使勅に違ひて受けず。無禮こと茲れ甚し。是を以て臣等、天皇の爲に殺すと。有司禮を以て收葬る。秋七月、高麗の使人罷り歸りぬ。是の年也太歲壬辰。

二年夏五月丙寅朔戊辰(○三日)、高麗の使人、越の海の岸に泊る。船破れて溺れ死ぬる者衆し。朝廷頻りに路に迷ふことを猜ひたまひて、饗へたまはずして放還す。仍て吉備海部、直難波に勅して高麗の使を送りたまふ。秋七月乙丑朔、越の海の岸に於て、難波と高麗の使等と相議りて、送使難³。波、船人大嶋、首磐日、狭丘首間狭を以て、高麗の使の船に乗ら令め、高麗の二人を以て送使の船に乗ら令む。此くの如く互に乗りて、以て奸⁴志に備ふ。俱時に發船ちして數里許に至る。送使難波、乃ち波浪を恐畏れて、高麗の二人を執へて海に擲げ入る。八月甲午朔丁未(○十四日)、送使難波還り來て復命して曰く、海の裏に鯨魚大に有りて、船と機樞とを遮嚙ふ。難波等魚の船を呑まむことを恐れて、海を入るを得ず。天皇聞きたまひて、其の謾語を識しめし、官に駈使ひて國に放還したまはず。

三年夏五月庚申朔甲子(○五日)、高麗の使人越の海の岸に泊れり。秋七月己未朔戊寅(○廿日)、高麗の使人京に入りて奏して曰く、臣等去年送使に相送ひて國に罷り歸る、臣等先づ臣が蕃に至る。臣が蕃即ち使人の禮に准へ、大嶋、首磐日等を禮ひ饗へす。高麗の王、別に禮を厚くして禮ふ。既にして送使の船今に至るまで未だ到らず。故更に謹みて使人并に磐日等を遣して、臣使の來らざる意を請問はる。天皇聞こして、即ち難波が罪を數めて曰はく、朝庭を欺き誑すこと、一なり。隣の使を溺らし殺したること、二なり。茲の大きな罪を以ては、放し還す合らず。以て其の罪を斷む。多十月戊子朔丙申(○九日)、蘇我馬子、大臣を吉備國に遣して、⁴白猪屯倉と田部とを増益さしむ。即ち田部の名籍を以て、白猪、史膽津に授けたまふ。戊戌に(○十一日)、船史王辰尔が弟牛に詔りして、姓を賜ひて津史と爲す。十一月、新羅使を遣して調を進ん。

四年春正月丙辰朔甲子(○九日)、息長眞手王の女鹿姫を立てて、皇后と爲したまふ。是一の男二の女を生れ

ませり。其の一を押坂彦人^{オホホノ}大兄皇子と曰す。(更の名は麻呂古^{マロコ}皇子。)其の二を逆登^{サカノボリ}皇女と曰す。其の三を菴道磯津貝^{ウツミナシツカヒ}皇女と曰す。是の月、一の夫人春日^{カスガノ}臣仲君の女を立つ、老女^{オホメ}君夫人と曰す。(更の名は藥君^{イラフイ}娘。)三の男一の女を生れます。其の一を難^{ナカ}波^{ナミ}皇子と曰す。其の二を春日^{カスガノ}皇子と曰す。其の三を桑^{クサ}田^タ皇女と曰す。其の四を大派^{オホマツ}皇子と曰す。次に采女^{ウネメ}伊勢^{イセ}大鹿^{オシカ}首小熊^{オホクマ}の女を、菴名^{ウツミナ}子^コ夫人と曰ふ。太姫^{オホヒメ}皇女(更の名は櫻井^{オウヰ}皇女。)と糠手^{ヌカテ}姫^{ヒメ}皇女(更の名は田村^{イノムラ}皇女。)とを生れます。二月壬辰朔、馬子^{ウマコ}宿禰^{スクネ}大臣京師^{ミヤコ}に還り、屯倉^{ツツクラ}の事を復命^{カヘリコトマツ}す。乙丑^{ニウ}(〇三月十一日^カ)、百濟^{ヒヤクセイ}使を遣し調を進る。多なること恒の歳より益れり。天皇新羅の未だ任那を建てざるを以て、皇子と大臣とに詔りて曰はく、任那の事にな懶懈^{オボコソク}りそ。夏四月乙酉朔庚寅^カ(六日)、吉士金子^{キチカネ}を遣して新羅に使せしめ、吉士木蓮子^{キチキレンコ}を任那に使せしめ、吉士譯^{キチノリ}語彦^{ノリヒコ}を百濟に使せしむ。六月、新羅使を遣して調を進る。多なること恒の例より益れり。并せて多多羅^{タタラ}、須奈羅^{スナラ}、和陁^{ワタ}、發鬼^{ホツキ}、四邑^{シイ}の調を進る。是の歳、卜者^{ウラハヒ}に命せて海部^{ウミベ}王の家地と絲井^{イトイ}王の家地とを占ふ。卜るに便ち襲吉^{オホキ}し。遂に宮を譯語田^{ノリコノ}に營りたまふ。是を幸玉^{サキタマ}宮と謂ふ。冬十一月、皇后廣姫^{ヒロヒメ}薨りましぬ。五年春三月己卯朔戊子^カ(十日)、有司^{ツカサツカ}、皇后を立てむことを請ふ。詔して豐御食炊屋^{トヨミケヒキヤ}姫尊^{ヒメノミ}を立てて皇后と爲たまふ。是の男五の女を生れます。其の一を菴道磯津貝^{ウツミナシツカヒ}皇女と曰す。(更の名は菴道磯津貝^{ウツミナシツカヒ}皇女なり。)是東宮^{トウキヤ}聖^{ミコ}し。德^{トク}に嫁^{ユメ}ひぬ。其の二を竹田^{タケノタ}皇子と曰す。其の三を小墾^{コウケン}田^タ皇女と曰す。是彦人^{ヒコノ}大兄^{オホノ}皇子に嫁きたまふ。其の四を鷓鴣^{シコウ}守^{モリ}皇女と曰す。(更の名は輕守^{カゲモリ}皇女。)其の五を尾張^{オウヰ}皇子と曰す。其の六を田眼^{タノメ}皇

女と曰す。是は息長足^{オホナリタラシヒ}日廣額^{ヒヒロノカ}天皇に嫁ひぬ。其の七を櫻井^{オウヰ}弓張^{ユミヤ}皇女と曰す。六年春二月甲辰朔、詔して日祀部^{ヒマツリベ}、私部^{シベ}を置きたまふ。夏五月癸酉朔丁丑^カ(〇五日)、大別^{オホワケ}王と小黒^{コクロ}吉士とを遣して、百濟^{ヒヤクセイ}國に宰^{ミコトセ}たらしむ。冬十一月庚午朔、百濟^{ヒヤクセイ}國の王、還使^{ヘンシ}大別^{オホワケ}王等^{トウ}に付けて、經論^{キョロ}若干卷^{カク}、并に律師^{リシ}、禪師^{ゼンシ}、比丘尼^{ヒクニ}、咒禁^{ジュキム}師^シ、造佛^{ゾウブツ}工^ク、造寺^{ゾウジ}工^ク六人を獻る。遂に難波^{ナニハ}の大別^{オホワケ}王の寺に安置^{アノシ}む。七年春三月戊辰朔壬申^カ(〇五日)、菴道^{ウツミナ}皇女を以て伊勢^{イセ}祠^{ミヤ}に侍らしむ。即ち池邊^{イケノヘ}皇子に好^{オホ}されぬ。事顯^{ウツク}れて解^{トク}けぬ。

八年冬十月、新羅^{シラ}根叱^{ネシ}政奈末^{シマ}を遣して調を進る。并に佛の像^{ミカド}を送^{カケ}る。九年夏六月、新羅^{シラ}安刀^{アト}奈末^{シマ}、失消^{シヤウ}奈末^{シマ}を遣して調を進る。納めずして還^カしつかはす。〇6。十年春潤二月、蝦夷^{エミシ}數千邊境^{ヒトトリ}に寇^{アゲ}ふ。是に由りて其の魁^{ヒトコノ}師^シ綾糟^{アヤサ}等^{トウ}(魁師^{ヒトコノ}は大毛^{オホモ}人^{ヒト}なり。)を召して詔して曰く、惟に倭^{ヤマト}蝦夷^{エミシ}をば、大足^{オホタラシ}彦^{ヒコ}天皇の世に、殺^{コロ}す合^{アヒ}き者は斬^コし、原^{ハラ}す應^{オウ}き者は救^{サツ}しき。今朕^{イマ}彼の前の例^{コト}に遵^ノひて、元^{モト}惡^{ラク}を誅^{コロ}さむと欲^{ホシ}ふ。是に於^オきて綾糟^{アヤサ}等^{トウ}懼^{オソ}然^{カシ}恐^{コソ}懼^{コソ}りて、乃^サち泊瀨^{ハツセ}の中流^{ナカノカ}に下^カりて、三^ミ諸^{モロ}岳^{タケ}に面^{オモ}ひて、漱^{クサス}水^{ミヅ}ぎて盟^{チカ}ひて曰く、臣等^{ウチノラ}蝦夷^{エミシ}、今自^{イマ}り以^{ヨリ}後^{ノチ}子^コ孫^{ソノ}孫^{ソノ}、(古語^{コノコト}に云^{イハ}ふ、生兒^{ウマノコ}の八十^{ヤソ}綿^{ツツ}連^{ツツ}。)清^スみ明^{アカ}かなる心を用^ヨて天^{アメ}闕^ノに事^{コト}へ奉^{マツ}らむ。臣等^{ウチノラ}若^{ニシ}し盟^{チカ}ひに違^ヒはば、天地^{アメノチ}の諸^{モロ}の神^{カミ}及び天皇^{ミコ}の靈^{ミタマ}、臣^{ウチ}が種^{タネ}を絶^タ滅^スほせ。〇7。

十一年冬十月、新羅^{シラ}安刀^{アト}奈末^{シマ}、失消^{シヤウ}奈末^{シマ}を遣して、調を進る。納めずして還^カしつかはす。十二年秋七月丁酉朔、詔して曰く、我が先^{サキ}考^{カウ}天皇^{ミコ}の世に屬^{オケ}りて、新羅^{シラ}内官^{ウチノツツミ}家の國^{クニ}を滅^タぼす。(天國^{アメノクニ}排^ハ開^ク廣^ク

庭、天皇の二十三年、任那、新羅の爲めに滅ぼさる。故、新羅我が内官家を滅ぼすと云ふ。先考の天皇任那を復さむことを謀りたまへり。果さずして崩りまして、其の志を成げたまはずき。是を以て朕當に神謀を助け奉りて、任那を復興む。今百濟に在る火蓋北國、造阿利斯登が子、達率日羅賢くして勇有り。故朕其の人と相計らむと欲ふ。乃ち紀國、造押勝とし。吉備海部直羽嶋とを遣して、百濟に喚したまふ。冬十月、紀國、造押勝等百濟より還り、朝に復命して曰く、百濟國の主、日羅を奉惜みて肯へて聽し上らず。是の歳復吉備海部、羽嶋を遣して日羅を百濟に召す。羽嶋既に百濟に之きて、先づ私に日羅を見むと欲ひて、獨り自ら家の門底に向ふ。俄くありて家の裏より來る韓婦有り。韓語を用て言ふ。汝が根を以て、我が根の内に入れよ。即ち家に入りて去ぬ。羽嶋便ち其の意を覺りて後に隨ちて入る。是に於いて日羅迎へ來りて、手を把りて座に座ら使む。密かに告げて曰く、僕竊かに聞く。百濟國の主天朝を疑ひ奉り、臣と奉遣して、後留めてし。還したまはじと。所以に奉惜みて肯へて奉進らず。宜しく勅を宣る時に嚴しく猛き色を現せ、催し急に召すべし。羽嶋乃ち其の計に依りて日羅を召す。是に百濟國の主、天朝を怖畏みて敢へて勅に違かず。日羅を奉遣す。恩釋德爾、余怒、哥奴知、參官、拖師、德率次干德、水手等若干人あり。日羅等吉備兒嶋屯倉に行き到る。朝廷大伴、糠手子連を遣して慰め勞ひたまふ。復大夫等を難波館に遣して日羅を訪はしむ。是の時、日羅甲を被、馬に乗りて門の底下に到る。乃ち應の前に進み、進み退き跪拜み歎き恨みて曰く、檜隈宮御寓、天皇の世に、我が君大伴、金村、大連、國家の奉爲めに、海表に使しし火蓋

北國造刑部、靱部阿利斯登が子、臣達釋日羅、天皇の召したまふと聞き、恐畏みて來朝けり。乃ち其の甲を解きて天皇に奉る。乃ち館を阿斗桑市に營り日羅を住ら使めて、供給隨欲。復阿倍目臣、物部、鷺子連、大伴、糠手子連を遣して、國の政を日羅に問はしめたまふ。日羅對へて言く、天皇の天下の政を治めたまふ所以は、要須黎民を護り養ひたまへ。何ぞ遽かに兵を興し、翻りて失ひ滅びなむとする。故今議者して、朝列に仕へ奉らしめ、臣連二の造より、下百姓に及ぶまで、悉に皆饒富にしてし。乏所無から令めよ。叱くすること三年にして、食を足し、兵を足し、悦びを以て民を使はば、水火を憚らず、同じく國の難を恤へむ。然る後に多に船舶を造りて、津毎に列ね置き、客人に觀せ使め、恐懼を生さしめよ。爾して乃能き使を以て百濟に使せしめ、其の國の王を召さむ。若し來らずば、其の太佐平王子等を召さむ。來らば即ち自然心歛み伏ふことを生さむ。後に應に罪を問ふべし。又奏して言さく、百濟の人謀りて言はむ、船三百有り、筑紫に請らむと欲。若し其れ實に請はば、宜しく陽りて賜予へ。然らば則ち百濟新たに國を造らむと欲はば、必ず先づ女人小子を以て船に載せて至らむ。國家此の時に望みて、壹岐對馬に多に伏兵を置き、至るを候ひて殺したまへ。翻りてな詐かれたまひそ。要害の所毎に、堅く壘塞を築きたまへ。是に於きて、恩率參官國に罷る時に臨みて、竊かに德爾等に語りて言く、吾筑紫を過ぎゆく許を計りて、汝等偷かに日羅を殺さば、吾具に王に白して、當に高爵を賜ふべし。身及び妻子、榮か後に垂れむ。德爾、余奴、皆聽許しつ。參官等遂に血筈に發途ぬ。是に日羅桑市、村自り難波館に遷る。德爾等晝夜相計りて將

に殺さむと欲。時に日羅身の光り火焰の如有り、是に由りて德爾等恐れて殺さず。遂に十二月晦に、光りを失ふを候ひて殺しつ。日羅更に蘇生りて曰く、此は是れ我が驅使奴等がし。爲る所なり。新羅に非ず。と言ひ畢りて死ぬ。天皇賢子大連、鞭手子連に詔して、小郡の西の畔丘の前に收め葬ら令め、其の妻子水手等を以て石川に居らしめたまふ。是に大伴、鞭手子連譏りて曰く、一處に聚居かば、恐くは其の變を生さむ。乃ち妻子を以て石川の百濟村に居き、水手等を石川の大伴村に居く。德爾等を收縛へて、下百濟阿田村に置く。數大夫を遣して其の事を推問ふ。德爾等罪に伏して言さく、信なり、是れ恩賜參官が教へて爲さ使むるなり。僕等人の下と爲て、敢へて違はず。是に由りて獄に下して朝庭に復命す。乃ち使を葦北に遣して、悉に日羅の眷屬を召して、德爾等を賜ひ、情の任に決罪む。是の時、葦北君等受けて皆殺して彌賢嶋に投つ、日羅を以て葦北に移し葬る。後に海の畔の者言ふ、恩賜が船は風に被ひて海に没りにき。參官が船は津嶋に漂泊ひて、乃ち始めて歸ることを得たり。

十三年春二月癸巳朔庚子(○八日)、難波吉士木蓮子を遣して、新羅に使せしむ。遂に任那に之く。秋九月、百濟より來る鹿深臣、彌勒の石像一軀を有てり。佐伯連佛像一軀を有てり。是の歲、蘇我馬子、宿禰其の佛像二軀を請ひて、乃ちし鞍部村主司馬達等、池邊直氷田を遣して、四方に使して、修行者を訪ひ覓かしむ。是に唯播磨國に於きて僧の還俗者名は高麗惠便を得つ。大臣乃ち以て師と爲て司馬達等の女嶋を度令む、善信尼と曰ふ。(年十一歳)又善信尼の弟子二人を度しむ。其の一は漢人夜菩が女豊女、名を禪

藏尼と曰ふ。其の二は錦織の女石女、名をは惠善尼と曰ふ。(靈、此に都符と云ふ。)馬子獨り佛の法に依りて、三の尼を崇敬ぶ。乃ち三の尼を以て氷田直と達等とに付けて、衣食を供ら令む。佛の殿を宅の東の方に經營りて、彌勒の石像を安置る。三の尼を屈請せて、大し會の設齊す。此の時に達等佛の舍利を齋食の上に得たり。即ち舍利を以て馬子、宿禰に獻る。馬子、宿禰試に舍利を以て鐵の質の中に置き、鐵の鎚を振ひて打つ。其の質鎚と悉に摧き壞れて、舍利をば摧き毀つ可からず。又舍利を水に投る。舍利心の願ふ所の隨に水に浮き沈む。是に由りて、馬子、宿禰、池邊、氷田、司馬達等、深く佛の法を信けて、修行ふこと懈らず。馬子、宿禰亦石川宅に於きて、佛の殿を脩治る。佛の法の初めて、茲より作れり。

十四年春二月戊子朔壬寅(○十五日)、蘇我大臣馬子、宿禰、塔を大野丘の北に起てて大會の設齊す。即ち達等が前に獲る所の舍利を以て塔の柱頭に藏む。辛亥(○廿四日)、蘇我大臣患疾す。卜者に問ふ。卜者對へて言ふ、父の時に祭ひし佛神の心に祟れり。大臣即ち子弟を遣して其の占狀を奏す。詔して曰く、宜しく卜者の言に依りて、父の神を祭祠れ。大臣詔を奉けて、石の像を禮ひ拜みて、壽命を延べむと乞ふ。是の時國に疫疾行りて、民死ぬる者衆し。三月丁巳朔、物部弓削守屋大連、中臣勝海大夫と奏して曰く、何の故にか肯へて臣が言を用ゐたまげざる。考天皇より陛下に及び、疫疾流行りて、國民絶えつ可し。豈に專にし。蘇我臣の佛の法を興し行ふに由るに非ずや。詔りて曰く、灼然なり。宜しく佛の法を斷めよ。丙戌(○三十日)、物部弓削守屋大連、自ら寺に詣りて、胡床に踞坐り。其の塔を斫り倒して、火を縱け

て燔く。并せて佛像と佛殿とを燒く。既にして燒きし所の餘りの佛像を取りて、難波の堀江に棄て令む。是の日雲無くて風ふき雨ふる。大連被雨衣せり。馬子、宿禰と、從ひて法を行へる。侶とを訶責めて、毀り辱むる心を生さ令む。乃ち佐伯、造御室（更の名は於闕礙なり。）を遣して、馬子、宿禰の供る所の善信等の尼を喚す。是に由りて、馬子、宿禰敢へて命に違はず。惻み愴き啼泣ちつつ、尼等を喚し出して御室に付く。有司便ち尼等の三衣を奪ひて、¹³海石榴市の亭に禁錮へ楚撻ちき。天皇任那を建てむことを思ほして、坂田耳子、王を差して使と爲したまふ。此の時に風りて、天皇と大連と卒に瘡患みたまふ。故遣すことを果さず。橘、豐日、皇子に詔して曰く、考、天皇の勅に違背く可からず。任那の政を勤め修む可し。又瘡を發して死ぬる者國に充盈てり。其の瘡を思む者言く、身燒かれ打たれ摧かるるが如し。と。啼泣きつつ死ぬ。老も少も竊に相謂ひて曰く、是れ佛像を燒きつる罪か。夏六月、馬子、宿禰奏して曰く、臣が疾病今に至りて未だ愈えず。三寶の力を蒙らずば、救ひ治む可きこと難し。是に於きて馬子、宿禰に詔して曰く、汝獨り佛法を行ふ可し。宜しく¹³餘し人をば斷めよ。乃ち三尼を以て馬子、宿禰に還し付く。馬子、宿禰受けて歡悦ぶ。未曾有よと嘆きて三の尼を頂禮む。新に精舎を營り、迎へ入れて供り養ふ。（或本に云ふ、物部、弓削、守屋、大連、大三輪、逆君、中臣、磐余、連、俱に謀りて佛法を滅して、寺塔を燒き并に佛像を棄てむと欲ふ。馬子、宿禰諍ひて從はず。）秋八月乙酉朔己亥（十五日）、天皇病彌留りて大殿に崩りましぬ。是の時に、殯の宮を廣瀬に起つ。馬子、宿禰、大臣刀を佩きて、誅たてまつる。物部、弓削、守屋、大連、听然而咲ひて曰く、獵箭中へる

雀鳥の如し。次に弓削、守屋、大連、手脚揺ひ震きて誅たてまつる。馬子、宿禰、大臣咲ひて曰く、鈴を懸く可し。是に由りて¹⁴二の臣、微くに怨恨を生ず。三輪、君逆、隼人、使て殯の庭に相距はしむ。穴穗部、皇子、天下を取らむと欲ひ、發憤りて稱げして曰く、何の故にか死きたまひし王の庭に事へまつりて、生す王の所に事へ弗る。¹⁴

日本書紀卷第二十一

橘豐日天皇 用明天皇

泊瀨部天皇 崇峻天皇

橘豐日天皇 用明天皇

橘豐日天皇は、天國排開廣庭天皇の第四子なり。母を堅顯媛と曰す。天皇佛の法を信けたまひ、神の道を尊びたまふ。十四年秋八月、淳中倉太珠敷天皇崩ります。九月甲寅朔戊午(○五日)、天皇^一天皇位しるしめす。磐余に宮つくる。名つけて池邊雙槻宮と曰ふ。蘇我馬子、宿禰を以て大臣と爲し、物部弓削守屋、連を大連と爲すこと、並びに故の如し。壬申、詔して曰く、云云。酢香手姫、皇女を以て伊勢神宮に拜して日神の祀に奉らしむ。(是の皇女は、此の天皇の時より、炊屋姫、天皇の世に逮ぶまで。日神の祀に奉り、自ら葛城に退きて葬せましぬ。炊屋姫、天皇の紀に見ゆ。或る本に云く、三十七年の間、日神の祀に奉り自ら退きて葬せましぬ。)

元年春正月壬子朔、穴穗部間人皇女を立てて皇后と爲したまふ。是四の男を生れましき。其の一を厩戸皇子と曰す。(更の名は豊耳聰聖德。或ひは豊聰耳法大王と名つく。或ひは法主王。)是の皇子、初め上宮に居ましき。後に班鳩に移りたまふ。豊^一御食炊屋姫天皇の世に位居東宮。萬機を總ね攝りて、天皇の事を行たまふ。語は豊御食炊屋姫天皇の紀に見ゆ。其の二を來目皇子と曰す。其の三を殖粟皇子と曰す。其の四を茨田皇子と曰す。蘇我大臣稻目、宿禰の女石寸名を立てて嬪と爲す。是田目皇子を生む。(更の名は豊浦皇子。)葛城直磐村が女廣子、一の男一の女を生む。男を麻呂子、皇子と曰す、此れ當麻公の先なり。女を酢香手姫、皇女と曰す、三の代を歴て日神に奉る。夏五月、穴穗部皇子、炊屋姫、皇后を妬さむと欲て、自強て、殯宮に入る。寵臣三輪^一君逆、乃ち兵衛を喚して、宮門を重し埋めて、拒ぎて入れ勿。穴穗部皇子問ひて曰く、何人か此に在る。兵衛答へて曰く、三輪君逆在り。七たび門を開けと呼べど、遂に聽し入れず。是に穴穗部皇子、大臣と大連とに謂ひて曰く、逆頻りに禮無し。殯庭に誅曰て、朝庭を荒さず、淨めまつること鏡の面の如くに、臣治め平け奉仕らむ、といふ。即ち是れ禮無し。方に今天皇の子弟多に在り。兩の大臣侍り。誰か恣情に專に奉仕らむと言ふことを得む。又余殯内を觀むとおもへども、拒ぎて聽し入れず。自ら門を開けと呼ばへども、七廻應へず。願はくは之を斬らむと欲ふ。兩の大臣曰く、命の隨にせむ。是に穴穗部皇子、陰かに天の下に王たらむ事を謀りて、口に詐りて逆君を殺さむといふことを在てり。遂に物部守屋、大連と、兵を率ゐて磐余の池邊を圍繞む。逆君知りて三諸の岳に隠れぬ。

是の日夜半に、ヒラ潜かに山より出で、キリヤ後宮に隠れぬ。(炊屋姫ノ皇后の別業を謂ふ。是を海石榴市宮と名づく。)逆の同姓白堤と横山と、逆君が在り處を言げます。穴穂部皇子即ち守屋大連を遣して(或る本に云ふ、穴穂部皇子、泊瀬部皇子と相計りて守屋大連を遣す。)曰く、汝應に往きて逆君并せて其の二の子を討すべし。大連遂に兵を率ゐて去く。蘇我馬子宿禰外にて斯の計を聞きて、皇子の所に詣り、即ち門底に逢ひぬ。將に大連の所に之かむとす。時に諫めて曰く、王たる者刑人を近づけず。自ら往く可からず。皇子聽かずして行きたまふ。馬子宿禰即便隨ひて去ぬ。磐余に到りて、切に諫む。皇子乃ち諫めに従ひて止みぬ。仍りて此の處に胡床に踞坐けて大連を待つ。大連良久して至る。衆を率ゐて報命して曰く、逆等を斬り訖りぬ。(或る本に云ふ、穴穂部皇子自ら行きて射殺す。)是に馬子宿禰惘然頽歎きて曰く、天下の亂は久しからし。大連聞きて答へて曰く、汝小臣が識らざる所なり。(此の三輪君逆は、譯語田ノ天皇の寵愛みたまひて、悉く内外の事を委ねたまふ。是に由りて炊屋姫皇后馬子宿禰と俱に穴穂部皇子を發恨む。)是の年也太歲丙午。し。

二年夏四月乙巳朔丙子(〇丙午の誤即ち二日)、磐余の河上に御新嘗めす。是の日、天皇得病ひたまひて宮に還入します。群臣侍り。天皇群臣に詔して曰く、朕三寶に歸らむと思欲ふ。卿等議れ。群臣朝に入りて議る。物部守屋大連と中臣勝海連と、詔に違ひ議りて曰す、何にぞ國神を背きて他神を敬はむ。由來斯くの如き事を識らず。蘇我馬子宿禰大臣曰す、詔に隨ひて助け奉る可し。詎か異なる計を生さむ。是に皇

弟の皇子豐國法師を引て、内裏に入る。物部守屋大連耶睨みて大きに怒る。是の時押坂4部史毛屎急て來りて、密かに大連に語りて曰く、今群臣卿を圖る。復た將に路を斷ちてむ。大連聞きて、即ち阿都に退きて、人を集聚む。中臣勝海連家に衆を集めて、大連を隨ひ助く。遂に太子彦人皇子の像と竹田皇子の像とを作りて厭ふ。俄くありて事の濟し難きことを知りて、彦人皇子に水派宮(水派、此をミマタと云ふ)に歸附く。舍人迹見赤橋、勝海連の彦人皇子の所より退るを伺ひて刀を抜きて殺しつ。(赤橋、此をイチヒと云ふ。)大連、阿都の家より、物部八坂、太市造小坂、漆部造兄を使はして、馬子大臣に謂りて曰く、吾4聞く、群臣我を謀る、と。我故に退く。馬子大臣乃ち土師八嶋連を大伴毗羅夫連の所に使して、具に大連の語を述ぶ。是に由りて毗羅夫連、手に弓箭皮楯を執りて、槻曲の家に来て、晝夜を離れず、大臣を守護る。天皇の瘡轉盛りなり。將に終せたまひなむと欲。時に鞍部多須奈進みて奏曰く、臣天皇の奉爲めに出家して道を脩はむ。又丈六の佛像及ひ寺を造り奉らむ。天皇爲めに悲しび慟ひたまふ。今南淵の坂田寺の、木の丈六の佛像挾侍菩薩是なり。癸丑(〇九月)、天皇大殿に崩りたまふ。秋七月甲戌朔甲午(〇廿一日)、磐余5池上6陵に葬めまつる。

泊瀬部天皇 崇峻天皇

泊瀬部天皇は、天國排開廣庭、天皇の第十二子なり。母を小姉君と曰ふ。二年夏四月、橘、豐日、天皇崩りたま

ふ。五月、物部大連軍衆三度驚駭む。大連元は餘し皇子等を去て、穴穗部皇子を立てて天皇と爲むと欲りす。今に至るに及び、遊獵するに因りて替へ立つることを謀らむと望ひて、密かに人を穴穗部皇子に使にしてし⁵。曰く、願はくは皇子と將に淡路一馳獵せむとすと云ふ。謀泄れぬ。六月甲辰朔庚戌(○七日)、蘇我馬子、宿禰等、炊屋姫尊を奉けて、佐伯連丹經手、土師連磐村、的臣眞嚙に詔して曰く、汝等兵を嚴ひて、速かに往きて穴穗部皇子と宅部皇子とを誅せ。是の日の夜半に、佐伯連丹經手等、穴穗部皇子の宮を圍む。是に衛士先づ樓の上に登りて、穴穗部皇子の肩を撃つ。皇子樓の下に落ちて、偏なる室に走入る。衛士等燭ともして誅す。辛亥(○八日)、宅部皇子を誅す。(宅部皇子は檜隈天皇の子、上女王の父なり。未だ詳かならず。)穴穗部皇子に善し、故誅す。甲子(○廿一日)善信阿尼等大臣に謂りて曰く、出家の途は戒を以て本と爲す。願はくは百濟に向きて戒の法を學び受けむ。是の月、百濟の調使來朝けり。大臣使人に謂りて曰く、此の尼等を率ゐて、將に汝が國に渡りて、戒の法を學ばしめよ。了りなむ時に發遣せ。使人答へて曰く、臣等蕃に歸りて先づ國の王に善はむ。而して後發遣むとも、又遅からし。秋七月、蘇我馬子、宿禰大臣、諸の皇子と群臣とに勸めて、物部守屋、大連を滅ぼさむことを謀る。泊瀬部皇子、竹田皇子、厩戸皇子、難波皇子、春日皇子、蘇我馬子、宿禰大臣、紀男麻呂、宿禰、巨勢、臣比良夫、膳臣⁶、賀拖夫、葛城、臣烏那羅、俱に軍旅を率ゐて進みて大連を討つ。大伴連嚙、阿部、臣人、平羣、臣神手、坂本、臣糠手、春日、臣、(名字を闕せり。)俱に軍兵を率ゐて、志紀郡より澁河の家に到る。

大連親ら子弟と奴軍とを率ゐて、稻城を築きて戰ふ。是に大連衣指の朴の枝間に昇りて、臨み射ること雨の如し。其の軍強く盛りにして家に墮ち野に溢れたり。皇子等の軍と群臣の衆と、怯弱ち恐怖れて、三廻却還く。是の時、厩戸皇子束髮於額て、(古き俗年少き兒年十五六の間は、束髮於額にす。十七八の間は、分ちて角子と爲す。今も亦然り。)軍の後に隨ひ、自ら付度りて曰く、將敗らるること無からむや。願に非ずば成り難からむ。乃ち⁷、白膠木を斫り取りて、疾く四天王像を作りて、頂髮に置きて、誓言を發てたまはく、(白膠木、此をヌリデと云ふ)今若し我をして敵に勝たしめば、必ず當に護世四天王の奉爲めに寺塔を起立てむ。蘇我馬子、大臣、又誓言を發つ。凡そ諸の天王大神王等、我を助け衛りて、利益を獲使めば、願はくは當に諸天と大神王との奉爲に、寺塔を起立て三寶を流通へむ。誓已りて種種の兵を嚴しくして進みて討伐つ。爰に迹見首赤檮有り。大連を枝の下に射墮して、大連并びに其の子等を誅す。是に由りて、大連の軍忽然に自ら敗れ、軍を合りて悉に皂衣を被て、廣瀬の勾原に馳獵するまねして散けぬ。是の役に、大連の連の兒息と眷屬と、或ひは葦原に逃げ匿れて、姓を改め名を換ふる者有り。或ひは逃げ亡せて向にけし所を知らざる者有り。時の人相謂りて曰く、蘇我大臣の妻は、是れ物部守屋、大連の妹なり。大臣妾に妻の計を用ゐて大連を殺すと。亂を平けて後、攝津國に四天王寺を造り、大連の奴半と宅とを分けて、大寺の奴田莊と爲す。田一萬頃を以て迹見首赤檮に賜ふ。蘇我大臣亦本願の依に、飛鳥の地に於きて、法興寺を起つ。物部守屋、大連の資人捕鳥部萬、一百の人を將ゐて難波の宅を守る。而して大連滅びぬと聞きて、馬に騎り

て夜逃げて茅亭⁸。縣有眞香邑⁸に向く。仍りて婦の宅を過りて遂に山に匿る。朝廷議りて曰く、万逆心を懷きて、故此の山の中に隠る。早く族を滅ぼす須し、可不怠賊。万の衣裳弊れ垢つき、形色憔悴け、弓を持ち鋌を帯びて、獨り自ら出で來れり。有司、數百の衛士を遣して萬を圍む。萬即ち篋⁸に驚き匿る。繩を以て竹に繋けて引き動かして、他をして己が入る所を惑は令む。衛士等詐かれて、揺く竹を指して馳せて言ふ、萬此に在りと。万即ち箭を發ち、一も中らざること無し。衛士等恐れて敢へて近づかず。万便ち弓を弛し腋に狹みて、山に向ひて走れ去く。衛士等即ち河を夾みて追ひ射る。皆中ること能はず。是に一の衛士有り、疾く馳せて万に先たちぬ。而して河の側に伏して擬ひて射て⁸。膝に中つ。萬即ち箭を抜き、弓を張りて箭を發ち、地に伏して號ひて曰く、萬は天皇の楯と爲りて、其の勇を効さむとすれども推問ひたまはず、驕りて逼迫るることを致し、此に窮れり。共に語る可き者は來れ。願はくは殺し處ふることの際を聞かむ。衛士等競ひ馳せて万を射る。万便ち飛ぶ矢を拂ひ捍ぎて、三十餘の人を殺す。仍て持たる鋌を以て三に其の弓を截る。還其の劍を屈けて河水の裏に投げける。別に刀子を以て頸を刺して死ぬ。河内國司萬が死ぬる狀を以て朝廷に牒し上ぐ。朝廷符を下したまひて備く、之を八段に斬りて八國に散し梟せ。河内國司、即ち符旨に依りて、斬り梟す時に臨みて、雷鳴り大雨ふる。爰に万が養へる白き犬有り、俯し仰ぎて其の屍の側を廻り吠ゆ。⁹遂に嚙みて頭を擧げて、古家に収め置き、横に枕の側に臥して前に飢え死ぬ。河内國司其の犬を尤め異みて、朝廷に牒し上ぐ。朝廷哀不忍聽たまひて、符を下して釋めて曰く、此の犬世に希しき附



なり、後に觀す可し。須しく万が族をして墓を作りて葬かしむべし。是に由りて万が族墓を有眞香邑に起りて、万と犬とを葬りぬ。河内國司言さく、餌香川原に斬られたる人有り、計るに將に數百あり。頭身既に爛れて、姓字知れ難し。但衣の色を以て其の身を收め取る、爰に櫻井田部連膽淳が養へる犬有り。身頭を噛み續けて側に伏して固く守る。收め使むること已に至りて、乃ち起き行きぬ。八月癸卯朔甲辰(〇二日)、炊し。屋姫尊、群臣と、天皇を勸進めたまつりて、天皇之位しろしめさしむ。蘇我馬子宿禰を以て大臣と爲すこと故の如し。卿大夫の位亦故の如し。是の月、倉梯に宮つくる。

元年春三月、大伴糠手連の女、小皇子を立てて妃と爲したまふ。是れ蜂子皇子と錦代皇女とを生れます。是の歲、百濟國、使并びに僧惠捨、令斤、惠寔等を遣して、佛舍利を獻る。百濟國、恩率首信、德率蓋文、那率福富味身等を遣して進調、并びに佛舍利、僧聆照、律師令威、惠衆、惠宿、道嚴、令開等、¹⁰寺工太良未太、文買古子、鑪盤博士將德白味淳、瓦博士麻奈文奴、陽貴文、陵貴文、昔麻帝彌、電工白加を獻る。蘇我馬子宿禰、百濟僧等を請ひて、戒を受くる法を問ふ。善信尼等を以て百濟國の使恩率首信等に付けて、學問に發遣たしむ。飛鳥衣縫造が祖、樹葉が家を壞ちて、始めて法興寺を作る。此の地を飛鳥の眞神、原と名づく。亦の名け飛鳥の苦田。是の年也太歲戊申。

二年秋七月壬辰朔、近江臣滿を東山道に遣して、¹¹蝦夷の國の境を觀しむ。完人臣鴈を東海道に遣して、東の方海に濱へる諸國の境を觀しむ。阿倍臣を北陸道に遣して、越等の諸の國の境を觀しむ。

三年春三月、學問の尼善信等、百濟より還りて、櫻井寺に住む。冬十月、山に入りて寺の材を取。是の歳、度せる尼、大伴、狹手彦、連が女善徳、狛夫人、新羅媛善妙、百濟媛妙光、又漢人善聰、善通、妙徳、法定照、善智聰、善智惠、善光等。鞍部、司馬達等の子、多須奈、同じ時出家す、名つけてし、徳齊法師と曰ふ。

四年夏四月壬子朔甲子(○十三日)、譯語田天皇を磯長、陵に葬りまつりぬ。是其の妣の皇后を葬りまつれる陵なり。秋八月庚戌朔、天皇群臣に詔して曰く、朕任那を建てむと思欲ふ、卿等如何。群臣奏して言く、任那の官家を建つ可きこと、皆陛下の詔したまふ所に同じ。冬十一月己卯朔壬午(○四日)、紀、男麻呂、宿禰、巨勢、臣比良夫、狹臣、大伴、鸕連、葛城、烏奈良、臣を差して、大將軍と爲て、氏氏の臣連を率ゐて、裨將、部隊と爲て、二万餘りの軍を領て、出でて筑紫に居る。吉土金を新羅に遣し、吉土、木蓮子を任那に遣して、任那の事を問はしむ。

五年冬十月癸酉朔丙子(○四日)、山猪を獻るもの有り、天皇猪を指して詔して曰く、何れの時にか、此の猪の頸を斷るが如く、朕が嫌しとおもふ所の人を斷らむ、と。多に兵仗を設けたまふこと、常に異なること有り。壬午(○十日)、蘇我、馬子、宿禰、天皇の詔ふ所を聞きて、己を嫌みたまはむことを恐れ、儼者を招き聚めて、天皇を弑せまつらむことを謀る。是の月、大法興寺の佛堂と歩廊とを起つ。十一月癸卯朔乙巳(○三日)、馬子、宿禰羣臣を詐りて曰く、今日東國の調を進らむ。と。乃ち東漢、直しに駒をして天皇を殺し

まつら便む。(或る本に云く、東漢、直駒は、東漢、直磐井が子なり。)是の日、天皇を倉梯、岡、陵に葬りまつる。(或る本に云く、大伴、嬪小手子、寵みの衰へたるを恨み、人を蘇我、馬子、宿禰のもとに使りて曰く、頃者山猪を獻る有り。天皇猪を指して詔して曰く、猪の頸を斷る如く、何れの時か朕が思へる人を斷らむ。且つ内裏に於きて大きに兵仗を作る、と。是に馬子、宿禰聽きて驚く。)丁未(○五日)、驛使を筑紫の將軍の所に遣して曰く、内の亂に依りて、外の事を怠りそ。是の月、東漢、直駒、蘇我の娘嬪河上、娘を偷み隠して妻と爲す。馬子、宿禰忽ちに河上、娘の駒に偷まれしを知らずて、死にきと謂ふ。駒の贖を討せる事顯れ、大臣に殺されぬ。

日本書紀卷第二十二

豐御食炊屋姬天皇

推古天皇

豐御食炊屋姬天皇は、天國排開廣庭、天皇の中女なり。橘、豐日、天皇の同母妹なり。幼くましますとき額田部皇女と曰す。姿色端麗しく、進止軌制し。年十八歳にして、立ちて淳中倉太玉敷、天皇の皇后と爲りたまふ。三十四歳にして淳中倉太珠敷、天皇崩りたまふ。三十九歳泊瀬部、天皇の五年の十一月に當りて、天皇、大臣馬子、宿禰の爲めに殺せられたまひぬ。嗣の位既に空し。群臣淳し。中倉太珠敷、天皇の皇后額田部皇女に請して、以て將に踐祚らしめさせしめむとす。皇后辭讓びたまふ。百寮表上りて勸進むること三に至る。乃ち從ひたまふ。因りて天皇の璽印を奉る。冬十二月壬申朔己卯(○八日)、皇后豐浦宮に天皇位しらしめす。

元年春正月壬寅朔丙辰(○十五日)、佛舍利を以て法興寺の刹の柱の礎の中に置く。丁巳(○十六日)、刹の柱を建つ。夏四月庚午朔己卯(○十日)、厩戸豐聰耳皇子を立てて皇太子と爲したまふ。仍て錄攝政。萬機を以て悉に委ねぬ。橘、豐日、天皇の第二子なり。母の皇后を穴し。穗部、間人、皇女と曰す。皇后懷妊、開胎さむとする日、禁中を巡り行します。諸司を監察たまふ。馬官に至り、乃ち厩戸に當りて、勞みたまはずして忽ちに産みたまふ。生れましなから能く言ひて聖智有り。壯に及びて一たびに十人の訴を聞き

て失能辨たまはず。兼ねて未然の事を知りたまふ。且つ内教を高麗の僧惠慈に習ひ、外典を博士覺智に學び、並びに悉に達りたまひぬ。父の天皇愛でて宮の南の上殿に居ら令めたまふ。故其の名を稱へて、上宮厩戸豐聰耳太子と謂ふ。秋九月、橘、豐日、天皇を河内の磯長陵に改め葬りまつる。是の歳、始めて四天王寺を難波の荒陵に造りたまふ。是の年也太歲癸丑。二年春二月丙寅朔、皇太子及大臣に詔りして、三寶を興隆せしめたまふ。是の時に、諸臣連等各君親の恩の爲めに、競ひて佛の舎を造る。即ち是を寺と謂ふ。

三年夏四月、沈水淡路嶋に漂着れり。其大さ一圍。嶋の人沈水を知らずして、以て薪に交てて竈に焼く。其の烟氣遠く薫る。則ち異なりとして之を獻る。五月戊午朔丁卯(○十日)、高麗の僧惠慈歸化く。則ち皇太子ノ師としたまふ。是の歳、百濟の僧慧聰來く。此の兩の僧は、弘く佛の教を演べて、並びに三寶の棟梁と爲る。秋七月、將軍等筑し。紫より至る。

四年冬十一月、法興寺造り竟る。則ち大臣の男善徳ノ臣を以て寺の司に拜す。是の日、惠慈惠聰の二の僧、始めて法興寺に住り。

五年夏四月丁丑朔、百濟ノ王、王子阿佐を遣して朝貢る。冬十一月癸酉朔甲午(○二十二日)、吉士磐金を新羅に遣す。

六年夏四月、難波ノ吉士磐金、新羅より至りて、鵠二隻を獻る。乃ち難波の杜に養はしむ。因りて枝に

築くひて産む。秋八月己亥朔、新羅孔雀一隻を貢る。多十月戊戌朔丁未〔十日〕、越國白鹿一頭を獻る。

七年夏四月乙未朔辛酉〔廿七日〕、地動ふりて、舍屋悉に破れぬ。則ち四方に令りて地震神を祭らしむ。秋九月癸亥朔、百濟駱駝一疋、驢一疋、羊二頭、白雉一隻を貢る。

八年春二月、新羅と任那と相攻む。天皇任那を救はむと欲はす。是の歲、境部臣に命せて大將軍と爲し、穗積臣を以て副將軍と爲す。(並に名を闕らせり) 則ち萬餘りの衆を將ゐて、任那の爲めに新羅を撃つ。是に於きて、直ちに新羅を指して泛海に往く。乃ち新羅に到りて、五の城を攻めて拔つ。是に於きて、新羅の王惶みて、白旗を擧げて將軍の麾下に到りて、立ろに多多羅、素奈羅、弗知鬼、委陀、南加羅、阿羅々の六城を割きて以て服はむと請ふ。時に將軍共に議りて曰く、新羅罪を知りて服ふ。強ちに撃つはよくもあらず。則ち奏し上る。爰に天皇更に難波、吉師神を新羅に遣し、復難波、吉士木蓮子を任那に遣して、並びに事の狀を檢校へしめたまふ。爰に新羅任那二國の王、使を遣して調を貢る。仍りて奏表たてまつりて曰く、天上に神有り、地に天皇有り。是の二神を除きては、何ぞ亦畏きこと有らむや。今より以後、相攻むること有らじ。且つ船楫乾さずして、歲毎に必ず朝む。則ち使を遣して以て將軍を召し還す。將軍等新羅より至る。即ち新羅又任那を侵す。

九年春二月、皇太子、初めて宮室を斑鳩に興りたまふ。三月甲申朔戊子〔五日〕、大伴連嚙を高麗に遣し、坂本ノ臣糠手を百濟に遣して、以て詔して曰く、急に任那を救へ。夏五月、天皇耳梨ノ行宮に居します。是の時大雨ふり河水漂蕩ひて、宮庭に滿めり。秋九月辛巳朔戊子〔八日〕、新羅の間諜者迦摩多對馬に到れり。則ち捕へて以て貢る。上野に流す。多十一月庚辰朔甲申〔五日〕、新羅を攻めむことを議る。

十年春二月己酉朔、來目ノ皇子を、新羅を撃つ將軍と爲し、諸の神部、及び國造、伴造等、并て軍衆二万五千人を授く。夏四月戊申朔、將軍來目ノ皇子、筑紫に到り、乃ち進みて嶋郡に屯みて船舶を聚め、軍の糧を運ぶ。六月丁未朔己酉〔三日〕、大伴連嚙、坂本ノ臣糠手、共に百濟より至る。是の時、來目ノ皇子病に臥して征討を果さず。多十月、百濟の僧觀勒來く。仍りて曆の本、及び天文地理の書、并びに暹甲方術の書を貢る。是の時書生三四人を選びて、以て觀勒に學び習はしむ。陽胡史の祖玉陳曆法を習ひ、大友ノ村主高聰天文暹甲を學び、山背ノ臣日並立方術を學ぶ。皆學びて以て業を成す。閏十月乙亥朔己丑〔十五日〕、高麗の僧僧隆、雲聰、共に來歸けり。

十一年春二月癸酉朔丙子〔四日〕、來目ノ皇子、筑紫に薨せましぬ。仍て驛使して奏し上ぐ。爰に天皇聞きて大きに驚きたまひ、則ち皇太子、蘇我ノ大臣を召して、謂て曰く、新羅を征つ大將軍來目ノ皇子し。薨せぬ。其れ大きな事に臨みて遂げずなりぬ。甚悲し。仍て周芳の娑婆に殯りす。乃ち土師連猪手を遣して殯の事を掌ら令む。故猪手ノ連が孫を娑婆連と曰ふ、其れ是の縁なり。後に河内の埴生ノ山の岡の上に葬りぬ。夏四月壬申朔、更に來目ノ皇子の兄當麻ノ皇子を以て、新羅を征つ將軍と爲す。秋七月辛丑朔癸卯〔三日〕、當麻ノ

皇子難波より發船つ。丙午(○六日)、當麻皇子播摩に到る。時に從へる妻舍人姫王赤石に薨す。仍りて赤石の櫛笠の岡の上に葬りぬ。乃ち當麻皇子返りて、遂に征討たず。冬十月己巳朔壬申(○四日)、小墾田宮に遷りたまふ。十一月己亥朔、皇太子、諸の大夫に謂ひて曰く、我尊き佛の像を有てり、誰か是の像を得て恭ひ拜まむ。時に秦造河勝進みて曰く、臣拜みまつらむ。便ち佛像を受けて、因りて以て蜂岡寺を造る。是の月、皇太子天皇に請して、以て大楯及び鞞(鞞、此をユキと云ふ。)を作りたまふ。又旗幟に繪く。十二月戊辰朔壬申(○五日)、始めて冠位を行ふ。大德、小德、大仁、小仁、大禮、小禮、大信、小信、大義、小義、大智、小智、并せて十二階。並びに當色の絁を以て縫へり。頂は撮り捻べて囊の如くして、縁を著けたり。唯元日は警華(警華、此をばウズと云ふ。)を著ぬ。十二

十二年春正月戊戌朔、始めて冠位を諸臣に賜ふ。各差有り。夏四月丙寅朔戊辰(○三日)、皇太子親、肇めて憲法十七條を作りたまふ。一に曰く、和を以て貴しと爲し、忤ふこと無きを宗と爲す。人皆黨有りて、亦達る者少し。是を以て或は君父に順はずして、乍隣里に違ふ。然れども上和ぎ下睦びて、事を論ふに諧ひぬるときには、則ち事理自らに通ふ、何事か成らざらむ。二に曰く、篤く三寶を敬へ。三寶は佛法僧なり。則ち四の生の終りの歸りどころ、万の國の極宗なり。何の世か何の人か是の法を貴はざる。人尤だ惡きもの鮮し。能く教ふるをもて從ひぬ。其れ三寶に歸りまつらざれば、何を以てか枉れるを直さむ。三に曰く、詔を承けては必ず謹め。君をば天とす。臣をば地とす。天覆ひ地載す。四の時順り行き、万の氣通ふことを得。地天を覆はむと欲するときは、則ち壞るることを致すらくのみ。是を以て君言ふときは臣承る。上行へば下靡く。故詔を承けては必ず慎め。謹まざれば自らに敗れなむ。四に曰く、群卿百寮、禮を以て本と爲よ。其れ民を治むる本は、要ず禮に在り。上禮なきときは下齊らず。下禮無きときは必ず罪有り。是を以て、羣臣禮有るときは、位の次亂れず。百姓禮有るときは國家自ら治まる。五に曰く、發を絶ち、欲を棄てて、明かに訴訟を辨へよ。其れ百姓の訟は、一日に千事あり。一日すら尙爾り、況むや歳を累ねてをや。頃訟を治むべき者、利を得て常と爲す。賄を見ては、讞を聽く。便ち財有るものの訟は、石をもて水に投るが如し。乏しき者、水の訴は、水をもて石に投るに似たり。是を以て貧しき民は則ち所由を知らず。臣の道亦焉に闕けぬ。六に曰く、惡を懲し善を勸むるは、古の良き典なり。是を以て人の善を匿さず。惡を見ては必ず匡せ。其れ詔ひ詐く者は、則國家を覆すの利器爲り、人民を絶つる鋒れたる劍爲り。亦佞しく媚ふる者は、上に對ひては則ち好みて下の過を説き、下に逢ひては則ち上の失を誹謗る。其れ如此の人は、皆君に忠無く、民に仁無し。是大きな亂れの本なり。七に曰く、人各任し有り。掌ること宜しく濫れざるべし。其れ賢哲官に任すときは、頌る音則ち起り、奸しき者官を有つときは、禍亂。則ち繁し。世に生れながら知ること少なけれども、尅念ひて聖と作る。事大少と無く人を得て必ず治む。時急し。緩と無く、賢に遇ひて自ら寛かなり。此に因りて國家永久、社稷危きこと勿し。故古の聖の王、官爲めに以て人を求む、人の爲めに官を求めたまはず。八に曰く、群卿百寮、早く朝り晏く退

ふことを得。地天を覆はむと欲するときは、則ち壞るることを致すらくのみ。是を以て君言ふときは臣承る。上行へば下靡く。故詔を承けては必ず慎め。謹まざれば自らに敗れなむ。四に曰く、群卿百寮、禮を以て本と爲よ。其れ民を治むる本は、要ず禮に在り。上禮なきときは下齊らず。下禮無きときは必ず罪有り。是を以て、羣臣禮有るときは、位の次亂れず。百姓禮有るときは國家自ら治まる。五に曰く、發を絶ち、欲を棄てて、明かに訴訟を辨へよ。其れ百姓の訟は、一日に千事あり。一日すら尙爾り、況むや歳を累ねてをや。頃訟を治むべき者、利を得て常と爲す。賄を見ては、讞を聽く。便ち財有るものの訟は、石をもて水に投るが如し。乏しき者、水の訴は、水をもて石に投るに似たり。是を以て貧しき民は則ち所由を知らず。臣の道亦焉に闕けぬ。六に曰く、惡を懲し善を勸むるは、古の良き典なり。是を以て人の善を匿さず。惡を見ては必ず匡せ。其れ詔ひ詐く者は、則國家を覆すの利器爲り、人民を絶つる鋒れたる劍爲り。亦佞しく媚ふる者は、上に對ひては則ち好みて下の過を説き、下に逢ひては則ち上の失を誹謗る。其れ如此の人は、皆君に忠無く、民に仁無し。是大きな亂れの本なり。七に曰く、人各任し有り。掌ること宜しく濫れざるべし。其れ賢哲官に任すときは、頌る音則ち起り、奸しき者官を有つときは、禍亂。則ち繁し。世に生れながら知ること少なけれども、尅念ひて聖と作る。事大少と無く人を得て必ず治む。時急し。緩と無く、賢に遇ひて自ら寛かなり。此に因りて國家永久、社稷危きこと勿し。故古の聖の王、官爲めに以て人を求む、人の爲めに官を求めたまはず。八に曰く、群卿百寮、早く朝り晏く退

でよ。公事監^{イトマテ}靡^{ヒネモス}し、終日にも盡し難し。是を以て遅く朝るときは急^{トキコト}に速はず、早く退るときは必ず事盡さず。九に曰く、信^{マコト}は是^{コトワリ}義の本なり。事毎に信有れ。其れ善さ惡さ成り敗^{ナラズ}、要^{カナラ}ず信に在り。君臣共に信あるときは、何事か成らざらむ。君臣信無ければ、万の事悉に敗る。十に曰く、忿^{ココロノイカリ}を絶ち、瞋^{オモヘリノイカリ}を棄て、人の違ふを怒らず。人皆心有り、心各執ること有り。彼是みすれば則ち我は非みす。我是みすれば則ち彼非みす。我必ずしも聖^{ヒシリ}に非ず、彼必ずしも愚かに非ず。共に是^{カクシト}凡夫のみ。是^{コシ}み非みする理^{コトワリ}、詎か能く定む可き。相^シし。共に賢く愚かなること、鑽^{ミミカネ}の端^ハ无きが如し。是を以て彼の人は瞋ると雖も、還て我が失^{アヤマ}ちを恐れよ。我獨り得たりと雖も、乘^{モノ}に従ひて同じく擧^{オコナ}へ。十一に曰く、功^{イサミ}過^{アヤマリ}を明察にして、賞^{タマモノ}、罰^{ツミナヘ}必ず當てよ。日者^{コノコト}賞功^{イサミ}を在きてせず、罰^{ツミナヘ}は罪^トに在きてせず。事を執る群卿、宜しく賞罰を明かにすべし。十二に曰く、國^{ミコト}司^{トモチ}造^{ヤツク}、百姓に斂^{フサメ}ること勿れ。國に二の君非し、民に兩の主無し。率^{クワツテ}士^{オホミツカラ}の兆^{キミ}民^{タマヒ}、王を以て主と爲す。任^{ヨサ}せる官^{カツサシ}司^{トモチ}は、皆是れ王の臣^{ウツコ}なり。何ぞ敢へて公と百姓に賦^{フセ}斂^メらむ。十三に曰く、諸の任^{ヨサ}せる官者^{ツカサシト}、同じく職^{ツカサシ}掌^ヲを知れ。或は病ひし、或は使ひして、事を闕^{アヤクサ}ること有らむ。然れども知ることを得る日には、和^{アマナ}ふこと曾^{ムカシ}より識^シれるが如くせよ。其れ與^{アツカ}り聞くこと非しといふを以て、公務^{マツリゴト}をな防^トげそ。十四に曰く、群臣百寮^{ウツヤ}、嫉^{ウツヤ}み^ル。妬^{ネク}むこと有ること無かれ。我既に人を嫉めば、人亦我を嫉む。嫉^{ウツヤ}み^ル妬^{ネク}むこと之患^{ウレヒ}、其の極を知らず。所以^{ユエ}に智^{サリ}己^{マサ}に勝^{マサ}るとならば則ち悦^{カド}ばず、才^{カド}己^{マサ}に優^{マサ}るとならば則ち嫉^{ウツヤ}妬^{ネク}む。是を以て五百〔○原文に「歳」及「後」を補ひしは今除く〕乃^{イマシ}今^{イマ}賢^{イマサカシヤト}に遇^{ユフ}ふ。千載^{チヤク}にしても以て一の聖を待つこと難し。其れ賢

聖を得ざるときは、何を以てか國を治めむ。十五に曰く、私を背きて公に向くは、是れ臣の道なり。凡そ人私有れば必ず恨み有り、憾^{ウツヤ}み有るときは必ず同^{トノ}ほらず、同^{トノ}ほらざれば則ち私を以て公を妨^{サマク}ぐ。憾^{ウツヤ}み起るときは則ち制^{コトワリ}に違ひ法を害^{ヤツ}る。故に初めの章^{クワリ}に云へらく、上下和^{アマナ}ひ諧^{トノ}はれと、其れ亦是の情^{ココロ}なるかな。十六に曰く、民を使ふに時を以てするは、古の良き典^{イリ}なり。故多の月には間^{イタマ}有り、以て民を使ふ可し。春より秋に至りては、農^{ナリハヒ}、桑^{コガヒ}の節^{トキ}なり、民を使ふ可からず。其れ^ル。農^{ナリハヒ}せずば何をか食はむ、桑とらずば何をか服^キむ。十七に曰く、大きな事をば獨り斷^{サツ}む可からず、必ず衆^{モロモロ}と與^{トモ}に宜しく論^{アツク}らふべし。少の事は是れ輕し、必ずしも衆とす可からず。唯大きな事を論ふに速^{イササ}ひては、若し失^{アヤマ}ち有らむことを疑ふ。故に衆と相辨^{ワキマ}ふるときは、辭^{コト}則ち理を得。秋九月、朝^{ミカド}の禮^{キタマ}を改^キむ。因りて以て詔^{ミコトノコト}りして曰く、凡そ宮門を出で入らむときは、兩の手を以て地を押し、兩の脚して跪^{ヒザマツ}き、柵^{シキミ}を越えて則ち立ちて行け。是の月、始めて黃書^{キヤフミ}の畫師^{エシ}、山背の畫師を定む。

十三年夏四月辛酉朔、天皇、皇太子大臣及び諸王諸臣に詔して、共に同じく誓願^{チカニ}を發^{ツク}て、以て始めて銅^{アカガネ}繡^{ヌシモノ}の丈六の佛像^{ミカク}10各一軀^{ハシラ}を造りたまふ。乃ち鞍作^{イサノリ}鳥^{トリ}に命^{ミコトイホ}せて佛を造る工と爲す。是の時に、高麗^{コウレイ}國大興王、日本國の天皇の佛像を造りたまふと聞きて、黃金三百兩^{コウゴ}を貢^コぎ上る。閏七月己未朔、皇太子、諸王諸臣に命^{ヒラビ}して褶^{ヒラビ}を著^キ俾^シむ。多十月、皇太子、斑鳩^{イカルガ}宮に居ます。

十四年夏四月乙酉朔壬辰〔○八日〕、銅繡の丈六の佛像並びに造り竟^{ツク}りぬ。是の日也、丈六の銅の像を元興寺

の金堂に坐す。時に佛像、金堂の戸よりも高く、以て堂に納るることを得ず。是に、諸の工人等議りて曰く、堂の戸を破ちて納れむ。然るに鞍作ノ鳥は秀れたる工なり、以て戸を壞たずして、¹⁰堂に入るることを得たり。即の日設齋す。是に會集へる人衆、勝けて數ふ可からず。是の年より、初めて寺毎に、四月八日、七月十五日、設齋す。五月甲寅朔戊午(○五日)、鞍作ノ鳥に勅りして曰く、朕、内典を興隆と欲ふ。方に佛の刹を建てむとす。譬めて舍利を求めし時に、汝が祖父司馬達等、便ち舍利を獻りき。又國に僧尼無し、是に於て、汝が父多須那、橋、豐日ノ天皇の爲めに出家して、佛、法を恭み敬ふ。又汝が姨嶋女、初めて出家して、諸の尼の導者と爲て、以て釋の教へを修行ふ。今朕丈六の佛を造りまつらむが爲に、以て好き佛像を求む。汝が獻れる佛の本、則ち朕が心に合へり。又佛像を造ること既に訖りて、¹¹堂に入るることを得ず。諸の工人計ること能はず、將に堂の戸を破たむとす。然るに汝戸を破たずして入るることを得たり。此れ皆汝が功なり。即ち大仁の位を賜ふ。因りて以て、近江國坂田郡の水田二十町を給ふ。鳥此の田を以て、天皇の爲めに金剛寺を作る。是今南洲の坂田、尼寺と謂ふ。秋七月、天皇、皇太子を請きて、勝經を講かしたまふ。三日にして説き竟りぬ。是の歳、皇太子亦法華經を岡本宮に講きたまふ。天皇大きに喜びて、播磨國の水田百町を皇太子に施りたまふ。因りて以て斑鳩寺に納れたまふ。

十五年春二月庚辰朔、壬生部を定む。戊子(○九日)、詔して曰く、朕¹¹聞く、曩者、我が皇祖ノ天皇等世を宰めたまへるや、天に、跼り、地に、躡して、教く神祇を禮ひたまひ、周く山川を祠りて、幽に乾坤に通はす。是を以て陰陽開け和ぎて、造化ること共に調ふ。今朕が世に當りて、神祇を祭祀ふこと、豈怠ること有らむや。故、羣臣共に爲めに心を竭して宜しく神祇を拜みまつるべし。甲午(○十五日)、皇太子及び大臣、百寮を繼りて以て神祇を祭拜みまつる。秋七月戊申朔庚戌(○三日)、大禮小野ノ臣妹子を大唐に遣し、鞍作ノ福利を以て通事と爲す。是の歳の冬、倭國に高市池、藤原池、肩岡池、菅原池を作る。山背國に大澗を栗隈に掘る。且つ河内國に、戸刈池、依網池を作る。亦¹²國毎に屯倉を置く。

十六年夏四月、小野ノ臣妹子、大唐より至る。唐國妹子ノ臣を號けて蘇因高と曰ふ。即ち大唐の使人裴世清、下客十二人、妹子ノ臣に従ひて筑紫に至る。難波ノ吉師雄成を遣して、大唐の客裴世清等を召す。唐の客の爲めに、更に新しき館を難波の高麗館の上りに造りたまふ。六月壬寅朔丙辰(○十五日)、客等難波ノ津に泊れり。是の日、飭り船三十艘を以て、客等を江口に迎へて、新しき館に安置らしむ。是に、中臣ノ宮地ノ連磨呂、大河内直糠手、船史¹²王平を以て、掌客と爲す。爰に妹子ノ臣奏して曰く、臣、參還し時、唐の帝書を以て臣に授く。然に百濟國を經過る日、百濟人探りて掠め取りぬ。是を以て上ることを得ず。是に羣臣議りて曰く、夫れ使人は、死すと雖も旨を失はず、是れ使たり。何ぞ怠りて大國の書を失ふや。則ち流刑に坐す。時に天皇勅して曰く、妹子書を失へるの罪有りと雖も、輒く罪す可からず。其れ大國の客等聞くこと亦不良。乃ち赦して坐したまはず。秋八月辛丑朔癸卯(○三日)、唐客京に入る。是の日、飭騎七十五疋を遣して、唐客を海石榴市の衢に迎ふ。額田部連¹³比羅夫以て禮の辭を告す。壬子、唐客を朝庭に召

して使の旨を奏さしむ。時に阿倍鳥臣、物部依網連抱二人を客の導者と爲す。是に大唐の國信物を
 庭中に置く。時に使の主裴世清、親ら書を持ちて、兩度再拜みて、使の旨を言し上げて立つ。其書に曰く、
 皇帝、倭の皇を問ふ。使人長吏大禮蘇因高等至りて懷を具さにす。朕欽みて寶命を承けて、區宇を臨仰
 す。徳化を弘めて含靈に覃し被らしめむと思ふ。愛み育ふ情、遐く邇きに隔て無し。皇、海の表に介居
 て、民庶を撫で寧みして、境内安樂にして、風俗融り和ぐといふことを知りぬ。深き氣、至誠にして、
 遠く朝貢を脩す。丹欸の美、朕嘉みすること有り、稍暄かなり、比常の如くなり。故、鴻臚寺の掌客
 裴世清等を遣して、往の意を稍宣ふ。并せて物を送ること別の如し。時に阿部臣出でて進み、以て其の書
 を受けて進み行く。大伴嚙連、迎へ出でて、書を承けて大門の前の机の上に置きて奏す。事畢りて退く。
 是の時、皇子諸王諸臣、悉に金の髻華を以て著頭り。亦衣服は皆錦紫繡織及び五色の綾羅を用ふ。一
 に云ふ、服の色は皆冠の色を用ふ。丙辰(○十六日)、唐客等を朝に饗す。九月辛未朔乙亥(○五日)、客等を
 難波の大郡に饗す。辛巳(○十一日)、唐客裴世清罷り歸る。則ち復小野妹子、臣を以て大^{L14}使と爲、吉士
 雄成を小使と爲、福利を通事と爲て、唐客に副へて遣す。爰に天皇、唐の帝を聘ひたまふ。其の辭に曰く、
 東の天皇、敬みて西の皇帝に白す。使人鴻臚寺の掌客裴世清等至りて、久しく憶方に解けぬ。季秋薄く
 冷し、尊何如。想ふに清愈ならむ。此にも即ち常の如し。今大禮蘇因高、大禮乎那利等を遣して、往で
 しむ。謹みて白すこと具さならず。是の時に唐國に遣せる學生、倭漢直福因、奈羅、譯語惠明、高向漢文

玄理、新漢人大國、學問僧新漢人日文、南淵漢人請安、志賀漢人惠隱、新漢人廣齊等、并せて八人な
 り。^{L14}是の歲、新羅人多に化來けり。

十七年夏四月丁酉朔庚子(○四日)、筑紫の大宰奏上して言く、百濟の僧道欣、惠彌を首として二十人、俗人
 七十五人、肥後國の葦北津に泊る。是の時に難波吉士德摩呂、船史龍を遣して以て問ひて曰く、何ぞ來
 し。對へて曰く、百濟の王命せて吳國に遣す。其の國に亂ありて入ることを得ず。更に本郷に返る。忽に暴
 風に逢ひて海の中に漂蕩ひぬ。然るに大きな幸ありて、聖帝の邊境に泊れり。以て歡喜しむ。五月丁卯朔
 壬午(○十六日)、德摩呂等復奏す。則ち^{L15}德摩呂龍二人を返して、百濟人等に副へて本國に送る。對馬
 に至りて、道人等十一皆請ひて留まらむと欲るを以て、乃ち表上りて留む。因りて元興寺に住ましむ。秋九
 月、小野臣妹子、大唐より至る、唯通事福利來らず。

十八年春三月、高麗王、僧曇徴、法定を貢上る。曇徴五經を知れり、且つ能く彩色及び紙墨を作る。并せて
 碾磑を造る。蓋し碾磑を造るは是の時に始まるか。秋七月、新羅の使人沙喙部奈末竹世士、任那の使人喙部
 大舍首智賢と筑^{L15}紫に到る。九月、使を遣して新羅任那の使人を召す。多十月己丑朔丙申(○八日)、新羅
 任那の使人、京に臻る。是の日、額田部連比羅夫に命せて、新羅の客を迎ふる莊馬の長と爲す。膳臣大伴
 を以て任那の客を迎ふる莊馬の長と爲す。即ち阿斗の河邊の館に安置らしむ。丁酉(○九日)、客等朝廷を拜
 む。是に秦造河勝、土部連菴に命せて新羅の導者と爲す。間人連塩蓋、阿閉臣大籬を以て任那の導者と爲

す。共に引きて以て南の門より入りて庭中に立つ。時に大伴咋連、蘇我、豐浦、蝦夷臣、坂本、糠手臣、阿部、鳥子臣、共に位より起ちて進みて庭に伏す。是に、兩國の客等各再拜みて、使の旨を奏す。乃ち四の大夫起ち進みて大臣に啓す。時に大臣位より起ち、應の前に立ちて聴く。既にして諸の客に賜祿すること、各差有り。乙巳(○十七日)、使人等に朝に饗たまふ。河内、漢、直贄を以て、新羅の共食者と爲し、錦織、首久僧を任那の共食者と爲す。辛亥(○廿三日)、客等禮畢りて歸る。

十九年夏五月五日、屯田野に築廬す。鷄鳴時を取ちて藤原池の上に集り、會明を以て乃ち往く。粟田、細目、臣を前部領と爲し、額田部、比羅夫、連を後部領と爲す。是の日に、諸臣16、服の色皆冠の色に隨ひ、各髻華を著せり。則ち大德小德並びに金を用ひ、大仁小仁は豹の尾を用る、大禮より以下は鳥の尾を用ふ。秋八月、新羅沙路部奈末北叱智を遣し、任那習部大舍親智、周智を遣して共に朝貢る。

二十年春正月辛巳朔丁亥(○七日)、置酒して群卿に宴す。是の日大臣、壽上て歌ひて曰く、やすみしし、我が大君の、隠ります、天の椰蘇蔭、出で立たす、み空を見れば、万世に、かくしもがも、千17、世にも、かくしもがも、畏みて、仕へまつらむ、拜みて、仕へまつらむ、うたづきまつる。天皇和曰はく、眞蘇我よ、蘇我の子等は、馬ならば、日向の駒、太刀ならば、吳のまさび、うべしかも、蘇我の子等を、大君の、使はすらしき。二月辛亥朔庚午(○二十日)、皇夫人堅鹽媛を檜隈大陵に改め葬りまつる。是の日に、輕の街に誄たてまつる。第一に、阿倍内臣17、鳥、天皇の命を誄たてまつる。則ち靈に

明器、明衣の類、万五千種を奠る。第二に諸皇子等次第を以て各誄たてまつる。第三に中臣、宮地、連、鳥摩侶、大臣の辞を誄たてまつる。第四に大臣、八腹、臣等を引率るて、便ち境部、臣、摩理勢を以て、氏姓の本を誄たてまつらしむ。時の人云ふ、摩理勢、鳥摩侶二人能く誄たてまつる。唯鳥、臣誄たてまつること能はず。

夏五月五日、藥獵す。羽田に集りて以て相連ぎて朝に参趣る。其の裝束、菟田の獵の如し。是の歳、百濟國より化來者有り。其の面身皆斑に白し。若しは白癩有る者か。其の人に異なることを惡みて18、海中の嶋に棄てむと欲。然るに其の人の曰く、若し臣の斑なる皮を惡まば、白斑なる牛馬、國の中に畜ふ可からず。亦臣、小なる才有り、能く山岳の形を構る。其れ臣を留めて用ゐたまはば、則ち國の爲めに利有らむ。何ぞ空しく海嶋に棄てむや。是に其の辞を聴きて棄てず。仍て須彌山の形及び吳橋を南庭に構らしむ。時の人其の人を号けて路子工と曰ふ。亦芝罘摩呂と名く。又百濟人味摩之歸化きて曰く、吳に學びて伎樂備を得たり。則ち櫻井に安置らしめて、少年を集めて伎樂備を習はしむ。是に眞野首弟子、新漢齊文二人、習ひて其の備を傳ふ。此れ今の太市首、辟田首等の祖なり。18

二十一年冬十一月、掖上池、畝傍池、和珥池を作る。又難波より京に至るまで大道を置く。十二月庚午朔、皇太子片岡に遊行す。時に飢乏たる者道の垂りに臥せり。仍て姓名を問ふ、而を言さず。皇太子視て飲食を與ふ。即ち衣裳を脱ぎて飢乏たる者に覆ひて言く、安く臥せれ。則ち歌ひて曰く、しなてる、片岡山に、飯に飢て、臥せる、その旅人、あはれ。親無しに、なれなりけめや、刺竹の、君はやなき。飯に飢て、

剛せる、その旅人、あし¹⁹はれ。辛未(〇二日)、皇太子、使を遣して飢乏たる者を視しめたまふ。使者還り來て曰く、飢乏たる者既に死ぬ。爰に皇太子大きに悲しみ、則ち因りて以て當の處に葬り埋めしむ、墓固封む。數日之後、皇太子、近習る者を召して謂ひて曰く、先の日に道に臥し飢乏たる者は、其れ凡人に非じ。必ず眞人ならむとのたまひて、使を遣して視せしめたまふ。是に使者還り來て曰く、墓所に到りて視れば、封め埋めるところ動かず。乃ち開きて以て見れば屍骨既に空しくなりたり。唯衣服疊みて棺の上に置きたり。是に皇太子復た使者を返して其の衣を取らしめ、常の如く且服たまふ。時の人大く異みて曰く、聖の聖を知ること其れ實なる哉、と。逾惶る。¹⁹

二十二年夏五月五日、藥獵す。六月丁卯朔己卯(〇十三日)、犬上君御田鍬、矢田部造(〇御孀)を大唐に遣す。秋八月、大臣臥病。大臣の爲めに、男女并せて一千人出家す。

二十三年秋七月、犬上君御田鍬、矢田部造(〇御孀)、大唐より至る。百濟の使則ち犬上君に従ひて來朝り。十一月己丑朔庚寅(〇二日)、百濟の客に饗へたまふ。癸卯(〇十五日)、高麗の僧惠慈、國に歸る。

二十四年春正月、桃李實れり。三月、掖玖の人三口、歸化けり。夏五月、夜句の人七口來る。秋七月、亦掖玖の人二十口來る。先後并せて三十人。皆朴井に安置しむ。未だ還るに及ばずして、皆死ぬ。秋七月、新羅、奈末竹世士を遣して佛像を貢る。

二十五年夏六月、出雲國言す、神戸郡に瓜有り、大さ缶の如しと。是の歳、五穀登れり。

二十六年秋八月癸酉朔、高麗使を遣して方物を貢る。因て言す、隋の煬帝、三十萬の衆を興して我を攻む。返りて我が爲めに破られぬ。故、俘虜貞公普通二人、及誠吹弩、抛石の類十物、并せて土物駱駝一疋を貢獻る。是の年、河邊臣(名を闕り)を安藝國に遣して、船を造らしむ。山に至りて船材を覓く。便ち好き材を得て以て將に伐らむとす。時に人有りて曰く、霹靂の木なり、伐る可からず。河邊臣の曰く、其れ雷神なりと雖も、豈に皇命に逆きまつらむやと云ひて、多に幣帛を祭りて、人夫を遣して伐らしむ。則ち大雨ふりて雷なり電す。爰に河邊臣、劍を案りて曰く、雷神人夫をな犯しそ。當に我が身を傷れ。といひて、仰ぎて待つ。十餘霹靂すと雖も、河邊臣を犯すことを得ず。即ち少さき魚に化りて以て樹の枝に挟まれり。即ち魚を取りて焚く。遂に其の船を脩理りつ。

二十七年夏四月己亥朔壬寅(〇四日)、近江國言す、蒲生河に物有り、其の形人の如し。秋七月、攝津國に漁父有り。罟を堀江に沈けり。物有りて罟に入る。其の形兒の如し。魚にも非ず、人にも非ず。名つけむ所を知らず。

二十八年秋八月、掖玖人二口、伊豆嶋に流れ來る。多十月、砂礫を以て檜隈、陵の上に葺く。則ち域外に土を積みて山を成し、仍りて氏毎に科せて大柱を土山の上に建つ。時に倭漢坂上直が樹てたる柱勝れて大だ高し。故時の人号けて大柱直と曰ふ。十二²¹月庚寅朔、天に赤き氣有り、長さ一丈餘り。形雉の尾に似たり。是の歳、皇太子、嶋大臣共に議りて天皇記、及國記、臣連伴造國造百八十部、并びに公民等の本

記を録す。

二十九年春二月己丑朔癸巳(○五日)、半夜に既戸豊聰耳皇子命、斑鳩宮に薨りましぬ。是の時諸王諸臣及び天下の百姓悉に、長老は愛の兒を失へるが如く、鹽酢之味口に在れども嘗めず。少幼者は慈の父母を亡へるが如く、哭き泣ちる聲、行路に滿てり。乃ち耕夫は耜を止め、舂女は杵せず。皆曰く、日月輝を失ひて、天地既に崩れぬべし。自今以後、誰をか恃まむや。是の月に、上宮太子を磯長陵に葬りまつる。是の時に當りて、高麗の僧惠慈、上宮皇太子薨りましぬと聞きて、以て大きに悲しむ。皇太子の爲めに僧を請せて設齋す。仍て親ら經を説くの日、誓願ひて曰く、日本國に聖人有します、上宮豊聰耳皇子と曰す。固に天に縦されたり。支聖の徳を以て、日本の國に生れませり。三統を苞ね貫きて、先聖の宏猷を慕ぎ、三寶を恭み敬ひて、黎元の厄を救ひたまふ。是れ實に太聖なり。今太子既に薨りましぬ。我異し國と雖も、心は斷金に在り。某獨り生けりとも、何の益か有らむ。我來む年の二月五日を以て必ず死なむ。因りて以て上宮に太子に淨土に遇ひ奉り、以て共に衆生を化さむ。是に惠慈期りし日に當りて死ぬ。是を以て、時の人彼も此も共に言ふ、其れ獨り上宮太子の聖にますのみに非ざりけり、惠慈も亦聖なりと。是の歳、新羅、奈末伊彌買を遣して朝貢する。仍りて表書を以て使の旨を奏す。凡そ新羅の表を上つる、蓋し此の時に始めて起るか。

三十年秋七月、新羅、大使の奈末智洗爾を遣し、任那、達率奈末智を遣して並びに來朝り。仍て佛像一具、及び金の塔并せて舍利、且つ大灌頂の幡一具、小幡十二條を貢る。即ち佛の像を葛野の秦寺に居せしむ。餘し舍利、金塔、灌頂幡等を以て、皆四天王寺に納む。是の時、大唐の學問者僧惠齊、惠光、及び醫惠日、福因等並びに智洗爾等に従ひて來。是に惠日等共に奏聞して曰く、唐國に留まり學ぶ者、皆學びて以て業を成せり。應に喚すべし。且つ其れ大唐國は法式備はり定まる珍しき國なり。常に須らく達ふべし。是の歳、新羅、任那を伐つ。任那新羅に附く。是に天皇將に新羅を討たむとして、謀を大臣に及ぼし群卿に詢ひたまふ。田中臣對へて曰く、急かに討つ可からず。先づ狀を察みて以て逆を知りて、後に撃つとも晚からし。請ふ試みに使を遣して其の消息を觀しめよ。中臣連國曰く、任那は是元我が内官家なり。今新羅人伐ちて之を有つ。請ふ戎旅を戒めて、新羅を征伐ちて、以て任那を取り百濟に附けば、寧ろ新羅を有るに益非ずや。田中臣曰く、然らず。百濟は是反覆多き國なり。道路の間も尙ほ詐る。凡そ彼の請す所皆非故、百濟に附く可からず。則ち征を果さず。爰に吉士磐金を新羅に遣し、吉士倉下を任那に遣して、任那の事を問はしむ。時に新羅國の主、八大夫を遣して、新羅國の事を磐金に啓し、且つ任那國の事を倉下に啓す。因りて約りて曰く、任那は小しき國なれども、天皇の附庸なり。何ぞ新羅輒く有たむ。常の隨に内官家を定め、願はくは煩はすこと無けむ。則奈末智洗遲を遣して、吉士磐金に副へ、復任那人達率奈末遲を以て、吉士倉下に副へ、仍て兩國の調を貢る。然れども磐金等未だ還るに及ばず、即年、大德境部、臣雄摩侶、小德中臣、連國を以て、大將軍と爲し、小德河邊、臣彌受、小德物部依網、連乙等、小德波多、臣廣庭、小

德近江脚身臣飯蓋、小德平群臣宇志、小德大伴連、(名を闕く。)小德大宅臣軍を以て副將軍と爲し、數萬の衆を率ゐて以て新羅を征討つ。24 時に磐金等共に津に會ひて、將に發船せむとして、以て風波を候ふ。是に船師海に滿ちて多く至る。兩國の使人望瞻りて愕然り、乃ち還り留る。更に堪遲大舍を代へて、任那の調使と爲て貢上る。是に磐金等相謂ひて曰く、是軍の起ること既に前の期りに違へり。是を以て任那の事今亦成らず、と。則ち船を發して渡りぬ。唯將軍等始めて任那に至りて、議りて新羅を襲はむと欲。是に新羅國の王、軍多に至ると聞きて、豫め懼ちて服はむと請ふ。時に將軍等共に議りて以て表上る。天皇聽したまふ。多十一月、磐金倉下等新羅より至る。時に25 大臣其の狀を問ふ。對へて曰く、新羅命を奉けて以て驚き懼る。則ち並びに專使を差して、因りて以て兩國の調を貢る。然るに船師至るを見て、朝貢の使人更に還れるのみ。但調をば猶ほ貢上る。爰に大臣曰く、悔しきかも早く師を遣すこと。時の人の曰く、是の軍事は、境部臣、阿曇連、先に多に新羅の幣物を得たるが故に、又大臣に勸む。是を以て未だ使の旨を待たずして早く征伐ちたまふのみ。初め磐金等、新羅に渡るの日、津に及ぶ比ひ、莊船一艘海の浦に迎ふ。磐金問ひて曰く、是の船は何れの國の迎船ぞ。對へて曰く、新羅の船なり。磐金亦曰く、曷ぞ任那の迎船無けむ。即時更にして、任那の爲めに一船を加ふ。其れ新羅迎船二艘を以てすること、是の時に始まるか。春より秋に至るまで、霖雨ふり大きに水あり。五穀登らず。

三十一年夏四月丙午朔戊申(○三日)、一の僧有り、斧を執りて祖父を毆つ。時に天皇聞しめして大臣を召して詔して曰く、夫れ出家せる者は頼るに三寶に歸りて、具さに戒の法を懷つ。何ぞ憊ひ忌むこと無くて轉ち惡逆を犯す。今朕聞く、僧有りて祖父を毆つ、と。故に悉に諸の寺の僧尼を聚めて、以て推へ問へ、若し事實ならば重く罪せむ。是に諸の僧尼を集めて推ふ。則ち惡逆せる僧及び諸の尼、並びに將に罪せられむとす。是に百濟の觀勒僧、表上りて以て言さく、26 夫れ佛の法は西の國より漢に至りて、三百歳を経たり。乃ち傳はりて百濟國に至りて、僅かに一百年になりぬ。然るに我が王、日本天皇の賢哲くましますことを聞きて、佛像及び内典を貢上りしより、未だ百歳に滿たず。故今の時に當りて、僧尼未だ法律に習はず。轉ち惡逆を犯せり。是を以て、諸の僧尼惶懼ちて所如を知らず。仰ぎ願はくは、其の惡逆の者を除きて、以外僧尼をば、悉に赦してな罪したまひそ。是れ大きな功德ならむ。天皇乃ち聽したまふ。戊午(○十三日)、詔り曰はく、夫れ道人も尚ほ法を犯す、何を以てか俗人を誨へむ。故今より已後、僧正僧都を任し、仍て應に僧尼を檢校ふべし。壬戌(○十七日)、觀勒僧を以て、僧正と爲し、鞍部德積を以て、僧都と爲す。即日、阿曇連(名を闕く)を以て、法頭と爲す。秋九月甲戌朔丙子(○三日)、寺及び僧尼を校へて、具に其の寺の造らるる縁、亦僧尼の入道の縁、及び度せし年月日を録す。是の時に當りて、寺四十六所、僧八百十六人、尼五百六十九人、姓せて一千三百八十五人有り。冬十月癸卯朔、大臣、阿曇連(名を闕く)阿部臣摩侶二の臣を遣して、天皇に奏さしめて曰く、葛城縣は、元臣の本居なり。故其の縣に因りて姓名を爲す。是を以て冀くは、常に其の縣を得りて、以て臣の封せる縣と爲さむと欲ふ。是に、天皇27 詔して曰はく、今朕即ち藤

我より出でたり。大臣亦朕が舅たり。故、大臣の言をば、夜に言さば夜も明さず、日に言さば日も晩さず、何辞か用ひざらむ。然れども、今朕が世に當りて、頓るに是の縣を失ひては、後の君の曰はく、愚癡なる婦人、天の下に臨みて、以て頓るに其の縣を亡へりと。豈に獨り朕が不賢きのみならむや。大臣も亦不忠からむ。是れ後の葉の悪き名ならむとのたまひて。則ち聽しめさず。

三十二年春正月壬申朔戊寅(○七日)、高麗王、僧惠灌を貢る。仍て僧正に任す。

三十三年春正月、桃李華けり。三月に、寒くして霜降り。夏五月戊子朔丁未(○廿日)、大臣薨せぬ。仍て桃原墓に葬る。大臣は則ち稻目宿禰の子なり、性、武略有り、亦辨才有り。以て三寶を恭み敬ふ。飛鳥河の傍に家あり。乃ち庭中に小池を開れり、仍て小嶋池の中に興す。故時の人嶋大臣と曰ふ。六月に雪ふれり。是の歳、三月より七月に至り霖雨ふる。天の下大いに飢う。老いたる者は草の根を啖ひて道の垂りに死に、幼き者は乳を含みて、母子共に死ぬ。又強盜竊盜並びに大きに起りて止む可からず。

三十五年春二月、陸奥國に貉有り、人に化りて歌ふ。夏五月、蟬有り聚り集る。其の凝り累ること十丈ばかり、虚に浮びて以て信濃坂を越ゆ。鳴る音雷の如し。則ち東のかた上野國に至りて自らに散る。三十六年春二月戊寅朔甲辰(○廿七日)、天皇臥病たまふ。三月丁未朔戊申(○二日)、日蝕え盡きたること有り。壬子(○六日)、天皇病甚くて諱ゆべからず。則ち田村皇子を召して謂ひて曰く、天位に昇りて鴻基を経綸め、萬機を馭りて以て黎元を享育ふこと、本より輒く言ふに非ず。恒に重みする所なり。故、汝慎みて以て察よ。輒く言ふ可からず。即日山背大兄を召して教して曰く、汝肝惟し、若し心に望ふと雖も、而もな言言ぎそ。必ず羣の言を待ちて以て從ふべし。癸丑(○七日)、天皇崩りましぬ。(時に年七十五)即ち南庭に殯す。夏四月壬午朔辛卯(○十日)、雹零る、大きき桃子の如し。壬辰(○十一日)、雹零る、大きき李子の如し。春より夏に至るまで早す。秋九月己巳朔戊子(○なし日定めがたし)、始めて天皇の喪禮を起す。是の時羣臣各殯宮に誅まをす。是より先、天皇、群臣に遺詔して曰く、比年五穀登らず、百姓大きに飢ゆ。其れ朕が爲めに陵を興して以て厚く葬ること勿れ。便ち宜しく竹田皇子の陵に葬るべし。壬辰(○なし、日定めがたし)、竹田皇子の陵に葬りまつる。

日本書紀卷第二十二 終

日本書紀卷第二十三

息長足日廣額天皇 舒明天皇

息長足日廣額天皇は、淳中倉太珠敷天皇の孫、彥人大兄皇子の子なり。母を糠手姫皇女と曰す。豊御食炊屋姫天皇の二十九年に、皇太子豐聰耳尊壽りましぬ。而して未だ皇太子を立てたまはず。三十六年三月を以て天皇崩りましぬ。九月葬禮畢りぬ。嗣の位未だ定らず。是の時に當りて、蘇我蝦夷臣大臣と爲り、獨り嗣の位を定めむと欲。羣臣の從はざらむことを顧畏て、則ち阿倍麻呂臣と^レ議りて、群臣を聚へて大臣の家に饗す。食訖りて將に散らけむとす。大臣、阿倍臣に^レ令して羣臣に語らしめて曰く、今天皇既に崩りまして嗣無し。若し急に計らずば、畏くは乱れ有らむか。今詔の王を以て嗣と爲べき。天皇の臥病たまひし日に、田村皇子に詔して曰く、天の下は大きな任なり、本より輒く言ふに非ず。爾、田村皇子愼みて以て^レ察せよ、緩る可からず。次に山背大兄王に詔して曰く、汝獨り莫^レ諂^レ謹^レそ。必ず羣の言に從ひて、愼みて違ふこと勿れ、と。則ち是れ天皇の遺言なり。今誰をか天皇と爲すべき。時に群臣嘿して答無し。亦問ふ、答へず。強ひて且問ふ。是に於きて大伴、鯨連進みて曰く、既に天皇の遺命の從にせむ、更に^レ羣の言を待つ可からず。阿倍臣即ち問ひて曰く、何の謂ひぞ、其の意を開け。對へて曰く、天皇曷に思ほし^レてかは、田村皇子に詔て曰まひけむ。天の下は大きな任なり、緩る可からずと。此に因りて言さば、皇の

位は既に定りぬ。誰人か異^レ言^レせむ。時に采女、臣摩禮志、高向、臣宇摩、中臣、連彌氣、難波、吉士身刺、四の臣曰く、大伴連の言の隨に、更に異^レ言^レこと無し。許勢、臣大麻呂、佐伯、連東人、紀、臣塩手、三人進みて曰く、山背大兄王、是宜しく天皇と爲すべし。唯蘇我、倉摩呂臣（更の名は雄當）獨り曰く、臣は當時使^レく言^レすことを得ず、更に思ひて後に啓さむ。爰に大臣、羣臣の和はずて、^レ事を成すこと能はざるを知りて退きぬ。是より先きに、大臣獨り境部、摩理勢、臣に問ひて曰く、今天皇崩りまして嗣なし。誰をか天皇と爲すべき。對へて曰く、山背大兄を擧げて天皇と爲む。是の時に、山背大兄、斑鳩宮に居しまして是の議を漏れ聆きつ。即ち三國王、櫻井、臣和慈古二人を遣して、密に大臣に謂ひて曰く、傳に聞く、叔父ども田村、皇子を以て、天皇と爲さむと欲と。我此の言を聞きて、立ちて思ひ、居て思へども、未だ其の理を得ず。願はくは分明に叔父の意を知らむと欲ふ。是に大臣、山背大兄の告を得て、獨り對ふること能はず。則ち阿倍、臣、中臣、連、紀、臣、河邊、臣、高向、臣、采女、臣、^レ大伴、連、許勢、臣等を喚びて、仍りて曲く山背大兄の語を擧ぐ。既にして便ち且た大夫等に謂ひて曰く、汝大夫等、共に斑鳩宮に詣て、當に山背大兄王に啓して曰さまく、賤臣何ぞ獨り輒く嗣の位を定めむ、唯天皇の遺詔を擧げて、以て群臣に告ぐるのみ。群臣並びに言く、遺言の如くば、田村皇子自ら當に位を嗣ぐべし。更に誰か異なることをせむと言ふ、と。是は羣卿の言なり、特^レり臣が心に非ず。但し臣が私の意有りと雖も、而も惶^レりて傳啓ことを得ず。乃ち面はむ日に親ら啓さむ、といふ。爰に羣大夫等、大臣の言を受けて、共に斑鳩宮に詣て、三國、

王、櫻井ノ臣をして、大臣の辭を以て、山背ノ大^レ兄ノ王に啓さしむ。時に大兄ノ王、羣大夫等に傳へ問はしめて曰く、天皇の遺詔奈之何。對へて曰く、臣等其の深きことを知らず。唯大臣の語ふ狀を得るに、稱らく、天皇の臥病たまふの日に、田村ノ皇子に詔して曰く、輕しく輒く來ノ國の政を言ふものには非じ。是を以て爾田村ノ皇子、愼みて以て言へ、緩る可からず。次に大兄ノ王に詔して曰く、汝、肝稚くして勿詭言ひそ、必ず宜しく群の言に従へ。是れ乃ち近侍へまつる諸の女王、及び采女等悉に知れり。且つ大王の察かにする所なり、と。是に大兄ノ王且た問はしめて曰く、是の遺詔をば、專誰人か聆きし。答へて曰く、臣等其の密を知らず。既にして更に亦羣大夫等に告げしめて曰く、愛しき^レ叔父、勞しく思ひて、一介之使のみに非ず、重臣等を遣して教へ覺す。是れ大きな恩なり。然るに今群卿の導ふ所の天皇の遺命は、小小我が聆きし所に違へり。吾、天皇の臥病たまふと聞り、馳上りて門の下に侍り。時に中臣、連彌氣、禁省より出でて曰く、天皇の命を以て喚したまふ。と、則ち參り進みて閤門に向ふ。亦粟隈ノ采女黒女、庭中に迎へて大殿に引て入る。是に、近習る者栗下女王を首と爲て、女孺鮪女等八人、并せて數十人、天皇の側に侍り。且た田村ノ皇子在します。時に天皇沈病りて我を觀すること能はず、乃ち栗下女王奏して曰く、喚しつる山背ノ大兄ノ王參赴けり。即ち天皇起臨きたまひて詔して曰く、朕寡薄を以て久しく大業を勞れり。今曆運將に終きなむとす。病諱すべからず。故、汝本より朕が心腹爲り、愛み寵むる情比ひを爲す可からず。其れ國家の大きな基は、是れ朕の世のみに非ず。本より務めよ。汝肝稚しと雖も、愼みて言へ、と。乃ち當時に侍りて近習れる者も、悉に知れり。故、我是の大きな恩を蒙りて、一は則ち以て懼れ、一は則ち以て悲み、踊躍り歡喜ひて、所知を知らず。仍りて以爲らく、社稷宗廟は重き事なり。我眇少くして不賢、何ぞ敢へて當らむ。是の時に當りて、叔父及び羣卿等に語らむと思欲ふ。然るに宋だ導ふ可き時有らず、今までに言は非らくのみ。吾曾將に叔父の病を訊はむとして、京に向きて豐浦寺に居り。是の日、天皇、八口ノ采女鮪女を遣して詔して曰く、汝が叔父爲る大臣、常に汝が爲めに愁ひて言す。百歳の後には嗣の位、汝に當れるに非ずや。故愼みて以て自愛めよ。既に分明しく是の事有り、何をか疑はむ。然れども我豈に天の下を發らむや。唯聆きし事を顯さくのみ。則ち天神地祇共に證りたまへ。是を以て、冀はくは正に天皇の遺勅を知らむと欲。亦大臣の遣せる群卿は、從來嚴^レ矛^レ嚴^レ矛、此をイカシホコと云ふの中取りもつ事の如く奏請す人等なり。故能く宜しく叔父に白すべし。既にして泊瀬ノ仲ノ王、別に中臣ノ連、河ノ邊ノ臣を喚して謂ひて曰く、我等が父子並びに蘇我より出でたり。天下の知れる所なり。是を以て高山の如くに恃む。願ふ、嗣の位は勿輒く言ひそ。則ち三國ノ王、櫻井ノ臣に令せて、羣卿に副へて遣りて曰く、還り言を聞かむと欲ふ。時に大臣、紀ノ臣、大伴ノ連を遣りて、三國ノ王、櫻井ノ臣に謂はしめて曰く、先の日に言ひ訖りぬ。更に異なること無し。然れども臣敢へて誰の王を輕ぜむ。誰の王を重ぜむや。是に數日之後、山背ノ大兄、亦櫻井ノ臣を遣して大臣に告げて曰く、先の日の事は、聞きしことを陳ぶるのみ、寧ぞ叔父に違はむや。是の日、大臣病動りて以て櫻井ノ臣に面言ふこと能はず。明日、大臣、櫻井ノ臣を喚

も、愼みて言へ、と。乃ち當時に侍りて近習れる者も、悉に知れり。故、我是の大きな恩を蒙りて、一は則ち以て懼れ、一は則ち以て悲み、踊躍り歡喜ひて、所知を知らず。仍りて以爲らく、社稷宗廟は重き事なり。我眇少くして不賢、何ぞ敢へて當らむ。是の時に當りて、叔父及び羣卿等に語らむと思欲ふ。然るに宋だ導ふ可き時有らず、今までに言は非らくのみ。吾曾將に叔父の病を訊はむとして、京に向きて豐浦寺に居り。是の日、天皇、八口ノ采女鮪女を遣して詔して曰く、汝が叔父爲る大臣、常に汝が爲めに愁ひて言す。百歳の後には嗣の位、汝に當れるに非ずや。故愼みて以て自愛めよ。既に分明しく是の事有り、何をか疑はむ。然れども我豈に天の下を發らむや。唯聆きし事を顯さくのみ。則ち天神地祇共に證りたまへ。是を以て、冀はくは正に天皇の遺勅を知らむと欲。亦大臣の遣せる群卿は、從來嚴^レ矛^レ嚴^レ矛、此をイカシホコと云ふの中取りもつ事の如く奏請す人等なり。故能く宜しく叔父に白すべし。既にして泊瀬ノ仲ノ王、別に中臣ノ連、河ノ邊ノ臣を喚して謂ひて曰く、我等が父子並びに蘇我より出でたり。天下の知れる所なり。是を以て高山の如くに恃む。願ふ、嗣の位は勿輒く言ひそ。則ち三國ノ王、櫻井ノ臣に令せて、羣卿に副へて遣りて曰く、還り言を聞かむと欲ふ。時に大臣、紀ノ臣、大伴ノ連を遣りて、三國ノ王、櫻井ノ臣に謂はしめて曰く、先の日に言ひ訖りぬ。更に異なること無し。然れども臣敢へて誰の王を輕ぜむ。誰の王を重ぜむや。是に數日之後、山背ノ大兄、亦櫻井ノ臣を遣して大臣に告げて曰く、先の日の事は、聞きしことを陳ぶるのみ、寧ぞ叔父に違はむや。是の日、大臣病動りて以て櫻井ノ臣に面言ふこと能はず。明日、大臣、櫻井ノ臣を喚

して、即ちしも、阿倍臣、中臣連、河邊臣、小墾田臣、大伴連を遣して、山背大兄に啓して言く、磯城嶋宮御宇、天皇の世より、近世に及ぶまでに、群卿皆賢哲し。唯、今臣不賢て遇かに人に乏しき時に當りて、誤りて群臣の上に居らくのみ。是を以て基を定むることを得ず。然に是の事は重し。傳へ善ふこと能はず。故老臣等ると雖も、面に啓さむ。其れ唯遺勅をば誤らじ。臣が私の意には非ず。既にして大臣阿倍臣、中臣連に傳へて、更に境部臣に問はしめて曰く、誰の王をか天皇と爲さむ。對へて曰く、是より先きに、大臣親ら問へる日、僕啓すこと既に訖りぬ。今何ぞ更に亦傳へて以て告さむや。乃ち大きに忿りてしも、起ちて行ぬ。是の時に適りて、蘇我氏の諸族等悉に集ひて、嶋大臣の爲めに墓を造りて墓所に次れり。爰に摩理勢臣墓所の廬を壞ちて、蘇我の田家に退りて仕へず。時に大臣愠りて、身狹君勝牛、錦織首赤猪を遣りて誨へて曰く、吾れ汝が言の非ことを知れども、干支の義を以て害ることを得ず、唯、他非くして汝是くば、我必ず他に忤ひて汝に従はむ。若し他是くて汝非くば、我當に汝に乘きて他に從はむ。是を以て汝遂に従はざること有らば、我汝と瑕有らむ。則ち國亦亂れむ。然して乃ち後の生の言さく、吾二人國を破れり、と。是れ後の葉の悪き名なり。汝慎みて以て逆へたる心を起すこと勿れ。然れども猶しも、從はずて、遂に斑鳩に赴でて、泊瀬王の宮に住まる。是に於きて、大臣益怒りて、乃ち羣卿を遣して山背大兄に請して曰く、頃者、摩理勢臣に違ひて泊瀬王の宮に罷れたり。願ふ、摩理勢を得りて、其の所由を推へむと欲ふ。爰に大兄王答へて曰く、摩理勢は素より聖の皇の好したまふ所なり。而して暫らく來れるの

み。豈叔父の情に違はむや。願はくはな瑕めましそ。則ち摩理勢に謂ひて曰く、汝、先の王の恩を忘れずて來ること、甚だ愛し。然れども其れ汝一人に因りて、天下應に亂るべし。亦先の王没せたまはむとせしとき、諸皇子等に謂ひて曰く、諸の惡はな作そ、諸の善は奉行へ、と。余斯の言を承りて以て永き戒めと爲す。是を以て私の情有りと雖も、忍びて以てし、怨むこと無し。復我、叔父に違ふこと能はず。願はくは今より後、意を改むるに勿憚ばかりそ。群に従ひて、退くこと无れ。是の時に、大夫等且摩理勢臣に誨へて曰く、大兄王の命に違ふ可からず。是に、摩理勢臣進みて歸ら所無く、乃ち泣哭ちて更に還りて、家に居ること十餘日。泊瀬王忽ちに病發りて薨せましぬ。爰に摩理勢臣の曰く、我生けりとも誰をか恃まむ。大臣將に境部臣を殺さむとして、兵を興して遣す。境部臣、軍至ると聞きて、仲子阿椰を率ゐて門に出で、胡床に坐りて待つ。時に軍至りて、乃ち來目物部、伊區比に令もて以て殺らしむ。父子共に死ぬ。乃ち同じ處に埋む。唯兄子たる毛津、^ニ尼寺の瓦舎に逃げ罷る、即ち一、二の尼を奸しつ。是に一の尼嫉妬みて顯さしむ。寺を圍みて將に捕へむとす。乃ち出でて畝傍山に入る。因りて以て山を探る。毛津走けて入る所無し。頸を刺して山の中に死ぬ。時の人歌ひて曰く。

畝傍山、木立ちすけと、憑みけも、毛津のわくごの、籠らせりけむ

元年春正月癸卯朔丙午(〇四日)、大臣及び羣卿共に天皇の顯印を以て、田村皇子に獻る。則ち辭びて曰く、宗廟は重き事なり。寡人不賢、何ぞ敢へて當らむ。群臣伏して固く請して曰く、大王は先の^ニ朝の鍾愛

とおもほして、幽も顯も心を屬けり。宜しく皇綜を纂ぎたまひ、億兆に光し臨みたまへ。即日、天皇位
即しめす。夏四月辛未朔、田部、連(名を闕く)を掖玖に遣す。是の年也太歲己丑。

二年春正月丁卯朔戊寅(○十二日)、寶皇女を立てて皇后を爲したまふ。后二の男、一の女を生みませり。一
を葛城皇子と曰す。(近江、大津、宮御宇天皇。)二を間人皇女と曰す。三を大海皇子と曰す。(淨御原宮、
御宇天皇。)夫人蘇我、嶋、大臣の女法提郎媛、古人皇子(更の名は大兄皇子)を生みませり。又吉備國の
蛟屋采女を娶りて、蛟屋皇子を生みます。三月丙寅朔、高麗の大使宴子拔、小使若德、百濟の大使恩
率素子、小使德率武德、共に朝貢たてまつる。秋八月癸巳朔丁酉(○五日)、大仁天皇、君三田耜、大仁藥師惠
日を以て、大唐に遣す。庚子(○八日)、高麗百濟の客を朝に饗たまふ。九月癸亥朔丙寅(○四日)、高麗百濟
の客國に歸る。是の月、田部、連等、掖玖より至る。多十月壬辰朔癸卯(○十二日)、天皇、飛鳥岡の傍りに
遷りたまふ。是を岡本宮と謂ふ。是の歲、改めて難波の大郡の三、韓の館を脩理る。

三年春二月辛卯朔庚子(○十日)、掖玖人歸化けり。三月庚申朔百濟王義慈、王子豐章を入れまつりて
質と爲す。秋九月丁巳朔乙亥(○十九日)、攝津國有間、溫湯に幸したまふ。多十二月丙戌朔戊戌(○十三
日)、天皇溫湯より至ります。

四年秋八月、大唐、高表仁を遣して三田耜を送る。共に對馬に泊れり。是の時學問僧靈雲、僧旻、及び勝鳥
養、新羅の送使等、從へり。多十月辛亥朔甲寅(○四日)、唐國の使人高表仁等、難波、津に到る。則ち大

伴、連馬養を遣して江口に迎へしむ。船卅二艘、及び鼓吹、旗幟、皆具に整飭へり。便ち高表仁等、告
げて曰く、天子の命のたまへる使、天皇の朝に到れりと聞きて迎へしむ。時に高表仁對へて曰く、風寒
しき日に、船艘を飭整ひ、以て迎へを賜ふこと、歡愧る。是に於きて難波、吉士小槻、大河内、直矢伏を
して、導者と爲し、館の前に到らしむ。乃ち伊岐史乙等、難波、吉士八牛を遣して、客等を引きて館に入ら
しむ。即日神酒を給ふ。

五年春正月己卯朔甲辰(○廿六日)、大唐の客高表仁等國に歸る。送使吉士、雄摩呂、黑摩呂等、對馬に到りて
還りぬ。

六年秋八月、長き星、南の方に見ゆ。時の人彗星と曰ふ。

七年春正月、彗星廻りて東に見ゆ。夏六月乙丑朔甲戌(○十日)、百濟、達摩柔等を遣して朝貢たてまつる。

秋七月乙未朔辛丑(○七日)、百濟の客を朝に饗す。是の月、瑞蓮、劍池に生ひたり。一莖に二の花あり。
八年春正月壬辰朔、日蝕えたり。三月、悉に采女を奸せる者を劾へて皆罪す。是の時に、三輪君小鯛、其
の推鞠に苦みて、頸を刺て死ぬ。夏五月、霖雨ふり大水あり。六月、岡本宮に災けり。天皇遷りて田中
宮に居します。秋七月己丑朔、大派王、豐浦大臣に謂ひて曰く、群卿及百寮朝參りすること已に懈れり。
今より後、卯の始めに朝りて、巳の後に退れ。因りて鍾を以て節と爲よ。然るに大臣從はず。是の
歳大きに旱して、天下飢う。

九年春二月丙辰朔戊寅(○廿三日)、大きな星東より西に流る。便ち音有り、雷に似たり。時の人の曰く、流星の音なり。亦地雷なり、と曰ふ。是に僧曼僧曰く、流星に非ず、是れ天狗なり。其の吠ゆる聲雷に似たるのみ。三月乙酉朔丙戌(○二日)、日蝕えたり。是の歳、蝦夷叛きて以て朝です。即ち大仁上毛野君形名を拜して、將軍と爲て討たしむ。還りて蝦夷の爲めに敗られて走けて壘に入る。遂に賊の爲めに困る。軍衆悉に漏けて城空し。將軍迷ひて所如を知らず。時に日暮る、垣を踰えて逃げむと欲す。爰に方名君の妻歎きて曰く、懐きかな、蝦夷の爲めに殺されなむとすること。夫に謂りて曰く、汝の祖等、蒼海を渡り、万里を跨ひて、水表の政を平けて、威武を以て後の葉に傳へたり。今汝、頓るに先祖の名を屈かば、必ず後の世の爲に嗤はれなむ。乃ち酒を酌みて強ひて夫に飲ましめ、而して親ら夫が劍を佩きて、十の弓を張りて、女人數十に令ちて弦を鳴らさしむ。既にして夫更に起ちて伏ける伎を取りて進む。蝦夷以爲らく、軍衆猶多なり、と。而して稍に引きて退く。是に散卒更に聚り、亦振旅、蝦夷を撃ちて、大きに敗りて、以て悉く虜とす。

十年秋七月丁未朔乙丑(○十九日)、大きに風ふきて、木を折り、屋を破つ。九月、霖雨ふり、桃李華さけり。冬十月、有間温湯宮に幸ます。是の歳、百濟新羅任那並びに朝貢る。

十一年春正月乙巳朔壬子(○八日)、車駕温湯より還ります。乙卯(○十一日)、新嘗。蓋し有間に幸したまへるに因りて、新嘗を闕けるか。丙辰(○十二日)、雲無くして雷なる。丙寅(○廿二日)、大きに風ふきて雨ふる。己巳(○廿五日)、長星、西北に見ゆ。時に曼師曰く、彗星なり、見れば則ち飢乏す。秋七月、詔して曰く、今年、大宮及び大寺を造作らむ。則ち百濟川の側を以て宮處と爲す。是を以て西の民は宮を造り、東の民は寺を作る。便ち書直縣を以て大匠と爲す。秋九月、大唐の學問僧惠隱、惠雲、新羅の邊使に従ひて京に入る。冬十一月庚子朔、新羅の客を朝に饗たまふ。因りて冠位一級を給ふ。十二月己巳朔壬午(○十四日)、伊豫の温湯宮に幸したまふ。是の月、百濟川の側に、九重塔を建つ。

十二年春二月戊辰朔甲戌(○七日)、星、月に入る。夏四月丁卯朔壬午(○十六日)、天皇伊豫より至りおはします。便ち厩坂宮に居します。五月丁酉朔辛丑(○五日)、大きに霰霽す。因りて以て惠隱僧を請せて、无量壽經を説かしむ。冬十月乙丑朔乙亥(○十一日)、大唐の學問僧清安、學生高向漢人玄理、新羅より傳りて至る。仍りて百濟新羅の朝貢の使、共に従ひて來り。則ち各爵一級を賜ふ。是の月、百濟宮に徙りたまふ。

十三年冬十月己丑朔丁酉(○九日)、天皇、百濟宮に崩りたまふ。丙午(○十八日)、宮の北に殯りす。是を百濟の大殯と謂ふ。是の時に、東宮開別皇子年十六にして誅したまふ。

日本書紀卷第二十四

天豐財重日足姬天皇

皇極天皇

天豐財重日(重日、此をイカシヒと云ふ)足姫天皇は、淳中倉太珠敷天皇の曾孫、押坂彦人大兄皇子の孫、茅渟王の女なり。母をば吉備姫王と曰す。天皇、古の道に順考て政を爲めたまふ。息長足日廣額天皇の二年、立ちて皇后と爲りたまふ。十三年十月、息長足日廣額天皇崩りましぬ。

元年春正月丁巳朔辛未(○十五日)、皇后天皇位即しめす。蘇我我臣蝦夷を以て大臣と爲すこと故の如し。大臣の兒、入鹿(更の名は鞍作)自ら國の政を執りて、威父に勝れり。是に由りて、盜賊恐ぢ懾け、路に遺を拾はず。乙酉(○廿九日)、百濟の使人、大仁阿曇連比羅夫、筑紫國より驛馬に乗りて來て言さく、百濟國に、天皇の崩りましぬと聞きて、弔使を奉遣せり。臣、弔使に隨ひて共に筑紫に到る。而るに臣、葬に仕へ奉らむと望み、故先づ獨り來り。然れども其の國は今大きに亂れたり。二月丁亥朔戊子(○二日)、阿曇山背連比良夫、草壁吉士磐金、倭漢書直縣を百濟の弔使の所に遣して、彼の消息を問はしむ。弔使報りこと言さく、百濟國の主、臣に謂ひて言く、塞上恒に惡を作す、還使に付けたまはむと請す。天朝許したまはず。百濟の弔使の倅人等言く、去年十一月、大佐平智積卒りぬ。又百濟の使人、崑崙の使を海の裏に擲けたり。今年正月に、國の主の母薨せぬ。又弟王子の兒翹岐、及び其の母妹の女子四人、内

佐平岐味、高き名有る人冊餘、嶋に放たる、と。壬辰(○六日)、高麗の使人難波津に泊れり。丁未(○廿一日)諸の大夫を難波郡に遣して、高麗國の貢れる金銀等并て其の獻り物を檢へしむ。使人貢獻ること既に訖りて諮して云ふ、去年の六月に、弟王子薨せぬ。秋九月、大臣伊梨須彌、大王を殺し、并せて伊梨渠世斯等百八十餘人を殺せり。仍りて弟王子の兒を以て王と爲し、己が同姓都須流、金流を以て大臣と爲す。戊申(○廿二日)、高麗百濟の客を難波郡に饗へたまふ。大臣に詔して曰く、津守連大海を以て高麗に使す可し。國勝吉士水鷄を以て百濟に使す可し。(水鷄、此をクヒナと云ふ)草壁吉士眞跡を以て新羅に使す可し。坂本吉士長兄を以て任那に使す可し。庚戌(○廿四日)、翹岐を召して、安曇山背連の家に安置らしむ。辛亥(○廿五日)、高麗百濟の客を饗へたまふ。癸丑(○廿七日)、高麗の使人、百濟の使人、並びに罷り歸りぬ。三月丙辰朔戊午(○三日)、雲無くして雨ふる。辛酉(○六日)、新羅賀騰極使と弔喪使とを遣す。庚午(○十五日)、新羅の使人罷り歸りぬ。是の月に、霖雨ふる。夏四月丙戌朔癸巳(○八日)、大使翹岐、其の從者を將りて拜朝す。乙未(○十日)、蘇我大臣、敏傍の家に百濟の翹岐等を喚ひて、親ら對て話す。仍りて良き馬一疋、鐵二十錠を賜ふ。唯塞上を喚ばず。是の月に霖雨ふる。五月乙卯朔己未(○五日)、河内國の依網屯倉の前に於きて、翹岐等を召ひて、射獵を觀しむ。庚午(○十六日)、百濟國の調使の船、吉士の船と具に、難波津に泊れり。(蓋し吉士前に使を百濟に奉けたるか)壬申(○十八日)、百濟の使人調を進る。吉士服命まをす。乙亥(○廿一日)、翹岐の從者一人死去りぬ。丙子(○廿二日)、翹岐の兒

死去りぬ。是の時、翹岐と妻と、兒の死にたるを畏ち忌みて、果へて喪に臨まず。凡そ百濟新羅の風俗、死亡者有れば、父母兄弟夫婦姉妹と雖も、永に自ら看ず。此を以て觀れば、慈み無きことの甚きこと、豈に禽獸に別ならむや。丁丑(○廿三日)、^{アカラ}熟める稻、始めて見ゆ。戊寅(○廿四日)、翹岐其の妻子を將て、百濟の大井ノ家に移る。乃ち人を遣りて兒を石川に葬らしむ。六月乙酉朔庚子(○十六日)、微雨ふる。是の月に、大きに旱す。秋七月甲寅朔壬戌(○九日)、客星月に入れり。乙亥(○廿二日)、百濟の使人大佐平智積等に朝に饗へたまふ。(或る本に云ふ、百濟の使人、大佐平智積及び兒達率、名を闕く、恩率軍善。)乃ち健³兒に命せて、翹岐が前に相撲らしむ。智積等宴畢りて、退りいでて翹岐を門に拜む。丙子(○廿三日)、蘇我ノ臣入鹿の豎者白き雀子を獲つ。是の日、同じ時に人有り、白き雀を以て、籠に納れて蘇我ノ大臣に送る。戊寅(○廿五日)、羣臣相語りて曰く、村村の祝部の所教の隨に、或は牛馬を殺して諸の社の神を祭ふ。或は頻りに市を移し、或ひは河の伯に禱る。既に所効無し。蘇我ノ大臣報へて曰く、寺寺に於きて大乘經典を轉讀むべし。過を悔ゆること、佛の説きたまへるが如くし。敬みて雨を祈はむ。庚辰(○廿七日)、大寺の南の庭に於きて、佛菩薩の像と四天王の像とを嚴ひて、衆の僧を屈み請せて、大乘經等を讀ましむ。時に蘇我ノ大臣、手に香⁴、鑪を執りて、香を燒きて發願ふ。辛巳(○廿八日)、微雨ふる。壬午(○廿九日)、雨を祈ふこと能はず、故に經を讀むことを停む。八月甲申朔、天皇、南淵河の上^{ホトリ}に幸して、跪きて四方を拜み、天を仰ぎて祈ひたまふ。即ち雷なり大雨ふる。遂に雨ふること五日、天の下に薄く潤ひつ。(或る本に云ふ、五

日連雨ふりて、九穀登り熟む)是に天の下の百姓、俱に万歳を稱へ、至^{マカ}徳^{シメス}天皇と曰す。己丑(○六日)、百濟の使參官等罷り歸りぬ。仍りて大船と同船三艘(同船は母慮紀舟)とを賜ふ。是の日、夜半に雷西南の角に鳴りて風ふき雨ふる。參官等の乗れる船舶、岸に觸れて破れぬ。丙申(○十三日)、小徳を以て百濟の達摩長福に授け、中客以下に位一級を授く。物を賜ふこと各差有り。戊⁴戌(○十五日)、船を以て百濟の參官等に賜ひて發遣す。己亥(○十六日)、高麗の使人罷り歸りぬ。己酉(○廿六日)、百濟新羅の使人罷り歸りぬ。九月癸丑朔乙卯(○三日)、天皇、大臣に詔して曰く、朕、大寺を起し造らむと思欲ふ。宜しく近江と越との丁を發すべし(百濟の大寺)。復諸國に課せて船舶を造らしむ。辛未(○十九日)、天皇、大臣に詔して曰く、是の月より起りて二月より以來を限りて、宮室を營らむと欲ふ。國國に殿屋の材を取らしむ可し。然して東は遠江を限り、西は安藝を限りて、宮を造る丁を發す。癸酉(○廿一日)、越の邊の蝦蟇數千内附く。多十月癸未朔庚寅(○八日)、地震りて雨ふる。辛卯(○九日)、地震る。是の夜、地震りて風ふく。甲午(○十二日)、⁵蝦蟇に朝に饗へたまふ。丁酉(○十五日)、蘇我ノ大臣、蝦蟇に家に設へす。而して躬ら慰め問ふ。是の日、新羅の弔使の船と、賀騰極使の船と、壹岐ノ嶋に泊れり。丙午(○廿四日)、夜中に地震る。是の月に、夏の令^{マツコト}を行ふ。雲無くして雨ふる。十一月壬子朔癸丑(○二日)、大雨ふりて雷なる。丙辰(○五日)、夜半に雷一たび西北の角に鳴る。己未(○八日)、雷五たび西北の角に鳴る。庚申(○九日)、天暖かなること春の氣の如し。辛酉(○十日)、雨下る。壬戌(○十一日)、天暖かなること春の氣の如し。甲子(○十三日)、雷一

たび北方に鳴りて風發る。丁卯(○十六日)、天皇新嘗御しめす。是の日に、皇太子大臣各自ら新嘗しき。十二月壬午朔、天暖かなること春の氣の如し。甲申(○三日)、雷五たびし。晝に鳴り、二たび夜に鳴る。甲午(○十三日)、初めて息長足日廣額、天皇の喪を發す。是の日に、小德巨勢臣德太、大派皇子に代りて誅たてまつる。次に小德粟田臣細目、輕皇子に代りて誅たてまつる。次に小德大伴連馬飼、大臣に代りて誅たてまつる。乙未(○十四日)、息長山田公、日嗣を誅び奉る。辛丑(○二十日)、雷三たび東北の角に鳴る。寅庚(○九日)、雷二たび東に鳴りて、風ふき雨ふる。壬寅(○廿一日)、息長足日廣額天皇を滑谷崗に葬りまつる。是の日に、天皇、小墾田宮に遷移りたまふ。(或る本に云ふ、東宮の南庭の權宮に遷りたまふ。)甲辰(○廿三日)、雷一たび夜鳴る。其の聲裂くるが若し。辛亥(○卅日)、天暖かなること春の氣の如し。是の歲、蘇我大臣蝦蟇、己が祖の廟を葛城の高宮に立てて、八僧の儼を爲す。遂に歌を作りて曰く、大和の、忍の廣瀬を、渡らむと、脚帶たつくり、腰つくらふも。又盡に擧國の民并せて百八十の部曲を發して、預め雙墓を今來に造る。一を大陵と曰ひ、大臣の墓と爲す。一を小陵と曰ひ、入鹿臣の墓と爲す。望むらくは死にたる後、人を勞ら使むること勿けむ。更に悉に上宮の乳部の民(乳部、此をミフと云ふ)を聚め、營兆所に役使ふ。是に、上宮の大娘姫王發憤りて歎きて曰く、蘇我臣專國の政を擅にして、多に禮無きわざを行す。天に二の日無く、國に二の王無し。何に由りてか意の任に悉に封せる民を役はむ。茲より恨みを結びて。遂に俱に亡ぼされぬ。是の年也太歲壬寅。

二年春正月壬子朔の日に、五色の大きな雲、天に滿み覆へり。而して寅のところ闕けたり。一色の青霧、地に周り起りぬ。辛酉(○十日)、大風ふく。二月辛巳朔庚子(○廿日)、桃の華始めて見ゆ。乙巳(○廿五日)、霜ふりて草木の華葉を傷れり。是の月、風ふき雷なり雨水ふる。冬の令を行ふ。三月辛亥朔癸亥(○十三日)、難波の百濟の客館堂と民の家室とに災けり。乙亥(○廿五日)、霜ふりて草木の華葉を傷せり。是の月、風ふき雷なり氷雨ふる、冬の令を行ふ。夏四月庚辰朔丙戌(○七日)、大きに風ふきて雨ふる。丁亥(○八日)、風起りて天寒し。己亥(○二十日)、西の風ふきて雹ふる。天寒くして人綿袍三領を著る。庚子(○二十一日)、筑紫の大宰馳驛して奏して曰く、百濟國の主の兒翹岐弟王子、調の使と共に來けり。丁未(○二十八日)、權宮より移りて飛鳥板蓋の新宮に幸したまふ。甲辰(○二十五日)、近江國言す、雹下りて、其大さ徑一寸。五月庚戌朔乙丑(○十六日)、月蝕えたること有り。六月己卯朔辛卯(○十三日)、筑紫大宰、馳驛して奏して曰く、高麗使を遣して來朝り。羣卿聞きて曰く、高麗、己亥(○舒明十一年)の年より朝ず、而るを今年朝けり。辛丑(○廿三日)、百濟の進調、船難波津に泊れり。秋七月己酉朔辛亥(○三日)、數大夫を難波郡に遣して百濟國の調と、獻れる物とを檢へしむ。是に、大夫、調使に問ひて曰く、進れる國の調、前の例より欠少。大臣に送る物は、去年還せる色を改めず、羣卿に送る物亦全ら將て來ず。前の例に背違ひたり。其の狀何にと、大使達摩自斯、副使恩摩軍善、俱に答へ諮して曰く、即ち今備ふ可し。自斯は質達摩武子が子なり。是の月に、茨田池の水大きに氾りて、小き虫水に覆へり。其の虫は口黒くして身

は^レ8⁺ 白し。八月戊申朔壬戌(○十五日)、茨田池の水變りて、藍の汁の如し。死にたる虫水に覆へり。溝瀆の流亦復變結れり。厚さ三四寸ばかり。大きき魚昇れること、夏爛れ死にたるが如し。是に由りて喫ふに中らず。九月丁丑朔壬午(○六日)、息長足日廣額、天皇を埤坂、陵に葬りまつる。(或る本に云ふ、廣額、天皇を呼して、高市天皇と爲す。)丁亥(○十一日)、吉備嶋、皇祖母命薨りましぬ。癸巳(○十七日)、土師娑婆連猪手に詔して、皇祖母命の喪を視しめたまふ。天皇、皇祖母命の臥病たまひしより、發喪に及至るまで、床側を避りたまはず、視養めたまふこと倦ること無し。乙未(○十九日)、皇祖母命を檀弓崗に葬りまつる。是の日、大雨ふりて雹ふる。丙午(○三十日)、^レ8⁺ 皇祖母命の墓を造る役を罷む。仍りて臣連伴造に帛布を賜ふこと各差有り。是の月、茨田池の水漸に變りて白き色に成る、亦暑き氣無し。多十月丁未朔己酉(○三日)、群臣伴造に朝堂の庭に饗へ、賜ふ。而して位を授けたまはむ事を議りたまふ。遂に國司に詔したまふ。前の勅せるが如く、更に改換ふるること無し。宜しく厥の任けたまへるところに之りて、爾の治むる所を愼め。壬子(○六日)、蘇我大臣蝦蟇、病に緣りて朝す。私に紫の冠を子入鹿に授けて、大臣の位に擬ふ。復其の弟を呼びて物部大臣と曰ふ。大臣の祖母は、物部弓削大連の妹なり。故、母か財に因りて、威を世に取れり。戊午(○十二日)、蘇我臣入鹿獨り、上宮王^レ9⁺ 等を廢てて、古人、大兄を立てて天皇と爲さむとすることを謀る。時に童謡有り、曰く、

岩の上に、小猿米焼く、こめだにも、多^ク齧て通らせ、山羊のをぢ。(蘇我臣入鹿、深く上宮王等の威名

天の下に振ふを忌みて、獨り僭び立たむことを謀る)是の月に、茨田池の水還りて清めり。十一月丙子朔、蘇我臣入鹿、小德巨勢德太臣、大仁土師娑婆連を遣して、山背大兄王等を斑鳩に掩はしむ。(或る本に云ふ、巨勢德太臣、倭馬飼首を以て將軍と爲す。)是に奴三成、數十の舍人と出でて拒ぎ戦ふ。土師娑婆連箭に中りて死ぬ。軍衆恐れて退く。軍の中の人相謂りて曰く、^レ9⁺ 一人も千に當るといふは三成を謂ふか。山背大兄仍りて馬の骨を取りて内寢に投げ置き、遂に其の妃并せて子弟等を率ゐて、間を得て逃げ出で、膽駒山に隱る。三輪文屋君、舍人田目連、及び其の女菟田諸石、伊勢阿部堅經、從にはべり。巨勢德太臣等、斑鳩宮を燒く。灰の中に骨を見て、誤りて王死せましぬと謂ひて、圍を解きて退去りぬ。是に由りて山背大兄王等、四五日の間山に淹留みたまひて、不得喫飲。三輪文屋君進みて勧めまつりて曰く、請ふ、深草屯倉に移向きて、茲より馬に乗り、東の國に詣りて、乳部を以て本と爲して、師を興して還り戦はば其の勝たむこと必し。山背大兄^レ10⁺ 兄王等對へて曰く、卿が導ふ所の如くば、其の勝たむこと必ず然らむ。但し吾が情に、冀くは、十年百姓を役はし。一身の故を以て豈に萬民を煩しく勞らしめむや。又後の世に於きて、民の吾が故に由りて己が父母を喪ぼせりと言はむことを欲せじ。豈に其れ戦勝ちて後に、方に大夫と言はむや。夫れ身を損てて國を固くせむは、亦大夫者ならずや。人有り、遙かに上宮王等を山中に見て、還りて蘇我臣入鹿に導ふ。入鹿聞きて大きに懼ちて、速かに軍旅を發して、王の在します所を高向、臣國押に述ひて曰く、速かに山に向きて彼の王を求捉可し。國押報へて曰く、僕は天皇の宮を守りて、敢へて

外に出でじ。入鹿即ち將に自ら往かむとす。時に古人、大兄ノ皇¹⁰子、喘息けて來でまして問はく、何處にか向く。入鹿具さに所由を説く。古人、皇子曰く、鼠穴に伏して生き、穴を失ひて死ぬ、と。入鹿是に由りて行くを止む。軍の將等を遣して膽駒に求む。竟に覓めうることを能はず。是に、山背ノ大兄ノ王等、山より還りて斑鳩寺に入ります。軍の將等即ち兵を以て寺を圍む。是に山背大兄ノ王、三輪文屋ノ君をして軍將等に謂らひて曰く、吾兵を起して入鹿を伐たば、其の勝たむこと定し。然に一身の故に由りて百姓を傷り殘はむことを欲せず。是を以て、吾が一身をば入鹿に賜ふ、と。終に子弟妃妾と一時に自經ぎて俱に死ぬ。時に、五色の幡蓋、種種の伎樂、¹¹空に照り灼りて寺に臨垂り。衆人仰ぎ觀て稱嘆めぬ。遂に入鹿に指示す。其の幡蓋等、變りて黒雲に爲りたり。是に由りて入鹿得見ること能はず。蘇我ノ大臣蝦蟇、山背大兄ノ王等惣て入鹿に亡ぼされぬと聞きて、嗔り罵りて曰く、噫、入鹿極めて甚愚癡に、專暴き惡を行ふ。爾が身命亦殆からずや。時の人、前の謠の應を説きて曰く、いはのへに、といふを以ては上宮に喩へ、こさるといふを以ては林ノ臣（林ノ臣は入鹿なり。）に喩へ、こめやくといふを以ては上宮を燒くに喩へ、こめだにも、たげとほらせ、かまししのをちといふを以ては、山背ノ王の頭¹¹、髮班雜毛にして山羊に似たまへるに喩へたり。又曰く、其の宮を棄捨てて深山に匿るる相なり。と。是の歳、百濟の太子餘豐、密蜂の房四枚を以て三輪ノ山に放ち養ふ。而るを終に蕃息らず。

三年春正月乙亥朔、中臣ノ鎌子ノ連を以て、神祇伯に拜す。再三に固辭ひて就らず。疾と稱して退きて三嶋に居り。時に輕ノ皇子患脚して朝りたまはず。中臣ノ鎌子ノ連、曾より輕ノ皇子と善し。故、彼の宮に詣でて宿に侍らむとす。輕ノ皇子深く中臣鎌子ノ連の意氣の高く逸れて容止犯し難きことを識りて、乃ち寵姫阿倍ノ氏をして、別殿を清め掃ひ、高く¹¹新しき葺を誦かしたまふ。具に給がずといふこと靡く。敬ひ重めたまふこと特に異なり。中臣鎌子ノ連、便ち遇まるるに感けて、舍人に語りて曰く、殊に恩澤を奉けたまはること、前より望みし所に過ぎたり。誰か能く天の下に王とましまさしめざらむや。（舍人を宛てて斷使と爲せるを謂ふ。）舍人便ち語る所を以て皇子に陳ぶ。皇子大きに悦びたまふ。中臣鎌子ノ連、人と爲り忠正しくて、匡し濟ふ心有り。乃ち蘇我ノ臣入鹿が、君臣長ひたる幼き序を失ひ、社稷を闕闕ふの權を挾むを憤ひて、王宗の中に歷試接りて、功名を立つ可き哲しき主を求む。便ち心を中ノ大兄に附く。疏然て未だ其の幽き抱を展ることを獲ず。偶かに中ノ大兄に法興寺の槻ノ樹の下にして打球の侶に預りて、皮鞋の毬の隨に¹²脱け落つるを候りて、掌中に取り置ちて、前み跪きて恭みて奉る。中ノ大兄對へて跪きて敬ひ執りたまふ。茲より相善ひて、俱に懷ふ所を述ぶ。既に置す所無し。復、他の、頻りに接ることを嫌むことを恐れて、但に手に黃卷を把りて、自ら周孔の教を南淵先生の所に學ぶ。遂に路上往還ふ間に、肩を並べて潛かに圖りたまへり。相協はずといふこと無し。是に、中臣ノ鎌子ノ連語りて曰く、大きな事を謀るには輔け有るには如かず。請ふ、蘇我ノ倉山田ノ麻呂が長女を納れて妃と爲して、婚姻の昵を成さむ。然る後に陳べ説きて、與に事を計らむと欲す。功を成すの路、茲より近きは莫し。中ノ大兄、聞きて大きに悦び、曲

かに譏る所に従ひたまふ。中臣、鎌子連、即ち自ら往きて、媒、要むること訖りぬ。13 而るに長女、期りし夜族に偷まれぬ。(族は身狭臣を謂ふ。)是に由りて、倉山田、臣憂ひ、惶り、仰ぎ臥して所爲を知らず。少女父の憂ひ、惶るを恠みて、就きて問ひて曰く、憂ひ惶ることは何ぞや。父其の由を陳ぶ。少女が曰く、願ふな憂ひたまひそ。我を以て奉進りたまふこと、亦復晩からじ。父便ち大きに悦びて、遂に其の女を進る。奉るに赤き心を以て、更に忌む所無からむ。中臣、鎌子連、佐伯、連子麻呂、葛木、稚犬養、連網田を中、大兄に擧めて曰く、云云。三月、休留(休留は茅鷗なり)、豊浦大臣の天津の宅の倉に産子めり。倭國言す、頃者、菟田郡の人押坂直(名を闕らせり)、一の童子を將りて雪の上に欣遊び、13 菟田山に登りて、即ち紫の菌雪より挺でて生ひたるを見るに、高六寸餘。四町許りに満てり。乃ち童子をして採取りて還りて隣りの家に示す。惣知らずと言ふ。且つ毒き物なりと疑へり。是に押坂直、童子と煮て食ふ。大きに氣しき、味有り。明くる日、往きて見るに都て不在。押坂直、童子と菌の羹を喫へるに因りて、病無くして壽し。或る人の言ふ、蓋し俗、芝草といふことを知らずして、妄りに菌と言へるか。夏六月癸卯朔、大伴、馬飼連、百合の華を獻る。其の莖の長さ八尺、其の本異にして末連へり。乙巳(〇三日)、志紀上郡言さく、人有りて、三輪山に於きて猿の書睡るを見る。竊に其の臂を執へて其の身を害はず。猿猶14 合眼きて歌ひて曰く、
 向つ丘に、立るせらが、にこ福こそ、我手を取らめ、誰がさきで、さきでぞもや、我手取らすもや。其の人猿の歌を驚き、惟みて、放捨てて去りぬ、と。此は是數の年を経歴て、上宮、王等の蘇我、鞍作が爲めに、

膽駒山に圍まれたまふ光なり。戊申(〇六日)、劍池の蓮の中に、一の莖二の莖あるもの有り。豊浦大臣妄りに推へて曰く、是れ蘇我、臣が將に榮えむとする瑞なり。即ち金の器を以て書きて、大法興寺の丈六の佛に獻る。是の月に、國内の巫覡等、枝葉を折り取りて、木綿を懸掛で、大臣の橋を渡る時を伺ひて、争ひて14 神語の入微なる説を陳す。其の巫甚多なり。具さに聽く可からず。老人等曰く、移風の兆なり。時に謠歌三首有り、其の一に曰く、

遙遙に、琴ぞ聞ゆる、島の蕪原。其の二に曰く、

をちかたの、粟野の雉、とよもさず、我は寢しかど、人ぞとよもす。其の三に曰く、

小林に、我を引ききて、せし人の、面も知らず、家も知ずも。秋七月、東の國不盡河の邊の人、大生部多、虫を祭ることを15 村里の人に勸めて曰く、此は常世の神なり。此の神を祭る者は富と壽とを致す。巫覡等遂に詐きて神語に託けて曰く、常世の神を祭る者は、貧しき人は富を致し、老人は少きに還る。是に由りて、加勸めて、民の家の財寶を捨てて、酒菜六の畜を路の側に陳ねて、呼ばしめて曰く、新しき富入來れり。都鄙の人、常世の虫を取りて清座に置き、歌ひ舞ひて福を求る、珍財を棄捨つ。都て益る所無くして、損り費ゆること極めて甚し。是に、葛野、秦、造河勝、民の惑はさるるを惡みて、大生部多を打つ。其の巫覡等恐れて其の勸め祭ることを休む。時の人便ち歌を作りて曰く、

太秦は、神とも神と、聞え來15 常世の神を、打ちきたますも。此の虫は常に橋の樹に生れ、或

ひは笏椒(笏椒、此をホソキと云ふ)に生る。其の長さ四寸餘り、其の大きさ頭指許の如し。其の色緑にして黒黠なり。其の貌全養蠶に似たり。冬十一月、蘇我大臣蝦蟇が見、入鹿ノ臣、家を菅橋岡に雙べ起つ。大臣の家を稱びては宮門と曰ひ、入鹿の家を谷宮門(谷、此をハサマと云ふ。)と曰ふ。男女を稱びては王子と曰ふ。家の外に城曲を作り、門の傍に、兵庫を作る。門毎に水を盛るる舟一つ、木鉤數十を置きて、以て火の災に備ふ。恒に力人をして兵を持ちて家を守らしむ。大臣、長直をして大丹穂山に、桧¹⁶削寺を造らしむ。更に家を敵傍山の東に起て、池を穿りて城に爲し、庫を起てて箭を儲む。恒に五十の兵士を將ゐて身に繞して出入りす、健人を名けて東方僮從者と曰ふ。氏氏の人等入りて其の門に侍る、名けて祖子孺者と曰ふ。漢直等全ら二の門に侍る。

四年春正月、或は阜嶺に於きて、或は河の邊に於きて、或は宮寺の間に於きて、遙かに見るに物有りて猿の吟¹⁷。聽ゆ。或は二十許、或は二十許。就きて視れば、物便ち見えず、尙鳴り嘯く響を聞く。其の身を獲観ること能はず。(舊き本に云ふ、是の歳京を難波に移す。而して板蓋宮墟と爲る兆なり)時の人曰く、此は是、伊勢大¹⁶神の使なり。夏四月戊戌朔、高麗の學問僧等言さく、同學鞍作得志、虎を以て友と爲て、其の術を學び取れり。或は枯山を變へて、青山に爲らしめ、或は黃地を變へて、白水に爲らしむ。種種の奇術彈し究む可からず。又虎其の針を授けて曰く、慎矣人に知ら令むること勿れ。此を以て治めば、病も癒えざるること無し。果して言ふ所の如く、治むるに差えざるること無し。得志恒に其の針を以て柱の中に隠

し置けり。後に、虎其の柱を折りて針を取りて走げ去りぬ。高麗國、得志が歸らむと欲るの意を知りて、毒を與へて殺しぬ。六月丁酉朔甲辰(〇八日)、中大兄密かに倉山田麻呂臣に謂ひて曰く、三の韓調を進る日、¹⁷必ず將に卿をして其の表を讀み唱せしめむとす。遂に入鹿を斬らむと欲するの謀を陳べたまふ。麻呂臣許し奉りぬ。戊申(〇十二日)、天皇、大極殿に御します。古人大兄侍べり。中臣鎌子連、蘇我入鹿臣が人と爲り疑ひ多くて、晝夜劍を持つることを知りて、佛堂に教へて方便で解かしむ。入鹿臣疾ひて劍を解き、入りて座に侍ふ。倉山田麻呂臣、進みて三の韓の表文を讀み唱ぐ。是に中、大兄、衛門府に戒めて、一時に俱に十二通門を鎖めて勿使往來。衛門府を一所に召し聚へて、將に祿を給はむとす。時に中、大兄即ち自ら長槍を執りて殿の側に隠す、中臣鎌子連等弓矢を持ちて¹⁷爲助衛。海犬養、連勝麻呂をして、箱の中を兩の劍を佐伯、連子麻呂と葛城稚犬養、連網田とに授けて曰く、努力努力、急に須應に斬るべし。子麻呂等、水を以て飯を送くに、恐れて反吐つ。中臣鎌子連嘔めて勵ましむ。倉山田麻呂臣、表文を唱みあぐることを將に盡きなむとするに、子麻呂等の來らざるを恐れて、流づる汗、身に沃ひて、聲亂れ手動く。鞍作臣惟みて問ひて曰く、何故か掉ひ戦く。山田麻呂對へて曰く、天皇に近くはべることを恐み、不覺にも汗を流す。中大兄、子麻呂等が入鹿が威に畏れて便旋ひて進まざるを見て、吐嗟と曰ひて、即ち子麻呂等と共に其の不意に出でて、劍を以て¹⁸入鹿が頭肩を傷り割く。入鹿驚き起つ。子麻呂手を運らし劍を揮きて其の一脚を傷く。入鹿、御座に轉び就きて叩頭て曰く、當に嗣の位に居しますべきは、天の

子なり。臣、罪を知らず、乞ふ垂審察。天皇大きに驚きて中大兄に詔して曰く、作す所を知らず、何の事か有る。中大兄地に伏して奏して曰く、鞍作、盡に太宗を滅ぼして、將に日位を傾けむとす。豈に天孫を以て鞍作に代へむや。(蘇我臣入鹿、更の名は鞍作。)天皇即ち起ちて殿の中に入りたまふ。佐伯連子麻呂、稚犬養連網田、入鹿臣を斬る。是の日雨下りて、潦水庭に溢り。席障子を以て鞍作が屍を覆ふ。古人、大兄見て私の宮に走り入りて、人に謂りて曰く、韓人鞍作臣を殺す。(韓の政に因りて誅すを謂ふ。)吾が心痛し、と。即ち臥の内に入り、門を杜して出でず。中大兄即ち法興寺に入りて城と爲して備へたまふ。凡て諸の皇子、諸の王、諸卿大夫、臣連、伴造、國造、悉に皆隨に侍る。人をして鞍作臣が屍を、大臣蝦蟇に賜らしむ。是に、漢直等、眷属を惣べ聚め、甲を撰、兵を持ちて、將に大臣を助けむとして、軍陣を設く。中大兄、將軍巨勢德陀臣をして、天地開闢けしときより君臣が始めて有ることを以て、賊黨に説かして、赴く所を知らしめたまふ。是に、高向臣國押、漢直等に謂ひて曰く、吾等、君大郎に由りて應當に戮せ被れぬべし。大臣亦今日明日に於きて、立ちどころに其の誅を俟むこと決し。然らば則ち誰か爲めに空しく戦ひて、盡に刑せ被れむやと。言ひ畢りて劍を解きて、弓を投りて此を捨てて去る。賊の徒亦隨ひて散り走ぐ。己酉(○十三日)、蘇我臣蝦蟇等誅せられむとして、悉に天皇の記、國の記、珍寶を燒く。船史惠尺即ち疾く燒かるる國記を取りて、中大兄に奉る。是の日、蘇我臣蝦蟇及び鞍作が屍を墓に葬ることを許し、復哭泣することを許す。是に或る人、第一の謠歌を説きて曰く、其の歌に所謂、はるぼろに、こ

とぞきこゆる、しまのやぶはら。といふは、此れ即ち宮殿を嶋大臣の家に接せ起て、而して中大兄と中臣鎌子連と、密に大議を圖り、¹⁹ 入鹿を謀戮さむとするの兆なり。第二の謠歌を説きて曰く、其の歌に所謂、をちかたの、あはぬのきぎし、とよもさず、われはねしかど、ひとぞとよもす。といふは、此れ即ち上宮ノ王等、性順くて都て罪有ること無し。而るに入鹿が爲めに害はれ、自ら報いずと雖も、天、人をして誅さしむるの兆なり。第三の謠歌を説きて曰く、其の歌に所謂、をばやしに、われをひきいれて、せしひとの、おもてもしらず、いへもしらずも。といふは、此れ則ち入鹿臣が、忽ちに宮の中に於きて、佐伯連子麻呂、稚犬養連網田が爲めに斬らるるの²⁰ 兆なり。庚戌(○十四日)、位を輕皇子に譲り、中大兄を立てて皇太子と爲したまふ。

日本書紀卷第二十五

天萬豐日天皇

孝德天皇

天萬豐日天皇は、天豐財重日足姫ノ天皇の同母弟なり。佛法を尊み、神道を輕りたまふ。(生國魂社の樹を削りたまふの類、是なり。)人と爲り、柔仁、儒を好みたまふ。貴きと賤しきとを擇ばず、頻りに恩勅を降したまふ。天豐財重日足姫ノ天皇の四年の六月の庚戌、天豐財重日足姫ノ天皇、位を中大兄に傳へたまはむと思欲ほして、詔して曰く、云云。中大兄退きて中臣鎌子連に語りたまふ。中臣鎌子連議りて曰く、古人大兄は、殿下の兄なり。輕皇子は殿下の舅なり。方今古人大兄在します。而るを殿下、天皇位跡さば、便ち人の弟の恭み遜ふ心に違ひ、且舅を立て以て民の望みに答はば、亦可からずや。是に中大兄深く厥の議りごとを嘉みましたまふ。密に以て奏聞したまふ。天豐財重日足姫ノ天皇、輕綬を授ひて位を禪りたまふ。策に曰く、咨爾輕皇子云云。輕皇子再三に固辭びて、轉古人大兄(更の名は古人大市皇子)に讓りて曰く、大兄命は是れ昔の天皇の所生なり。而も又年長けたり。斯の二の理を以て、天位に居ます可し。是に古人大兄、座を避けて逡巡きて、手を拱きて辭びて曰く、天皇の聖旨を奉り順はむ。何ぞ勞はしく臣に推讓らむ。臣はし願ふ、出家して吉野に入りなむ。佛の道を勤め修ひて、天皇を祐け奉らむ。辭び訖りて、佩ける刀を解きて地に投げ擲つ、亦帳内に命せて皆刀を解かしむ。即日法興

寺の佛殿と塔との間に詣して、髻髪を剔除りて袈裟を披著つ。是に由りて、輕皇子固辭ぶることを得ずて、壇に升りて、即祚。時に、大伴長徳(字は馬飼)連、金の鞆を帯びて壇の右に立つ。犬上健部君、金の鞆を帯びて壇の左に立つ。百官臣連國造伴造百八十部、羅列り匝りて拜む。是の日、号を豐財ノ天皇に奉りて皇祖母尊と曰す。中大兄を以て皇太子と爲したまふ。阿倍内麻呂臣を以て左大臣と爲し、蘇我我倉山田石川麻呂臣を右大臣と爲したまふ。大錦冠を以て、中臣鎌子連に授け、内臣と爲し、封若干戸を増したまふ云云。中臣鎌子連、至忠き誠を懷き、宰臣の勢に據りて、官司の上に處る。故進め退け廢め置くこと、計りごと従はれ事立つ云々。沙門曼法師、高向史玄理を以て、國の博士と爲す。辛亥(○十五日)、金の策を以て、阿部倉梯麻呂大臣と蘇我山田石川麻呂大臣とに賜ふ。(或る本に云ふ、練金を賜ふ。)乙卯(○十九日)、天皇、皇祖母尊、皇太子、大槻の樹の下に於きて、羣臣を召集めて盟はしめたまふ。天神地祇に告して曰く、天は覆ひ地は載せて、帝の道唯一つなり。而るに末の代澆薄きて、君臣序を失へり。皇天手を我に假し、暴逆を誅し殄り。今共に心の血を瀝つ。而して今より以後、君は二の政無く、臣は朝に貳くこと無し。若し此の盟に貳かば、天災し地妖し、鬼誅し人伐ち、皎きこと日月の如し。天豐財重日足姫ノ天皇の四年を改めて、大化元年と爲したまふ。大化元年秋七月丁卯朔戊辰(○二日)、息長足日廣額ノ天皇の女間人、皇女を立てて皇后と爲したまふ。二の妃を立てたまふ。元の妃は阿部倉梯麻呂大臣の女小足媛と曰す。有間皇子を生みます。次の妃蘇我山

田石川麻呂大臣の女を乳娘と曰す。丙子(○十日)、高麗、百濟、新羅、並びに使を遣して調を進る。百濟の調使、任那の使を兼ね領り、³任那の調を進る。唯百濟の大使佐平緣福遇病して、津館に留りて京に入らず。巨勢、德太、臣、高麗の使に詔して曰く、明神御宇、日本天皇、皇詔旨らまとのたまふ。天皇の遣したまふ使と、高麗神の子の奉遣せる使と、既往短くて將來長からむ、是の故に溫和なる心を以て相繼ぎて往來ふ可きのみ。又百濟の使に詔して曰く、明神御宇、日本天皇、皇詔旨らまとのたまふ、始め我が遠つ皇祖の世に、百濟國を以て内つ官家と爲したまふ。譬へば三絞の綱の如し。中間任那國を以て百濟に屬け賜ふ。後に三輪、栗隈君東人を遣して、任那國の堺を觀察しめたまふ、是の故に³百濟の王、勅の隨に悉に其の堺を示す。而して調闕くること有り。是に由りて其の調を却還したまふ。任那の出る物は、天皇の明かに覽す所なり。夫れ今より以後、具に國と出す調とを題す可し。汝佐平等、不易面來。早く須く明かに報りごとまをせ。今重わて三輪、君東人、馬飼造(名を闕く)を遣す。又勅したまふ、鬼部達率意斯が妻子等を送り遣す可し。戊寅(○十二日)、天皇、阿倍、倉梯萬侶大臣、蘇我石川萬侶大臣に詔して曰く、當に上古の聖の王の跡に遵ひて、天の下を治むべし。復當に信を有ちて天の下を治む可し。己卯(○十三日)、天皇、阿倍倉梯麻呂大臣、蘇我石川萬侶大臣、⁴臣に詔して曰く、大夫と百の伴造等とに、悦を以て民を使ふの路を、^{アマナク}歷問ふ可し。庚辰(○十四日)、蘇我石川麻呂大臣奏して曰く、先づ以て神祇を祭ひ鎮めて、然して後に應に政事を議る可し。是の日、倭、漢、直比羅夫を尾張國に、忌部、首子麻呂を美濃國に遣して、神に供る幣を課す。八月丙申朔庚子(○五日)、東國等の國司を拜す。仍りて國司等に詔して曰く、天神のうけ寄せたまへる隨に、方に今、始めて將に万國を修めむとす。凡そ國家に有りとある公民、大に小に領れる人衆を、汝等任に之でて、皆戶籍を作り、及び田畝を授へ。其の蘭池水陸の利は、百姓と俱にせよ。又國司等、⁴國に在りて罪を判ることを得ず。他の貨賂を取りて、民を貧苦に致さ令むることを得し。京に上らむ時には、多に百姓を己に従ふことを得ず、唯國造郡領を従は使むることを得む。但公事を以て往來はむ時には、部内の馬に騎ることを得、部内の飯を喰ふことを得。介より以上、法を奉らば、必ず須く哀賞すべし、法に違はば當に爵位を降さむ。判官より以下、他の貨賂を取らば、二倍して徴らむ。遂に輕重さを以て罪を科せむ。其の長官の從者は九人、次官の從者は七人、主典の從者は五人。若し限りに違ぎて外に將たらむ者は、主と從ならむ人と、並びに當に罪を科せむ。若し名を求むる人有りて、元より國造伴、造縣、稻置に非ずして、輒く詐り訴へてし言く、我が祖の時より、此の官家を領りて、是の郡縣を治むと。汝等國司、詐りの隨に便く朝に課すことを得ず、審かに實の狀を得て後に申す可し。又閑曠なる所に於きて、兵庫を起造りて、國郡の刀甲、弓矢を收め聚めよ。邊の國の近く蝦蟇と境を接へし處には、盡に其の兵を數集めて猶本の主に假ふ可し。其の倭國の六の縣に使者を遣されて、宜しく戶籍を造り、并せて田畝を授ふべし。(墾田頃畝及び民の戸口の年紀を檢覈るを謂ふ。)汝等國司、明かに聽きて退く可し。即ち帛布を賜ふこと、各差有り。是の日に、鍾價を朝に設けて詔して曰く、若し憂ひ訴ふる

人、伴造者有らば其の伴造先づ勘當へて奏せ。尊長者有らば其の尊し。長先づ勘當へて奏せ。若し其の伴造尊長、訴ふる所を密かにせずして、牒を收めて匱に納れば、其の罪を以て罪せむ。其の牒を收る者は、昧且、牒を執りて内裏に奏せ。朕年月を題して便ち羣卿に示さむ。或は懈怠りて埋らず、或は阿黨ひて曲ぐるこ有らば、訴ふる者以て鍾を撞く可し。是に由りて朝に鍾懸け匱を置く。天の下の民咸朕が意を知れ。又男女の法は、良男良女共に生めらむ所の子は、其の父に配けよ。若し良男婢を娶りて生めらむ所の子は、其の母に配けよ。若し良女奴に嫁ぎて生めらむ所の子は、其の父に配けよ。若し兩の家奴婢の生めらむ所の子は、其の母に配けよ。若し寺家の仕丁の子は、良人の法の如くし、若し別に奴婢に入れらば、奴婢の法の如くせよ。今克く人に見はして制の始めとす。癸卯(〇八日)、使を大寺に遣して、僧尼を喚し聚めて詔して曰く、磯城嶋宮に御宇天皇の十三年の中に、百濟の明王、佛の法を我が大倭に傳へ奉れり。是の時、群臣俱に傳へまく欲せず、而るを蘇我、稻目、宿禰闢り其の法を信けたり。天皇乃ち稻目、宿禰に詔して其の法を奉めしめたまふ。譯語田宮に御宇天皇の世に、蘇我、馬子、宿禰考父の風を追ひ遵ひて、猶能仁の教を重む。而して餘臣は信けずして、此の典亡びなむとす。天皇、馬子、宿禰に詔して、其の法を奉めしめたまふ。小墾田宮に御宇天皇の世に、馬子、宿禰、天皇の爲めに丈六の繡の像、丈六の銅の像を造り奉り。佛の教を顯し揚げて、僧尼を恭み敬ふ。朕更に復正教を崇め、大きな齋を光し啓かむことを思ふ。故沙門狛、大法師福亮、惠雲、常安、靈雲、惠至、寺主僧曼、道登、惠隣、惠妙を

以て十の師と爲し、別に惠妙法師を以て百濟寺の寺主と爲す。此の十師等、宜しく能く衆僧を教へ導きて、釋教を脩行ふこと、要に法の如くならしむべし。凡そ天皇より伴造の造れる寺に至るまで、營ること能はざる者は、朕皆助け作らむ。寺司等と寺主とを拜さしめ、諸の寺を巡り行きて、僧尼奴婢田畝の實を驗へて盡に顯し奏せ。即ち來目、臣(名を闕く)、三輪、色夫、君、額田部、連甥を以て法頭と爲したまふ。九月丙寅朔、使者を諸國に遣して兵を治む。(或る本に云ふ、六月より九月に至るまで、使者を四方の國に遣して、種種の兵器を集む。)戊辰(〇三日)、古人、皇子、蘇我、田口、臣川、物部、朴井、連、椎子、吉備、笠、臣垂、倭、漢、文、直、麻呂、朴市、秦、造、田、來、津、と謀反る。(或る本に云ふ、古人、大子。或る本に云ふ、古人、大兄。此の皇子吉野山に入る。故或は吉野、太子と云ふ。垂、此をシタルと云ふ。)丁丑(〇十二日)、吉備、笠、臣垂、中、大兄に自首して曰く、吉野古人、皇子、蘇我、田口、臣川、掘等と謀反る。臣、其の徒に預れり。(或る本に云ふ、吉備、笠、臣垂、阿倍、大臣と蘇我、大臣と言ひて曰く、臣吉野、皇子の謀反のし。徒に預れり、故今自首す。)中、大兄即ち菟田、朴室古、高麗宮知を以て、兵若干を將みて古人、大市、皇子等を討たしめたまふ。(或る本に云ふ、十一月甲午三十日、中、大兄、阿倍、渠、會、倍、臣、佐、伯、部、子、麻呂の二人をして、兵三十人を將みて古人、大兄を攻めしめたまひ、古人、大兄と子とを斬る。其の妃妾自ら經ぎて死ぬ。或る本に云ふ、十一月に、吉野、大兄王謀反る、事覺れて伏誅。)甲申(〇十九日)、使者を諸國に遣して、民の元敷を録す。仍りて詔して曰く、古より以降、天皇の時毎に、代の民を置標して、名を後に垂る。其の臣連

等伴ノ造國造、各己が民を置きて、恣情に驅使ふ。又國縣の山海林野池田を割きとりて、以て己が財と爲て、争ひ戦ふこと已まず。或は數萬頃アマタコロシノの田を兼ね并せ、或は全く容針少のハリススベカリ地も無し。調賦を進る時に及びては、其の臣連伴ノ造等、先づ自ら收斂めて、然る後に分ち進め、宮殿を脩治め、園陵を築造る。各己が民を變めて事に隨ひて作る。易に曰く、上を損し下を益す。節ふに制度を以てし、財を傷らず民を害はず、と。方に今百姓猶乏し。而るを勢有る者水陸を分け割きて以て私の地と爲し、百姓に賣り與へて、年トコロに其の價を索ふ。今より以後、地を賣ることを得ず、妄りに主と作りて劣弱れたるを兼ね并すこと勿れ。百姓大きに悦ぶ。多十二月乙未朔癸卯（〇九日）、天皇都を難波の長柄豊碕に遷す。老人等相謂りて曰く、春より夏に至り、鼠の難波に向きしは、都を遷すの兆なりと。戊午（〇廿四日）、越國言す、海の畔に枯（〇八）。查東に向きて移り去りぬ。沙の上に跡有り、耕田る狀の如し。是の年也太歳乙巳。

二年春正月甲子朔、賀正禮畢へて、即ち新しきに改むるの詔を宣ふ曰く、其の一に曰く、昔在の天皇等の立てたまへる子代の民、處處の屯倉、及び別の臣連伴ノ造國造村首の有てる部曲の民、處處の田莊を罷め、仍りて食封を大夫以上に賜ふこと、各差降有り。布帛を以て官人百姓に賜ふこと差有り。又曰く、大夫は民を治めしむる所なり。能く其の治を盡すときは、則ち民頼む。故、其の祿を重くすることは、民の爲めにする所以なり。其の二に曰く、初めて京師を脩め、畿内の國司郡司、關塞斥候防人、驛馬傳馬を置け。及び鈴契を造り、山河を定めよ。凡そ京には、坊毎に長一人を置き、四の坊に令一人を置き、戶口を按へ檢め、姦しく非しきを督察することを掌れ。其の坊の令には坊内に明廉強直しくて時の務に堪へたる者を取りて宛てよ。里坊の長には、並びに里坊の百姓の清正く強幹しき者を取りて宛てよ。若し當の里坊に人無くば、比びの里坊に簡び用ゆることを聽す。凡そ畿内は、東は名壑の横河より以來、南は紀伊の兄山より以來、（兄、此をセと云ふ）西は赤石の楡淵より以來、北は近江の狹狹波の合坂山より以來を、畿内の國と爲す。凡そ郡は、四十里を以て大郡と爲し、三十里以下四里以上を中郡と爲し、三里を小郡と爲す。其の郡司には、並びに國造の性識清廉くて時の務に堪ふる者を取りて、大領少領と爲む。強幹しく聰敏くて書き等るに工みなる者を主政、主帳と爲む。凡そ驛馬傳馬を給ふことは、皆鈴傳の符の剋の數に依れ。凡そ數國及び關には、鈴契を給ふ。並びに長官執れ。無くば次官執れ。其の三に曰く、初めて戶籍、計帳、班田收め授くる法を造る。凡そ五十戸を里と爲し、里毎に長一人を置き。戶口を按へ檢め、農桑を課せ殖る、非違へるを禁察め、賦役を催驅することを掌れ。若し山谷阻險しくて、地遠く人稀れる處には、便りに隨ひて量りて置け。凡そ田は、長さ三十步、廣さ十二步を段と爲し、十段を町と爲す、段ごとに十租の稻二束二把、町ごとに租の稻二十二束とす。其の四に曰く、舊の賦役を罷めて田の調を行へ。凡そ絹、綿、絲綿は並びに郷土の出す所に隨へ。田一町に絹一丈、四町にて疋を成す。長さ四丈、廣さ二尺半。綿二丈、二町にて疋を成す。長さ廣さ絹に同じ。布は四丈。長さ絹綿に同じ。一町にて端を成す。（絲綿の約屯は諸の處に見えず。）別に戶別の調を收れ。一戸に贖布一丈二尺。凡そ調の副物塩

日本書紀卷第二十五

と贊ニハツモノと、亦郷土ニクニの出す所に隨へ。凡そ官馬は、中馬ナカシマは一百戸毎に一疋を輸す。若し細き馬ならば二百戸毎に一疋を輸せ。其のし馬ウマを買はむ直は、一戸に布一丈二尺とす。凡そ兵は、人の身ごとに刀甲弓矢幡鼓イタを輸せ。凡そ仕丁ツカヘノヨボロは、舊ヒトの三十戸毎に一人せしを改めて、(一人を以て厠ツクリヤに充つ。)五十戸毎に一人を(一人を以て厠ツクリヤに充つ。)以て諸司ツカサシに充てよ。五十戸を以て仕丁一人の糧カに充てよ。一戸に庸チカラシロ布一丈二尺、庸米五斗とす。凡そ采女は郡の少領以上の姉妹及び子女の形容端正しき者を貢カタマツれ。(從丁一人、從女二人。)一百戸を以て采女一人の糧カに充てよ。庸布、庸米、皆仕丁ツカヘノヨボロに准へよ。是の月天皇、子代離宮コシロノクリノミヤに御ます。使者を遣して、郡國ツクニに詔して、兵庫ツクを脩營ツクらしめたまふ。蝦蟇イハシ親附イハシノミ。(或る本に云ふ、難波の狭屋ニハし11)部、邑子代、屯倉ツクを壞ちて行宮ツクを起る。)二月甲午朔戊申(○十五日)、天皇宮ツクの東の門に幸したまひて、蘇我右大臣スミヤノミナトをして詔して曰く、明神御宇日本、倭根子天皇、集ツクはり侍る卿等臣連、國造、伴造、及び諸の百姓に詔すらく、朕聞ツクく、明哲サカシヤトの民を御ツクむるは、鐘を門ツクに懸けて百姓の憂ウレひを觀る。屋を欄イハに作りて路行ミチきびとの謗ウレりを聽く。芻蕘ウラハの説ワタと雖も親ら問ひて師シと爲たまふ。と。是に由りて、朕前ツクに詔を下して曰く、古の天の下を治むること、朝アサに善を進むるの旌ハタ、誹謗ソシの木有り。治道ツクリを通して諫ヒトむる者を來す所以なり。皆廣く下に詢ツクふ所以なり。管子ツクに曰く、黃帝、明堂の議を立つるは、上ツクし口ツク賢ツクしきに觀るなり。堯、衢室の問ツクひ有るは、下民に聽ツクくなり。舜善を告ぐるの旌ハタ有りて、主蔽ツクれず。禹、建鼓を朝ツクに立てて、訊ツクひ望ツクむに備ふ。湯、總術の廷ツク有り、以て民の非ツクを觀る。武王、靈臺の周ツク有りて、賢者進ツクむ。此の故に、聖ツクの帝明王ツクの有

ちて失ふこと勿く、得て亡ぶこと勿き所以なり。所以に鐘を懸け價ツクを設け、表ツクを收ツクる人を拜す。憂ツクひ諫ツクむる人をして表ツクを置ツクに納れしめて、表ツクを收ツクむる人に詔して、且毎ツクに奏請ツクさしむ。朕奏請ツクを得て、仍ツクて又羣卿ツクに示ツクせて、便ツクち勘當ツクへしむ。庶ツクはくは留滯ツクること無ツクからむことを。如ツクし群卿等、或は懈怠ツクりて勤ツクるならず、或は阿黨ツクけ比周ツクひせば、朕復ツクた諫ツクめを聽ツクくことを肯ツクぜずば、憂ツクへ訴ツクふる人、當ツクにし鐘ツクを撞ツクく可ツクし。詔已ツクに此の如ツクし。既ツクにして民の明直ツクしき心に國土の風ツクを懷ツクひて切ツクに諫ツクめて疏ツクを陳ツクす有ツクらば設ツクけの價ツクに納れよ。故ツクに今集ツクはり在ツクる黎民ツクに顯示ツクす。其の表ツクに稱ツクく、國の政ツクに奉ツクるに縁ツクりて京ツクに到ツクれる民をば、官ツク官留ツクめて雜ツク役ツクに使ツクふと云云。朕猶ツク之を以ツクて傷惻ツクむ。民豈ツクに復ツク此ツクに至ツクると思ツクはむや。然ツクるに都ツクを遷ツクして未ツクだ久ツクしからず。遷ツクりて資ツクに似ツクたり。是ツクに由ツクりて使ツクはざることを得ツクずして、強ツクひて役ツクふ。斯ツクを念ツクふ毎ツクに、未ツクだ嘗ツクてより安寢ツクせず。朕此ツクの表ツクを觀ツクて、嘉ツクみし歎ツクむること休ツクみ難ツクし。故ツク諫ツクむる言ツクに隨ツクひて、處處ツクの雜ツクの役ツクを罷ツクめむ。昔ツクに詔ツクして曰く、諫ツクむる者は名ツクを題ツクせ、と。而ツクるを詔命ツクに隨ツクはざるは、自ら利ツクを求ツクむるに非ツクずして、將ツクに國ツクを助けむとするか。題ツクし不ツクるを言ツクはず、朕ツクが廢忘ツクを諫ツクめよ。又し詔ツクりたまはく、集ツクはり在ツクる國ツクの民、訴ツクふる所多ツクに在ツクり。今將ツクに理ツクを解ツクかむとす。諱ツクかに宣ツクふ所ツクを聽ツクけ。其の疑ツクひを決ツクめむと欲ツクひて、京ツクに入り朝集ツクはる者は、且ツクく退ツクり散ツクること莫ツクく、朝ツクに聚ツクり侍ツクれ。高麗百濟任那新羅、並びに使ツクを遣ツクして調賦ツクを貢獻ツクる。乙卯(○廿二日)、天皇、子代、離宮ツクより還ツクりたまふ。三月癸亥朔甲子(○二日)、東國ツクの國司等ツクに詔ツクして曰く、集ツク侍ツクる羣卿大夫、及び臣連國造伴造、并ツクせて諸ツクの百姓等、咸ツク聽ツクく可ツクし。夫ツクれ天地の間ツクに君ツクとして万ツクの民を宰ツク

むることは、獨り制む可からず。要す臣の翼けを須ひ。是に由りて、代代の我が皇祖等、卿が祖考と共に俱に治めたまひき。朕復神の護力を蒙りて卿等と共に治めむと思欲ほす。故前に¹³良き家の大夫を以て東方の八の道を治めしむ。既にして國司任けどころに之かり、六人は法を奉り、二人は令に違へり。毀り譽れ各聞ゆ。朕便ち厥の法を奉れるを美めて、斯の令に違へるを疾む。凡そ治めむとする者、若しくは君若しくは臣、先づ當に己を正しくして後に他を正すべし。如し自ら正しくせずば、何ぞ能く人を正さむ。是を以て、自ら正しくせざる者は、君と臣とを擇ばず、乃ち殃ひを受く可し。豈に愼まざらむや。汝等正しくせば、孰か敢へて正しからざらむ。今、前の勅に隨ひて處ひ斷めよ。辛巳(○十九日)、東國の朝集使等に詔して曰く、集侍る群卿大夫、及び國造伴造、并せて諸の百姓等、咸聽る可し。去年の八月を以て、朕親ら誨曰しく、官の勢ひに因りて公私の物を取る可し。若し誨ふる所に違はば、次官以上をば其の爵位を降し、主典以下をば其の答杖を決む。己に物を入れむ者は、倍して徵れ。詔既に斯の如し。今朝集使及び諸國造等に問ふらく、國司任けどころに至りて誨ふる所を奉るや不や。是に朝集使等具さに其の狀を陳す。穗積臣咋が犯す所は、百姓の中に於きて戸毎に求め索ふ。仍りて悔いて物を還す。而るを盡に與へず。其の介富制臣(名を闕く)巨勢臣紫檀二人の過ちは、其の上を正さずと云云。凡そ以下の官人咸に過ち有り。其の巨勢德禰臣が犯す所は、百姓の中に於きて戸毎に求め索ふ。仍りて¹⁴悔いて物を還す。而るを盡に與へず。復田部の馬を取れり。其の

介朴井連、押坂連(並びに名を闕く)二人は、其の上の失てる所を正さずして、翻りて共に己が利を求む。復國造が馬を取れり。臺直須彌、初めは上を諫むと雖も、而も遂に俱に濁る。凡そ以下の官人咸に過ち有り。其の紀麻利耆耜臣が犯す所は、人を朝倉君、井上君二人の所に使りて、爲めに其の馬を牽き來りて視る。復朝倉君をして刀を作らしめ、復朝倉君が弓布を得たり。復國造の送れる兵代の物を以て、明かに主に還さずして、妄りに國造に傳ふ。復任けたまふ國に於きて他に刀を偷まれぬ。復倭國に於きて¹⁴他に刀を偷まれぬ。是は、其の紀臣、其の介三輪君大口、河邊臣百依等が過ちなり。其以下の官人河邊臣磯泊、丹比深目、百舌鳥長兄、葛城福草、難波癩龜(クヒカメ)犬養五十君、伊岐史麻呂、丹比大眼、凡て是の八人等咸に過ち有り。其の阿曇連(名を闕く)が犯す所は、德史が患ふる所有りし時に、國造に言ひて官の物を送らしめ、復湯部の馬を取る。其の介膳部臣百依が犯す所は、草代の物を家に收め置き、復國造の馬を取りて、他の馬に換へて來る。河邊臣磐管、湯麻呂、兄弟二人、亦¹⁵過ち有り。大市連(名を闕く)が犯す所は、前の詔に違へり。前の詔に曰く、國司等、任所に於きて自ら民の訴ふる所を斷ること莫かれ。輒ち斯の詔に違ひて自ら冤人(ウツト)の訴ふる所、及び中臣德が奴の事を判れり。中臣德亦是れ同じき罪なり。涯田臣(名を闕く)の過ちは、倭國に在りて官の刀を偷まれぬ。是れ謹まざればなり。小緑臣、丹波臣、是れ拙けれども犯すこと無し。(並びに名を闕く)忌部木葉、中臣連正月、二人亦過ち有り。羽田臣、田口臣二人、並びに過ち無し。(名を闕く)平群臣(名を闕く)の犯す

所は、三國の人の訴ふる所有れども未だ問はず。此を以て觀れば、紀麻利耆耨臣、巨勢德¹⁵、禰臣、穗積¹⁶、咋¹⁷臣、汝等三人は意り拙き所なり。斯の詔に違ふことを念ふに、豈に情に勞まざらむや。夫れ君臣と爲りて以て民を收¹⁸ふ者は、自ら率ゐて正しくせば、孰か敢へて直からざらむ。若しくは君、或は臣、心を正しくせずば、當に其の罪を受くべし。追ひて悔ゆとも何ぞ及ばむ。是を以て、凡そ諸國ノ司、過ちの輕さ重さに隨ひて、考へて罰せむ。又諸の國ノ遣、詔に違ひて財を己の國ノ司に送りて、遂に俱に利を求め、恒に穢¹⁹惡しきを懷²⁰けり。治めざる可からず。念ふことは是の若しと雖も、始めて新しき宮に處りて、將に諸の神に幣²¹たてまつらむとすること、今歲に屬²²れり。又農²³月に民を使ふ合からざれども、新宮を造るに緣りて、固に已むことを獲ず。深く二の途に感²⁴け、大きに天の下に赦²⁵す。今より以後、國ノ司郡ノ司、勉め勗めよ。16 放²⁶過くことを勿²⁷爲そ。宜しく使者を遣して諸國の流人及び獄の中の囚²⁸一に皆放捨せ。別に塩屋²⁹、鰯魚³⁰、此をコノシロと云ふ。神社³¹、福草、朝倉³²、君、梶子³³、連、三河³⁴、大伴³⁵、直、蘆尾³⁶、直、(四人並びに名を闕く。)此の六人は天皇に順ひ奉る。朕深く厥の心を讚美む。宜しく官司の處處の屯田³⁷、及び吉備島の皇祖母の處處の貸³⁸稻³⁹を罷⁴⁰むべし。其の屯田を以ては羣臣及び伴⁴¹、造等に班⁴²ち賜ふ。又籍⁴³に脱りたる寺に、田と山とを入れよ。壬午(○廿日)、皇太子、使き使して奏⁴⁴請⁴⁵さしめて曰く、昔在⁴⁶、天皇等の世に、天の下を混⁴⁷し齊⁴⁸へて治めたまふ。今に及⁴⁹逮⁵⁰ひて、分れ離れて業を失ふ。天皇我が皇、万民を收⁵¹ひたまふ可きの運⁵²に屬⁵³りて、17 天も人も合⁵⁴應⁵⁵へて、厥の政惟れ新たなり。是の故に、慶⁵⁶ひ尊⁵⁷ひて、頂⁵⁸に戴⁵⁹きて、伏⁶⁰り奏⁶¹す。現⁶²爲⁶³明⁶⁴神⁶⁵御⁶⁶入⁶⁷嶋⁶⁸國

天皇、臣⁶⁹に問ひて曰く、其れ群⁷⁰の臣⁷¹、連⁷²及び伴⁷³、造國⁷⁴、造⁷⁵が有⁷⁶て、昔在⁷⁷天皇の日に置⁷⁸かせる子⁷⁹代⁸⁰入⁸¹部⁸²、皇子⁸³等私⁸⁴に有⁸⁵て、御名⁸⁶入⁸⁷部⁸⁸、皇祖⁸⁹大⁹⁰兄⁹¹の御名⁹²入⁹³部⁹⁴、及び其の屯倉⁹⁵、猶⁹⁶古代⁹⁷の如⁹⁸くして置⁹⁹かむや不¹⁰⁰や。臣¹⁰¹即ち恭¹⁰²みて詔¹⁰³る所¹⁰⁴を承¹⁰⁵りて、答¹⁰⁶へ奉¹⁰⁷りて曰く、天¹⁰⁸に雙¹⁰⁹の日¹¹⁰無¹¹¹く、國¹¹²に二¹¹³の王¹¹⁴無¹¹⁵し。是の故に天の下を兼¹¹⁶ね并¹¹⁷せて、万民を使¹¹⁸ひたまふ可きは、唯¹¹⁹天皇耳¹²⁰。別¹²¹に、入¹²²部¹²³及び封¹²⁴せる民¹²⁵を以¹²⁶て、仕¹²⁷丁¹²⁸に簡¹²⁹ひ宛¹³⁰てむこと、前¹³¹の處¹³²分に從¹³³はむ。自¹³⁴餘¹³⁵以外¹³⁶は、恐¹³⁷くは私¹³⁸に廐¹³⁹役¹⁴⁰はむことを。故¹⁴¹し17 入¹⁴²部¹⁴³五百二十四口、屯倉¹⁴⁴一百八十一所を獻¹⁴⁵る。甲申(○廿二日)、詔¹⁴⁶して曰く、朕¹⁴⁷聞¹⁴⁸く、西¹⁴⁹土¹⁵⁰の君¹⁵¹、其の民¹⁵²を戒¹⁵³めて曰く、古¹⁵⁴の葬¹⁵⁵は、高¹⁵⁶きに因¹⁵⁷りて墓¹⁵⁸と爲¹⁵⁹す。封¹⁶⁰かず樹¹⁶¹をす。棺¹⁶²槨¹⁶³は以¹⁶⁴て骨¹⁶⁵を朽¹⁶⁶すに足¹⁶⁷り、衣¹⁶⁸衾¹⁶⁹は以¹⁷⁰て完¹⁷¹を朽¹⁷²すに足¹⁷³るのみ。故¹⁷⁴吾¹⁷⁵此¹⁷⁶の丘¹⁷⁷墟¹⁷⁸て不¹⁷⁹食¹⁸⁰なる地¹⁸¹を營¹⁸²りて、代¹⁸³を易¹⁸⁴へむ後¹⁸⁵に其の所¹⁸⁶を知らざらしめむと欲¹⁸⁷ふ。金¹⁸⁸銀¹⁸⁹銅¹⁹⁰鐵¹⁹¹を藏¹⁹²むる無¹⁹³く。一¹⁹⁴に瓦¹⁹⁵の器¹⁹⁶を以¹⁹⁷て古¹⁹⁸の塗¹⁹⁹車²⁰⁰靈²⁰¹の義²⁰²に合²⁰³へ。棺²⁰⁴は際²⁰⁵會²⁰⁶に漆²⁰⁷ぬり、奠²⁰⁸は三²⁰⁹たび食²¹⁰を過²¹¹けよ。含²¹²むるに珠²¹³玉²¹⁴を以²¹⁵てすること無²¹⁶く。珠²¹⁷の襦²¹⁸玉²¹⁹の柙²²⁰を施²²¹くこと無²²²れ。諸²²³の愚²²⁴俗²²⁵の爲²²⁶る所²²⁷なり。又曰²²⁸く、葬²²⁹は藏²³⁰すなり。人²³¹の見ることを得²³²ざらむことを欲²³³りす。酒²³⁴者²³⁵、我²³⁶が民²³⁷の資²³⁸絶²³⁹しきこと、專²⁴⁰墓²⁴¹を營²⁴²るに由²⁴³る。爰²⁴⁴に17 其²⁴⁵の制²⁴⁶を陳²⁴⁷べて尊²⁴⁸さ卑²⁴⁹さ別²⁵⁰たしむ。夫²⁵¹れ王²⁵²より以上²⁵³の墓²⁵⁴は、其²⁵⁵の内²⁵⁶の長²⁵⁷さ九²⁵⁸尺²⁵⁹、濶²⁶⁰さ五²⁶¹尺²⁶²。其²⁶³の外²⁶⁴の域²⁶⁵は、方²⁶⁶九²⁶⁷尋²⁶⁸、高²⁶⁹さ五²⁷⁰尋²⁷¹。役²⁷²一²⁷³千人²⁷⁴、七²⁷⁵日に訖²⁷⁶へ使²⁷⁷めよ。其²⁷⁸の葬²⁷⁹らむ時²⁸⁰の帷²⁸¹帳²⁸²等²⁸³には白²⁸⁴布²⁸⁵を用²⁸⁶るよ。輜²⁸⁷車²⁸⁸有²⁸⁹れ。上²⁹⁰臣²⁹¹の墓²⁹²は、其²⁹³の内²⁹⁴の長²⁹⁵さ濶²⁹⁶さ及び高²⁹⁷さは皆²⁹⁸上²⁹⁹に准³⁰⁰ふ。其³⁰¹の外³⁰²の域³⁰³は、方³⁰⁴七³⁰⁵尋³⁰⁶、高³⁰⁷さ三³⁰⁸尋³⁰⁹。役³¹⁰五百³¹¹人³¹²、五³¹³日に訖³¹⁴へしめよ。其³¹⁵の葬³¹⁶らむ時³¹⁷の帷³¹⁸帳³¹⁹等³²⁰には白³²¹布³²²を用³²³るよ。擔³²⁴ひて行³²⁵け。下³²⁶臣³²⁷の墓³²⁸は、其³²⁹の内³³⁰の長³³¹さ濶³³²さ及び高

さ皆上に准ふ。其の外の域は方五尋、高さ二尋半。役二百五十人、三日に訖へしめよ。其の葬らむ時の帷帳等には白し¹⁸。布を用ふること、亦上に准へ。大仁小仁の墓は、其の内の長さ九尺、高さ濶さ各四尺、封かずして平ならしめよ。役一百人、一日に訖へしめよ。大禮以下小智以上の墓は、皆大仁に准へ。役五十人、一日に訖へしめよ。凡王以下小智以上の墓は、宜しく小石を用ふるよ。其の帷帳等には宜しく白布を用ふるよ。庶民亡なむ時には、地に收埋め、其の帷帳等には鹿き布を用ふ可し。一日も停むること莫れ。凡王以下庶民に及至るまで、殯を營ることを得ず。凡そ畿内より諸國等に及ぶまで、宜しく一所に定めて收埋めしめよ。汗穢はしく處處に散し埋むることを得ず。凡そ人死にぬる時に、若しくは¹⁸。經じて自ら殉ひ、或は人を絞ぎて殉はしめ、及び強に亡にたる人の馬を殉へ、或は亡にたる人の爲めに、寶を墓に藏め、或は亡にたる人の爲めに髪を斷り股を刺して誅びごとす。如此舊き俗一に皆悉に斷めよ。(或る本に云ふ、金銀錦綾五綵を藏むること無れ。又曰く、凡そ諸臣より民に及至るまで、金銀を用ふることを得ず。)縦し詔に違ひて禁むる所を犯す者有らば、必ず其の族を罪せむ。復有り見て見ずと言ひ、見ずして見たりと言ひ、聞きて聞かずと言ひ、聞かずして聞きたりと言ふ。都て正しく語り正しく見ること無くして巧に詐る者有ること多し。奴婢有り、主貧困を欺き、自ら勢家に託きて活を求め、勢家仍りて強に留め買ひて本の主に送らざる者多し。復妻妾有り、夫の爲めに放てらるゝの日、年を経て後に、他に適ぐは恒の理なり。而るを此の前の夫、三四年の後に、¹⁹。後の夫の財物を貪り求めて、己が利と爲す者甚衆し。復勢を恃む男有り、浪

に他の女を要び、而して未だ納へざる際に、女自ら人に適げり。其の浪に要びし者嘖りて兩の家の財物を求めて、己が利と爲す者甚衆し。復夫を亡へる婦有り、若しくは十年及び二十年を経て、人に適ぎて婦と爲り、并せて未だ嫁がざる女、始めて人に適ぐ時に、是に斯の夫婦を妬みて祓除へしむること多し。復妻と爲り嫌はれ離たれたる者有り、特り愧慙ぢ惱まざるに由りて、強に事瑕の婢(事瑕、此をコトサカと云ふ)と爲る。復屢己が婦他に妬りと嫌ひ、好みて官司に向きて決を請ふこと有り。假使明かなる三の證を得るも、而も俱に顯し陳して、然る後に詰す可し。詎にぞ浪りに訴ふことを生さむ。復邊畔に役はるる民有り、¹⁹。事了りて郷に還る日、忽然疾して、路の頭に臥死ぬ。是に、路の頭の家、乃ち謂りて曰く、何の故か人を余が路に死なしむる、と。因りて死にたる者の友伴を留め、強ちに祓除せしむ。是に由りて、兄路に臥死ぬと雖も、其の弟收めざる者多し。復百姓河に溺れ死ぬる有り逢へる者乃ち謂ひて曰く、何の故か我に溺るる人を遇はしむ。因りて溺者の友伴を留めて、強ちに祓除せしむ。是に由りて兄河に溺れ死ぬと雖も、其の弟救はざるもの衆し。復役はるる民有り、路の頭に炊ぎ飯む。是に路の頭の家乃ち謂ひて曰く、何の故にか情の任に飯を余が路に炊ぐ、と。強ちに祓除せしむ。復百姓有り他に就きて甕を借りて飯炊ぐ。²⁰。其の甕物に觸れて覆る。是に甕の主乃ち祓除せしむ。是の如き等類、愚俗の染へる所なり。今悉に除斷めて復爲しむることなかれ。復百姓有りて、京に向る日に臨みて、乗る所の馬の疲れ瘦せて行かざらむことを恐れて、布二尋麻二束を以て、參河尾張兩國の人に送りて雇ひて養飼はしめ、乃ち京に入りぬ。郷に還る日

に、鍬一ツ口を送る。而して參河人等養飼ふこと能はずして翻りて疲せ死なしむ。是の若くして細き馬は即ち貧愛むことを生して、工みに謗語を作りて、偷失まれたりと言ひ、是の若にして牝馬己が家に孕めば、便ち穢除せしめて遂に其の馬を奪ふ。飛に聞くこと是の如し。故今制を立つ。凡そ馬を路の傍の國に養ふ者は、雇はれし人を將て、審かにし²⁰。村首(首は長なり。)に告げて、方に酬物を授けよ。其の郷に還る日に、更に報ふことを須ひず。如し疲損へることを致さば、物を得合からず。縦し斯の詔に違はば、將に重き罪を科せむ。市司、要路、津濟、渡子の調賦を罷めて、田地を給與へ。凡そ畿内より始めて四方の國に及ぶまで、農作の月に當りては、早に田を營ることを務め、美き物と酒とを喫はしむ合からず。宜しく清廉き使者を差して畿内に告へ。其の四方の諸國の國造等、宜しく善き使を擇びて詔の依に催し勤めよ。秋八月庚申朔癸酉(○十四日)、詔して曰く、原ぬれば夫れ天地陰く陽かにして四の時相亂れしめず。惟ば此の天地、萬物を生ず。萬物の内に、人は最も靈あり。最も靈ある間に、聖人し²¹主爲り。是を以て聖主天皇、天に則り御寓しめし。人の所を獲むことを思ほして、暫くも宵に廢てず。而して王の名名より始めて、臣連伴、造國造、其の品部を分けて彼の名名に別く。復其の民の品部を以て交雜りて國縣に居らしむ。遂に父子姓を易へ、兄弟宗を異にし、夫婦更る互ひに名を殊にせしめ、一家五に分れ六に割く。是に由りて争ひ競ふ訟へ、國に盈ち朝に宛つ。終に治まるを見ずして、相亂ること彌盛りなり。粵以に今の御寓天皇より始めて臣連等に及ぶまで、有てる品部は宜しく悉に皆罷めて、國家の民と爲せ。其の王の名を假借

りて伴造と爲し、其の祖の名に襲據りて臣連と爲す。斯等は深く情に悟らず、忽ちに若し²¹宜ふ所を聞ききて、當に思へらく、祖の名も借れるも滅えぬと。是に由りて、預め宜べて、朕が懷ふ所を聴き知らしむ。王者の兒相續ぎて御寓しめすは、信に時の帝と祖皇の名とを知りて、世に忘れらる可からず。而るを王の名を以て輕く川野に掛けて名を百姓に呼ぶ、誠に可畏。凡そ王者の号は、將に日月に隨ひて遠く流れ、祖子の名は、天地の共長へに往く可し。如是思ふが故に宜ふ。祖子より始めて奉仕る卿大夫臣連伴、造氏氏の人等、(或る本に云ふ、名名の王民。)咸聽聞く可し。今汝等を以て仕へしむる狀は、舊き職を改め去りて、新たに百官を設け、及び位の階を著して、官位を以て叙でたまはむ。今發て遣はす國司并せて彼の國造、以て奉聞る可し。去²² 去年朝み集はるに付けし政は、前の處分の隨、收めたる數の田を以て、均しく民に給へ。彼我を生ずこと勿れ。凡そ田を給はらむことは、其の百姓の家、近く田に接けむことは、必ず近きを先きとせよ。此の如くに宜たまふことを奉れ。凡そ調賦は男の身の調を收む可し。凡そ仕丁は、五十戸毎に一人。宜しく國國の墾墾を觀て、或は書にしるし或は圖をかき、持ち來りて示せ奉れ。國縣の名は來り時に將に定めむ。國國の堤を築く可き地、溝を穿る可き所、田を墾る可き間は、均しく給ひて造らしめよ。當に此の宜ふ所を聞き解るべし。九月、小德高向博士黑麻呂を新羅に遣して質を買らしむ。遂に任那の調を罷む。(黑麻呂、更の名は玄理。)是の月、天皇、し²² 蝦蕪行宮(或る本に云ふ、離宮。)に御します。是の歲、越國の鼠、晝夜相連りて、東に向ひて移り去く。

三年春正月戊子朔壬寅(〇十五日)、朝廷に射ふ。是の日、高麗新羅並びに使を遣して調賦を貢獻る。夏四月丁巳朔壬午(〇廿六日)、詔して曰く、惟神も(惟神とは、神の道に隨ひて亦自ら神の道有るを謂ふ。)我が子應治と故寄しき。是を以て、天地の初めより、君臨る國なり。始治國皇祖の時より、天の下大同して都て彼此といふこと無し。既にして頃者、神の名天皇の名名より始めて、或は別れて臣連の氏と爲り、或は別れて造等の色と爲れり。是に由りて、蠻土の民の心、固く彼此を執へ、深く我汝を生して、各名名を守る。又拙く弱き臣連、伴造國造、彼を姓と爲る神の名王の名を以て、自ら心の歸る所に遂ひて、妄りに前前處處(前前は人人と謂ふが猶し。)に付く。爰に神の名王の名を以て人の賂物と爲すの故に、他の奴婢に入れて清き名を穢汗す。遂に即ち民の心整はずして、國の政治まり難し。是の故に、今は隨在天神、治平む可きの運に屬りて、斯等を悟らしめて、國を治め民を治むること、是を先きにし是を後にす。今日明日、次ぎて續ぎて詔せむ。然れども素より天皇の聖化に頼りて、舊の俗に習へるの民、未だ詔せざるの間に、必ず當に待ち難かるべし。故皇子群臣より始めて、諸の百姓に及ぶまで、將に庸調を賜はむとす。是の歳、小郡を壞ちて宮を營る。天皇小郡宮に處しまして禮法を定めたまふ。其の制に曰く、凡そ位有る者は、要ず寅の時に於きて、南の門の外に左右に羅列り、日の初めて出るを候ひて、庭に就て再拜みて、乃ち應に侍れ。若し晚く參ば、入りて侍ることを得ず。臨みて午の時に到りて、鐘を聽きて罷れ。其の鐘を擊く吏者は赤の巾を前に垂れよ。其の鐘の臺者は中庭に起てよ。工人大山位倭漢、直荒田井、比羅夫、誤りて薄漬

を穿りて難波に控引きて、改め穿りて百姓を疲勞れしむ。爰に疏を上りて切に諫むる者有り。天皇詔して曰く、妄に比羅夫が詐る所を聽きて、空しく漬を穿れるは、朕の過なり。即日に役を罷む。冬十月甲寅朔甲子(〇十一日)、天皇、有閑の温湯に幸したまふ。左右の大臣羣卿大夫從へり。十二月晦、天皇、温湯より還りまして、武庫行宮に停りたまふ。是の日、皇太子の宮に災けり。時の人大きに驚き恠む。是の歳、七の色の一十三階の冠を制る。一に曰く、織の冠、大小二階有り。織を以て爲れり、繡を以て冠の縁に裁ちられたり。服の色は並びに深き紫を用ふ。二に曰く、繡の冠、大小二階有り。繡を以て爲れり、其の冠の縁、服の色は並びに織の冠に同じ。三に曰く、紫の冠、大小二階有り。紫を以て爲れり、織を以て冠の縁に裁ちられたり。服の色は淺き紫を用ふ。四に曰く、錦の冠、大小二階有り。其の大錦の冠には、大伯仙の錦を以て爲れり、織を以て冠の縁に裁ちられたり。其の小錦の冠には、小伯仙の錦を以て爲れり、大伯仙の錦を以て冠の縁に裁ちられたり。服の色は並びに眞緋を用ふ。五に曰く、青の冠、青絹を以て爲れり。大小二階有り、其の大青冠には、大伯仙の錦を以て冠の縁に裁ちられ、其の小青冠には、小伯仙の錦を以て冠の縁に裁ちられたり、服の色は並びに紺を用ふ。六に曰く、黒の冠、大小二階有り、其の大黒冠には、車形の錦を以て冠の縁に裁ちられ、其の小黒冠には、菱形の錦を以て冠の縁に裁ちられたり。服の色は並びに緑を用ふ。七に曰く、建武、(初位、又は立身と名く)黒絹をもて爲れり。紺を以て冠の縁に裁ちられたり。別に鍔冠有り、黒絹を以て爲れり。其の冠の背には、漆羅を張り、縁と鉦とを以て、其の高

ミジカを異にす。形、カザリクシに似たり。小錦の冠以上の鈿は、金銀を雜へて爲れり、大小青冠の鈿は、銀を以て爲れり。大小黒冠の鈿は、銅を以て爲れり、建武の冠は鈿無し。此の冠は、大會、饗客、四月七月の齋の時に、着る所なり。新羅、上臣、大阿湊、金春秋等を遣して、博士小徳高向、黒麻呂、小山中中臣、連押熊を送りて、來りて孔雀一隻、鸚鵡一隻を獻る。仍て春秋を以て、質と爲す。春秋、姿顔美しくして談笑を善む。²⁵ 淳足、柵を造りて柵戸を置く。老人等相謂りて曰く、數年、鼠の東に向ひて行きしは、此れ柵を造るの兆か。

四年春正月壬午朔、賀正す。是の夕、天皇、難波の豊碕宮に幸したまふ。二月壬子朔、三韓に學問僧を遣す。己未(〇八日)、阿倍大臣、四衆を四天王寺に請ふ。佛像四軀を迎へて、塔の内に坐せしむ。靈鷲山の像を造る、鼓を累積ねて爲る。夏四月辛亥朔、古冠を罷む。左右の大臣は猶古冠を著る。是の歳、新羅使を遣して調を貢る。磐舟柵を治めて以て蝦夷に備ふ。遂に越と信濃との民を選ひて、²⁶ 始めて柵戸を置く。

五年春正月丙午朔、賀正す。二月、冠十九階を制りたまふ。一に曰く、大織。二に曰く、小織。三に曰く、大繡。四に曰く、小繡。五に曰く、大紫。六に曰く、小紫。七に曰く、大華上。八に曰く、大華下。九に曰く、小華上。十に曰く、小花下。十一に曰く、大山上。十二に曰く、大山下。十三に曰く、小山上。十四に曰く、小山下。十五に曰く、大乙上。十六に曰く、大乙下。十七に曰く、小乙上。十八に曰く、小乙下。十

九に曰く、立身。是の月、博士高向、玄理と釋し²⁶ 僧曼とに詔して、八省百官を置かしめたまふ。三月乙巳朔辛酉(〇十七日)、阿部大臣薨せたり。天皇、朱雀門に幸して舉哀み慟ひたまふ。皇祖母尊、皇太子等、及び諸公卿悉に隨ひて哀哭まつる。戊辰(〇廿四日)、蘇我臣日向(日向、字は身刺)倉山田大臣を皇太子に譖ちて曰く、僕の異母の兄麻呂、皇太子の海濱に遊びたまふを伺ひて將に害はむとす。反きまつらむこと其れ久しからし。皇太子信けたまふ。天皇、大伴、狛連、三國、麻呂、公、穗積、嚙臣を蘇我倉山田麻呂大臣の所に使して、反くことの虚實を問はしめたまふ。大臣答へて曰く、問はるることの報りごとは、僕面當に天皇之所に陳さむ。²⁷ 天皇更三國、麻呂、公、穗積、嚙臣を遣して、其の反く狀を密かにせしめたまふ。麻呂大臣亦前の如くに答へまをす。天皇乃ち將に軍を興して大臣の宅を圍まむとしたまふ。大臣乃ち二の子法師と赤狛(更の名は秦)とを將て、茅渟道より逃げて倭國の境に向く。大臣の長子興志、是より先き倭に在り。(山田の家に在るを謂ふ)其の寺を營造る。今忽ち父の逃げ來れる事を聞きて、今來の大槻の近に迎へて、就前行て寺に入る。顧みて大臣に謂ひて曰く、興志請ふ、自ら直に進みて來る軍を逆へ拒がむ。大臣許さず。是の夜、興志意に宮を燒かむと欲ひ、猶士卒を聚む。(宮は小墾田宮を謂ふ。)己巳(〇廿五日)、大臣、長子興志に謂りて曰く、汝身を愛むや。²⁷ 興志對へて曰く、愛まず。大臣仍りて山田寺の衆僧及び長子興志と數十人とに陳説らひて曰く、夫れ人の臣爲る者、安ぞ逆ふことを君に構へむ、何ぞ孝ふことを父に失はむや。凡そ此の伽藍は元より自身の故に造れるに非ず。天皇の奉爲めに誓ひて作れる

なり。今我、身刺に譖ぢられて恐は横に誅されむことを。聊かに望むらくは、黄泉に尙ほ忠しきことを懷きて退らむ。寺に來つる所以は、終りの時を易からしめむとなり。言ひ畢りて佛殿の戸を開きて、仰ぎて誓ひを發てて曰く、願はくは我生生世世に君王を怨みず。と誓ひ訖りて自ら經ぎて死ぬ。妻子の死に殉ふ者八人。是の日、大伴、狛連と蘇我、日向、臣とを以て、將と爲して衆を領みて大臣を追はしむ。將軍大伴、^{L28}連等、黒山に到るに及びて、土師、連身、采女、臣使主麻呂、山田寺より馳せ來りて告げて曰く、蘇我、大臣既に三男一女と俱に自ら經ぎて死にき。是に由りて將軍等丹比、坂より歸りぬ。庚午、^(〇廿六日)、山田、大臣の妻子及び隨身者亦自ら經ぎて死ぬる者衆し。穗積、臣嚙、大臣の伴黨田口、臣筑紫等を捉聚めて、枷を著け、反に縛れり。是の夕、木、臣麻呂、蘇我、臣日向、穗積、臣嚙軍を以て寺を圍む。物部、二田、造塩を喚びて、大臣の頭を斬らしむ。是に二田、塩仍りて大刀を抜き、其の穴を刺し擧げて叱咤び啼叫びて始し斬りつ。甲戌、^(〇三十日)、蘇^{L28}、我、山田、大臣に坐りて戮さるる者、田口、臣筑紫、耳梨、道徳、高田、醜、^(此をシユと云ふ)、雄、額田部、湯坐、連、^(名を闕く)、秦、吾寺等凡て十四人。絞らるる者九人、流さるる者十五人。是の月、使者を遣して山田、大臣の資財を收めしむ。資財の中、好き書の上に皇太子の書と題し、重き寶の上に皇太子の物と題せり。使者還りて收むる所の状を申す。皇太子始、大臣の心の猶貞淨きことを知り、追ひて悔い耻づることを生じて、哀み歎きたまふこと休め難し。即ち日向、臣を筑紫の大宰帥に拜したまふ。世人相謂りて曰く、是隱び流しか。皇太子の妃蘇我、造媛、父大臣の^{L29}、塩の爲めに斬らると聞き

て、心を傷り痛み惋ひ、塩の名を聞くことを惡む。所以に造媛に近侍る者、塩の名を稱ふことを忌みて、改めて堅塩と曰ふ。造媛遂に心を傷るに因りて死ぬるに致る。皇太子造媛の徂逝ぬと聞き、愴然傷但みたまひて、哀泣ちたまふこと極めて甚し。是に野中、川原、史滿進みて歌を奉る。歌ひて曰く、

山川に、鴛鴦二つ居て、たぐひよく、たぐへる妹を、誰か率にけむ。^(其の一)

本毎に、花は咲けども、何とかも、愛し妹が、まだ咲きで來ぬ。^(其の二)皇太子慨然歎きたまひ憂美めて曰く、善きかも、^{L29}、悲しきかも。乃ち御琴を授けて唱はしめたまふ。絹四疋、布二十端、綿二裘を賜ふ。夏四月乙亥朔甲午、^(〇廿日)、小紫、巨勢、徳陀古臣に大紫のくらみを授けて左、大臣と爲し、小紫、大伴、長徳、連、^(字は馬飼)に大紫のくらみを授けて右、大臣と爲す。五月癸卯朔、小華下三輪、君色夫、大山上掃部、連角麻呂等を新羅に遣す。是の歳、新羅王、沙喙部沙冷金多遂を遣して、質と爲す。從者三十七人。^(僧一人、侍郎二人、丞一人、達官郎一人、中客五人、才伎十人、譯語一人、雜傭人十六人、并せて三十七人なり。)^{L30}

白雉元年、春正月辛丑朔、車駕、味經宮に幸して賀正禮を觀をなはす。^(味經、此をアヂフと云ふ)。是の日、車駕宮に還りたまふ。二月庚午朔戊寅、^(〇九日)、穴戸國の司草壁、連醜經、白雉を獻りて曰く、國造首の同族贄、正月九日、麻山に於て獲たり。是に諸を百濟、君に問ふ。百濟、君曰く、後漢の明帝の永平十一年に、白雉在る所に見ゆ。と云云。又沙門等に問ふ、沙門等對へて曰く、耳に未だ聞かざる所、目に未だ觀

ざる所なり。宜しく天の下に赦して民の心を悦ばしめよ。道登法師曰く、昔高麗伽藍を營らむと欲ひて、地として覽ずと云ふこと無し。便ち一所に白鹿徐に行けり。遂に此の地に於きて³³伽藍を營造る、白鹿蘭寺と名く。佛の法を住持つ。又白雀一寺の田莊に見ゆ。國人僉曰く、休き祥なり。又大唐に遣せし使者、死にたる三足の鳥を持て來れり。國人亦曰く、休き祥なり。斯等微しと雖も、尙祥物と謂へり。況むや復白雉をや。僧旻法師曰く、此れ休き祥と謂ひて、希しき物と爲すに足れり。伏して聞く、王者四表に旁流く、則ち白雉見ゆ。又王者の祭祀相踰らず、宴會衣服節有るときは則ち至る。又王者清素なるときは則ち山に白雉を出だす。又王者仁望にましますときは則ち見ゆ。周の成王の時、越裳氏來りて白雉を獻りて曰く、吾、國の黃耆に聞く、曰く、久しきかも、別の風淫雨無くして、江海¹¹波溢げざること茲に三年。意はく中國に聖人有すらむ。蓋ぞ往きて朝へざる。故に三の譯を重ねて至ると。又晉の武帝咸寧元年に、松滋に見えたり。是則ち休き祥なり、天の下に赦す可し。是に白雉を以て園に放たしむ。甲申(〇十五日)、朝庭の隊仗、元會儀の如く。左右の大臣、百官の人等、四列を紫門の外に爲り、粟田臣飯虫等四人を以て雉の輿を執らしめて、在前て去く。左右の大臣乃ち百官及び百濟君豐璋、其の弟寒城、忠勝、高麗の侍醫毛治、新羅の侍學士等を率ゐて、中庭に至る。三國公麻呂、猪名公高見、三輪君³¹、麴穗、紀臣乎麻呂岐太四人をして、代雉の輿を執りて殿の前に進ましむ。時に左右の大臣、輿の前頭を執り、伊勢王、三國公麻呂、倉臣小屎、輿の後頭を執りて御座の前に置く。天皇即ち皇太子を召して共に執りて觀そ

なはず。皇太子退きて再拜へ、巨勢大臣をして賀奉らしめて曰く、公卿百官の人等賀奉らく、陛下清平なる徳を以て天の下を治しめすが故に、爰に白雉有り、西の方より出づ。乃ち是れ陛下千秋萬歳に及至るまで、淨く四方の大八嶋を治めたまひ、公卿百官及び諸百姓等、冀はくは忠誠を罄して勤め事らむ、と。奉賀訖りて再拜みまつる。詔して曰く、³²聖王世に出でて天の下を治す時に、天則ち應へて、其の祥瑞を示す。曩者西の土の君、周の成王の時と漢の明帝の時とに、白雉爰に見ゆ。我が日本國の譽田天皇の世に、白鳥宮に棲ふ。大鷦鷯帝の時に、龍馬西に見ゆ。是を以て古より今に迄るまでに、祥瑞時に見れて、以て有徳に應ふる事、其の類多し。所謂鳳凰麒麟白雉白鳥、斯くの若き鳥獸、草木に及るまで、符應有るは、皆是れ天地の生す所の休き祥、嘉き瑞なり。夫れ明聖の君斯の祥瑞を獲たまふこと、適に其れ宜なり。朕は惟虚薄し。何を以て斯を享けむ。蓋し此れ專扶翼の公卿臣連伴造國³²造等、各丹誠を盡して制度に奉遵ふに由りて致す所なり。是の故に公卿より始めて百官等に及ぶまで、清白けき意を以て神祇を敬ひ奉り、並びに休き祥を受けて、天の下を榮えしめむ。又詔して曰く、四方の諸國郡等、天の委ね付くるに由りての故に、朕摠臨ねて御寓す。今我が親神祖の知らず、穴戸國の中に、此の嘉き瑞有り。所以に大きに天の下に赦し、元を白雉と改む。仍りて鷹を穴戸の境に放つことを禁め、公卿大夫以下令史に至るまでに賜ふこと各差有り。是に、國司草壁連醜經を褒美めて大山を授け、并せて大きに祿を給ふ。穴戸の三年の調役を復す。夏四月、新羅使を遣して調貢る。³³(或る本に云ふ、是の天皇の世、高麗百濟新羅の

三國、年毎に使を遣して貢獻る。多十月、宮の地に入るが爲めに、壞られたる丘墓及び遷されたる人には、物を賜ふこと各差有り。即ち將作大匠荒田井直比羅夫を遣して宮の堺の標を立つ。是の月、始めて丈六の繡の像俵侍八部等四十六の像を造る。是の歳、漢、山口直大口、詔を奉けて千佛の像を刻る。倭、漢、直縣、白髮部、連鏡、難波、吉士胡床を安藝國に遣して、百濟の船二隻を造らしむ。

二年春三月甲午朔丁未、○十四日、丈六の繡の像等成る。戊申、○十五日、皇祖母尊、十師等を請せて設齋す。六月、百濟新羅使を遣して³³、調を貢り物を獻る。多十二月晦、味經宮に於きて二千一百餘の僧尼を請せて、一切經を讀ましむ。是の夕、二千七百餘りの燈を朝の庭内に燃して、安宅土側等の經を讀ましむ。是に天皇大郡より遷りて新宮に居します。号けて難波長柄豐碯宮と曰ふ。是の歳、新羅の貢調使知万沙淦等、唐國の服を著て筑紫に泊れり。朝庭、恣に俗を移すことを惡みて、訶責めて追ひ還へしたまふ。時に巨勢大臣奏請して曰く、方今新羅を伐ちたまはずば、後に必ず當に悔い有らむ。其の伐つの狀は擧力む須からず。難波、津より筑紫、海の裏に至るまで、相接ぎて艫軸を浮け盈てて、³⁴ 新羅を召して其の罪を問はば、得易かる可し。

三年夏正月己未朔、元日禮訖りて、車駕大郡宮に幸したまふ。正月よりは是の月に至りて田を班つこと既に訖りぬ。凡そ田の長さは三十歩を段と爲し、十段を町と爲す。(段ごとに租稻一束半。町に租稻十五束) 三月戊午朔丙寅、○九日、車駕宮に還りたまふ。夏四月戊子朔壬寅、○十五日、沙門惠隱を内裏に請せて無

量壽經を講かしむ。沙門惠資を以て論議者と爲し、沙門一千を以て作聽衆と爲す。丁未、○廿日、講くことを罷む。此の日より初めて連に雨氷ふる。九日に至りて、宅屋を損壞り田の苗を傷害ふ。人及牛馬の溺れし³⁴ 死ぬもの衆し。是の月に戸籍を造る。凡そ五十戸を里と爲し、里毎に長一人。凡そ戸主には皆家の長を以て爲せ。凡そ戸は皆五家相保る。一人を長と爲し、以て相檢察しむ。新羅百濟使を遣して調を貢り物を獻る。秋九月、宮を造ること已に訖る。其の宮殿の狀は、³⁵ 彈くに論ふ可からず。多十二月晦、天の下の僧尼を内裏に請せて、設齋し大捨燃燈す。

四年夏五月辛亥朔壬戌、○十二日、大唐に大使小山上吉士、長丹、副使小乙上吉士、駒、(駒、更の名は糸) 學問僧道嚴、道通、道光、惠施、覺勝、弁正、惠照、僧忍、知聰、³⁵ 道昭、定惠、(定惠は、内大臣の長子なり) 安達 (安達は中臣、渠毎、連の子) 道觀、(道觀は春日、粟田、臣百濟の子) 學生 巨勢、臣藥、(藥は豐足、臣の子) 氷、連老人、(老人は眞玉の子。或る本に、學問僧知辨、義德、學生坂合部、連磐積を以て増へり) 并せて一百二十一人を發遣せり。俱に一船に乗り、室原、首御田を以て送使と爲す。又大使大山下、高田、首根麻呂、(更の名は八掬脛) 副使小乙上掃守、連小麻呂、學問僧道福、義向、并せて一百二十人、俱に一船に乗り、土師、連八手を以て送使と爲す。是の月、天皇、僧旻法師の房に幸して、其の疾を問ひたまふ。遂に口づから 恩命を勅したまふ。(或る本に、五年七月に云ふ、僧旻³³ 法師、病みて阿曇寺に臥す。是に天皇幸して問ひたまふ。仍りて其の手を執りて曰く、若し法師今日亡なば、朕從ひて明日亡なむ。) 六月、百

濟新羅、使を遣して調を貢り物を獻る。處處の大道を脩治る。天皇、曼法師の命終と聞きて、使を遣して弔ひ、并せて送贈多なり。皇祖母尊及び皇太子等、皆使を遣して曼法師の喪を弔ひたまふ。遂に法師の爲めに畫工狛堅部子麻呂、鮒魚戸直等に命せて、多く佛菩薩の像を造り川原寺に安置ます。(或る本に云ふ、山田寺に在りと) 秋七月、大唐に遣さるる使人高田根麻呂等、薩麻之曲、竹嶋之門に於きて船を合りて没いり死ぬ。唯五人有りて、曾に一板を繋ぎて竹嶋に流れ遇れり。L35 所計を知らず。五人の中に、門部金、竹を探りて筏に爲りて、神嶋に泊れり。凡そ此の五人、六日六夜を経て、全ら食飯はず。是に、金を褒美めて位を進め祿を給ふ。是の歳、皇太子奏請して曰く、冀くは倭京に遷らむと欲ふ。天皇許したまはず。皇太子乃ち皇祖母尊、間人皇后を奉り、并せて皇弟等を率べて、往きて倭の飛鳥河邊行宮に居ます。時に公卿大夫百官人等皆隨ひて遷る。是に由りて、天皇恨みて國位を捨りたまはむと欲ひて、宮を山崎に造らしめたまふ。乃ち歌を間人皇后に送りて曰く、

かなきつけ、あが銅ふ駒け、引きでせず、あがL35。かふこまを、人見つらむか。

五年春正月戊申朔の夜、鼠倭の都に向きて遷る。壬子(〇五日)、紫冠を以て中臣鎌足連に授く。封を増すこと若干戸。二月、大唐に遣れる押使大錦上高向史玄理、(或る本に云ふ、夏五月、遣大唐押使大華下高向玄理) 大使小錦下河邊臣麻呂、副使大山下藥師惠日、判官大乙上書直麻呂、宮首阿彌陀、(或る本に云ふ、判官小山下書直麻呂) 小乙上岡君宜、置始連大伯、小乙下中臣間人連老(老、此ヲオユと云ふ) 田

邊史鳥等、二の船に分れ乗り、L37 留連ふこと數月。新羅の道を取りて萊州に泊れり。遂に京に到りて天子に觀え奉る。是に東宮監門郭丈舉、悉に日本國の地里及び國の初めの神の名を問ふ。皆問ふに隨ひて答ふ。押使高向玄理、大唐に卒せぬ。(伊吉博得言ふ、學問僧惠妙唐に於きて死ぬ。知聰海に於きて死ぬ。智國海に於きて死ぬ。知宗庚寅の年(〇持統天皇四年)を以て、新羅の船に付きて歸る。覺勝唐に於きて死ぬ。義通海に於きて死ぬ。定惠乙丑の年(〇天智天皇四年)を以て劉德高等が船に付きて歸る。妙位、法勝、學生氷通老人、高黄金、并せて十二人、別倭種韓智興、趙元寶、今年使人と共に歸る) 夏四月、吐火羅國の男二人女二人、舍衛の女一人、風に被ひて日向に流れ來れり。秋七月甲戌朔丁酉(〇廿四日)、西海の使吉士長丹等、L37 百濟新羅の送使と共に筑紫に泊れり。是の月、西海の使等が、唐國の天子に奉對ひて多く文書寶物を得たるを褒美めて、小山上大使吉士長丹に授くるに小華下を以てす、封二百戸を賜ひ、姓を賜ひて吳氏と爲す。小乙下副使吉士駒に授くるに小山上を以てす。冬十月癸卯朔、皇太子、天皇病疾たまふと聞きて、乃ち皇祖母尊間人皇后を奉り、并せて皇弟公卿等を率て、難波宮に赴きたまふ。壬子(〇十日)、天皇正寢に崩りたまふ。仍りて殯を南庭に起つ。小山上百舌鳥土師連土德を以て、殯宮の事を主らした。十二月壬寅朔己酉(〇八日)、L38 大坂磯長陵に葬りまつる。是の日、皇太子、皇祖母尊を奉りて、遷りて倭河邊行宮に居ます。老老語りて曰く、鼠倭の都に向きしは、都を遷すの兆なりきと。是の歳、高麗百濟新羅使を遣して弔ひ奉る。

日本書紀卷第二十五 終し³⁸

日本書紀卷第二十六

天豐財重日足姬天皇

齊明天皇

天豐財重日足姬天皇は、初に橘、豐日ノ天皇の孫、高向ノ王に適ひて、漢ノ皇子を生みませり。後に息長足日廣額天皇に適ひまして、二男一女を生れます。二年に立ちて皇后と爲りたまふ。息長足日廣額天皇の紀に見えたり。十三年多十月、息長足日廣額天皇崩りたまふ。明くる年正月、皇后天皇位即しめす。元を改む。四年の六月、位を天萬豐日天皇に譲りたまふ。天豐財重日足姬¹天皇を稱して、皇祖母尊と曰ふ。天萬豐日天皇、後の五年の十月崩りたまふ。

元年春正月壬申朔甲戌(○三日)、皇祖母^{アキカノノフキ}登飛鳥板蓋宮^{アマフヒツギン}に天皇位即しめす。夏五月庚午朔、空^{オホソラ}の中に龍に乘れる者有り。貌^{カタチ}唐人^{カクモロコシ}に似たり。青き油^{アヲキヌノカサ}笠^キを著て、葛城嶺^{カツラギノケ}より馳せて瞻駒山^{イハヤマ}に隱る。午の時に及至りて、住吉の松嶺の上より、西に向ひて馳せ去ぬ。秋七月己巳朔己卯(○十一日)、難波朝^{ナニハノアサ}に於きて北蝦夷九十九人、東蝦夷九十五人に饗へたまふ。并せて百濟の調使^{チウシ}一百^{ヒツ}五十人に設へたまふ。仍りて柵養^{サカキカ}の蝦夷九人、津刈^{ツガレ}の蝦蜨六人に、冠各二階^{ツツシ}を授く。八月戊戌朔、河邊^{カハ}臣麻呂等大唐より還りぬ。多十月丁酉朔己酉(○十三日)、小墾田^{コウケン}に於きて宮闕^{オホミヤ}を造り起てて瓦覆^{カハフキ}に擬むとす。又深山廣谷^{フクノ}に於きて、宮殿^{ミヤノ}に擬造らむとする材、朽ち爛るもの多し。遂に止めて作らず。是の冬、飛鳥板蓋宮^{ヒツ}に災けり。故飛鳥川原宮^{ヒツ}に

遷居します。是の歳、高麗百濟新羅並びに使を遣して調進る。(百濟の大使西部達率余宜受、副使東部恩率調信仁、凡て一百餘人)蝦夷隼人衆を率ゐて内属ふ。闕に詣でて朝獻る。新羅別に及冷彌武を以て質と爲す。十二人を以てし、才伎者と爲す。彌武遇疾て死ぬ。是の年也太歳乙卯。

二年秋八月癸巳朔庚子(〇八日)、高麗、達沙等を遣して調を進る。(大使達沙、副使伊利之、摠べて八十一人)九月、遣高麗大使膳臣葉積、副使坂合部連磐敏、大判官犬上君白麻呂、中判官河内書首名を闕く)小判官大藏衣縫造麻呂。是の歳、飛鳥岡本に於きて更に宮地を定む。時に高麗百濟新羅、並びに使を遣して調を進る。爲めに紺幕を此の宮地に張りて饗へたまふ。遂に宮室を起る。天皇乃ち遷りたまふ。号けて後、飛鳥岡本宮と曰ふ。田身嶺に冠らしむるに、周れる垣を以てす。(田身は山の名、此をタムと云ふ)復嶺の上兩の槻の樹の邊に於きて觀を起つ。号けて兩槻宮と爲す。亦天宮と曰ふ。時に興しつくる事を好む。酒ち水工をして渠を穿らしむ。香山の西より石上山に至る。舟二百隻を以て石上山の石を載みて流の順に宮の東の山に控引く。石を累ねて垣と爲す。時の人謗りて曰く、狂れ心の渠、と。功夫を損し費すこと三萬餘り、垣を造る功夫を費し損すこと七萬餘り。宮の材爛れ、山の椒埋れり。又謗りて曰く、石の山の丘を作るも、作らむ隨に自らに破れ。又吉野宮を作る。西海の使佐伯連栲羅(位階級を闕らせり)小山下難波吉士國勝等、百濟より還りて、鸚鵡一隻を獻る。岡本宮に災けり。三年秋七月丁亥朔己丑(〇三日)、觀貨邏國の男二人女四人、筑紫に漂ひ泊れり。言さく、臣等初めて海見

嶋に漂ひ泊れり。乃ち驛を以て召す。辛丑(〇十五日)、須彌山の像を飛鳥寺の西に作る。且つ孟蘭盆會を設く。暮に觀貨邏人に饗へたまふ。(或る本に云ふ、墮羅人)九月、有間皇子性歸し。陽り狂れて云云。牟婁温湯に往きて病を療むる爲して、來りて國の體勢を讚めて曰く、總彼の地を觀るに、病自らに蠲消りぬ。云云。天皇聞しめて悦びて、往しまして觀そなはさむと思欲はす。是の歳、使を新羅に使して曰く、沙門智達、間人し、連御厩、依網連稚子等を將めて、汝が國の使に付け、大唐に送りらしめむと欲ふ。新羅聽り送ることを肯ず。是に由りて沙門智達等還歸る。西海使小華下阿曇連頼垂、小山下津臣偃僕(偃僕、此をクツマと云ふ)百濟より還りて、駱駝一箇、驢一箇を獻る。石見國言す。白狐見る、と。四年春正月甲申朔丙申(〇十三日)、左大臣巨勢德大、臣薨せぬ。夏四月、阿陪臣(名を闕く)船師一百八十艘を率ゐて蝦夷を伐つ。歸田淳代二郡の蝦夷望り怖ぢて降はむと乞ふ。是に軍を勅へて、船を歸田浦に陳ぬ。歸田の蝦夷恩荷進みて誓ひて曰く、官軍の爲めの故に弓矢を持たず。但奴等、性肉を食ふが故に持り。若し官軍の爲めに弓矢を儲けたらば、歸田浦の神知りまさむ。清き白かなる心を將て朝に仕官らむ。仍りて恩荷に授くるに小乙上を以てす。淳代津輕二郡の郡領を定む。遂に有間濱に於きて渡嶋の蝦夷等を召し聚めて、大きに饗へて歸す。五月、皇孫建王八歳にして薨せましぬ。今城谷の上に殯を起して收む。天皇本皇孫の順有るを以て、器に重めたまふ。故哀みに忍びず、傷み慟ひたまふこと極めて甚し。群臣に詔して曰く、萬歳千秋の後には、要す朕が陵に合せ葬れと。輒ち歌を作みたまひて曰く、今木な

る、小山が上に、雲だにも、しるくし立ば、何か歎かむ(其二)射ゆししを、繋ぐ河邊の、若草の、稚く有りきと、我が思はなくに(其二)飛鳥川、みなぎらひつつ、行く水の、あひだも無くも、思ほゆるかも(其三)天皇時時に唱ひたまひて悲哭す。秋七月辛巳朔甲申(〇四日)、蝦夷二百餘り、闕に詣て朝獻る。饗賜ひて贍へ給ふこと常よりも加れること有り。仍りて柵養の蝦夷二人に位一階、淳代郡の大領しも、沙尼具那に小乙下、(或る本に云ふ、位二階を授け戸口を檢へしむ)少領宇婆左に建武、勇健者二人に位一階を授く。別に、沙尼具那等に鎧二十頭、鼓二面、弓矢二具、鎧二領を賜ふ。津輕郡の大領馬武に大乙上、少領青蒜に小乙下、勇健者二人に位一階を授け、別に、馬武等に鎧二十頭、鼓二面、弓矢二具、鎧二領を賜ふ。都岐沙羅柵の造(名を闕く)に位二階、判官に位一階を授く。淳足、柵の造大伴、君稻積に小乙下を授く。又淳代郡の大領沙奈具那に詔して、蝦夷の戸口と虜のしも、戸口とを檢覆らしむ。是の月、沙門智通、智達、勅を奉けて新羅、船に乗りて大唐、國に往きて、無性衆生の義を玄奘法師の所に受く。多十月庚戌朔甲子(〇十五日)、紀、温湯に幸したまふ。天皇、皇孫建王を憶ほして、槍爾悲泣みたまふ。乃ち口つから号ひて曰く、山越て、海渡るとも、面白き、今木のうちは、忘らゆましじ。(其一)湊の、潮の下り、うなくだり、後も闇に、置きてか行む(其二)うつくしき、あが稚き子を、置きてか行む。(其三)秦、⁶大藏、造萬里に詔して曰く、斯の歌を傳へて世に忘れしむること勿れと。十一月庚辰朔壬午(〇三日)、留⁶守官蘇我、赤兄臣、有間、皇子に語りて曰く、天皇の知らせる政事三の失ち有り。大きに倉庫を起てて民の財を積み聚む、一つなり。長く渠の水を穿りて公の糧を損費す、二つなり。舟に石を載みて運び積みで丘と爲す、三つなり。有間、皇子乃ち赤兄が己に善しきことを知りて、欣然びて報答へて曰く、吾年始めて兵を用ふる可き時なり。甲申(〇五日)、有間、皇子、赤兄が家に向きて、樓に登りて謀る、夾膝自らに斷れぬ。是に相の不祥ことを知り、俱に盟ひて止む。皇子歸りて宿る。是の夜半に、赤兄、物⁶部、朴井連鮪を遣して、宮を造る丁を率ゐて有間、皇子を市經の家に圍む。便ち驛使を遣して天皇所に奏す。戊子(〇九日)、有間、皇子と、守、君大石、坂合部、連藥、塩屋連鮪魚とを捉へ、紀、温泉に送りたつる。舍人新田部連末麻呂從なり。是に皇太子親ら有間、皇子に問ひて曰く、何故にか謀、反むとする。答へて曰く、天と赤兄と知れり。吾、全ら解らず。庚寅(十一日)、丹比小澤連國襲を遣して有間、皇子を藤白坂に絞らしむ。是の日、塩屋、連鮪魚、舍人新田部連末麻呂を藤白坂に斬る。鹽屋、連鮪魚誅されむとして言く、願はくば右の手をして國の寶器を作らしめよ。守、君大石を上、毛野、國に、坂合部、連藥を尾張、國に流す。(或る本に云ふ、有間、皇子、蘇我、臣赤兄、塩屋、連小戈、守、大石、坂合部、連藥と、短、藉を取りて謀反の事を卜ふ。或る本に云ふ、有間、皇子曰く、先づ宮室を燔きて、五百人を以て一日兩夜牟婁津を邀へて、疾く船師を以て淡路、國を斷ちて、牢圍の如くならしめば、其の事成り易し。人諫めて曰く、可からず、計る所は既に然れども、而も徳無し。方に今皇子年始めて十九、未だ成人に及ばず。成人に至りて其の徳を得可し。他の曰く、有間、皇子と一の判事と謀反の時、皇子案机の脚、故無くして自らに斷れぬ。其の謨止めずして、

遂に誅戮されぬ。是の歳、越國の守阿部引田臣比羅夫、肅慎を討ちて、生鬮二つ、熊の皮七十枚を獻る。沙門智踰、指南車を造る。出雲國言す、北海濱に於きて魚死にて積れり。厚さ三尺許り、其の大きさは船の如し。雀の喙、針の鱗あり。鱗の長さ數寸。俗曰く、雀海に入りて化りて魚に爲れり、名けて雀魚と曰ふと。(或る本に云ふ、庚申年七月に至りて、百濟使を遣して奏言す、大唐新羅力を并せて我を伐つ。既に義茲王、王后、太子を以て虜と爲て去ぬ。是に由りて、國家兵士甲卒を以て西北の畔に陳ね城柵を繕修ひ山川を斷ち塞ぐ兆なり)又西海の使小花下阿曇連頗垂、百濟より還りて言さく、百濟新羅を伐ちて還る。時に馬自ら寺の金堂を行道り晝夜息むこと勿し。唯草を食ふ時に止む。(或る本に云ふ、庚申の年に至りて敵の爲めに滅ぼさるるの應なり。)

五年春正月己卯朔辛巳(○三日)、天皇紀、溫泉より至りたまふ。三月戊寅朔、天皇吉野に幸して肆宴しめす。庚辰(○三日)、天皇、近江の平浦(平、此をヒラと云ふ。)に幸したまふ。丁亥(○十日)、吐火羅の人、妻舍衛婦人と共に來り。甲午(○十七日)、甘檮丘の東の川上に、須彌山を造りて、陸奥と越との蝦蟇に饗へたまふ。(檮、此をカシと云ふ。川上、此をカハラと云ふ。)是の月、阿倍臣(名を闕く)を遣して、船師一百八十艘を率ゐて、蝦蟇國を討たしむ。阿倍臣、飽田淳代二郡の蝦蟇二百四十一人、其の虜三十一人、津輕郡の蝦蟇一百十二人、其の虜四人、膽振鉏の蝦蟇二十一人を一所に簡ひ集めて、大きに饗へ祿を賜ふ。(膽振鉏、此をイフリサへと云ふ)即ち船一隻と五色の綵帛とを以て、彼の地の神を祭る。肉入し

籠に至る。時に問菟の蝦夷膽鹿嶋、菟穗名二人進みて曰く、後方羊蹄を以て政所と爲す可し。(肉入籠、此をシリコと云ふ。問菟、此をトヒウと云ふ。菟穗名、此をウホナと云ふ。後方羊蹄、此をシリヘシと云ふ。)膽鹿嶋等が語に隨ひて、遂に郡領を置きて歸る。道奥と越との國、司に位各二階、郡領と主政とに各一階を授く。(或る本に云ふ、阿倍引田臣比羅夫、肅慎と戦ひて歸り、虜卅九人を獻る)秋七月丙子朔戊寅(○三日)、小錦下坂合部連石布、大仙下津守連吉祥を遣して、唐國に使せしむ。仍りて陸奥の蝦夷男女二人を以て唐の天子に示す。(伊吉連博德の書に曰く、同じ天皇の世に、小錦下坂合部、石布、連、大山下津守、吉祥、連等が二船、吳唐の路に奉使さる。己未の年七月三日を以て、難波の三津の浦より發ちす。八月十一日、筑紫の天津の浦より發ち、九月十三日、行きて百濟の南の畔の嶋に到る。嶋の名は分明かならず。十四日の寅の時を以て、二船相從ひて大海に放れ出づ。十五日の日入の時、石布連の船横に逆風に遭ひて、南海の嶋に漂到ふ。嶋の名は爾加委。仍りて嶋人の爲めに滅ぼさる。便ち東漢、長直阿利麻、坂合部、連稻積等五人、嶋人の船に盗み乗りて、逃げて括州に到る。州縣の官人洛陽の京に送りて到る。十六日の夜半の時に、吉祥連の船、行きて越州の會稽縣の須岸山に到る。東北風ふく。風大だ急し。二十三日、行きて餘姚縣に到る。乗れる大船及び諸の調度の物を彼の處に留着く。潤十月一日、行きて越州の底に到る。十五日、驛に乗りて京に入る。二十九日、馳せて東京に到る、天子東京に在します。三十日、天子相見て問ひ訊ねたまふ。日本國の天皇平安にますや不や。使人謹みて答ふ、天地に德を合せて自らに平安

なることを得。天子問ひて曰く、事を執むる卿等好く在るや不や。使人謹みて答ふ、天皇憐重みたまへば亦好く在ることを得。天子問ひて曰く、國の内は平らかなりや不や。使人謹みて答ふ、治は天地に稱ひて、萬民事無し。天子問ひて曰く、此等の蝦夷國は何方に有りや。使人謹みて答ふ、國は東北に在り。天子問ひて曰く、蝦夷は幾種ぞ。使人謹みて答ふ、類三種有り、遠きをば都加留と名け、次は鹿蝦夷、近きをば熟蝦夷と名く。今此の熟蝦夷は歲毎に本國の朝に入り貢る。天子問ひて曰く、其の國に五の穀有りや。使人謹みて答ふ、無し。肉を食ひて存活ふ。天子問ひて曰く、國に屋舎有りや。使人謹みて答ふ、無し。深山の中にして樹の本に止住む。天子重ねて曰く、朕蝦夷の身面の異なるを見るに、極理て奇恠し。使人遠く來りて辛苦からむ。退きて館裏に在れ、後に更に相見えむ。十一月一日、朝に、冬至の會有り。會の日亦觀ゆ。朝ける諸蕃の中に、倭の客最も勝れたり。後に出火の亂に由りて棄てて復檢せられず。十二月三日、韓の智興の僉人西漢、大麻呂、枉げて我が客を讒す。客等罪を唐の朝に獲て、已に流罪に決めらる。前に智興を三千里の外に流す。客の中に伊吉、連博徳有りて奏す。因りて即ち罪を免かる。事了りて後に、勅旨 國家來む年必ず海東の政有らむ。汝等倭の客東に歸ることを得じ。遂に西京に逗る。別處に幽へ置きて、戸を閉ぢ防禁ぐ。東西にするを許さず。困苦みて年を経。難波吉士男人の書に曰く、大唐に向けらる大使、嶋に觸りて覆へる。副使親ら天子に觀え、蝦夷を示せ奉る。是に於きて、蝦夷白鹿皮一、弓三、箭八十を以て、天子に獻る。庚寅(〇十五日)、羣臣に詔して、京内の諸寺に於きて、盂蘭盆經を勸講かしめ

て、七世の父母に報はしむ。是の歲、出雲國造(名を闕らせり)に命せて、嚴の神の宮を修めしむ。狐於友郡の役丁の執れる葛の末を嚼斷りて去ぬ。又狗死人の手臂を言屋社に噛ひ置けり。(言屋、此をイフヤと云ふ。天子の崩りたまふ兆なり)又高麗の使人 靺の皮一枚を持ちて其の價を稱りて曰く、綿六十斤と。市司咲ひて避去りぬ。高麗畫師子麻呂、同姓の賓を私の家に設くる日、官の靺の皮七十枚を借りて賓の席に爲す。客等羞ぢ恠みて退りぬ。10

六年春正月壬寅朔、高麗の使人、乙相、賀取文等一百餘り、筑紫に泊れり。三月、阿倍臣(名を闕く)を遣して船師二百艘を率ゐて肅慎國を伐たしむ。阿倍臣、陸奥の蝦夷を以て己が船に乗らしめて、大河の側に到る。是に、渡嶋の蝦夷一千餘、海の畔に屯聚み、河に向きて營す。營の中の二人進みて急に呼びて曰く、肅慎の船師多に來りて將に我等を殺さむとするが故に、河を濟りて仕宦らむと願欲ふ。阿倍臣船を遣して兩箇の蝦蜺を喚し至らして、賊の隠り所と其の船數とを問ふ。兩箇の蝦蜺便ち隱所を指して曰く、船二十餘艘と。即ち使を遣して喚すに來ることを肯へず。11 阿倍臣乃ち綵帛兵鐵等を海の畔に積みて貪め嗜ましむ。肅慎乃ち船師を陳ねて、羽を木に繋けて、擧げて旗と爲し、棹を齊くして近き來りて淺き處に停りぬ。一船の裏より二の老翁を出して、廻行しめて熟ら積む所の綵帛等の物を視しむ。便ち單衫を換へ着て、各布一端を提げて、船に乗りて還り去ぬ。俄くして老翁更に來て換へたる衫を脱ぎ置き、并せて提げし布を置き、船に乗りて退りぬ。阿倍臣、數の船を遣して喚さしむ。來るを肯せず。幣賂弁の嶋に復りぬ。

食頃ありて和はむと乞ふ。遂に聽すことを肯んぜず。(幣賂弁は、度嶋の別なり。)己が柵に據りて戦ふ。時に能登臣馬身龍、敵の爲めに殺されぬ。猶戦ひて未だ倦まざる間に、賊の爲めに¹¹己が妻子を殺されぬ。夏五月辛丑朔戊申(○八日)、高麗の使人乙相賀取文等、難波館に到る。是の月、有司勅を奉けて一百の高座、一百の納袈裟を造りて、仁王般若の會を設く。又皇太子初めて漏尅を造り、民をして時を知らしめたまふ。又阿倍引田臣(名を闕く。)夷五十餘を獻る。又石上池の邊りに須弥山を作る、高さ廟塔の如し。以て肅慎四十七人に饗へたまふ。又國を擧りて百姓、故無くて兵を持ちて道に往還ふ。(國の老言ふ、百濟國の所を失ふの相か。)秋七月庚子朔乙卯(○十六日)、高麗の使人乙相賀取文等罷り歸る。又都耽羅人乾豆波斯達阿¹²本つ土に歸らむと欲ひ、送使を求ひ請して曰く、願はくは後に大國に朝らむ。所以に妻を留めて表と爲す。乃ち數十人と西の海つ路に入る。(高麗の沙門道顯、日本世記に曰く、七月云云。春秋智、大將軍蘇定方の手を借りて、百濟を撃たしめて亡ぼしつ。或は曰く、百濟自らに亡ぶ。君大夫人の妖女道無くして、擅に國の柄を奪ひ、賢良を誅殺すに由りて、故斯の禍ひを召けり。愼まざる可けむや。愼まざる可けむや。其の注せるに云ふ、新羅の春秋智、願ひを内臣蓋金に得ず。故亦唐に使して俗の衣冠を捨つ。媚を天子に請し、禍を隣國に投して、斯の意行を構ふ者なり。伊吉連博徳が書に云ふ、庚申の年八月、百濟已に平ぎし後に、九月十二日、客を本國に放す。十九日、西の京より發つ。十月十六日、還りて東京に到りて始めて阿利麻等五人に相見ることを得たり。十一月一日、將軍蘇定方等の爲めに捉られたる百濟の王より以下太子隆等諸の王十三人、大佐平沙宅千福國弁成、以下三十七人、并せて五十許りの人、朝堂に奉進る。急に引きて天子に赴き向ふ。¹²天子恩勅みて、見前に放著したまふ。十九日賜勞ふ。二十四日、東京より發つ)九月己亥朔癸卯(○五日)、百濟、達率(名を闕く)、沙彌覺從等を遣して來て奏して曰く、(或る本に云ふ、逃げ來りて、難を告す)今年七月、新羅力を持み勢を作して、隣に親びず。唐人を引構せて百濟を傾け覆す。君臣摠俘にして略、噍類無し。(或る本に云ふ、今年の七月十日、大唐の蘇定方、船師を率ゐて尾資の津に軍す。新羅王春秋智、兵馬を率ゐて怒受利の山に軍し、百濟を夾み撃つ。相戦ふこと三日。我が王城を陥れ、同月十三日、始めて王城を破る。怒受利の山は百濟の東境なり。)是に西部恩率鬼室福信、赫然發憤りて任射岐山(或る本に云ふ、北任叙利山)に據り、達率餘自進、中部久麻怒利城(或る本に云ふ、都岐留山)に據る。各一¹³所に營みて散けたる卒を誘り聚む。兵前の役に盡きぬ。故楛を以て戦ふ。新羅の軍破れぬ。百濟其の兵を奪ふ。既にして百濟の兵翻りて銳し。唐敢へて入らず。福信等遂に同じ國を鳩集めて、共に王城を保る。國人尊びて佐平福信、佐平自進と曰ふ。唯福信神しく武き權を起てて、既に亡びたる國を興す。多十月、百濟の佐平鬼室福信、佐平貴智等を遣して、來りて唐の俘、一百餘人を獻る。今美濃國の不破片縣二郡の唐人等なり。又師を乞して救ひを請ひ。并せて王子余豐璋を乞して曰く、(或る本に云ふ、佐平貴智達率正跡なり。)唐人、我が益き賊を率ゐて、來りて我が疆場を蕩搖はして、我が社稷を覆し、¹³我が君臣を俘にす。(百濟王義慈、其の妻恩古、其の子隆等、其の

日本書紀卷第二十六

臣大佐平千福國、弁成、孫登等凡て五十餘人、秋七月十三日、蘇將軍の爲めに捉ツクみられて、唐國に送り去らる。蓋し是れ故無くして兵を持つツクの徴シメか。而して百濟國遙かに天皇の護念ミタメを頼りて、更に鳩トビめ集めて以て邦を成す。方に今謹みて願はくは、百濟國の天朝ミコトノに遣し侍べる王子豐璋を迎へ、將に國の主ニリに爲むとす。云云。詔して曰く、師を乞マテし救ひを請ふは、之を古昔ムカシに聞けり。危きを扶け絶ツツえたるを繼ぐは、恒の典より著アツはれたり。百濟國窮り來て、我に歸るに本の邦喪亂ホノひて依るところ靡ナく告げむところ靡ナし。戈を枕マにし膽を嘗アめて、必ず拯救スズクヒを存ソモつを以てす。遠くより來りて表啓マツす、志奪シひ難きこと有り。將軍に分オホけ命せて百の道より俱スベに前マましめ、雲のごとく會アヒひ雷のごとく動き、俱スベに沙磧サシに集り、其の鯨クジラを翦カりて、彼の倒懸オチれるを紓ユぶ可し。L14 宜しく有司ウシ具ツさに爲ツへ與マへて、禮を以て發ツクて遣ツクせ云云。(王子豐璋及び妻子と其叔父忠勝等とを送る。其の正しく發ツクて遣ツクす時は、七年に見ゆ。或る本に云ふ、天皇、豐璋を立てて王と爲す。塞上を立てて輔と爲す。而して禮を以て發ツクて遣ツクす) 十二月丁卯朔庚寅(○廿四日)、天皇難波宮に幸したまふ。天皇方に福信が乞マテす意に隨ひて、筑紫に幸ミユキして將に救ひの軍を遣ツクむと思ひて、初斯ハジメに幸して諸の軍器を備へたまふ。是の歳、百濟の爲めに將に新羅シラを將伐ツクと欲ひ、乃ち駿河國に勅して船を造らしめたまふ。已に訖シりて、續麻フミの郊マに挽ヒき至る時に、其の船夜中に故無くして躡ヒ触ト相反ツれり。衆知りぬ終に敗れむことを。科野國言す、蠅ハエ羣ムりて西に向きて巨坂オホサカを飛び踰コゆ。大さ十圍イソヒ許り、高さ蒼天オホソラに至れり。或は救ひの軍の敗績れむシL14 惟シといふことを知りぬ。童謠ワラウタ有り、曰く、

まひらくつの、くれつれ、おの(ソ)へたを、らセふハの五り四かりか、みわたとの、りヨかミ、をのへたを、らセふハの五り四かりか、甲子とわ、よとみ、をのへたを、らセふハの五り四かりか。

まシ發ツク津ツの、くれづれ、磯邊田を雁雁々が食クふ、神田度ミタタの、み雁、尾上田を、雁雁々が食クふ、甲子門は、淀み、尾上田を、雁雁々が食クふ。(○松岡氏古語大辭典ニヨル)

七年春正月丁酉朔壬寅(○六日)、御船西に征きて、始めて海路に就く。甲辰(○八日)、御船大泊海オホトクに到る。時に大田姫皇女、女ヒメを産ムみます。仍りて是の女を名けて大伯皇女と曰マす。庚戌(○十四日)、御船伊豫の熟田津シロタヅの石湯イシユの行宮カミミヤ(熟田津、此をニキタツと云ふ)に泊る。三月丙申朔庚申(○廿五日)、御シL15 船還りて那ナ大津オホツに至る。磐瀬イハセの行宮カミミヤに居マす。天皇此を改めて名けて長津と曰マふ。夏四月、百濟の福信、使を遣して表フミを上マツり、其の王子セシム糾解クツゲを迎へむと乞マテふ。(釋道顯日本世記に曰く、百濟の福信、書を獻りて、其の君糾解クツゲを東朝ミチノに祈マテす。或る本に云ふ、四月、天皇朝倉宮アサクラノミヤに遷り居マす。)五月乙未朔癸卯(○九日)、天皇朝倉アサクラノミヤ極廣庭オホヒロノミヤ宮ノミヤに遷り居マす。是の時に、朝倉アサクラノミヤの社ヤシロの木を斬り除ハひて、此の宮を作りたまふ。故神オホカミ怒りて殿オホドノを壞コつ。亦宮中に鬼火を見る。是に由りて大舍人及び諸の近侍チカシ病み死ぬる者衆し。丁巳(○廿三日)、就羅トウラ始めて王子阿波伎等アハキナヒを遣して貢獻コトる。(伊吉連博得の書に云ふ、辛酉の年正月二十五日、還りて越州エツシュに到る。四月一日、越州エツシュより上路ミチノして東に歸る。七日、行きて檀岸山タンゼンの明アカに到り、八日シL15 鷄鳴アキトキの時を以て、西南の風カゼに順タひて、船フネを大海オホウミに放ツクつ。海中ウミノに途ミチに迷マひ、漂蕩フタトひ辛苦シツクむ。九日夜に入りて、僅かに就羅トウラの嶋シマに到

る。便即嶋人を招ぎ慰へて、王子阿波岐等九人、同じく客の船に載せて、帝朝に献らむと擬らふ。五月二十三日、朝倉の朝に奉進る。耽羅の入朝ること此の時に始れり。又智興が倭人東漢草直足嶋の爲めに讒されて、使人等、寵命を蒙らず。使人等怨み、上天の神に徹り、足嶋を震して死しつ。時の人稱ひて曰く、大倭の天の報いの近きかも。六月、伊勢王薨りましめ。秋七月甲午朔丁巳(○廿四日)、天皇、朝倉宮に崩りたまふ。八月甲子朔、皇太子、天皇の喪に奉從りて還りて磐瀬宮に至りたまふ。是の夕、朝倉山の上に鬼有りて、大笠を著て喪の儀を臨視る。衆皆嗟怖む。冬十月癸亥朔己巳(○七日)、天皇の喪歸りて海に就く。是に皇太子、一所に泊りて、¹⁶天皇を哀慕びまつりたまふ。乃ち口號して曰く、君が目の、戀しき故に、泊て居て、かくや戀ひむも、君が目をほり。

乙酉(○廿三日)、天皇の喪還りて難波に泊る。十一月壬辰朔戊戌(○七日)、天皇の喪を以て飛鳥の川原に殯りす。此より發哀りて、九日に至る。(日本世記に云ふ、十一月、福信が獲たる唐人續守言等、筑紫に至る。或る本に云ふ、辛酉の年、百濟の佐平福信が獻れる唐の俘一百六口、近江國の壘田に居らしむ。庚申の年、既に福信唐の俘を獻れりと云へり。故に今其の決れるを在き注す。)

日本書紀卷第二十七

天命開別天皇

天智天皇

天命開別天皇は、息長足日廣額天皇の太子なり。母を天豐財重日足姬天皇と曰す。天豐財重日足姬天皇の四年に、位を天萬豐日天皇に讓り、天皇を立てて皇太子と爲したまふ。天萬豐日天皇後の五年の十月に崩りたまふ。明くる年、皇祖母尊天皇位即しめす。七年七月丁巳崩りたまふ。皇太子素服たてまつりて制稱しめす。是の月に、蘇將軍、突厥の王子契苾加力等と、水陸二の路よりして、高麗の城の下に至る。皇太子、長津宮に還り居します。稍水表の軍の政を聽しめす。八月、前の將軍大華下阿曇比羅夫連、小華下河邊百枝臣等、後の將軍大華下阿倍引田比羅夫臣、大山上物部連能、大山上守君大石等を遣して、百濟を救はしむ。仍りて兵杖五の穀を送る。(或る本に此の末に續きて云ふ、別に大山下狹井連檜檉、小山下秦造田來津を以て、百濟を守護らしむ)九月、皇太子、長津宮に御します。織冠を以て百濟の王子豐璋に授け、復多臣蔣敷の妹を以て妻す。乃ち大山下狹井連檜檉、小山下秦造田來津を遣して、軍五千餘を率ゐて本郷に衛り送る。是に豐璋が國に入る時に、福信迎へ來て、稽首みて國朝の政を奉りて、皆悉に委わたてまつる。十二月、高麗言ふ、惟の十二月に、高麗國に寒きこと極りて、涓凍れり。故唐の軍、雲車衝鞬鼓鉦吼然る。高麗の士卒膽勇み雄壯し。故更に唐の二の壘を取る。唯二

の塞有り、亦夜収らむの計に備ふ。唐の兵、膝を抱えて哭く。鋭鈍り力竭きて抜くこと能はず。臍を噬ふの耻此に非ずして何ぞ。(釋道顯云ふ、言は春秋智の志、正に高麗に起り、而して先づ百濟に聲し。百濟、近く侵すこと甚だ苦しく急なり。故に爾いふ)是の歳、播磨國の司、岸田臣鷹等、寶の劍を獻りて言く、狹し。夜郡の人禾田の穴の内に於きて獲たり、と。又日本の高麗を救ふ軍將等、百濟の加巴利濱に泊りて火を燃く。灰變りて孔に爲りて細き響有り、鳴鑼の如し。或は曰く、高麗百濟の終に亡びむ微か。

元年春正月辛卯朔丁巳(○廿七日)、百濟の佐平鬼室福信に矢十萬隻、絲五百斤、綿一千斤、布一千端、草一千張、稻種三千斛を賜ふ。三月庚寅朔癸巳(○四日)、百濟王に布三百端を賜ふ。是の月、唐人新羅人、高麗を伐つ。高麗、救ひを國家に乞ふ。仍りて軍將を遣して疏留城に據る。是に由りて、唐人、²其の南の界を略むることを得ず。新羅、其の西の壘を輸すことを獲ず。夏四月、鼠、馬の尾に産む。釋道顯占ひて曰く、北國の人將に南國に附かむとす。蓋し高麗破れて日本に属るか。五月、大將軍大錦中阿曇比羅夫、連等、船師一百七十艘を繼りて、豐璋等を百濟國に送る。宣勅して豐璋を以て其の位を繼がしめたまふ。又金策を福信に予ひて、其の背を撫で、褒めて爵祿を賜ふ。時に、豐璋等と福信と稽首みて勅を受け、衆爲めに涕を流す。六月己未朔丙戌(○廿八日)、百濟、達率萬智等を遣して調を進り物を獻る。冬十二月丙戌朔、百濟王豐璋、其³臣佐平福信等、狹井、連(名を闕く)、朴市田來津と議りて曰く、此の州柔は、遠く田畝に隔て、土地確せたり。農桑の地に非ず。是れ拒ぎ戦ふの場なり。此に久しく處らば、民飢饉

ゑぬ可し。今避城に遷る可し。避城は、西北帯ぶるに古連且徑の水を以てし、東南は深淵巨堰の防ぎに據れり、遼らずに周き田を以てし、渠を決りて雨を降らす。華實の毛は則ち三の韓の上腹なり。衣食の源は則ち二儀の隩區なり。地卑れりと曰ふと雖も、豈に遷らざらむや。是に於きて朴市田來津、獨り進みて諫めて曰く、避城と敵の在る所との間、一夜にして行く可し。相近きこと茲甚し。若し³不虞有らば其れ悔ゆとも及び難からむ。夫れ飢は後なり、亡は先なり。今敵の妄りに來らざる所以は、州柔、山險を設け置きて、盡に防禦と爲て、山峻しく高くて谿隘ければ、守ること易くて攻むること難きが故なり。若し卑き地に處らば、何を以てか居るところを固めて揺動かすて今日に及ばむや。遂に諫めを聽かすて避城に都す。是の歳、百濟を救はむが爲めに、兵甲を修繕め、船舶を備具へ、軍糧を儲設く。是の年也太歳壬戌。二年春二月乙酉朔丙戌(○二日)、百濟、達率金受等を遣して調を進る。新羅人、百濟の南の畔の四の州を燒燔く。并せて安德等が婁⁴地を取る。是に、避城、賊を去ること近し。故勢、居ること能はず。乃ち還りて州柔に居る。田來津が計る所の如し。是の月、佐平福信、唐の俘續守言等を上送る。三月、前の將軍上毛野君稚子、間人連大蓋、中の將軍巨勢、神前、臣譯語、三輪、君根麻呂、後の將軍阿倍引田、臣比羅夫、大宅、臣鎌柄を遣して、二萬七千人を率ゐて新羅を打たしめたまふ。夏五月癸丑朔、犬上君(名を闕く)、馳せて兵の事を高麗に告げて、還りて糺解を石城に見る。糺解仍りて福信の罪を語る。六月、前の將軍上毛野君稚子等、新羅の⁴沙鼻岐、奴江二城を取る。百濟王豐璋、福信が謀反くる心有るを嫌ひて、革を以て

掌を穿して縛ふ。時に自ら決め難く、所爲を知らず。乃ち諸臣に問ひて曰く、福信の罪既に此くの如し。斬
 る可きや不や。是に達率德執得曰く、此の惡逆き人をば放捨す合からず。福信即ち執得に唾はきかけて曰
 く、腐狗、癡奴と。王健兒を勒へ、斬りて首を醢にす。秋八月壬午朔甲午(○十三日)、新羅、百濟王の
 己が良將を斬るを以て、直に國に入りて先づ州柔を取らむことを謀る。是に、百濟、賊の計る所を知りて、
 諸の將に謂りて曰く、今聞く、大日本國の救ひの將、廣原君臣、健兒万餘を繼りて、正當に(○)海を越え
 て至るべし。願はくは諸の將軍等、應に預め圖れ。我、自ら往きて白村に待ち饗へむと欲ふ。戊戌(○十
 七日)、賊の將、州柔に至りて其の王の城を繞む。大唐の軍將、戰船一百七十艘を率ゐて、白村江に陣烈れ
 り。戊申(○廿七日)、日本の船師初至る者、大唐の船師と合ひ戰ふ。日本不利て退く。大唐陣を堅めて守
 る。己酉(○廿八日)、日本の諸の將、百濟王と氣象を觀ずて、相謂りて曰く、我等先きを争はば、彼應に
 自らに退くべし。と。更に日本の亂たる伍と中軍の卒を率ゐて、進みて大唐の軍を打つ。大唐便ち左右よ
 り船を夾みて繞み戰ふ。須臾之際に、官軍敗績れぬ。水に赴きて溺れ死ぬる者衆し。(○) 艫舳迴旋らすこと
 を得ず。朴市、田來津天を仰ぎて誓ひ、齒を切りて噴りて數十人を殺し、焉に戰ひ死ぬ。是の時、百濟の
 王豐璋、數人と船に乗りて高麗に逃げ去る。九月辛亥朔丁巳(○七日)、百濟の州柔城始めて唐に降ひぬ。是
 の時、國人相謂りて曰く、州柔降れり、事奈何といふこと無し。百濟の名今日に絶えぬ。丘墓の所豈能く復
 往かむや。但し豆禮城に往きて日本の軍將等に會ひ、事機の要とする所を相謀る可し。遂に本より枕服岐城

に在る妻子等に教へて、國を去る心をしらわ。辛酉(○十一日)、牟豆に發途す。癸亥(○十三日) 豆禮に
 至る。甲戌(○廿四日)、日本の(○) 船師、及び佐平余自信、達率木素貴子、谷那智首、憶禮福留、并せて
 國民等豆禮城に至る。明日船發ちして、始めて日本に向ふ。

三年春二月己卯朔丁亥(○九日)、天皇大皇弟に命せて、冠を増換へ位の階の名を倍し、及び氏上、民部家部
 等の事を宣はしめたまふ。其の冠に二十六階有り。大織、小織、大縫、小縫、大紫、小紫、大錦上、大錦
 中、大錦下、小錦上、小錦中、小錦下、大山上、大山中、大山下、小山上、小山中、小山下、大乙上、大乙
 乙中、大乙下、小乙上、小乙中、小乙下、大建、小建、是を二十六階と爲す。前の華を改めて錦と曰ふ。錦
 より乙に至りて六階を加ふ。又前の初位二階に加へ換へて、大建小建の二階と爲す。此を以て異なりと爲す。
 餘は並びに前の依なり。其の大氏の氏上には大刀を賜ひ、小氏の氏上には小刀を賜ふ。其の伴造等の氏上
 には干楯弓矢を賜ふ。亦其の民部家部を定む。三月、百濟王善光王等を以て難波に居らしむ。星有りて京の
 北に殞つ。是の春地震ふる。夏五月戊申朔甲子(○十七日)、百濟鎮將劉仁願、朝散大夫郭務悰等を遣して、
 (○) 表函と獻物とを進る。是の月、大紫蘇我連大臣薨せぬ。(或る本に、大臣薨は五月に注す) 六月嶋
 皇祖母命薨りましぬ。多十月乙亥朔戊寅(○四日)、郭務悰等を發遣す。是の日、中臣内臣に勅して、沙
 門智祥を遣して物を郭務悰に賜ふ。戊寅(○四日)、郭務悰等に饗へ賜ふ。是の月、高麗の(○) 蓋金其の國に
 終せぬ。兒等に遺言して曰く、汝等兄弟、和むこと魚と水との如くして、爵位を争ふこと勿れ。若し是くの

如くならずば、必ず隣りの爲めに咲はれむ。十二月甲戌朔乙酉(○十二日)、郭務悰等罷り歸る。是の月、淡海國言す、坂田郡の人小竹田史身が猪槽の水の中に忽然に稻生ひたり。身取りて收め、日日富を到す。栗太郡の人磐城村主段が新婦の床席の頭端に、一宿の間に、稻生ひて穗いたり。其の旦に垂穎して熟めり。明日の夜更に一の穗生ひたり。新婦庭に出づ、兩箇の鑰匙天より前に落ちたり。婦取りて段に與ふ。段始めて富むことを得たり。是の歳、對馬嶋、壹岐嶋、筑紫國等に於きて、防と烽とを置く。又筑紫に於きて大堤を築き水を貯へしむ。名けて水城と曰ふ。

四年春二月癸酉朔丁酉(○廿五日)、間人、太后薨りたまふ。是の月、百濟國の官位の階級を勘校ふ。仍りて佐平福信の功を以て、鬼キ、室集斯シツシツに小錦下を授く。(其の本位は達摩)復百濟の百姓男女四百餘人を以て、近江國の神前郡に居く。三月癸卯朔、間人、太后の爲めに、三百三十人を度せしむ。是の月、神前郡の百濟人に田を給ふ。秋八月、達摩答休春初を遣して、城を長門國に築かしむ。達摩憶禮福留、達摩四比福夫を築紫國に遣して、大野及椽の二の城を築かしむ。耽羅使を遣して來朝ぬ。九月庚午朔壬辰(○廿三日)、唐國、朝散大夫沂州司馬上柱國、劉德高等を遣す。(等とは右戎衛郎將上柱國百濟將軍朝大夫柱國郭務悰凡べて二百五十四人を謂ふ。七月二十八日對し、馬に至る。九月二十日筑紫に至る。二十二日表函を進る)多十月己亥朔己酉(○十一日)、大きに菴道に關す。十一月己巳朔辛巳(○十三日)、劉德高等に饗へ賜ふ。十二月戊戌朔辛亥(○十四日)、物を劉德高等に賜ふ。是の月、劉德高等罷り歸りぬ。是の歳、小錦守、

君大石等を大唐に遣す云云。(等は小山坂合部、連石積、大乙岐弥吉士針間を謂ふ。蓋し唐の使人を送るか)五年春正月戊辰朔戊寅(○十一日)、高麗、前部能婁等を遣して調を進る。是の日耽羅、王子始如等を遣して貢獻る。三月皇太子親ら佐伯子麻呂、連が家に往きて、その所思を問ひて、元よりツカヘマツ功を懺歎きたまふ。夏六月乙未朔戊戌(○四日)、高麗の前部能婁等罷り歸る。秋七月、大水あり。是の秋、租調を復す。多十月甲午朔己未(○廿六日)、高麗、臣乙相奄部等を遣して調を進る。(大使臣乙相奄部、副使達相通、二位文武若光等)是の冬、京都の鼠近江に向きて移る。百濟の男女二千餘人を以て東國に居らしむ。凡べて緇素を擇ばす。癸亥の年(○二年)より起りて三歳に至るまで、並びに官の食を賜ふ。倭、漢、沙門知由、指南車を獻る。

六年春二月壬辰朔戊午(○廿七日)、天豐財重日足し、姫、天皇と間人、皇女とを小市岡上、陵に合せ葬りまつる。是の日、皇孫大田、皇女を以て陵の前の墓に葬りぬ。高麗百濟新羅皆御路に哀奉る。皇太子羣臣に謂ひて曰く、我、皇太后、天皇の勅ふ所を奉り、萬民を憂へ恤むの故に、石梯の役を起さしめず。冀ふ所は永代に以て鏡けき誠と爲よ。三月辛酉朔己卯(○十九日)、都を近江に遷したまふ。是の時、天下の百姓、都を遷すことを願はず、諷諫者多し。童謠亦衆し。日日夜夜失火の慮多し。六月、葛野郡白蕪を獻る。秋七月己未朔己酉(○十一日)、耽羅、佐平椽磨等を遣して貢獻る。八月、皇太子倭の京に幸す。多十月、高麗の太兄男生、城を出でて國を巡る。是に城内の二の弟、側助の士大夫の悪言を聞きて、拒ぎて入る

ることなし。是に由りて、男生奔りて大唐に入りて、其の國を滅ぼさむことを謀る。十一月丁巳朔乙丑（○九日）、百濟鎮將劉仁願、熊津の都督府、熊山縣の令上柱國司法法聰等を遣して、太山下境部連石積等を以て送使と爲す。是の月、倭國高安城、讚吉國山田郡屋嶋城、對し馬國金田城を築く。閏十一月丁亥朔丁酉（○十一日）、錦十四疋、纈十九匹、緋二十四疋、紺布二十四端、桃染布五十八端、斧二十六、鈔六十四、刀子六十一枚を以て、椽磨等に賜ふ。

七年春正月丙戌朔戊子（○三日）、皇太子、天皇位即しめす。（或る本に云ふ、六年歲次丁卯三月位に即きたまふ）壬辰（○七日）、群臣に内裏に宴したまふ。戊申（○十一日）、送使博德等服命まをす。二月丙辰朔戊寅（○廿三日）、古人大兄皇子の女倭姫王を立てて皇后と爲したまふ。遂に四嬪を納る。蘇我山田石川麻呂大臣の女有り、遠智娘と曰ふ。（或る本に云ふ、美濃津子娘）一男二女を生ます。其の一を大田ノ皇女と曰す。其の二を鷗野皇女と曰す。天下を有つに及びて、飛鳥淨御原宮に居します。後に宮を藤原に移したまふ。其の三を建皇子と曰す。啞にて語ふこと能はず。（或る本に云ふ、遠智娘、一男二女を生ます。其の一を建皇子と曰す。其の二を大田ノ皇女と曰す。其の三を鷗野ノ皇女と曰す。或る本に云ふ、蘇我山田麻呂大臣の女を茅渟娘と曰す。大田ノ皇女と娑羅羅ノ皇女とを生ます。）次に遠智娘の弟有り、姪娘と曰す。御名部皇女と阿陪皇女とを生ます。阿陪皇女は天下を有つに及びて、藤原宮に居しま

す。後に都を乃樂に移したまふ。（或る本に云ふ、姪娘を名けて櫻井娘と曰す）次に阿陪倉梯磨大臣の女有り、橘娘と曰す。飛鳥ノ皇女と新田部ノ皇女とを生ます。次に蘇我赤兄大臣の女有り、常陸娘と曰す。山邊ノ皇女を生ます。又宮人の男女を生ます者四人有り。忍海造小龍が女有り、色夫古娘と曰す。一男二女を生ます。其の一を大江ノ皇女と曰す。其の二を川嶋皇子と曰す。其の三を泉ノ皇女と曰す。又粟隈ノ首德萬が女有り、黒媛娘と曰す。水主皇女を生ます。又越道君伊羅都賣有り。旋基皇子を生ます。又伊賀ノ采女宅子有り。伊賀ノ皇子を生ます。復の字を大友ノ皇子と曰す。夏四月乙卯朔庚申（○六日）、百濟、宋都師父等を遣して調を進る。庚午（○十六日）、宋都師父等罷り歸る。五月五日、天皇、蒲生野に縱獵したまふ。時に大皇弟、諸王、内臣、及び羣臣皆悉に從なり。六月、伊勢王其の弟王と日接ぎて薨りましめ。（未だ官位を詳かにせず。）秋七月、高麗、越の路より使を遣して調を進る。風浪高し。故に歸ることを得ず。栗前王を以て筑紫驛に拜したまふ。時に、近江國武を講ふ。又多に牧を置きて馬を放つ。又越國、燃ゆる土と燃ゆる水とを獻る。又濱の臺の下に於きて、諸の魚水を覆ひて至る。又蝦夷に饗へす。又舍人等に命せて、所所に宴爲しむ。時の人の曰く、天皇天命及りなむとするか。

秋九日¹² 月壬午朔癸巳（○十二日）、新羅、沙喙汲淦金東嚴等を遣して調を進る。丁未（○廿六日）、中臣、内臣、沙門法弁奏筆をして、新羅の上臣大角于庾信に船一隻を賜ひ、東嚴等に付けしむ。庚戌（○廿九日）、布勢臣耳麻呂をして、新羅王に御調を輸る船一隻を賜ひ、東嚴等に付けしむ。冬十月、大唐大將軍英

公、高麗を打ち滅ぼす。高麗の仲牟王、初め國を建つる時、千歳を治むることを欲りき。母夫人の云く、若し善く國を治めば得可し。(若、或る本に得可からずといへること有り。)但し常に七百年の治め有らむと。今此の國亡ぶること、當に七百年の末に在り。十一月辛巳朔、^{L13}新羅王に絹五十疋、綿五百斤、草一百枚を賜ふ。金東嚴等に付く。東嚴等に物を賜ふこと各差有り。乙酉(〇五日)、小山下道守、臣麻呂、吉士、小鮪を新羅に遣す。是の日、金東嚴等罷り歸る。是の歳、沙門道行、草薙劍を盗みて、新羅に逃げ向く。而して中路に風雨にあひて、荒迷ひて歸る。

八年春正月庚辰朔戊子(〇九日)、蘇我赤兄ノ臣を以て筑紫ノ肆に拜す。三月己卯朔己丑(〇十一日)、耽羅、王子久麻伎等を遣して貢獻る。丙申(〇十八日)、耽羅王に五の穀の種を賜ふ。是の日、王子久麻伎等^{L13}罷り歸る。夏五月戊寅朔壬午(〇五日)、天皇、山科野に縱獵したまふ。大皇弟、藤原内大臣、及び羣臣皆悉に従につかへまつる。秋八月丁未朔己酉(〇三日)、天皇、高安嶺に登りて、議りて城を修めむと欲ひたまふ。仍ち民の疲れを恤みたまひて、止めて作りたまはず。時の人感ひて歎へて曰く、寔乃ち仁愛の徳、亦寛ならずや。云云。是の秋、藤原内大臣の家に霹靂せり。九月丁丑朔丁亥(〇十一日)、新羅、沙倉督備等を遣して調を進る。冬十月丙午朔乙卯(〇十日)、天皇、藤原内大臣の家に幸して、親ら所思を問ひたまふ。而して憂悴けたること極めて甚し。乃ち詔して曰く、天道、仁を輔くといふこと何ぞ乃ち虚説ならむ。善を積めば^{L14}餘りの慶びあること、猶是れ微無からむか。若し須き所有らば、便ち以て聞ゆ可しと。對へて曰く、臣既に不敏、當に復何をか言さむ。但其の葬事は、宜しく輕易かなるべし。生きては則ち軍國に務むること無く、死にては則ち何ぞ敢へて重ねて難まさまむ。云云。時の賢、聞きて歎めて曰く、此の一言は、竊かに往の哲の善言に比へむ。大樹將軍の賞を辭びしと、詎ぞ年を同じくして語る可けむや。庚申(〇十五日)、天皇、東宮大皇弟を藤原内大臣の家に遣して、大織冠と大臣の位とを授けたまふ。仍りて姓を賜ひて藤原ノ氏と爲す。此より以後、通して藤原大臣と曰ふ。辛酉(〇十六日)、藤原内大臣薨せぬ。(日本世記に曰ふ、内大臣春秋五十にして私の第に薨せぬ。酒ち山の南に殯す。天何ぞ淑からずして、怒ひに蒼を遺する。)^{L14}嗚呼哀しきかも。碑に曰く、春秋五十有六にして薨せぬ。甲子(〇十九日)、天皇、藤原内大臣の家に幸したまふ。大錦上蘇我赤兄ノ臣に命せて、恩詔を奉宣らしめたまふ。仍りて金の香鑪を賜ふ。十二月、大藏に災けり。是の冬、高安城を修めて、畿内の田税を收む。時に斑鳩寺に災けり。是の歳、小錦中河内、直鯨等を遣して、大唐に使せしむ。又佐平餘自信、佐平鬼室集斯等、男女七百余人を以て、遷りて近江國蒲生郡に居らしむ。又大唐、郭務儂等二千餘人を遣す。

九年春正月乙亥朔辛巳(〇七日)、士大夫等に詔して、大きに宮内門内に射る。戊子(〇十四日)朝廷の禮儀と行路の相避くることを宣ふ。復誣妄妖偽を禁め斷む。二月、戸籍を造り、盜賊と浮浪とを斷む。時に天皇、蒲生郡の賈邇野に幸して宮地を觀そなはず。又高安城を修めて穀と塩とを積む。又長門に城一、筑紫に城二を築く。三月甲戌朔壬午(〇九日)、山御井の傍に諸神の座を敷きて、幣帛を斑つ。中臣、金、連、

祝詞を宣る。夏四月癸卯朔壬申(○三十日)、夜半の後に、法隆寺に災けり。一屋も餘ること無し。大雨ふり雷震る。五月、童謠に曰く、

うち橋の、集の遊びに、出で坐子、玉手の^レ15^ツ家の、八重この度珥、出でましの、悔いは有ら珥ぞ、出でませ子、玉での家の、八重このと珥。六月、邑の中に亀を獲たり。背に申の字を書せり。上黄に下支し。長さ六寸許り。秋九月辛未朔、阿曇連頼垂を新羅に遣す。是の歳、水碓を造りて冶鐵す。

十年春正月己亥朔庚子(○二日)、大錦上蘇我赤兄臣と、大錦下巨勢人臣と、殿の前に進みて賀正事を奏す。癸卯(○五日)、大錦上中臣金連、神事を命宣る。是の日、大友皇子を以て^レ16^オ太政大臣に拜す。蘇我赤兄臣を以て左大臣と爲し、中臣金連を以て右大臣と爲し、蘇我果安臣、巨勢人臣、紀大人臣を以て御史大夫と爲したまふ。甲辰(○六日)、東宮太皇弟宜を奉けて、(或る本に云ふ、大友皇子宣す)冠の位の法度の事を施行ふ。大きに天の下に赦したまふ。(法度の冠の位の名は、具さに新しき律

令に載す)丁未(○九日)、高麗、上部大相可婁等を遣して調を進る。辛亥(○十三日)、百濟の鎮將劉仁願、李守眞等を遣して表を上る。是の月、大錦下を以て佐平余自信、沙宅紹明(法官大輔)に授け、小錦下を以て鬼室集斯(學職頭)に授く。大山下を以て^レ17^ツ達率谷那智自(兵法に閑へり)、木素貴子(兵法に

閑へり)、憶禮福留(兵法に閑へり)、答休春初(兵法に閑へり)、休日比子、替波羅、金羅、金須(薬を解れり)、鬼室集信(薬を解れり)に授く。小山上を以て達率徳頂上(薬を解れり)、吉大尙(薬を解れり)、

許率母(五經に明かなり)、角福牟(陰陽に閑へり)に授く。小山下を以て餘し餘率等五十餘人に授く。童謠に云ふ、

橘は、己が枝枝、なれれども、玉に貫く時、おやじ緒に貫く。二月戊辰朔庚寅(○廿三日)、百濟、臺久用善等を遣して調を進る。三月戊戌朔庚子(○三日)、黄書造^レ17^オ本實、水泉を獻る。甲寅(○十七日)、常陸國、中臣部若子を買る。長尺六寸。其の生れたる年丙辰(○齊明天皇二年)、此の歳に至りて十六年なり。

夏四月丁卯朔辛卯(○廿五日)、漏尅を新臺に置く。始めて候時を打ち、鐘鼓を動らし、始めて漏尅を用ゐる。此の漏尅は、天皇の皇太子爲りし時に、始めて親ら製造りたまへる所なり。云云。是の月、筑紫言さく、八の足ある鹿生れて即ち死ぬ、と。五月丁酉朔辛丑(○五日)、天皇、西の小殿に御します。皇太子群臣宴に侍る。是に於きて、再び田儻を奏る。六月丙寅朔己巳(○四日)、百濟三部の使人の請せる軍の事を宣ふ。庚辰(○十五日)、百濟、狛眞子等を遣して調を進る。^レ17^ツ是の月、栗隈王を以て筑紫帥と爲す。

新羅使を遣して調を進る。別に水牛一頭、山鶏一隻を獻る。秋七月丙申朔丙午(○十一日)、唐人李守眞等、百濟の使人等、並びに罷り歸る。八月乙丑朔丁卯(○三日)、高麗の上部大相可婁等罷り歸る。壬午(○十八日)、蝦蟇に饗へ賜ふ。九月、天皇羸疾不豫したまふ。(或る本に、八月に天皇疾病したまふ)多十月甲子朔

庚午(○七日)、新羅、沙冷金万物等を遣して調を進る。辛未(○八日)、内裏に於きて百佛の眼を開けたたまつる。是の月、天皇、使を遣して袈裟、金の鉢、象牙、沈水香、梅檀香、及び諸の珍財を法興寺の佛に奉

りたまふ。庚辰(○十七日)、天皇¹⁸ 疾病^{ミヤマヒ}弥留^{ヒヨク}。勅^{マケノキミ}して東宮^{ミヤノキミ}を喚^{イヒト}して臥内^{イヒト}に引^ヒ入れて、詔^{ミコトノコト}して曰^{イハ}く、朕^{ミコト}疾甚^ヒし、後の事を以て汝^ニに属^ツく。云云。是に於きて再拜^{フサ}みたまつり疾と稱^{イハ}して、固辞^{イナ}みまをして受けずて曰^{イハ}く、請^ヒふ、洪業^{ヒツギ}を奉^アげて太后^{サハヒ}に付属^ツけまつり、大友^{オホトモ}ノ王^{ミコ}をして諸の政^{シヤク}を宣^イはしめ奉^アらむ。臣^{ウヂ}は請^ヒ願^ハふ天皇^{ミコト}の奉^ミ爲^メに出家^{イヘ}して脩道^{シユドウ}はむ。天皇許^ヨす。東宮^{ミヤノキミ}起^キちて再拜^{フサ}みたまふ。便^マち内裏^{ウチノリ}の佛殿^{ハツミ}の南^{ミナミ}に向^イてまして、胡床^{コトコ}に踞坐^{シヅカ}けて鬢髮^{ヒツヒゲ}を剃^ツ除^ヘりたまひ、沙門^{サモン}と爲^カりたまふ。是に天皇^{ミコト}、次田^{ツキタ}生磐^{シノイハ}を遣^マして袈裟^{ケサ}を送^マりたまふ。壬午^{ニヌ}(○十九日)、東宮^{ミヤノキミ}、天皇^{ミコト}に見^ミえて、吉野^{ヨシノ}に之^カりて佛道^{ハツミ}を脩^オ行^{コト}はむと請^ヒふ。天皇許^ヨしたまふ。東宮^{ミヤノキミ}即^ツち吉野^{ヨシノ}に入りたまふ。大臣^{オホウヂ}等^ト侍送^{サツク}りまつり菟道^{ウヂチ}に至^ツりて還^マる。十一月甲¹⁸ 午朔^{ヌシツク}癸卯^ミ(○十日)、對馬^{タマ}國^{クニ}の司^{ツカサ}、使^{ツカサ}を筑紫^{ツクシ}大宰府^{オホササノ}に遣^マして言^{コト}さく、月生^{ツキヒ}ちて二日^{ニヒ}、沙門^{サモン}道久^{ミチキウ}、筑紫^{ツクシ}君^{ミコ}薩野馬^{サツノウマ}、韓嶋^{カンシマ}勝婆娑^{シヤウバサ}、布師^{フジ}、首磐^{ウヅイハ}、四人^{ヨリヒト}唐^{カラ}より來^キりて曰^{イハ}く、唐國^{カラクニ}の使人^{シヤクシ}郭務^{クワフ}、等^ト六百^{ムナヒ}人^{ヒト}、送^マ使^{ツカサ}沙宅^{サタク}孫登^{ソノト}等^ト一千^{イツク}四百^{ヨク}人^{ヒト}、總^{スベ}合^ヘせて二千^{イツク}人^{ヒト}、船^{フネ}四十七^{イツク}隻^{ツボ}に乘^ノりて、俱^ツに比智^{ヒチ}嶋^{シマ}に泊^トりて、相^ツ謂^フりて曰^{イハ}く、今^{イマ}吾輩^{ウレ}人^{ヒト}船數^{フネカズ}衆^シし。忽^ツ然^ツに彼^{カノ}に到^キらば、恐^{オソ}くは彼の防人^{サマモリ}驚^{オドロ}駭^シき射^イ戦^セはむ。乃^ソち道文^{ミチフミ}(○上文^{ウヘノ}久^{キウ}に作^スる)等^トを遣^マして豫^{アラカジ} 稍^{イナク}に來^キ朝^{アサ}るの意^イを披^ヒき陳^マさむと。丙辰^{ヘイチン}(○廿三日)、大友^{オホトモ}皇子^{ミコ}内裏^{ウチノリ}の西殿^{セキテン}の織^{オリ}の佛^{ハツミ}像^{イマゲ}の前^{マエ}に在^オします。左大臣^{サダメ}蘇我^{スガ}赤兄^{アカノ}臣^{ウヂ}、¹⁹ 右大臣^{ミダメ}中臣^{ナカウヂ}金^{カネ}連^{ツネ}、蘇我^{スガ}果安^{カノヤス}臣^{ウヂ}、巨勢^{コノセ}人^{ヒト}臣^{ウヂ}、紀^ノ大人^{オホノ}臣^{ウヂ}侍^{サツ}り。大友^{オホトモ}皇子^{ミコ}手^テに香鑪^{カウロ}を執^ツりて、先^マづ起^キちて誓^{チカ}盟^{メイ}ひて曰^{イハ}く、六入^{ムツ}心^{シン}を同^ドくして、天皇^{ミコト}の詔^{ミコトノコト}を奉^アる。若^シし違^ヒふこと有^アらば、必^ツず天^{アメ} 罰^{バツ}を被^ヒらむ。云云。是に左大臣^{サダメ}蘇我^{スガ}赤兄^{アカノ}臣^{ウヂ}、赤兄^{アカノ}臣^{ウヂ}等^ト、手^テに香鑪^{カウロ}を執^ツりて、次^{ツギ}の隨^{ツグ}に起^キちて泣^{ナク}血^{ケチ}きて誓^{チカ}盟^{メイ}ひて曰^{イハ}く、臣^{ウヂ}等^ト五人^{イツク}人^{ヒト}、殿^{テン}下^{カミ}に隨^{ツグ}ひて天皇^{ミコト}の詔^{ミコトノコト}を奉^アる。若^シし違^ヒふこと有^アらば、四天王^{シテウ}打^ツち、天神^{テンシン}地祇^{ヂキ}亦^モ復^ツ誅^ツ討^ツせむ。三十三^{サンジヤウ}天^{アメ}此^{コノ}の事^{コト}を證^シめ知^チしめせ。子孫^{コノミヤコ}當^{タマ}に絶^ツえ、家門^{ケカド}必^ツず亡^シびむ。云云。丁巳^{テイシ}(○廿四日)、近江^{オホミ}宮^{ミヤ}に災^ヒけり。大藏^{オホソクラ}省^{シヤウ}の第^{ダイ}三^{サン}倉^{クラ}より出^デづ。壬戌^{ニチケ}(○廿九日)、五臣^{イツク}、大友^{オホトモ}皇子^{ミコ}を奉^アりて天皇^{ミコト}の前^{マエ}に盟^{メイ}ふ。是の日^{ノヒ}、新羅^{シラ}王^{ミコ}に絹^{キヌ}五^{イツク}十四^{シユ}、緇^シ五^{イツク}十四^{シユ}、綿^{ワタ}一^{イツク}千^{セン}斤^キ、韋^ヱ一^{イツク}百^{ヒャク}枚^マを賜^{タマ}ふ。十二月^{ジュウニグヱツ}癸亥^ミ朔^{シツク}乙丑^ニ(○三日)、天皇^{ミコト}、近江^{オホミ}宮^{ミヤ}に崩^{クニ}りたまふ。癸酉^ミ(○十一日)、新宮^{ニウミヤ}に殯^{ヒナ}す。時に童謠^{ドウガ}に曰^{イハ}く、

み吉野^{ヨシノ}の、吉野^{ヨシノ}の鮎^{アサギ}、鮎^{アサギ}こそは、鳥邊^トも吉^キき、え苦^クしる、水葱^{ミヅネギ}の下^ノ、芹^{セリ}の下^ノ、吾^{オレ}は苦^クしる。(其一)

臣^{ウヂ}の子^コの、八重^{ヤエ}の紐^{ヒモ}解^トく、一重^{イツク}だに、未^マだ解^トねば、皇^{ミコ}子^ノの紐^{ヒモ}解^トく。(其二)

赤駒^{アカコ}の、い行きはばかる、眞^{マコト}葛^{クワ}原^ノ、何^{ナニ}の傳^{ツト}言^{コト}、ただにし吉^キけむ。(其三)

己卯^{キボウ}(○十七日)、新羅^{シラ}の進調^{シユンテウ}使^シ沙湊^{サソウ}金^{カネ}万^{マン}物^{モノ}等^ト罷^ヒり歸^キる。是^{コノ}の歲^シ、讚岐^{サンケイ}國^{クニ}の山田^{ヤマタ}郡^{クニ}の人の家^{イヘ}に雞^{トリ}子^コ四^{イツク}足^{ソク}あるもの有^アり。又大炊^{オホヒツクサ}省^{シヤウ}に八^{ヤチ}の鼎^{ヒラ}有^アりて鳴^ナる。或^シは一^{イツク}の鼎^{ヒラ}鳴^ナり、或^シは二^ニ、或^シは三^{サン}俱^{ツク}に鳴^ナる。或^シは八^{ヤチ}ながら俱^{ツク}に鳴^ナる。

日本書紀卷第二十八

天淳中原瀛真人天皇上

天武天皇

天淳中(淳中、此をヌナと云ふ)原瀛真人、天皇は、天命開別天皇の同母の弟なり。幼くまじしときは大海人皇子と曰しき。生まれましより岐嶮かなる姿有り。壯に及びて雄抜しく神武し。天文遁甲に能くしたまふ。天命開別、天皇の女菟野ノ皇女を納れて正妃と爲したまふ。天命開別、天皇の元年に立ちて東宮と爲りたまふ。四(〇十)年多十月庚辰(〇十七日)、天皇臥病したまひて以て痛きこと甚し。是に蘇賀、臣安麻侶を遣して、東宮を召して大殿に引入れたまふ。時に安^レ。摩侶は素より東宮の好したまふ所なり。密に東宮を顧て曰く、有意して言たまへ、と。東宮茲に隠せる謀有ることを疑ひて憤みたまふ。天皇東宮に勅して鴻業を授けたまふ。乃ち辭ひ譲りて曰く、臣が幸なき元より多の病有り。何ぞ能く社稷を保たむ。願はくは陛下、天の下を擧げて皇后に附けたまへ。仍りて大友、皇子を立てて、宜しく儲君と爲たまへ。臣は今日出家して、陛下の爲めに功德を修はむと欲ふ、と。天皇聽したまふ。即日出家して法服をきたたまふ。因りて以て私の兵器を收めて、悉に司に納めたまふ。壬午(〇十九日)、吉野宮に入りたまふ。時に左大臣蘇賀赤兄、臣、右大臣中臣、金連、及び大納言蘇賀、果安、臣等送りまつる、菟道より返る。或るひと曰く、^レ庸に翼を著けて放つ、と。是の夕、嶋宮に御します。癸未(〇二十日)、吉野に至りて居ます。

是の時に諸の舍人を聚めて謂りて曰く、我今入道脩行せむとす。故隨ひて修道はむと欲ふ者は留れ。若し仕へて名を成さむと欲ふ者は、還りて司に仕へよ。然るに退る者無し。更に舍人を聚めて詔前の如し。是を以て、舍人等半は留り半は退りぬ。十二月、天命開別、天皇崩りたまふ。元年春三月壬辰朔己酉(〇十八日)、内の小七位阿曇、連稻敷を筑紫に遣して、天皇の喪を郭務儂等に告げたまふ。是に郭務儂等咸に喪服を著て、三遍擧哀たてまつり、東に向きて稽首む。壬子(〇廿一日)、郭務儂等再拜みて、書函と信物とを進る。夏五月辛卯朔壬寅(〇二十日)、甲冑弓矢を以て郭務儂等に賜ふ。是の日、郭務儂等に物を賜ふ。總合べて純一千六百七十三匹、布二千八百五十二端、緜六百六十六斤。戊午(〇廿八日)、高麗、前部富加拵等を遣して調を進る。庚申(〇三十日)、郭務儂等罷り歸る。是の月、朴井、連雄君、天皇に奏して曰く、臣、私の事有るを以て獨り美濃に至る。時に朝廷、美濃尾張の兩國の司に宣りて曰く、山陵を造らむが爲めに、豫人夫を差し定めよ、と。則ち人別に兵を執らしむ。臣以爲はく、山陵を爲るには非ず、必ず事有らむ。若し^レ早く避けたまはずば、當に危きこと有らむかと。或は人有りて奏して曰く、近江の京より倭の京に至るまで、處處に候を置き、亦菟道の守橋者に命せて、皇大弟宮の舍人の私の糧を運ぶ事を遮へしむと。天皇惡りて、因りて問ひ察めしむ、以て事の已に實なるを知りたまふ。是に詔して曰く、朕、位を譲り世を遁るる所以は、獨り病を治め身を全くして、永く百年を終へむとなり。然るに今已むことを獲ずして應に禍を承けむとす。何ぞ黙して身を亡ぼさむや。六月辛酉朔壬午(〇二

十二日、村國、連男依、和珥部、臣君手、身毛君廣に詔して曰く、今聞く、近江、朝廷の臣等、朕が爲めに害ふことを謀る。是を以て汝等三人急に美濃國に往きて、安八磨郡の湯沐の令、^{ウツカシ}多^ホ、臣品治に告げて、機^{ハカリゴトノスミ}要^{ノクマ}を宣ひ示して、先づ當郡の兵を發て、仍りて國司等に經れて、諸軍を差し發て、急に不破の道を塞げ。朕今發路たむ。甲申(○廿四日)、將に東に入らむとす。時に一の臣有りて奏して曰く、近江の群臣元より謀き心有り、必ず天の下に告げむ。則ち道路通り難からむ。何ぞ一人の兵無くて、徒手東に入らむ。臣、事の就らざらむことを恐る。天皇從ひて、男依等を返し召さむと思欲し、即ち大分、君惠尺、黃書、造大伴、逢^{アハ}臣志摩を留守司高坂、王のもとに遣して、驛鈴を乞はしめたまふ。因りて以て惠尺等に謂りて曰く、若し鈴を得ずば、猶ち志摩は還りて復奏せ。惠尺は馳せて近江に往きて、高市ノ皇^ミ子、大津ノ皇子を喚して伊勢に逢へ。既にして惠尺等留守司に至りて、東宮の命を擧げて、驛鈴を高坂ノ王に乞ふ。然るに聽されず。時に惠尺近江に往き、志摩乃ち還りて復奏して曰く、鈴を得ず。是の日、發途ちて東國に入りたまふ。事急かにして、駕を待たずして行きたまふ。儼に縣犬養連大伴が鞍おへる馬に遇ひ、因りて以て御駕す。乃ち皇后は輿に載りて從にませしむ。津振川に逮びて車駕始めて至し、便ち乗す。是の時、元より從へる者草壁ノ皇子、忍壁ノ皇子、及び舍人朴井連雄君、縣犬養連大伴、佐伯連大目、大伴連友國、稚櫻部、臣五百瀬、^シ書、首根摩呂、書、直智德、山背直小林、山背部小田、安斗連智德、調、首淡海の類、二十餘人、女孺十有餘人なり。即日、菟田の吾城に到る。大伴連馬來田、黃書、造大伴、吉野ノ宮より追ひて至

けり。此の時に、屯田司の舍人土師連馬手、從^{オホムトモ}駕^{ニツカマツ}者^ノ食^{ヲシモノ}を供^{ヲマ}ふ。甘羅村を過ぎ、獺者二十餘人有り。大伴、朴本、連大國、獺者^ノ首^ノ爲^リり。則ち悉に喚して從^{ニツカマツ}駕^ヘま^ツら^シむ。亦美濃ノ王を徵す。乃ち參^{オモ}赴^ヒて、從^{オモ}につかへまつる。湯沐の米を運ぶ伊勢國の駄^{ニオヒツマ}五十四匹に、菟田、郡家の頭に遇ふ。仍りて、皆米を棄てて歩者^{カチヒト}を乗らしむ。大野に至りて以て日落れぬ。山暗くして進行すること能はず。則ち當邑の家の籬^{カキ}を壞ち取りて燭と爲す。夜半に及びて、隱^{カクレ}郡に至りて隱の驛家を焚く。因りて邑の中に唱へて曰く、天皇、東國に入る。故人夫^{オホミツク}諸^{シロ}參^シ赴^ヒ。然るに一人も肯へて來らず。將に横河に及びて、黑雲有り、廣さ十餘丈天に經れり。時に天皇異みたまひ、則ち燭を擧^{トモ}て親^ツら^シ式^ヲを乘りて占ひて曰く、天の下雨に分れむ祥なり。然れども朕遂に天の下を得むか。即ち急^ト行^{ミツ}して伊賀郡に到りて、伊賀の驛家を焚く。伊賀の中山に逮る。而して當國の郡司等數百の衆^{イササ}を率^イひて歸^ヨり^マつる。會明^{オホアカ}に荊萩野に至る。暫く駕を停めて進^{ヒラシ}し^ム。食^ス。積殖の山口に到りて、高市ノ皇子、鹿深より越えて以て遇^マへ^リ。民^タ直^ナ大火、赤染、造德足、大藏、直廣、隅、坂上、直國麻呂、古市、黑麻呂、竹田、大德、膽香瓦、臣安倍、從^{オホトモ}なり。大山を越えて、伊勢の鈴鹿に至る。爰に國司守三宅連石床、介三輪、君子首、及び湯沐、令^{ウツカシ}田中、臣足麻呂、高田、首新家等、鈴鹿郡に參遇へり。則ち且五百の軍を發てて鈴鹿の山道を塞く。川曲の坂下に到りて日暮れぬ。皇后の疲れたまひしを以て暫らく輿を留めて息^{ヤス}む。然るに夜噎りて雨ふらむと欲^シ、淹^{ヒサシク}息^ムむことを得ずして進^{ミツ}行^クす。是に寒くてし^シ。雷雨已甚し。駕^{ユキ}に從^ヒふ者衣裳濕れて以て寒さに堪へず。乃ち三重の郡家に到りて、屋一間を焚きて寒き者を

熾めしむ。是の夜半、鈴鹿の關の司、使を遣して奏言さく、山部王、石川王、並びに来る歸れり。故關に置らしむと。天皇便ち路直益人をして徴さしめたまふ。丙戌(○廿六日)、且に朝明郡の迹太川の邊に於きて、天照太神を望拜みたまふ。是の時、益人到りて奏して曰く、關に置る所の者は山部王石川王に非ず、是れ大津皇子なり。便ち益人に隨ひて參り來たまへり。大分君惠尺、難波吉士三綱、駒田勝忍人、山邊君安麻呂、小墾田猪手、壺部厩、根、大分君稚臣、根、連金身、漆部友背の輩、従つかまつる。天皇大きに喜びたまふ。將に郡家に及らむとす。男依、驛に乗りて來り奏して曰く、美濃の師三千人を發して、不破の道を塞ぐことを得たり、と。是に天皇、雄依が務を美めたまふ。既にして郡家に到りて、先づ高市皇子を不破に遣りて、軍の事を監せたまふ。山背部小田、安斗、連河加布を遣して、東海の軍を發し、又稚櫻部臣五百瀬、土師連馬手を遣して東山の軍を發したまふ。是の日、天皇、桑名の郡家に宿りたまふ。即ち停りて以て進でまさず。是の時、近江の朝、大皇弟、東國に入りたまふことを聞きて、其の群臣悉に愕ちて、京の内震動ぐ。或は遁れて、東國に入らむと欲、或は退きて將に山澤に匿れむとす。爰に大友皇子、羣臣に謂りて曰はく、將に何をか計らむ。一臣進みて曰く、遅く謀らば後れなむ。如かず、急かに驍騎を聚めて、跡に乗りて逐はむにはと。皇子從はず。則ち韋那公磐鍬、書直藥、忍坂直大摩侶を以て東國に遣し、穗積臣百足、及び弟五百枝、物部首日向を以て倭の京に遣す。且、佐伯連男を筑紫に遣し、樟使主磐手を吉備國に遣し、並びに悉に兵を興さしむ。仍りて男と磐手とに謂りて曰く、其の筑紫の

大宰栗隈王と、吉備國の守富摩公廣嶋と二人、元大皇弟に有縁きまつる。疑ふらくは反くこと有らむか。若し服はぬ色有らば、即ち殺せ。是に磐手、吉備國に到りて、符を授ふ日、廣嶋を給きて刀を解かしむ。磐手乃ち刀を抜きて以て殺しつ。男、筑紫に至る。時に栗隈王符を承けて對へて曰く、筑紫國は元より邊賊の難を成る。其の城を峻くし湟を深くして海に臨みて守らするは、豈に内の賊の爲めならむや。今命を畏みて軍を發さば、則ち國空しけむ。若し不意の外に倉卒なる事有らば、頼るに社稷傾きなむ。然る後、百たび臣を殺すと雖も、何の益かあらむ。豈に敢へて徳を背かむや。輒く兵を動かさざることは、其れ是の縁なり。時に栗隈王の二の子三野王、武家王、劍を佩き側に立ちて退くこと無し。是に男、劍を按はりて進まむと欲ふも、還りて恐らくは亡されむことを。故れ事を成すこと能はずして空しく還る。東方の驛使磐鍬等、將に不破に及ばむとす。磐鍬獨り、山中に兵有ることを疑ひ、以て後れて緩に行く。時に伏兵山より出で、藥等が後を遮る。磐鍬見て、藥等が捕へられたることを知り、則ち返りて逃去げて僅かに脱るることを得たり。是の時に當りて、大伴連馬來田、弟吹負並びに時の否を見て、以て病と稱して倭の家に退る。然して其の登嗣位者は必ず吉野に所居す大皇弟ならむといふことを知れり。是を以て馬來田先づ天皇に從ふ。唯吹負留りて謂はく、名を一時に立て、艱難を寧めむと欲ふ、と。即ち一二の族及び諸の豪傑を招きて、僅かに數十人を得たり。丁亥(○廿七日)、高市皇子、使を桑名の郡家に遣して以て奏言さく、御所に遠ざかり居りては、政を行はむに便りならず。宜しく近き處に御しますべし、と。

即日、天皇、皇后を留めて不破に入りたまふ。郡家に及ぶ比ひ、尾張國の司守小子部連鉏鈞、二万の衆を率ゐて歸りまつる。天皇即ち美めて、其の軍を分りて處處の道を塞ぎたまふ。野上に到るに、高市ノ皇子和麿より参り迎へて、以て便に奏言さく、昨夜、近江ノ朝より驛使馳せ至る。因りて伏兵を以て捕へし者、則ち書直樂、忍坂直大麻呂なり。何所か往くと問ふに、答へて曰く、吉野に居します大皇弟の爲めに東國の軍を發しに遣す、草那ノ公磐鍬の徒なり⁸と。然るに磐鍬は兵の起るを見て、乃ち逃げ還れり。既にして天皇、高市ノ皇子に謂りて曰く、其の近江ノ朝には、左右の大員及び智謀き群臣共に議を定む。今朕、與に事を計る者無し。唯幼少き孺子有るのみ。奈之何。皇子、臂を擧り劍を按りて奏言さく、近江の羣臣多しと雖も、何ぞ敢へて天皇の靈に逆はむや。天皇、獨ますと雖も、則ち臣高市、神祇の靈に頼り、天皇の命を請けて、諸の將を引率ゐて征討たむ。豈に距くこと有らむや。爰に天皇譽めて、手を携り背を撫でて曰く、愼怠る可からずと。因りて鞍馬を賜ふ。悉に軍の事を授けたまふ。皇子則ち和麿に還る。天皇茲に於きて行宮を野上に興して⁹。居します。此の夜、雷電なり雨ふる事甚し。則ち天皇祈みて曰く、天神地祇、朕を扶けたまはば、雷なり雨ふること息まむと。言ひ訖りて即ち雷なり雨ふること止みぬ。戊子(○廿八日)、天皇、和麿に往きて、高市ノ皇子に命せて軍の衆に號令たまふ。天皇亦野上に還りて居します。是の日、大伴連吹負、密に留守司坂上直熊毛と議りて、一二の漢直等に謂りて曰く、我詐りて高市ノ皇子と稱りて、數十の騎を率ゐて飛鳥寺の北路より出

でて營に臨まむ。乃ち汝内應せよと。既にして兵を百濟の家に繕ひて、南の門より出づ。先づ奏造熊に擯せしめて、⁹馬に乗りて馳せ、寺の西の營の中に謂はしめて曰く、高市ノ皇子、不破より至ると。軍衆多く従ふ。爰に留守の司高坂ノ王、及び兵を興す使者穗積ノ臣百足等、飛鳥寺の西の槻の下に據りて營を爲す。唯百足、小墾田の兵庫に居りて兵を近江に運ぶ。時に營の中の軍衆、熊が叫ぶ聲を聞きて悉に散り走ぐ。仍りて大伴連吹負、數十騎を率ゐて劇に來る。則ち熊毛及び諸の直等共與に連和し。軍士亦た従ふ。乃ち高市ノ皇子の命を擧げて、穗積ノ臣百足を小墾田の兵庫に喚す。爰に百足、馬に乗りて緩く來れり。飛鳥寺の西の槻の下に逮ふに、人有りて曰く、¹⁰馬より下りよと。時に百足、馬より下ること遅し。便ち其の襟を取りて引き墮して、射て一箭を中て、因りて刀を抜きて斬りて殺しつ。乃ち穗積ノ臣五百枝、物部、首日向を禁ふ。俄かにして赦して軍の中に置く。且、高坂ノ王、稚狹王を喚して軍に従はしむ。既にして大伴連安麻呂、坂上直老、佐味ノ君宿那麻呂等を不破ノ宮に遣して、事の狀を奏さしむ。天皇大きに喜びたまふ。因りて乃ち吹負をして將軍に拜したまふ。是の時、三輪ノ君高市麻呂、鴨ノ君蝦夷等、及び羣の豪傑者、響きの如く悉に將軍の麾下に會ふ。乃ち近江を襲はむことを規る。因りて衆の中の英俊を撰ひて¹⁰別將及び軍監と爲し、初めて乃樂に向ふ。秋七月庚寅朔辛卯(○二日)、天皇、紀ノ臣阿閉麻呂、多ノ臣品治、三輪ノ君子首、置始連莖を遣して、數万の衆を繼りて、伊勢の大山より越えて倭に向はしむ。且、村國ノ連男依、書首根麻呂、和珥部ノ臣君手、膽香瓦臣安倍を遣して、數万の衆を率ゐて、不破より出で、直

ちに近江に入らしむ。其の衆と近江の師との別け難きことを恐れて、赤色を以て衣の上に著く。然る後に、別に多し臣品治に命せて、三千の衆を繼りて荊荻野に屯ましむ。田中臣足麻呂を遣して倉廩の道を守らしむ。時に近江、山部王、蘇賀臣果¹¹安、巨勢臣比等¹²に命せて、數萬の衆を率ゐ、將に不破を襲はむとして、犬上川の濱¹³に軍す。山部王、蘇賀臣果安、巨勢臣比等の爲めに殺さる。是の亂に由りて軍進まず。乃ち蘇賀臣果安、犬上より返りて頸を刺して死ぬ。是の時、近江の將軍羽田公矢國、其の子大人等、己が族を率ゐて來り降る。因りて斧鉞を授けて將軍に拜す。即ち北のかた越に入る。是より先、近江、精兵を放ちて、忽ちに玉倉部の邑を衝く。則ち出雲臣狛を遣して撃ちて追ふ。壬辰¹⁴(〇三日)、將軍吹負、乃樂山の上に屯む。時に荒田尾直赤麻呂、將軍に啓して曰く、古き京は是れ本の營の處なり。宜しく¹⁵固く守るべしと。將軍從ふ。則ち赤麻呂、忌部首子人を遣して古き京を成らしむ。是に、赤麻呂等、古き京に詣りて道路の橋の板を解ち取りて、楯に作りて京の邊りの衢に堅て以て守る。癸巳¹⁶(〇四日)、將軍吹負、近江の將大野君果安と乃樂山に戦ふ。果安が爲めに敗られ、軍卒悉く走ぐ。將軍吹負僅かに身を脱るることを得たり。是に、果安追ひて八口岳に至りて、京を視るに、街毎に楯を堅つ。伏兵有らむことを疑ひて、乃ち梢に引きて還る。甲午¹⁷(〇五日)、近江の別將田邊小隅、鹿深山を越えて、幟を卷き鼓を抱きて倉廩に詣る。夜半を以て、梅を銜み城を穿ちて劇¹⁸て營の中に入る。則ち¹⁹己が率と足麻呂が衆と別ち難きことを畏れて、人毎に金と言はしむ。仍りて刀を抜きて敵ち、金と言ふに非ざれば乃ち斬るのみ。是に、足麻呂が衆悉に亂る。事忽ちに起りて所爲を知らず。唯足麻呂聴く知りて獨り金と言ひて、以て僅かに免るることを得たり。乙未²⁰(〇六日)、小隅亦進みて荊荻野の營を襲はむと欲ひて忽ちに到る。爰に將軍多し臣品治遮へて、精き兵を以て追ひ撃つ。小隅獨り免れて走る。以後遂に復た來らず。丙申²¹(〇七日)、男依等、近江の軍と息長の横河に戦ひて破る。其の將境部連藥を斬る。戊戌²²(〇九日)、男依等、近江の將秦友足を鳥籠山に討ちて斬る。是の日、²³東道の將軍紀臣阿閑麻呂等、倭の京の將軍大伴連吹負、近江の爲めに敗られしことを聞きて、則ち軍を分りて以て置始連菟を遣して、千餘の騎を率ゐて、急に倭の京に馳せしむ。壬寅²⁴(〇十三日)、男依等、安河の濱に戦ひて大いに破り、則ち社戸臣大口、土師連千嶋を獲つ。丙午²⁵(〇十七日)、栗太の軍を討ちて追ふ。辛亥²⁶(〇廿二日)、男依等、瀬田に到る。時に大友皇子及び羣臣等共に橋の西に營して、大きに陣を成し、其の後を見ず。旗幟野を蔽し、埃塵天に連る。鉦鼓の聲、數十里に聞こえ、列れる弩亂れ發ちて、矢の下ること雨の如し。其の將智尊、精兵を繼りて以て先鋒として距ぐ。仍りて²⁷橋の中を切り斷つこと三丈を須容り、一の長板を置く。設ひ板を踏みて度る者有るも、乃ち板を引きて將に墮さむとす。是を以て進み襲ふことを得ず。是に勇敢き士有り、大分君稚臣と曰ふ。則ち長き矛を棄てて以て甲を重ね攪て、刀を抜きて急に板を踏みて度る。便ち板を著ける綱を斷ちて以て被矢えつつ陣に入る。衆悉に亂れて散り走りて禁む可からず。時に將軍智尊、刀を抜きて退く者を斬る。而も止むること能はず。因りて以て智尊を橋の邊に斬る。則ち大友皇子、左右の大臣等、僅かに身を免れて以て逃ぐ。男依等即ち

日本書紀卷第二十八

粟津岡の下に軍す。是の日、羽田、公矢國、出雲、臣狛、合ひて共に三尾、城を攻めて降す。壬子(〇廿三日)、男¹³依等、近江の將犬養連五十君、及谷直塩手を粟津市に斬る。是に、大友、皇子走けて入らむ所無し。乃ち還りて山前に隠れて、以て自ら縊れぬ。時に左右の大臣及び群臣皆散り亡ぐ。唯物部連麻呂且た一二の舍人從へり。初め將軍吹負、乃樂に向ひて裨田に至るの日、人有りて曰く、河内より軍多に至ると。則ち坂本、臣財、長尾、直眞墨、倉墻、直麻呂、民、直小鮪、谷、直根麻呂を遣して、三百の軍士を繼りて龍田に距がしめ。復佐味、君少、麻呂を遣して、數百人を繼りて大坂に屯ましめ、鴨、君蝦夷を遣して數百人を率ゐて¹⁴石手の道を守らしむ。是の日、坂本、臣財等、平石の野に次る。時に、近江の軍、高安の城に在りと聞きて登つ。乃ち近江の軍、財等が來ることを知りて、以て悉に秋の稅倉を焚きて皆散り亡す。仍りて城の中に宿る。會明に西の方を臨み見れば、大津丹比の兩の道より軍衆多に至る。顯に旗幟を見る。人有りて曰く、近江の將壹伎、史韓國が師なりと。財等、高安城より降りて、以て衛我河を渡り、韓國と河の西に戦ふ。財等衆少くて距くこと能はず。是より先き、紀、臣大音を遣して懼坂の道を守らしむ。是に、財等、懼坂に退きて大音の營に居る。是の時、河内、國の司守來目¹⁴、臣塩籠、不破、宮に歸るの情有り。以て軍衆を集む。爰に韓國到りて、密かに其の謀を聞きて、將に塩籠を殺さむとす。塩籠、事の漏れたるを知りて、乃ち自ら死ぬ。一日を経て、近江の軍、諸の道に當りて多に至る。即ち並びに相戦ふこと能はずして解け退く。是の日、將軍吹負、近江の爲めに敗られて、以て獨り一二の騎を繼りて走る。墨坂に逮ひて、

遇、菟が軍の至るに逢ふ。更に還りて金網井に屯みて、散りたる率を招き聚む。是に、近江の軍、大坂の道より至ると聞きて、將軍、軍を引き西に如く。當麻の衢に到りて、壹岐、史韓國が軍と葦池の側に戦ふ。時に勇士來目といふ者有り、刀を抜きて急に馳せて直ちに軍の中に入る。¹⁵騎士、踵を繼ぎて進む。則ち近江の軍悉に走ぐ。追ひて斬ること甚だ多し。爰に將軍、軍中に令せて曰く、其れ兵を發すの元の意は、百姓を殺さむとは非ず、是れ元凶の爲めなり。故妄りに殺すこと莫れと。是に、韓國、軍を離れて獨り逃ぐ。將軍遙かに見て、來目をして以て射しむ。然れども中らず、遂に走りて免るることを得たり。將軍更に本の營に還る。時に東の師頗に多に臻る。則ち軍を分ちて各上中下の道に當りて屯む。唯將軍吹負親ら中道に當る。是に、近江の將犬養連五十君、中道より至りて村屋に留まる。而して別の將廬井造鯨を遣して、二百の精兵を率ゐて將軍の營を衝く。當時¹⁵、鷹下の軍少くして以て距くこと能はず。爰に大井寺の奴名は德麻呂等五人有り、軍に從ふ。即ち德麻呂等先鋒と爲りて、進みて射る。鯨の軍進むこと能はず。是の日、三輪、君高市麻呂、置始、連菟、上道に當り、箸陵のもとに戦ふ。大きに近江の軍を破りて勝に乗り、兼ねて鯨が軍の後を斷つ。鯨の軍悉に解け走りて、多に士卒を殺す。鯨、白馬に乗りて以て逃ぐ。馬田に墮ちて進む行くこと能はず。則ち將軍吹負、田斐の勇者に謂りて曰く、其の白馬に乗れる者は廬井、鯨なり、急かに追ひて以て射よと。是に田斐の勇者馳せ追ひて鯨に及ぶ比ひ、鯨急かに馬に鞭つ。馬能く抜けて以て壘を出で、¹⁶即ち馳せて脱るることを得たり。將軍亦た更に本の處に還りて軍す。此より以後、近江、

遂に至らず。是より先き、金綱井に軍せる時に、高市郡の大領高市、縣主許梅、倏忽に口閉びて言ふこと能はず。三日の後に、方に著神して以て言く、吾は高市、杜に居る、名は事代主神、又牟狹社に居る名は生雷神なりと。乃ち顯にして曰く、神日本磐余彥天皇の陵に、馬及び種種の兵器を奉れ。便に亦た言く、吾は皇御孫命の前後に立ちて、以て不破に送り奉りて還りき。今且た官軍の中に立ちて守護りまつる。且た言く、西の道より軍衆將に至らむとす。宜しく慎めと。言ひ訖りて則ち醒む。故是を以て便ち許梅を遣して御陵を祭ひ拜み。因りて以て馬及び兵器を奉る。又た幣を捧げて高市身狹の二の社の神の禮ひ祭る。然る後に、壹伎史韓國、大坂より來る。故時の人曰く、二の社の神の教へたまへる辭、適に是なりと。又た村屋神、祝に著りて曰く、今吾が社の中の道より軍衆將に至らむとす。故れ宜しく社の中の道を塞げと。故未だ幾日を経ずして、廬井造鯨が軍、中の道より至る。時の人曰く、即ち神の教へたまへる辭是なりと。軍政既に訖りて、將軍等、是の三の神の教へ言を擧げて奏す。即ち勅して三の神の品を登進げて以て祠りたまふ。辛亥(○廿二日)、將軍吹負既に倭の地を定めて、便に大坂を越えて難波に往く。以餘の別の將軍等、各三の道より、進みて山前に至り、河の南に屯む。將軍吹負、難波の小郡に留まりて、以西の諸國の司等に仰せて、管鑰、驛鈴、傳印を進らしむ。癸丑(○廿四日)、諸の將軍等、悉に彼(彼、此をササと云ふ)浪に會ひて、左右の大臣、及び諸の罪人等を探り捕ふ。乙卯(○廿六日)、將軍等、不破宮に向ふ。因りて大友皇子の頭を捧げて營の前に獻る。八月庚申朔甲申(○廿五日)、高市皇子に命せて近江の縣

臣の犯せる狀を宣ふ。則ち重き罪八人を極刑に坐く。仍りて右大臣中臣連、金を淺井の田根に斬る。是の日、左大臣蘇我臣赤兄、大納言巨勢臣比等、及び子孫、并びに中臣連金の子、蘇我臣果安が子、悉に配流。以餘は悉に赦す。是より先き、尾張國の司守少子部連鉤、山に匿れて自ら死ぬ。天皇の曰く、鉤は功有る者なり。罪無くて何ぞ自ら死ぬる。其れ隠せる謀有るか。丙戌(○廿七日)、諸の有功勳者に恩勅して顯かに寵み賞したまふ。九月己丑朔丙申(○八日)、車駕還りて伊勢の桑名に宿りたまふ。丁酉(○九日)、鈴鹿に宿り、戊戌(○十日)、阿閉に宿り、己亥(○十一日)、名張に宿りたまふ。庚子(○十二日)、倭の京に詣りて嶋宮に御します。癸卯(○十五日)、嶋宮より、崗本宮に移りたまふ。是の歳、宮室を崗本宮の南に營りたまふ。即ち冬遷りて居します。是を飛鳥淨御原宮と謂ふ。多十一月戊子朔辛亥(○廿四日)、新羅の客金押實等に筑紫に饗へたまふ。即日、祿を賜ふこと各差有り。十二月戊午朔辛酉(○四日)、諸の有功勳者を選びて冠位を増し加ふ。仍りて小山位より以上に賜すること各差有り。壬申(○十五日)、船一隻を新羅の客に賜ふ。癸未(○廿六日)、金押實等罷り歸る。是の月、大紫韋那公高見薨りぬ。

日本書紀卷第二十九

天淳中原瀛真人天皇 下 天武天皇

二年春正月丁亥朔癸巳(○七日)、酒を置し群臣に宴す。二月丁巳朔癸未(○廿七日)、天皇、有司に命せて、壇場を設けて、飛鳥淨御原宮に即位しめす。正妃を立てて皇后と爲したまふ。后、草壁皇子、尊を生ます。先に皇后の姊大田皇女を納れて妃と爲、大來皇女と大津皇子とを生ます。次の妃大江皇女、長皇子と弓削皇子とを生ます。次の妃新田部皇女、舍人皇子を生ます。又夫人藤原大臣^一の女氷上娘、但馬皇女を生ます。次に夫人氷上娘の弟五百重娘、新田部皇子を生ます。次の夫人蘇我赤兄大臣の女大蕤娘、一男二女を生ます。其の一を穗積皇子と曰し、其の二を紀皇女と曰し、其の三を田形皇女と曰す。天皇初め鏡王の女額田姫王を娶して、十市皇女を生ます。次に胃形君德善が女尼子娘を納して、高市皇子、命を生ます。次に完人臣大藤原が女擬媛娘、二男二女を生ます。其の一を忍壁皇子と曰し、其の二を磯城皇子と曰し、其の三を泊瀬部皇女と曰し、其の四を託基皇女と曰す。乙酉(○廿九日)、勳功有る人等に、爵を賜ふこと差有り。三月丙戌朔壬寅(○十七日)、備後國の司、白雉を龜石郡に獲て貢る。乃ち當郡の課役悉に免し、仍りて天の下に大きに赦す。是の月、書生を聚めて、始めて一切經を川原寺に寫す。夏四月丙辰朔己巳(○十四日)、大來皇女を天照大神宮に侍ら遣めむと欲して、泊瀬の齋宮に居

ら令めたまふ。是は先づ身を潔めて、稍に神に近く所なり。五月乙酉朔、公卿大夫及び諸の臣連并せて伴造等に詔して曰く、夫れ初めて出身せむ者をば、先づ大舍人に仕へ令めよ。然して後に、其の才能を選簡みて、以て當職に宛てよ。又婦女は、夫有り夫無き、²及び²長幼きを問ふこと無く、進み仕へむと欲ふ者を聽せ。其の考選りたまはむは宮人の例に准へよ。癸丑(○廿九日)、大錦上坂本財臣卒りぬ。壬申の年の勞に由りて、小紫の位を贈てたまふ。閏六月乙酉朔庚寅(○六日)、大錦下百濟沙宅昭明卒りぬ。人と爲り聰明く叡智くて、時に秀才と稱る。是に、天皇驚きたまひ、恩を降して、以て外の小紫の位を贈てたまひ、重ねて本國の大佐平の位を賜ふ。壬辰(○八日)、耽羅、王子久麻藝、都羅、宇麻等を遣して朝貢たてまつらしむ。己亥(○十五日)、新羅、韓阿淦金承元、阿淦金祇山、大舍霜雪等を遣して、騰極を賀ばしむ。并せて一吉淦金薩儒、韓奈末金池山等を遣して、²先皇の喪を弔はしむ。(一に云ふ、調使)其の送使貴干寶、眞毛、承元薩儒を筑紫に送る。戊申(○廿四日)、貴干寶等を筑紫に饗へ、祿を賜ふこと各差有り。即ち筑紫より國に返る。秋八月甲申朔壬辰(○九日)、伊賀國に在る紀臣阿閉鷹等に、壬申の年の勞、勳の狀を詔して、顯はに寵賞みたまふ。癸卯(○廿日)、高麗、上部位頭大兄卍子、前部大兄碩干等を遣して朝貢たてまつらしむ。仍りて新羅、韓奈末金利益を遣して、高麗の使人を筑紫に送らしむ。戊申(○廿五日)、賀騰極使金承元等中客以上二十七人を京に喚びたまふ。因りて大宰に命せて、耽羅の使人に詔して曰く、³天皇新たに天の下を平けたまひて、初めて位即しめす。是に由りて唯賀使を除きて、

以外は召したまはず、則ち汝等の親見る所なり。亦時寒く波嶮し。久しく淹留めたらば、還りて汝が愁ひを爲してむ。故宜しく疾く歸りかへるべし。仍りて國に在る王、及び使者久麻藝等に肇めて爵位を賜ふ。其の爵は大乙上、更に錦繡を以て潤飾りて、其の國の佐平の位に當つ。則ち筑紫より返りつ。九月癸丑朔庚辰〔〇廿八日〕、金承元等に難波に饗へたまふ。種種の樂を奏す。物を賜ふこと各差有り。多十一月壬子朔、金承元罷り歸りぬ。壬申〔〇廿一日〕、高麗の邯子、新羅の薩儒等を筑紫の大郡に饗へたまふ。祿を賜ふこと各差有り。十³二月壬午朔丙戌〔〇五日〕、大嘗に侍奉る中臣忌部及び神官の人等、并せて播磨丹波二國の郡司、亦以下の大夫等に悉に祿を賜ふ。因りて以て郡司等に各爵一級を賜ふ。戊戌〔〇十七日〕、小紫美濃ノ王、小錦下紀ノ臣訶多麻呂を以て、高市の大寺を造る司に拜す。時に知事福林僧、老に由りて知事を辭る。然れども聽したまはず。戊申〔〇廿七日〕、義成僧を以て小僧都と爲す。是の日、更に佐官の二の僧を加ふ。其の四の佐官有ること、始めて此の時に起る。是の年也大歲癸酉。

三年春正月辛亥朔庚申〔〇十日〕、百濟王昌成薨せぬ。⁴小紫の位を贈ふ。二月辛巳朔戊申〔〇廿八日〕、紀ノ臣阿閉麻呂卒せぬ。天皇大きに悲みたまふ。壬申の年の役に勞はるを以て、大紫の位を贈ふ。三月庚戌朔丙辰〔〇七日〕、對馬國司守忍海造大國言す。銀始めて當國に出づ。即ち貢上る、と。是に由りて、大國に小錦下の位を授く。凡そ銀の倭國に有ることは初めて此の時に出づ。故悉に諸の神祇に奉り、亦周ねく小錦以上の大夫等に賜ふ。秋八月戊寅朔庚辰〔〇三日〕、忍壁皇子を石上神宮に遣して、膏油を以て神寶を

整かしたまふ。即日勅りして曰く、元來諸の家の神府に貯める寶物は、皆其の子孫に還さしめよと。多十月丁丑⁴朔乙酉〔〇九日〕、大來ノ皇女、泊瀬の齋宮より伊勢神宮に向ふ。

四年春正月丙午朔、大學寮の諸の學生、陰陽寮、外藥寮、及び舍衛の女、墮羅の女、百濟王善光、新羅の仕丁等、藥及び珍異等の物を捧げて進る。丁未〔〇二日〕、皇子以下百寮の諸人拜朝す。戊申〔〇三日〕、百寮の諸人、初位以上薪を進る。庚戌〔〇五日〕、始めて占星臺を興す。壬子〔〇七日〕、宴を羣臣に朝廷に賜ふ。壬戌〔〇十七日〕、公卿大夫及び百寮の諸人、初位以上、西門の庭に射ふ。亦た是の日、大倭國、瑞しき鷄を貢る。東國白鷹を貢る。近江國、白鷄を貢る。戊⁵辰〔〇廿三日〕、幣を諸の社に祭く。二月乙亥朔癸未〔〇九日〕、大倭河内攝津山背播磨淡路丹波但馬近江若狹伊勢美濃尾張等の國に勅して曰く、所部の百姓の能く歌ふ男女、及び侏儒伎人を選びて貢上れ。丁亥〔〇十三日〕、十市ノ皇女、阿閉ノ皇女、伊勢ノ神宮に參ります。己丑〔〇十五日〕、詔して曰く、甲子の年〔〇天智天皇三年〕、諸氏に給へる部曲は、今より以後除め、又親王諸ノ王及び諸ノ臣、并せて諸の寺等に賜へる山澤嶋浦林野陸池、前も後も並びに除めよ。癸巳〔〇十九日〕、詔して曰く、群臣百寮、及び天下の人民、諸の惡を作すこと莫れ。若し犯す⁵者有らば、事の隨に罪せむ。丁酉〔〇廿三日〕、天皇、高安城に幸したまふ。是の月、新羅、王子忠元、大監級彥金比蘇、大監奈末金天冲、弟監大麻朴武麻、弟監大舍金洛水等を遣して、調を進らしむ。其の送使奈末金風那、奈末金孝福、王子忠元を筑紫に送る。三月乙巳朔丙午〔〇二日〕、土左ノ大神、神刀一口を以て天皇に

して宴したまふ。甲子(○廿五日)、詔して曰く、凡そ國司を任せむことは、畿内及び陸奥長門國を除きて、
 以外は皆大山位以下の人を任せよ。二月庚午朔癸巳(○廿四日)、耽羅の^{シム}客に船一艘を賜ふ。是の月、
 大伴^ノ連國麻呂等、新羅より至る。夏四月戊戌朔辛丑(○四日)、龍田^ノ風神、廣瀬^ノ大忌神を祭る。倭國の
 添^下郡の鱗積吉事、瑞しき鶏を貢る。其の冠、海石榴の華に似たり。是の日、倭國飽波^郡言す、雌^ニ雄^ニに化れり。
 辛亥(○十四日)、勅したまはく、諸王諸臣に、給はれる封戸の税は、以西のかたの國を除めて、
 相易へて以東のかたの國を給へ。又外國の人の進仕へむと欲する者は、臣連伴造の子、及び國造の子をば聽^せ。
 唯以下の庶人と雖も、其の才能の長れたるも亦聽せ。己未(○廿二日)、美濃國の司に詔して曰く、礪^石
 杵郡に在る紀^臣阿佐麻呂の子をば、^リ東國に遷して即ち其の國の百姓に爲せ。五月戊辰朔庚午(○三日)、
 調を進らむこと、期限に過ぎたらむは、國司等の犯せる狀を宣せ云云。甲戌(○七日)、下野國の司奏す、
 所部の百姓、凶年に遇りて、飢^多て子を賣らむと欲す。而れども朝聽したまはず。是の月、勅して、南淵^山、
 細川山を禁めて並びに^蕪薪^ノこと莫からしめたまふ。又畿内の山野の元より禁むる所の限りは、安りに
 燒き折ること莫からしめたまふ。六月、四位栗隈王病を得て薨りぬ。物部^ノ雄君^ノ連忽ち病を發して卒せ
 ぬ。天皇聞きて大きに驚きたまひ、其の壬申の年、車駕に從ひて、東國に入りて大きな功^有るを以て、
 思を降して内の大紫の位を贈りたまふ。因りて氏^上を賜ふ。是の夏、大きに旱す。使を四方に遣して幣^ヲ、
 帛を捧げて、諸の神祇に祈り、亦諸の僧尼を請ひて三寶に祈る。然れども雨ふらず。是に由りて、五穀登ら

ず、百姓飢う。秋七月丁卯朔戊辰(○二日)、卿大夫及び百寮諸人等に、爵を進めたまふこと各差有り。甲戌
 (○八日)、耽羅の客國に歸る。壬午(○十六日)、龍田^ノ風神、廣瀬^ノ大忌神を祭る。是の月、村國^ノ連雄依卒せ
 ぬ。壬申の年の功を以て外^ノ小紫の位を贈りたまふ。星有りて、東に出づ。長さ七八尺。九月に至りて天に
 竟る。八月丙申朔丁酉(○二日)、親王以下、小錦以上の大夫、及び皇女姫王、内命婦等に、食封^ヲ給ふこと
 各差有り。辛亥(○十六日)、詔して曰く、四方に大解除爲む。用む^ル物は、則ち國別に、國造^ノ柱^ノ
 馬一匹、布一疋^ヲ輸せ。以外は郡司、各刀一口、鹿皮一張、鏝一口、刀子一口、鎌一口、矢一具、稻一束。
 且つ戸毎に麻一條とす。壬子(○十七日)、詔して曰く、死刑、沒官、三^ノ流、並びに一等を除け。徒罪
 以下は、已に發覺れたると、未だ發覺れざると、悉に赦せ。唯既に配流たるは赦す例に在らず。是の日、諸
 國に詔して以て^生を放つ。是の月、大三輪眞上田子人君卒せぬ。天皇聞きて大きに哀み、壬申の年の功を
 以て、内^ノ小紫の位を贈りたまふ。仍て^謚けて、大三輪眞上田^ノ迎^君と曰ふ。九月丙寅朔、雨ふりて告朔
 せず。乙亥(○十日)、王^ト卿を京^ニ及^び畿内に遣して、人別の兵を授く。丁丑(○十二日)、筑紫の大宰三
 位屋垣王、罪有り、土左に流す。戊寅(○十三日)、百寮人及び^諸蕃^ノ人等に、祿を賜ふこと各差有り。丙
 戌(○廿一日)、神官奏して曰く、新嘗^ノ爲めに國郡を卜ふに、齋忌^ノ齋忌、此をユキと云ふ)は即ち尾張國
 の山田郡、次(次、此をスキと云ふ)は丹波國の訶沙郡、並びに卜に食へり。是の月、坂田^ノ公雷卒せぬ。
 壬申の年の功を以て、大紫の位を贈りたまふ。多十月乙未朔、酒を置して群臣に宴したまふ。丁酉(○三日)、

幣帛を相^{ミラダラ}新嘗の諸の神祇に祭^{イハ}ひたてまつる。甲辰(○十日)、大乙上物部、連麻呂を以て大使と爲し、大乙中山背、直百足を少使と爲て、^{ソヒソカヒ}新羅に遣す。十一月乙丑朔、新嘗の事を以て、告朔せず。丁卯(○三日)、新羅、沙湊金清平を遣して政を請す。并せて級湊金好儒、弟監大舍金欽吉等を遣して調を進る。其の送使奈末被珍那、副使奈末好福、清平等を筑紫に送る。是の月、肅慎七人、清平等に従ひて至りぬ。癸未(○十日)、京に近き諸國に詔して生を放つ。甲申(○廿日)、使を四方の國に遣して、金光明經、仁王經を説かしむ。丁亥(○廿三日)、高麗、大使後部主簿阿于、副使前部大兄德富を遣して朝貢たてまつる。仍りて新羅、大奈末金楊原を遣して、高麗の使人を筑紫に送る。^{コソク}是の年、新城に都つくらむとす。而して限の内^{ウチノ}の田園は公私を問はず、皆耕さずして悉に荒れぬ。然れども遂に都つくらず。

六年春正月甲子朔庚辰(○十七日)、南門に射す。二月癸巳朔、物部、連麻呂、新羅より至る。是の月、多禰嶋人等に飛鳥寺の西の槻の下に饗へたまふ。三月癸亥朔辛巳(○十九日)、新羅の使人清平、及び以下客十三人を京に召す。夏四月壬辰朔壬寅(○十一日)、村(○材・杖ともあり)、田史名倉、乘輿を指斥りまつれりといふに坐りて、伊豆嶋に流す。乙巳(○十四日)、送使珍那等に筑紫に饗へたまふ。即ち筑紫より歸りぬ。五月壬戌朔、告朔せず。甲子(○三日)、勅して大博士百濟人戀丹に大山下の位を授けたまふ。因りて以て三十戸に封す。是の日、倭、畫師音檮に小山下の位を授く、乃ち二十戸に封す。戊辰(○七日)、新羅の人阿湊朴刺破の従人三口、僧三人、血鹿嶋に漂ひ著けり。己丑(○廿八日)、勅したまはく、天社地社の神

税は三に分ちて、一をば擬供神るものと爲し、二をば神主に分ち給へ。是の月、早りす。京及び畿内に於きて^{アヤシ}等す。六月壬辰朔乙巳(○十四日)、大きに震動る。是の月、東、漢、直等に詔して曰く、汝等が黨族は、本より七の不可を犯せり。是を以て、小墾田御世より、近^ト江朝に至るまで、常に汝等を謀るを以て事と爲す。今朕が世に當りて、將に汝等の不可き狀を責めむとす。以て犯の隨に罪す應し。然れども頓るに漢直の氏を絶えむことを欲せず。故、大きな恩を降して以て原したまふ。今より以後、若し犯す者有らば、必ず赦さざる例に入れむ。秋七月辛酉朔癸亥(○三日)、龍田、風神、廣瀬、大忌神を祭る。八月辛卯朔乙巳(○十五日)、大きに飛鳥寺に設齋して以て一切經を讀む。便ち天皇、寺の南門に御しまして、三寶を禮ひたまふ。是の時、親王諸王及び羣卿に詔して、人毎に出家一人を賜ふ。其の出家は男女、長いたると幼きとを問はず、皆願ひの隨に度せしむ。因りて以て大齋に會ふ。丁巳(○廿七日)、^{ミツキ}金清平、國に歸る。即ち漂ひ著きし朴刺破等を清平等に付けて、本土に返す。戊午(○廿八日)、耽羅、王子都羅を遣して朝貢たてまつる。九月庚申朔己丑(○卅日)、詔して曰く、凡そ浮浪人、其の本土に送らるる者、猶復た還り到らば、則ち彼も此も並びに課役を科せむ。冬十月庚寅朔癸卯(○十四日)、内の小錦上河邊、臣百枝を民部の卿と爲す。内の大錦下丹比、公麻呂を攝津職の大夫と爲す。十一月己未朔、雨ふりて告朔せず。筑紫の大宰、赤烏を獻る。則ち大宰府の諸司の人に祿を賜ふこと各差有り。且つ專赤烏を捕れる者に^{カガリ}爵五級を賜ふ。乃ち當の郡の郡司等に爵位を加へ増す。^{ミツキ}因りて郡の内の百姓に給復したまふこと、一年を以てす。是の日、大き